



くらしの中に

総務省

地域力創造に関する施策説明会 【2日目】資料

令和7年5月

ローカル10,000 プロジェクト等について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

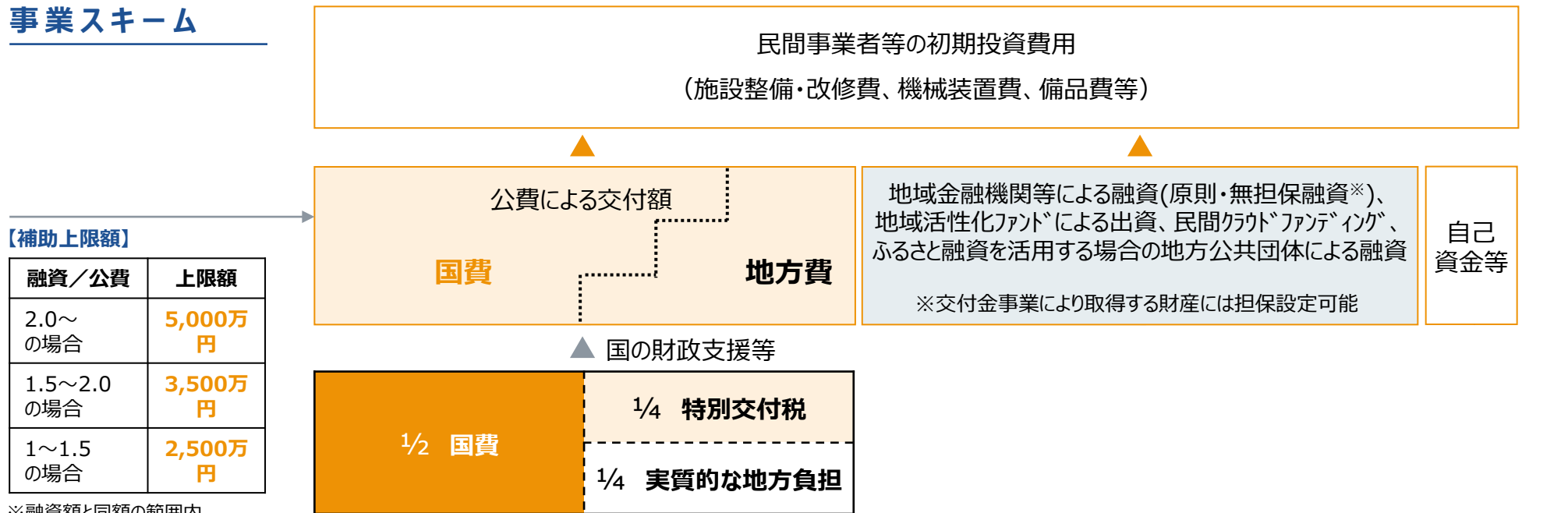
R7当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性
の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助上限額】

融資／公費	上限額
2.0～ の場合	5,000万 円
1.5～2.0 の場合	3,500万 円
1～1.5 の場合	2,500万 円

※融資額と同額の範囲内

【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
財政力0.25以上 2/3
財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4

POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により
実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

ローカル10,000プロジェクト 事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設とレトロな
BAR整備事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用プロ
ジェクト



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支
援事業



長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業



ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

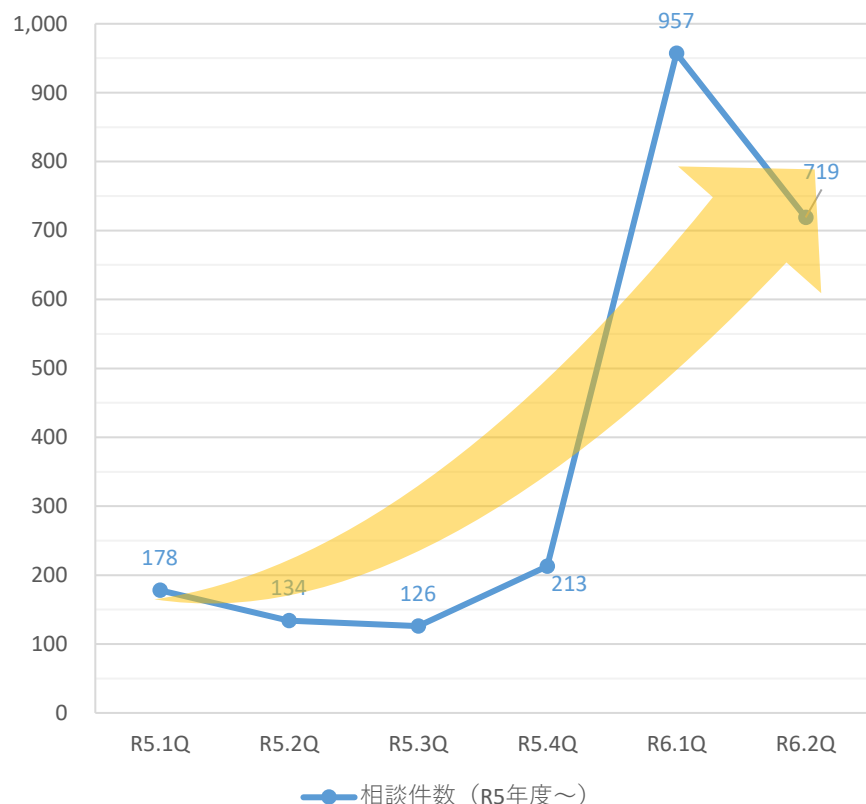
- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**採択件数が増加**（R5年度 23件 ⇒ **R6年度 82件**）
- 相談・申請件数を踏まえ、**地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算を増額**（R6当初6.0億 ⇒ **R6補正21.1億+R7当初6.2億**）

○ 地域内のニーズに対応するため、当初予算で計上している自治体の例

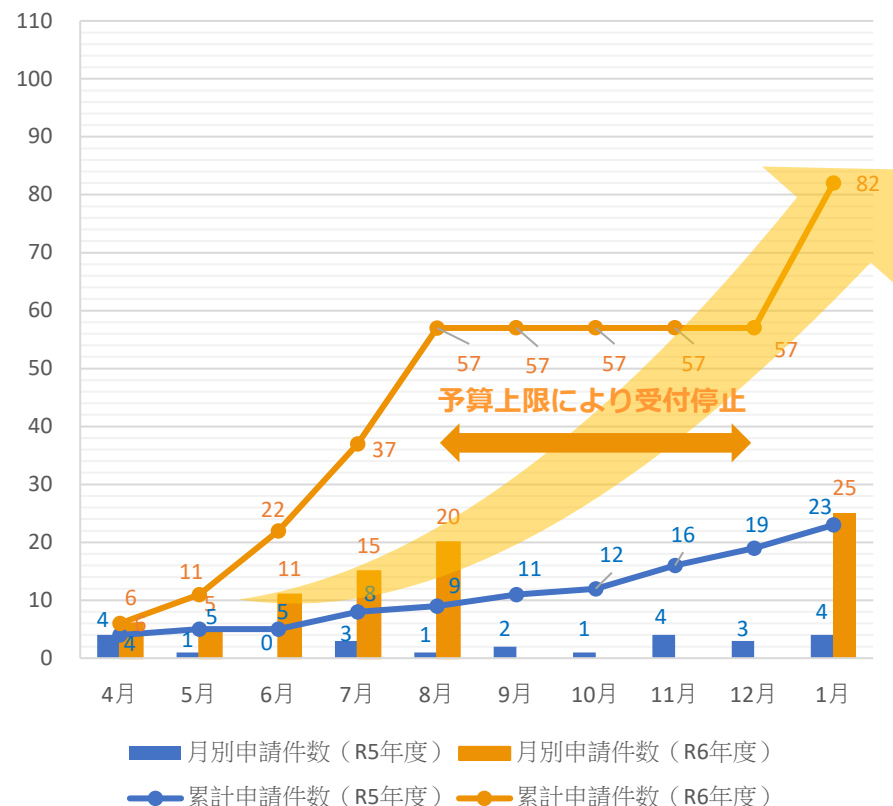
兵庫県：R7予算2千万円（1,000万円×2件）、徳島県：R7予算5,000万円（2,500万円×2件）、

香川県小豆島町：R7予算8,500万円（3,500万円×1件+2,500万円×2件）

四半期ごとの相談件数 年度間比較



月次申請件数 年度間比較



◎事業化した431事業（令和5年3月31日時点）の実績

- ・継続事業の割合 94%、5年経過時点の継続事業の割合 96%

（参考）起業5年経過時点の企業生存率 82%（中小企業白書2017）

⇒地方自治体、地域金融機関の伴走支援により高い継続事業率を確保

◎継続している407事業（令和5年3月31日時点）の実績

- ・黒字事業の割合 50%、5年経過後の黒字事業の割合 54%

（参考）黒字企業割合 39%（国税庁 令和4年度分会社標本調査）

- ・3,312人（1事業あたり9人）の雇用創出

⇒優良な雇用の場を創出

- ・事業実績額 338億円（公費交付額 120億円、融資額 166億円、自己資金等 52億円）

⇒公費交付額（120億円）の1.39倍となる、地域金融機関からの無担保融資（166億円）が誘発され地域における資金循環に寄与

ローカル10,000プロジェクトR6補正予算事業の制度改正点について ※R7も同様

項目	内容
①重点支援項目に「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を追加	【重点支援項目】 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業：国費3/4 ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業：国費3/4 ・地域の女性や若者の活躍に関連する事業：国費3/4（新規） ○「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を新たに重点支援項目として追加。 【想定される事例】 ・子育て中の女性をターゲットとしたデジタル人材としてのスキルアップと就労斡旋を行う事業 ・企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング事業 ・起業志向の若者を受け入れて創業をサポートする事業 ・若者の交流拠点の運営、若者のニーズを踏まえたサービスの提供を行う事業
②実施期間を最大2年まで拡大	○交付金事業の実施期間はこれまで1年（単年度）としていたところ、実施期間を交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年まで拡大。 ※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。
③「やむを得ない事情」について事前着手可能	○「やむを得ない事情」により交付決定前に事業着手（工事発注など）が必要な場合は、交付決定前着手届を提出することで交付決定前の事業着手を可能とする。 【やむを得ない事情として想定される事由】 ・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合 ・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合 など
④リースを活用する場合の弾力的運用	○対象経費の一部をリース資機材で調達する場合、交付金事業者と地域のリース会社が共同申請を行い事業に取り組むときは、そのリース額を地域金融機関からの融資相当額とみなす。 ※ただし、地域金融機関等の融資等は必須（全額リースによる調達は不可）。

ローカル10,000における「生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業」の事例

事業者：株式会社 井上寅雄農園
(代表取締役：井上 隆太郎氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

先進的なヨーロッパの最新鋭の設備とICTの使用により、佐久市から農業のDXを体現する。

(R3採択)

新規雇用人数：5名 (R6.3月時点)



観光業の活性化に寄与するため、新たにいちご狩り事業を行うハウス設備を導入。最新鋭のリフト式ハウス設備の取り入れ、温度管理・灌水・日照時間の管理など、イチゴの生育過程においてデジタル技術を全面的に活用し、24時間体制で環境制御を行うことで、効率的に生産を行い、生産性を劇的に向上させる。

また、効率的に農業経営を行うため、先に自社で開発した、全国のプロ農家から指導が受けられる農業スキルシェアサービス「アグティー」の改修を行い、農業者との意見交換や技術の提供等を行って、農業技術の継承や後継者の育成等に努める。

事業者：有限会社 越戸きのご園
(代表取締役：越戸翔氏)

市町村：岩手県久慈市

公費による交付額：40,000千円

融資額：57,505千円

事業概要：

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培により「菌床しいたけ」の一大産地化を目指す。

(H27採択)

新規雇用人数：17名 (R6.3月時点)



ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。

久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。

ローカル10,000における「脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業」の事例

事業者：Brewing Farmers&Company 合同会社
(代表社員：鈴木 健之助氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：4,333千円

融資額：4,334千円

事業概要：

工場跡をリフォームし、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う世界初の持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。

(R2採択)

新規雇用人数：1名 (R6.3月時点)



若者の人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等の地域課題のため、工場跡を再活用し、新たに地域循環型の醸造(どぶろく・麴製造)を行う。

薪ボイラーも整備し、エネルギー源としては地元産の間伐材を活用する。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。

また、空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業することで、雇用の創出と経済波及効果を生み出す。

事業者：農業生産法人 もがみグリーンファーム（株）
(代表取締役：大場 利秋 氏)

市町村：山形県最上町

公費による交付額：8,000千円

融資額：29,300千円

事業概要：

未利用バイオマス（木質燃料用ペレット、もみ殻固形燃料）を活用した新たなビジネスにより地域の経済循環を創出する。
(H26採択)



木質燃料用ペレットやもみ殻固形燃料の製造プラントを整備し、地域暖房の燃料として供給する。

高齢化などから森林の整備が進まなく荒廃が進む地域において、木質燃料ペレットの製造に伴い、山林の整備が促進され、さらに整備費用に還元されることが期待される。

また、山村地域の大きな課題である高齢化に伴う離農・耕作放棄地が増加する地域において、もみ殻の廃棄物処理からバイオマスエネルギー利用は大きな課題解決の一助となる。

ローカル10,000における「女性活躍・若者活躍に資する事業」の事例

事業者：有限会社A・S・S
(代表取締役：坂上直寛氏)

市町村：鹿児島県出水市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

子育て中の女性向けのWEBライティングの
スキルアップと業務斡旋
(R4採択)

新規雇用人数：13名 (R6.3月時点)



人口流出や子育て世代の就労問題等の解決や魅力的な仕事と女性活躍に向けた環境を創出するため、地域商店街中心に位置する金融機関の店舗跡を活用して、コワーキングスペースとともに事業所内保育施設を整備。

テレワークでWEBライティングの仕事に従事しスキルアップを行うなど、育児中でも仕事をしながら無理のない働き方と、多様な保育サービスを提供することで人口流出の抑制に繋げるとともに、商店街関係者と様々連携することで商店街の活性化・賑わいの創出も図る。

事業者：インストラクション株式会社
(代表取締役：加藤武氏)

市町村：新潟県長岡市

公費による交付額：10,000千円

融資額：11,000千円

事業概要：

企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング、
地場産品を活用した食物アレルギー児向けの対応食品の販売 (H27採択)

新規雇用人数：7名 (R6.3月時点)



待機児童問題の解決と未満児を持つ働く女性や働きたい女性の雇用の場を創出するため、「プレスクール事業」と「チューボー事業」を実施。

プレスクール事業では育児と仕事を両立させるためのコンサルティングを行い、チューボー事業では地元食材を活用しつつも食物アレルギー品目を使用しないアレルギー対応食に特化した地産地消惣菜店を整備することで、育児と仕事の両立サポートや企業内保育所設置の経済負担の軽減、雇用の創出を図る。

事業者：株式会社ベリーネ
(代表取締役社長：先野徹史氏)

市町村：島根県浜田市

公費による交付額：7,000千円

融資額：7,000千円

事業概要：Iターン出身者の洋菓子職人を受け入れ、
カフェ内を改装して洋菓子部門を開設
(R4採択)

新規雇用人数：2名 (R6.3月時点)



ベリーネの業績向上と地元地域の貢献につなげるため、カフェ内の遊休区画を改装して洋菓子部門を開設。

独立志向のパティシエ（洋菓子職人）を過疎地域で受け入れて開業をサポートするとともに、ベリーネの農産物を活用して6次産業化に取り組むことで、高付加価値化を図っている。カフェと洋菓子部門との相乗効果を期待し、お客様に満足していただける観光農園として地域活性化に貢献している。

ローカル10,000と関係補助金の比較①

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金 (拠点整備事業))	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金 (移住・起業・就業型))
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援	地域の課題解決を目的とした起業等をする方を支援し、地域課題の解決を通して地方創生を実現
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初 6.2億円	-	R6補正1,000億円の内数 R7当初2,000億円の内数	R7当初 2,000億円の内数
補助率	1/2	0.5 (措置率)	1/2	1/2
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	国1/2、地方1/2	国1/2、都道府県1/2
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0/5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	自治体ごとの交付上限額 15億円 (都道府県) /年度 15億円 (中枢中核都市) /年度 ※1事業当たり国費15億円 10億円 (市区町村) /年度 ※1事業当たり国費10億円	200万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	主にハード経費	起業に必要な経費
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	①目指す将来像及び課題の設定等 ②KPI設定の適切性 ③自立性 ④地域の多様な主体の参画	①地域課題の解決 ②社会性 ③事業性 ④必要性 ⑤デジタル技術の活用 ⑥各都道府県が実施計画に定める社会的事業の分野において起業を行うこと

ローカル10,000と関係補助金の比較②

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金		小規模事業者持続化補助金
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	中小企業等が行う、革新的な新製品・新サービスの開発等に必要な設備投資等を支援することで生産性を向上		小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を推進
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初 6.2億円	-	R6補正 3,400億円の内数		R6補正 3,400億円の内数
補助率	1/2	0.5 (措置率)	製品・サービス高付加価値化枠 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	グローバル枠 中小企業 1/2 小規模 2/3	2/3～3/4
			<特例> 最低賃金引上げ特例 2/3 (小規模・再生は除く)		
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	国 10/10		国10/10
上限額	2,500万円 (融資/公費 1～1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5～2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0～)	1,500万円 (融資/公費 1～) 800万円 (融資/公費 0/5～1.0) 200万円 (融資/公費 ～0.5)	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100～4,000万円)	50万円～250万円 ※インボイス特例に該当する場合は上記の上限額に50万円上乗せ ※賃金引上げ特例に該当する場合は上記の上限額に150万円上乗せ
			<特例> 大幅賃上げ特例 100万円～1,000万円上乗せ (最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く) ※上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。		
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、 広告宣伝費、商品開発費等	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置費、 新商品開発費、広報費等
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行。 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 (従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。		①事業者自らが事業計画書を策定し、 商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組むもの

ローカル10,000と関係補助金の比較③

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	事業再構築補助金		
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域プライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援		
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初 6.2億円	-	R2 3次補正：1兆1,485億円 R3補正：6,123億円 R4予備費：1,000億円 R4 2次補正：5,800億円 R5補正：1,000億円（同基金の省力化補助金）		
補助率	1/2	0.5（措置率）	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠
			通常類型	GX進出類型	最低賃金類型
			中小企業1/2（※2/3） 中堅企業1/3（※1/2） ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業1/2（※2/3） 中堅企業1/3（※1/2） ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業3/4（※2/3） 中堅企業2/3（※1/2） ※コロナ借換保証等で歳末債務を借り換えていない場合
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	国10/10		
上限額	2,500万円（融資/公費 1～1.5） 3,500万円（融資/公費 1.5～2.0） 5,000万円（融資額/公費 2.0～）	1,500万円（融資/公費 1～） 800万円（融資/公費 0/5～1.0） 200万円（融資/公費 ～0.5）	20人以下：1,500万円（2,000万円） 21～50人：3,000万円（4,000万円） 51～100人：4,000万円（5,000万円） 101以上：6,000万円（7,000万円） ※人数は従業員規模、カッコ内は短期的に大幅賃上げを行う場合の上限額	【中小企業】 20人以下：3,000万円（4,000万円） 21～50人：5,000万円（6,000万円） 51人～100人：7,000万円（8,000万円） 101人以上：8,000万円（1億円） 【中堅企業】 従業員規模に関わらず1億円（1.5億円） ※同左	5人以下：500万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,500万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野促進枠（通常類型）のみ		
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	【基本要件】 ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3～5%以上増加（※事業類型により異なる。）、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3～5%以上の達成（※）		
			・ポストコロナに対応した、成長分野へ的大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題に資する取組をこれから行う事業者	・コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者

ローカル10,000と関係補助金の比較④

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出整備事業）			
			定住促進・交流対 策型	産業支援型	農泊推進型（※①or②のどちらか） ①市町村・中核法人実施型 ②農家民泊経営者等実施型	農福連携型
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	農山漁村の多様な地域資源を活用し、新たな付加価値を創出する施設整備を支援します。			
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初 6.2億円	-	R7当初 7,389百万円の内数			
補助率	1/2	0.5（措置率）	1/2	3/10(通常) 1/2（中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合）	1/2	
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	1/2の補助については全額国費負担	3/10（通常）・1/2の補助については全額国費負担	1/2の補助については全額国費負担	
上限額	2,500万円（融資/公費 1～1.5） 3,500万円（融資/公費 1.5～2.0） 5,000万円（融資額/公費 2.0～）	1,500万円（融資/公費 1～） 800万円（融資/公費 0/5～1.0） 200万円（融資/公費 ～0.5）	4 億円(税込) 建築物であれば延べ床面積 1 m当たり29万円（事業費ベース・税込）	原則1億円 （BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2 億円）	①原則2,500万円 ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円 市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1 億円 ②1地域あたり5,000万円 かつ 1経営者あたり1,000万円 ※地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合は、上限額の加算有	簡易整備の場合は上限200万円 高度経営の場合は上限1,000万円 経営支援の場合は上限2,500万円 介護・機能維持の場合は上限400万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備費	農林水産物加工・販売施設等の整備費	①古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備費 ②農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費	障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	・地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること ・市街化区域（用途地域も含む）以外であること ・農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること（漁港と一体的に発展した地域も可）等	・事業実施主体は、農林漁業者団体、中小企業者とし、次のいずれかの認定を必要とする ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定 ③都道府県又は市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定 ・制度資金等の融資又は出資を活用すること ・多様な事業者とネットワークを構築すること	①・市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 ②・農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 ・連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得していること。 ③・宿泊施設を避難所等として活用する場合は、中山間地域等を含む地域における取組であること。 (共通) ・オンライン予約に対応する 等	・農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。 等

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R7年3月末時点

		団体内訳							件数						団体内訳							件数													
									都道府県	市町村	合計	採択団体										都道府県	市町村	合計	採択団体										
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	31	32	26	25	滋賀県	県①	米原市②	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	16	17	12										
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村					26		京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑧	舞鶴市	亀岡市															
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町②																											
		鶴居村	長沼町②	弟子屈町	留萌市	中富良野町																													
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市②	五所川原市	深浦町	六ヶ所村			7	7	6	27	大阪府	大東市	能勢町	田尻町							3	3	3									
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②		17	17	9	28	兵庫県	県⑨	豊岡市⑬	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	9	53	62	18										
		淡路市③	香美町②	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②																											
		加西市	神河町②	新温泉町②	丹波篠山市																														
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3	29	奈良県	県④	宇陀市④	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	23	27	12										
5	秋田県	県⑪	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7			御所市	田原本町	王寺町	下市町③	大和郡山市②																
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		19	19	13	30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町	広川町	新宮市	1	6	7	7										
7	福島県	大石町	寒河江市②	遊佐町	山形市	長井市	天童市										31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町		1	4	5	5							
8	茨城県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村				6	6	5	32	島根県	出雲市②	益田市	江津市③	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		18	18	11										
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2			倉敷市④	美作市	新見市③	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市														
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町					6	6	4	33	岡山県	高梁市③								15	15	8										
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市	行田市				6	6	5	34	広島県	神石高原町	呉市③	尾道市	竹原市	世羅町	廿日市市		8	8	6											
12	千葉県	大多喜町②	御宿町	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市		9	9	7	35	山口県	萩市	下関市	周南市	山口市					4	4	4										
13	東京都	町田市②								2	2	1	36	徳島県	県⑭	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市②			14	6	20	5										
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3	37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市	小豆島町⑧	東かがわ市	1	13	14	7										
15	新潟県	県①	三条市	五泉市	津南町②	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市④	1	19	20	11	38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市③	西条市	新居浜市③	久万高原町②	1	17	18	7										
16		富山県	見附市	妙高市	南魚沼市②	新発田市											39	高知県	県①	高知市	四万十市					1	2	3	3						
17	石川県	輪島市②	能登町							3	3	2	40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町	柳川市②		13	13	10										
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	12	15	9			宗像市	福智町②	岡垣町																		
19	山梨県	若狭町③	高山村②									6	6	41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町	白石町			5	5	5										
20	長野県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市	小菅村			6	6	6	42	長崎県	杵岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市	五島市		12	12	7										
		県②	上田市	長和町	長野市②	下條村	東御市	佐久市⑥	2	17	19	10	43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市②	菊池市	合志市②	相良村	4	15	19	13										
		小諸市③	松川村	白馬村									44	大分県	県①	宇佐市	豊後大野市																		
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	21	22	16	45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市						5	3	8	3									
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市②					46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市②	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市														
22	静岡県	静岡市②	浜松市							3	3	2	47	沖縄県	長島町②	出水市	さつま町	指宿市																	
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市			7	7	6			南城市②	那覇市	本部町	うるま市	竹富町				6	6	5										
24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市						4	4	3		計								65	495	560	333										

ローカル10,000プロジェクト 連携金融機関の状況

R7年3月末時点

本部所在地		地方銀行 62 行								第2地方銀行 37 行				信用金庫					その他				日本政策金融公庫	ファンド												
1	北海道	北海道	7							北洋	13					空知信金	1	札幌信金	1	網走信金	1	帯広信金	3	北星信金	1	ようてい農協	1	空知商工信組	1	釧路信組	1		北洋農業再生ファンド	1		
2	青森県	青森	4	みちのく	4											釧路信金	2																			
3	岩手県	岩手	4	東北	2											青い森信金	1																			
4	宮城県	七十七	1													北上信金	1	盛岡信金	1													3	もりおかSDGsファンド	1		
5	秋田県	秋田	13	北都	5											気仙沼信金	2																			
6	山形県	荘内	3	山形	7																															
7	福島県	東邦	2													新庄信金	2																			
8	茨城県	常陽	2	筑波	1											会津信金	1	あぶくま信金	1																	
9	栃木県	足利	3													水戸信金	2																			
10	群馬県	群馬	3																																	
11	埼玉県	武蔵野	1													しのめ信金	2	利根郡信金	1																	
12	千葉県	千葉	7	千葉興業												埼玉縣信金	5																			
13	東京都	きらぼし														佐原信金	1	銚子信金	1																	
14	神奈川県	横浜	1													城南信金	1	多摩信金	1															1		
15	新潟県	第四北越	18													さがみ信金	2	横浜信金	1																	
16	富山県	北陸	1	富山	2											ゆきぐに信金	1	新発田信用金庫	1																	
17	山梨県	山梨中央	5													富山信金	1																			
18	長野県	八十二	15																																	
19	石川県	北國	1													長野信金	1	上田信金	1	飯田信金	1	松本信金	1													
20	福井県	福井	10													のと共栄信金	1	興能信金	1																	
21	岐阜県	大垣共立	2	十六	8											敦賀信金	2																			
22	静岡県	静岡	3	スルガ		清水										岐阜信金	2	八幡信金	1	東濃信金	2	高山信金	1													
23	愛知県															浜松磐田信金	1																			
24	三重県	三十三	1	百五	2											岡崎市信金	2	西尾信金	1	豊川信金	1	豊橋信金	1													
25	滋賀県	滋賀	15																																	
26	京都府	京都	4													長浜信金	3																			
27	大阪府	関西みらい	1	池田泉州	2											京都北都信金	4	京都中央信金	1																	
28	兵庫県	但馬	14													大阪シティ信金	1																			
29	奈良県	南都	17													但馬信金	27	但陽信金	5	中兵庫信金	2	日新信金	1	姫路信金	1											
30	和歌山県	紀陽	2													淡路信金	1																			
31	鳥取県	鳥取														大和信金	7	奈良中央信金	1	奈良信金	2															
32	島根県	山陰合同	16													きのくに信金	3	新宮信金	1																	
33	岡山県	中国	8													倉吉信金	1	鳥取信金	1																	
34	広島県	広島	5													島根中央信金	1	しまね信金	1	日本海信金	2															
35	山口県	山口	4													玉島信金	1	備北信金	4																	
36	徳島県	阿波	12													呉信金	2	広島信金	1																	
37	香川県	百十四	7																																	
38	愛媛県	伊予	9													徳島大正	4																			
39	高知県	四国	3													香川	7																			
40	福岡県	福岡		筑邦	1	西日本シティ	2	北九州	1	福岡中央	1					愛媛	4																			
41	佐賀県	佐賀	5													高知	1																			
42	長崎県	十八親和	12													ふくおかひびき信金	3	遠賀信金	2	大分柳川信用金庫	2															
43	熊本県	肥後	11													九州ひびき信金	1																			
44	大分県	大分	2													天草信金	1																			
45	宮崎県	宮崎	7																																	
46	鹿児島県	鹿児島	12													宮崎太陽																				
47	沖縄県	琉球	4	沖縄	2											鹿児島相互信金	2	鹿児島県信金	1																	
件数合計		316 件 (56 行 / 62 行中)									64 件 (20 行 / 37 行中)				148 件 (76 金庫 / 254金庫)					40 件 (34 機関)				18 件	4 件											

※地方銀行、第2地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。

※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。

※銀行数（62行+37行）、信金数（254金庫）は、令和6年3月現在。オレンジ着色は、令和6年度採択事業

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

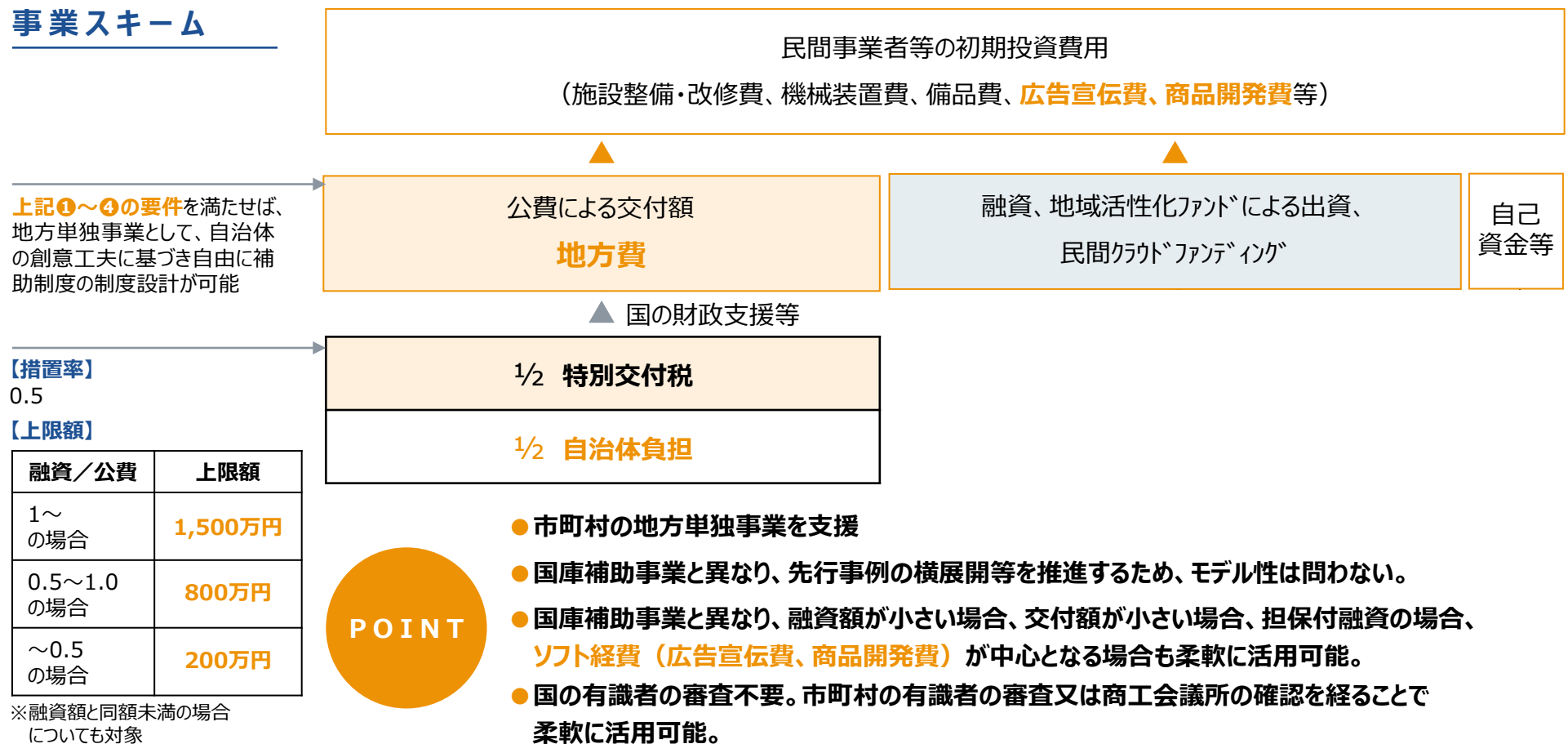
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：岐阜県山県市

【具体的内容①】

自治体名

- 岐阜県山県市

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：2,000千円（市予算額）
- 融資等：1,484千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費 など

審査の方法

- 山県市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

事業名

- 山県市北山地区の観光周遊促進プロジェクト

取組内容

- 過疎化・高齢化が進む市北部地域において、地元住民が提供する郷土料理が人気の農家レストランを移転し、周辺施設との連携、新たな情報発信拠点としての強化を目指す。

<自治体の声>

・単独事業は国庫補助事業と比較してモデル性の要件が省かれていること、融資額や交付額が小さい場合でも活用できることから、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がると捉え、市単独の補助金要綱を策定した。

<事業者の声>

・市の廃校を活用した農家レストランが施設の老朽化により廃校での営業ができなくなり、新たな拠点で他の滞在拠点施設と連携した事業を計画し市に相談したところ、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の案内があった。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例② 北海道本別町

【具体的内容②】

自治体名

- 北海道本別町

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：12,000千円
- 融資等：12,000千円
- 初期投資内容：施設整備費

審査の方法

- 要綱の第6条で「町長が認める団体の審査」もしくは「商工会が確認」となっており、今回は関連するSDGs・脱炭素推進協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）で審査。

事業名

- 本別町地域経済循環創造事業

取組内容

- コワーキングスペースを整備し、地域内外企業・自治体と連携して、地域商品のブランディング、空き店舗のサブリース事業を行うことで、地域内の社会課題を経済的取組によって解決できる事業モデルを構築する。

<自治体の声>

・国の補助事業の活用が困難になったため、地方単独事業に移行することとした。町で要綱等のルールを定めることによりスピード感を持って進められていることがメリットであると感じている。

<事業者の声>

・今回立ち上げる会社の前に、コンサルティング事業で本別町役場や民間事業者と関わってきた。
・本別町に訪れるたび、様々な人と交流するうちに町に思い入れを持つようになったのがきっかけである。
・また、この制度の最大利点は町に認められる事業となることであると感じている。さらに制度上、金融機関の融資審査を通過している事業として認知を受けることがさらなる強みとなり、その点がメリットだと感じている。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例③：群馬県南牧村

【具体的内容③】

自治体名

- 群馬県南牧村

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：15,000千円
- 融資等：18,000千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

審査の方法

- 役場の複数の部署と複数の金融機関にお声がけし、協議を行った。正式な審査はこれからとなるが、村の商工会には創業支援にあたりアドバイスや意見書のような形で確認をいただく予定。

事業名

- 有害鳥獣処理加工支援事業

取組内容

- 有害鳥獣による農林産物被害の軽減を図るため、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効利用することを促進し、「南牧ジビエ」のブランド化を目指したジビエ商品の開発や販売等の事業を起業する事業者に対し、初期投資費用を支援する。

<自治体の声>

- ・南牧村では新規事業者からの相談を受け、村としても推進したい事業であったことから令和5年度より支援を検討していた。
- ・そのような中で群馬県よりローカル10,000プロジェクト（国庫補助）の活用についてご教授いただき、今年度中の事業開始に向けて具体的な協議を勧めていたところ、国の補助事業の活用が困難になったため代替えとなる支援施策を検討した結果、今回の地方単独事業の実施を行う事となった。
- ・国庫補助事業の補正対応及び次年度を待つことも考えたが、施設等の整備の期間も考えると事業の確実な実施が難しくなることや完全な新規事業者であったため実施予定者の生活を担保する観点からも早期な着手が望ましいのと判断で地方単独事業を活用することとなった。
- ・村の負担は大幅に増加するが、国庫事業については採択されるかも不確定なのに対し、地方単独事業であれば国庫補助の要件に沿う形で実施することで特別交付税の対象とすることが可能であり、確実な実施の見込みが立てられることも要因となった。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：岐阜県山県市

山県市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、山県市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- （1） 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- （2） 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- （3） 市税を滞納していないこと。
- （4） 山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

（事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために補助対象者が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

- （1） 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- （2） 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- （3） 補助対象者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- （4） 補助対象経費のうち、補助金及び自己資金を除いた額（以下「融資額等」という。）については、次のいずれかの方法で資金調達をすること。

- ア 地域金融機関等による融資
- イ 地域活性化ファンドによる出資
- ウ 民間クラウドファンディングによる寄附

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から第

（審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

審査等

①地域密着型
（地域資源の活用）

②地域課題への対応
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：北海道本別町

本別町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

本別町告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本別町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年本別町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に会社を登記する新規性の高い地域課題への対応を行う民間事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業構築費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金額は、交付対象経費から融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を除いた額を対象に、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（1） 融資額等が補助金額と同額以上の額の場合 1,500万円

（2） 融資額等が補助金額の0.5倍以上同額未満の額の場合 800万円

（3） 融資額等が補助金額の0.5倍未満の額の場合 200万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、本別町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 実施計画書

（2） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を町長が認める団体の審査もしくは本別町商工会が確認し、補助金の交付を認めたときは、本別町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

審査等

①地域密着型
（地域資源の活用）

②地域課題への対応
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例③：群馬県南牧村

南牧村創業等促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、南牧村でローカル10,000プロジェクト事業又は当該事業に準ずる村の単独事業を活用し創業等をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南牧村補助金等に関する規則（昭和53年南牧村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に規定する行為をいう。
- (2) 第二創業 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一年度内に先代から事業（会社を含む。）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (3) 創業等 創業又は第二創業をいう。
- (4) 会社創業等 産業競争力強化法第2条第28項第2号に規定する創業又は会社を引き継ぐ第二創業をいう。
- (5) 事業所 個人事業者にあつては事業の用に供する事務所等、会社にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。
- (6) 地域資源 本村の特産物として相当程度認識されている農林水産物及び鉱工業製品並びにこれらの生産に係る技術並びに文化財、自然の風景地その他観光資源をいう。
- (7) 地域の強み 本村における産業特性、地理的特性、人材・教育、地域の協力体制などをいう。
- (8) 創業支援等事業者 産業競争力強化法第127条第1項の規定により本村が作成する創業支援等事業計画において、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等を実施する者とされている者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」と

いう。）は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 継続性が十分見込める事業であること。
 - (2) 本村の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
 - (3) 本村の地域課題の解決に繋がる事業であること。
 - (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。
 - (5) 本村において新規性のある事業であること。
 - (6) 雇用を創出する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 公序良俗に反する事業
 - (2) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
 - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
 - (4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
 - (5) 事業の開始及び継続に対し、本村において他に補助金等の支援制度がある事業
 - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でないと判断する事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに本村を事業所の所在地として創業等をする者で、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 本村に住所を有する者であること。
- (2) 会社創業等の場合にあつては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。
- (3) 創業の経験がなく、又は申請時点で他の事業の経営をしていないこと。
- (4) 第7条第1号の事業計画書の作成に当たり、創業支援等事業者の指導及び確認を受けていること。

①地域密着型
（地域資源の活用）

②地域課題への対応
（公共的な課題の解決）

③融資等

④新規性（新規事業）

審査等

(参考) ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業Q&A)

質 問	回 答
事業の必須要件は何か。	ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業が対象となり、以下の4つが必須要件です。 ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること) ③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディングによる資金の活用 ④新規性(新規事業であること)
対象経費は何か。	ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)と同様の施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費に加え、以下の経費(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)も対象となります。
	<事業の立ち上げ段階> ・活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費(調査費、委託費) ・地域内外での需要動向調査に係る経費(調査費、委託費) ・収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費(調査費、委託費) ・実施計画書の作成に係る経費(旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費) ・実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費(広告宣伝費、調査費、委託費)
	<事業立ち上げ後のフォローアップ段階に係る経費> ・事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費(旅費、謝金、会議費、調査費、委託費)
対象事業費について下限額はあるか。	下限額はありません。
審査はどのように行われるのか。	市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められるものとなります。
ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)との違いは何か。	先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問いません。また、公費に対して融資等の額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)が中心となる場合も活用可能です。
市町村で新たに要綱を作る必要があるか。	特別交付税措置の対象となるには、市町村における要綱に4つの要件が読み取れるように明記してもらう必要があります。新しく要綱を作るほか、既存の要綱を活用して4つの要件が読み取れるように明記してもらうことでも構いません。

ローカルスタートアップ支援制度 「企画・立ち上げ等各段階での財政措置」

「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度

① 事業の企画	② 立ち上げ準備	③ 事業立ち上げ	④ フォローアップ
特別交付税（措置率0.8） ・創業支援等事業計画の作成 ・創業塾、創業セミナー、研修 ・ビジネスコンテスト ・創業コーディネーターの設置 R6 市町村負担:上限100万円 R7 市町村負担:上限500万円 (1事業上限100万円)	特別交付税（措置率0.8） ・地域脱炭素等に係る調査分析 ・地域資源の調査分析 ・ビジネスモデル調査分析 ・法人設立等に係る経費 ・オフィスの賃貸料、インキュベーション施設	国庫補助（補助率1/2～3/4） ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性を有するもの 特別交付税（措置率0.5） ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性は問わない	特別交付税（措置率0.5） ・フォローアップ、再構築調査

ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

市町村におけるスタートアップ支援の事例（茨城県つくば市）

- スタートアップの成長と社会実装支援の官民連携の事業として、「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」、「つくば市未来共創プロジェクト」、「つくば市場・市民ニーズ調査事業」等、スタートアップ等の新たな技術等を活用して行政・社会課題の解決につなげるための実証等を推進。

（具体の取組概要）

■つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

「スマートシティ」、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現を目指し、つくば市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアル企画を募集し、支援する事業。事業において、トライアル費用、専門家による助言、実証実験場の確保、大学・研究機関とのマッチング等を支援。

毎年5件程度（令和6年度4件、令和5年度5件）の提案を採択。そのうち1件をスタートアップ賞として採択し、支援。



●令和6年度事業における、優先的に取り組む7つの分野

- ①移動・物流
- ②行政
- ③健康・医療
- ④防災・インフラ・防犯
- ⑤デジタルツイン
- ⑥オープンハブ
- ⑦脱炭素・ゼロエミッション

市町村における創業支援の事例（島根県雲南市）

- 産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を雲南市が策定（平成27年5月認定）したことにより、**創業者は、会社設立時の登録免許税の軽減や、創業関連保証枠の拡大などの支援を受けることが可能。**
- 雲南市では、地元の商工会や金融機関などの連携支援事業者（下図参照）による創業支援を実施。このうち、市は、**創業塾、創業セミナー、地域課題解決に資する起業・創業に対する資金提供等による創業支援**を実施。

雲南市における創業支援体制



取組① Seedラボ（起業家養成塾）

- 2011～2021年まで11期続けた創業塾「幸雲南塾」を発展させ、チャレンジャーのための学び合い・実践コミュニティとして、講師を招いて創業セミナー等を実施。
- 新サービス・新商品を作りたい、ビジネスをはじめたい人などを対象として、事業計画のブラッシュアップや、地域資源を生かした事業づくりなど、7つのテーマでゼミを開設。

Seedラボ特設サイト <https://seedlabo.mystrikingly.com/>

取組② 雲南スペシャルチャレンジ（ビジネスコンテスト）

- ビジネスコンテストで採択された、市内での地域課題解決に資する起業・創業等に対し、チャレンジ資金（資金補助、保証料・利子補助）を提供。

【採用事例①】雲南創生（ソーセージ）

- ・猪肉の商品加工場を作り、加工販売を行う。
- ・有害獣被害の改善とともに、情報発信により移住促進につなげる。

【採用事例②】市民と商店をスマートにつなぎ便利にお買い物！

- ・移動販売車による食料品・日用品の販売を行う。
- ・高齢者の見回り・安否確認にも貢献。

スペチャレ特設サイト <https://unnan-social-challenge.jp/>

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置 ※特別交付税の仕組みについては26ページを参照
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

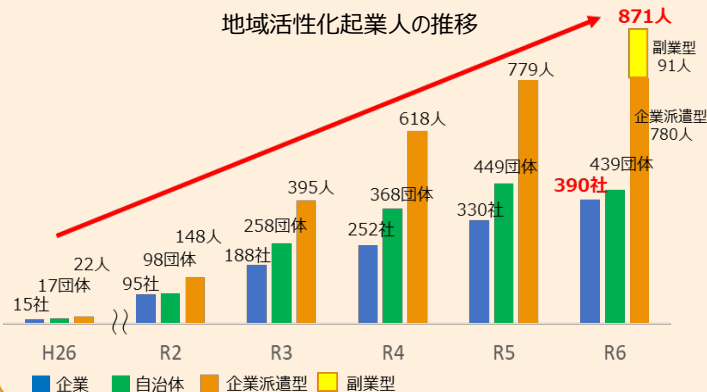
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件 不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 42歳

【活動時期】 R6.4～

【入社年度】 R3年入社
勤務年数2年7ヶ月（R6.4.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- 西日本エリアを中心とした中小・スタートアップ支援
- ・ 中小・スタートアップ向け伴走支援
- ・ アクセラレーションプログラムや実証事業等の運営
- ・ 事業会社等の新規事業創出、オープンイノベーション

の取り組み支援

- ・ 起業家育成支援（ほか）

取組内容・成果

●「地域課題等×スタートアップ」に向けた取組

- ・ 行政や企業が抱える課題や新たなチャレンジ（以下、課題等）を、スタートアップの持つ新しい技術やサービスで解決するため、両者のマッチングサイト「北九州イノベーションゲート」を活用したマッチング支援を実施



マッチングサイト「北九州イノベーションゲート」

- ・ 派遣元企業で培ってきた企業の新規事業創出支援やスタートアップの成長支援等のノウハウやネットワークを活かして、多角的な視点でのヒアリングやマッチング支援を実施し、北九州のオープンイノベーション創出に尽力

●アントレプレナーシップ教育に向けた取組

- ・ 「起業や新しいことにチャレンジする精神」を養うことを目的に実施する小中学生向けアントレプレナーシップ教育において、講師やワークショップの審査等を実施



- ・ 派遣元企業での起業家育成のノウハウに加え、起業人自身の転職・新規事業創出経験等を伝えることで、学生のチャレンジ精神醸成に寄与

連絡先

【メディア等の取材連絡先】

（メールアドレス） san-startup@city.kitakyushu.lg.jp

（電話番号） 093-582-2590

【派遣元企業へのお問合せ先】

<https://tohmatu.smartseminar.jp/public/application/add/5460>

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

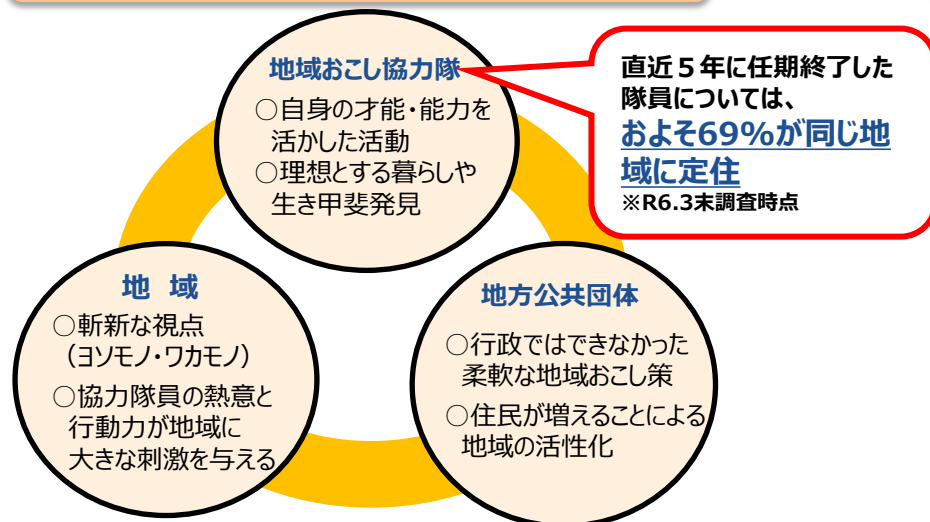
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

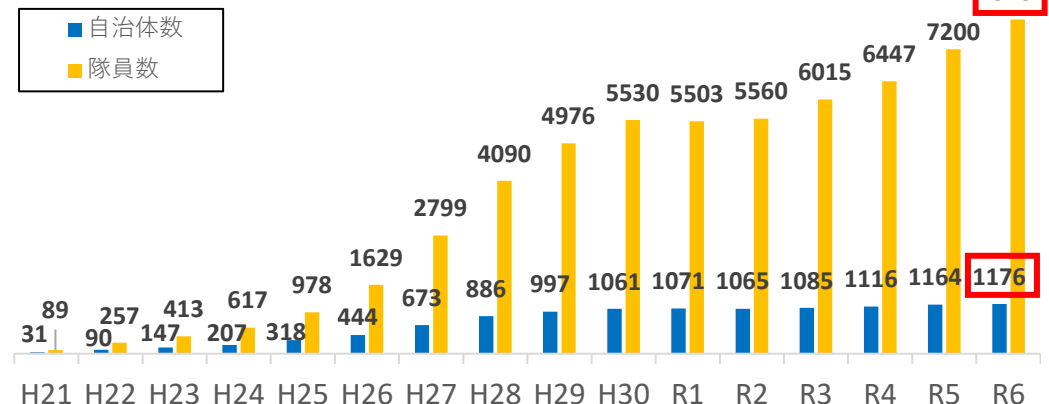
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



(参考) 地域おこし協力隊における創業支援の事例

熊本県天草市 渡邊 隼

基本情報



【年 齢】
31歳
【出身地】
熊本県天草市
【転出元】
東京都中野区
【前 職】
システムエンジニア
【活動時期】
R4.4~R7.3

協力隊に応募したきっかけ

地元高校卒業後、進学や就職で故郷を離れたが、就職先の東京にて地元出身者の集まりである「天草元気プロジェクト」の一員に。(関係人口団体)
約7年ほど、東京で天草の知名度を広げるために様々なイベントを実施。
活動を通してふるさとへの想いが醸成され、Uターンを決意。
タイミングよく協力隊の募集があったため、迷わず応募し現在に至る。

今後の抱負・任期後の目標

高校までしか地元におらず、産業分野について無知であったが、この協力隊任期中に多くの事を知ることができた。
これまでインプットした情報を元に、地域の課題を解決できるようなまちづくり会社を運営していきたい。
まずはキャッシュを生み出すところから、1歩ずつ始めていき、持続可能な地域となれるように頑張りたい。

活動内容

●起業創業・中小企業支援 (R4.4~R5.3)

天草市内の自治体、地場商工団体、地銀で運営されている産業支援拠点センターで1年間勤務。センター長と共に業種問わず、様々な企業や個人の相談を受ける。前職のエンジニア時代で培ったITスキルや先進自治体の情報を提供。同時に、長らく離れていた地元天草の情報収集ができた。



●企業誘致支援(R5.4~)

人口流出の緩和や産業の発展のため、天草市が推進している企業誘致活動。企業派遣研修型地域おこし協力隊員として誘致企業に所属し、コワーキングオフィスの運営を行う傍ら、VR技術を駆使したメタバース体験会や視察の対応を実施している。



●スタートアップ支援(R5.5~)

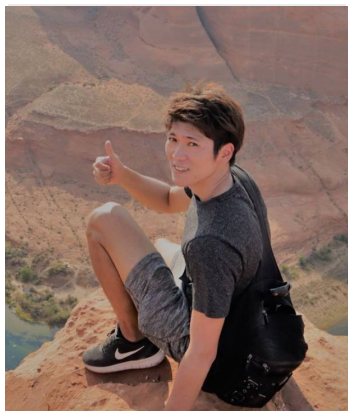
天草市が運営するスタートアップ支援に特化した相談窓口を運営中。中小企業診断士と共に事業計画の策定や資金繰り相談などに対応している。



(参考) 地域おこし協力隊における創業の事例

茨城県 永松 裕士

基本情報



【年 齢】
27 歳

【出身地】
東京都 港区

【転出元】
神奈川県 川崎市

【前 職】
楽天グループ株式会社

【活動時期】
R4.5～

協力隊に応募したきっかけ

楽天グループで培った起業家精神を基に、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決をしたいと思い、茨城県北起業型地域おこし協力隊に応募。

豊富な海外経験、語学力、映像企画・製作力を活かし、茨城県北地域の外貨獲得に貢献したいと考えている。

今後の抱負・任期後の目標

行政や企業からの請負型事業をするだけでなく、地域の小規模事業者・伝統文化事業者と連携して、「メディア×EC」プラットフォーム事業を確立させること。

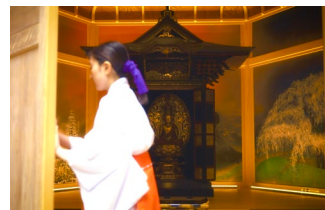
今後の外貨獲得市場No.1市場であるインバウンド需要の波に地域を巻き込んで、活性化を促すことが目標。

活動内容

●インバウンド向け 地域ブランディング事業

適切なマーケティング・ブランディング戦略の構築、それに基づいた映像製作・チャンネルの運営を包括的に遂行。

「綺麗な景色」や「インフルエンサー頼み」の端的なプロモーションではなく、インバウンド層の「伝統・文化的体験」欲を満たす、コンテンツを展開。



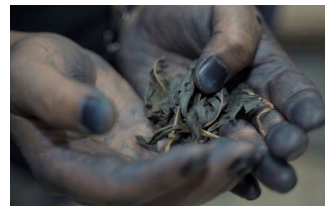
●国内向け行政プロモーション(観光・移住・ブランディング)

単発のコンテンツを展開し、再生回数に応じて一喜一憂するのではなく、市が掲げるブランドメッセージ設計、ターゲット設定、コンテンツ企画製作、メディアの運営を包括的に担当することによって、地元民のシビックプライドを向上させ、地域の活性化を図る。



●伝統文化・工芸品の海外プロモーション/商品プロデュース/EC販売事業(準備中)

伝統文化や伝統工芸に携わる小規模事業者と連携して、海外富裕層の需要にマッチした商品のプロデュースからプロモーション、販売まで伴奏し、収入・後継者不足の課題を解決する。

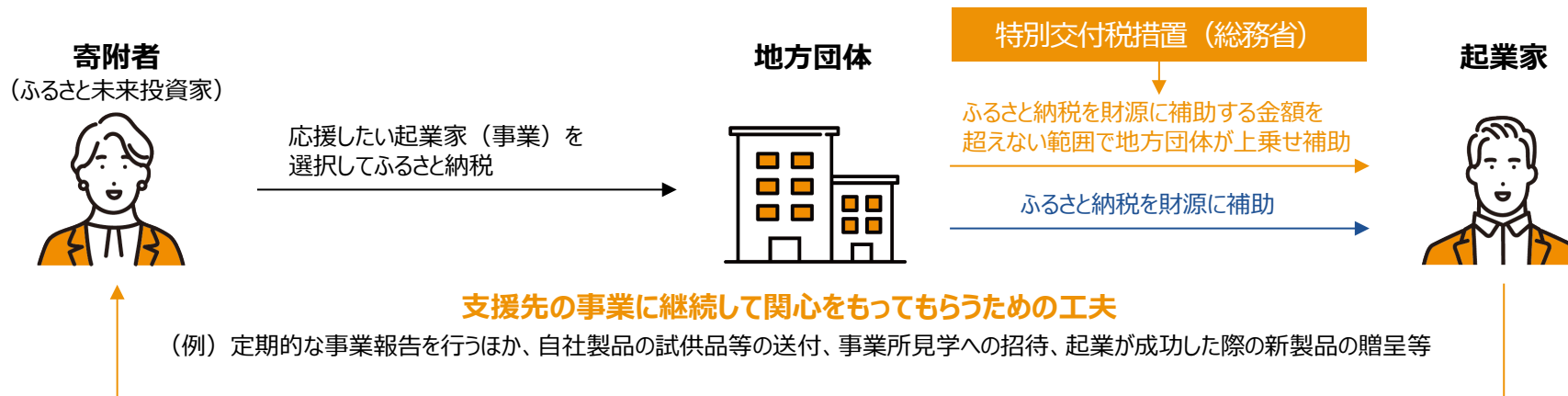


ふるさと起業家支援プロジェクト

- **地方団体による地域の起業支援を促すとともに**、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、**地域経済の好循環の拡大を図る。**
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、**寄附文化の醸成を図る。**

【概要】

- ・ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- ・ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、定期的な事業報告を行う等、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。
- ・ 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して**特別交付税措置(措置率0.5、上限2,500万円／事業)**により支援。



ふるさと起業家支援プロジェクトの参考事例（令和6年度）

単位：千円

団体名	事業の概要	公費支援額	ふるさと納税を財源に補助する金額	
			ふるさと納税を財源に補助する金額	自治体による起業家への上乗せ補助の金額
徳島県	山間部の高齢者でも採集しやすい薬木の植林を行うための経費を支援	2,200	1,100	1,100
徳島県	安心・安全な魚を迅速に、安価で提供できるための設備費を支援	2,680	1,340	1,340
徳島県	野良猫の殺処分を削減させるため、保護するための設備等費用を支援	4,000	2,000	2,000
佐賀県	歴史と愛のつまった地元の味を残すため「銘店アーカイブ」プロジェクトの認知拡大の取組に係る経費を支援	1,431	1,431	0
佐賀県	養蜂に関わる方を増やし、地域農業と環境保全の調和を図るための新様式鉢箱による実証試験に係る経費を支援	700	400	300
岩手県北上市	市内で新事業に取り組む事業者に対し、事業費の一部を支援	1,000	500	500
岩手県遠野市	遠野市のジビエ普及に向けた、設備投資や新製品開発に対する経費を支援	2,000	1,125	875
岩手県遠野市	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業を支援	300	150	150
島根県川本町	訪日旅行者が滞在し地元住民との交流拠点とするため旧旅館施設を改修するための経費を支援	5,435	2,935	2,500

ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）という目標に向け、地方公共団体における地域脱炭素の取組を加速化していくため、以下のとおりふるさと融資制度の特例対象事業を追加する。

令和7年度における拡充

（令和7年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正）

○ ふるさと融資においては、特例として融資比率等※1の引上げを行っている。

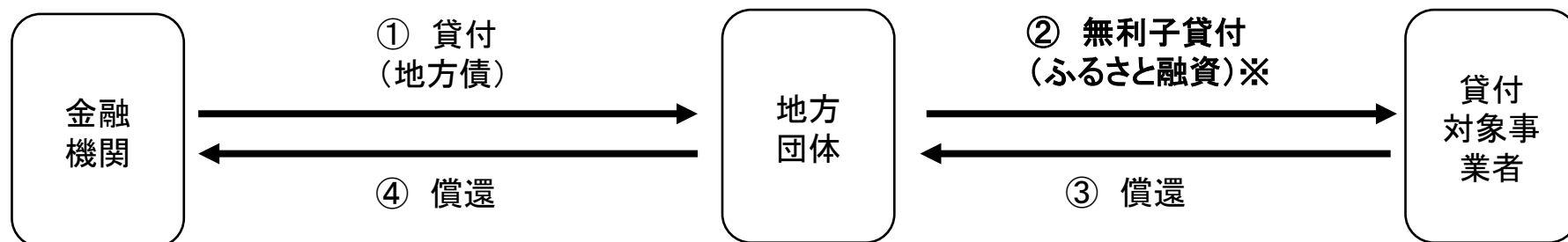
※1 融資比率は、通常50%のところ、過疎地域（みなし過疎地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県に限定）において実施される事業や、地域脱炭素化促進事業、（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については60%に引上げ。

○ 令和7年度より、新たに「地域脱炭素推進交付金事業※2」の対象事業について、融資比率等の引上げの対象に追加することとする。

※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号 制定）第3条第2項に定める脱炭素先行地域づくり事業、同条第3項に定める重点対策加速化事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号 制定）第3条第2項に定める民間裨益型自営線マイクログリッド等事業

（参考）ふるさと融資制度の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



※ 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置

創業支援施策について

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室

創業支援施策について

2025年 5月

中小企業庁 創業・新事業促進室

創業の実態と各国比較

- 我が国の創業希望者に対する创业者の割合は約4割と、諸外国と比較しても高い水準。
→創業希望者が実際に創業に至るための環境は一定程度整備。
- 他方、創業に無関心な者の割合は、諸外国は約2～4割である一方、我が国は約8割と高い水準。
→「創業無関心者」層を「創業関心者」に引き上げることが重要。

＜成人(18～64歳)に占める創業ステージ毎の割合＞

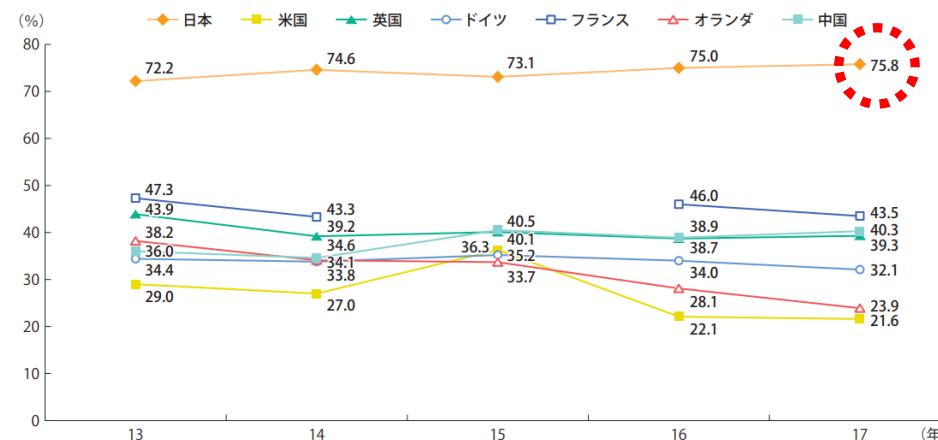
	①創業希望者	②創業準備者	③创业者	創業希望者に対する创业者の割合(③/①)
日本	3.8%	1.5%	1.5%	38%
米国	13.6%	6.9%	4.1%	30%
フランス	13.1%	3.1%	1.2%	9%
英国	7.5%	3.1%	3.0%	40%
ドイツ	7.3%	3.0%	2.0%	28%

(出典) 鈴木正明(2013年5月)「日本の企業活動の特徴は何か」を再編加工
グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査

(参考) 創業までの4ステージ

- ①創業希望者：創業に関心があり、創業したいと考えているが、現在具体的な準備を行っていない者
- ②創業準備者：創業したいと考えており、現在創業に向けて具体的な準備を行っている者
- ③创业者：創業を実現した者

＜起業無関心者の割合の推移＞



資料：「グローバル・アントレプレナーシップ・モニター (Global Entrepreneurship Monitor: GEM) 調査」日本チーム再編加工

(注) 1. ここでいう「起業無関心者」とは、「過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている」、「今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる」、「新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持っている」の3つの質問すべてに「いいえ」と回答した人をいう。

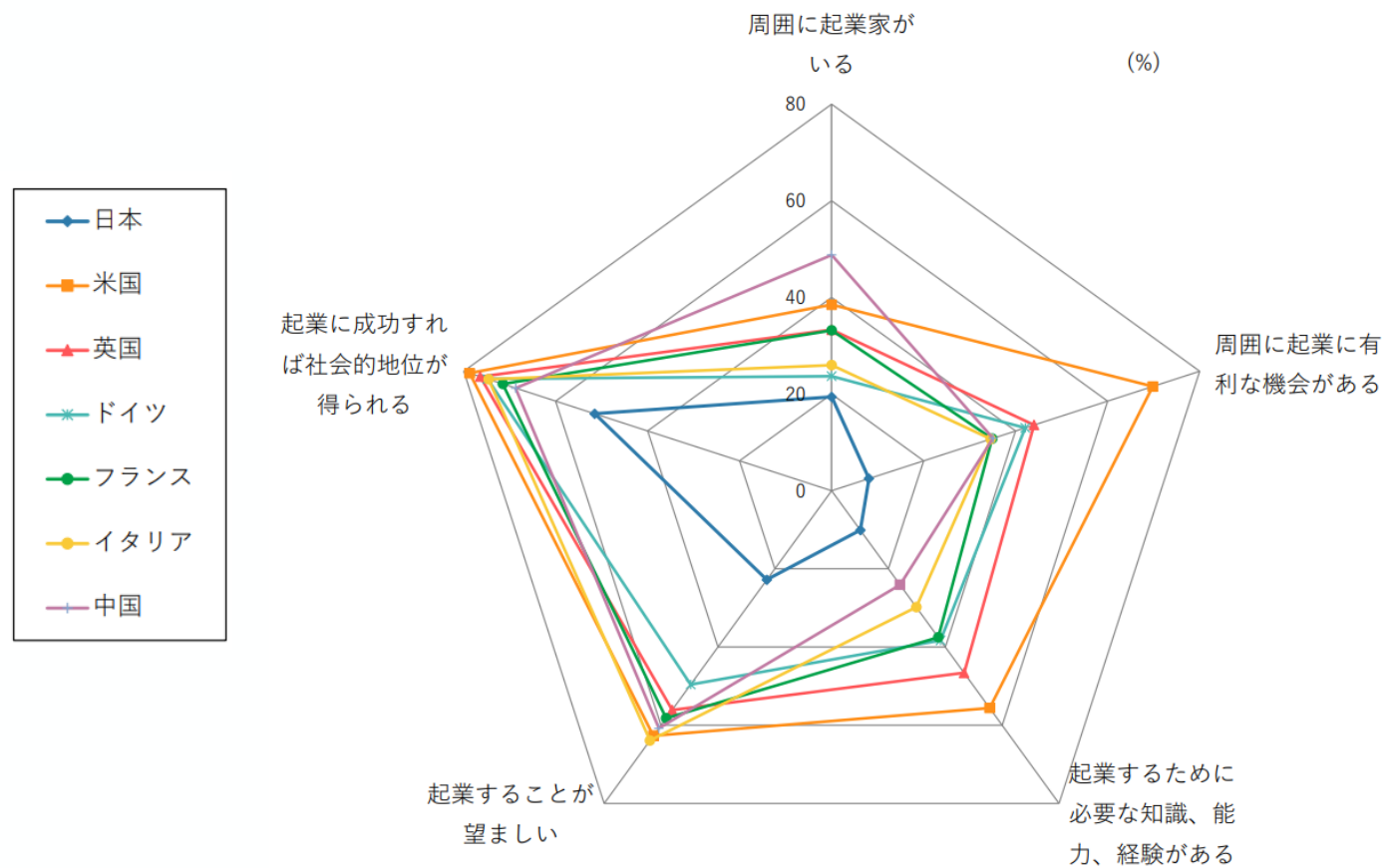
2. 3つの質問について、「わからない」と回答した人、無回答の人を除いて集計している。

3. 国によって調査していない年がある。

(出典)2019年版中小企業白書

起業意識の国際比較

- いずれの項目についても、我が国で各項目に「はい」と回答した成人人口の割合は諸外国に比べて低い。

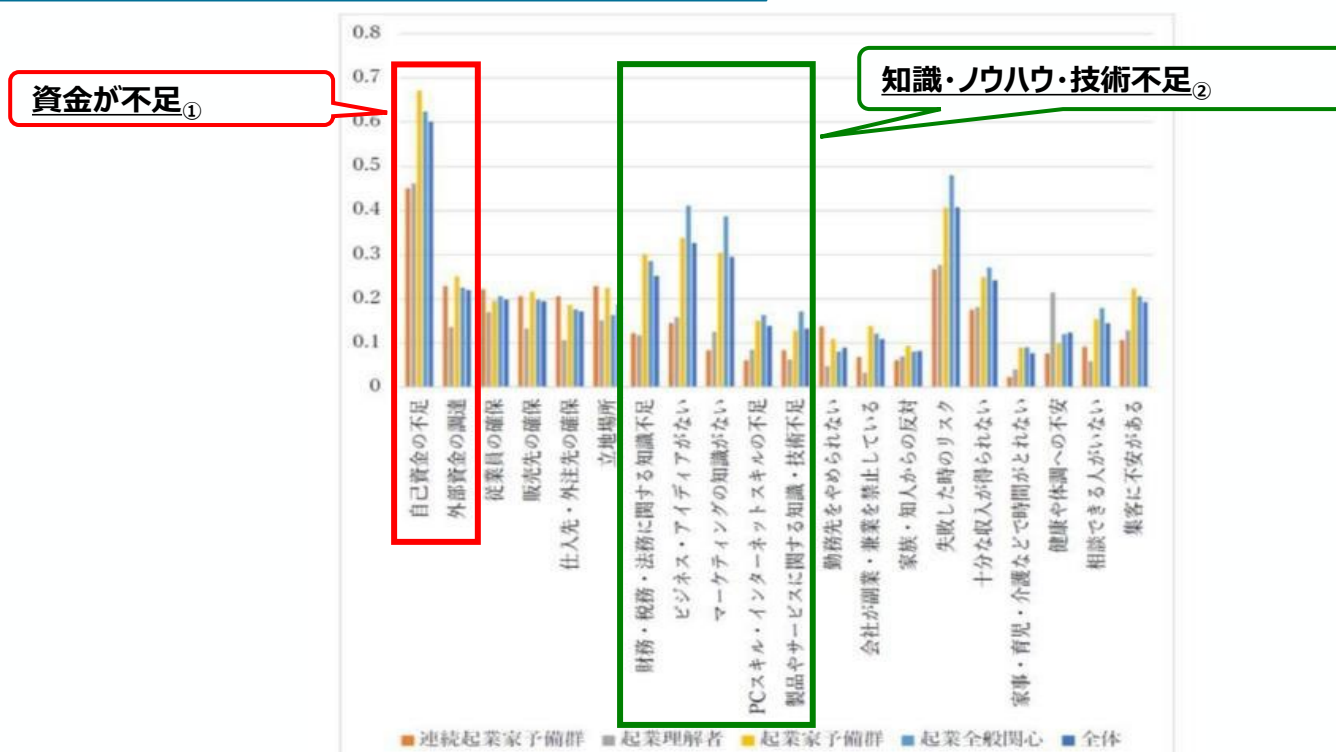


(出典) 2020年版中小企業白書

創業者が抱える課題

- 起業を阻害する要因として、創業希望者は、①資金不足、②知識・ノウハウ不足等の課題を抱えている。

起業予備軍等にとっての起業阻害要因 (N=10,001)



(出典)独立行政法人経済産業研究所「日本の起業家と起業支援投資家およびその潜在性に関する実態調査」(2019年3月)

主な創業支援の取組

知識・ノウハウ

1. 自治体等が行う創業支援事業への支援
2. 機運醸成・自治体計画策定支援
3. アクセラレーションプログラム
4. インキュベーションプログラム強化・発展事業

資金調達

5. 日本政策金融公庫による創業者への融資
6. オープンイノベーション促進税制
7. 小規模事業者持続化補助金〈創業型〉

意識改革

8. 起業家教育事業
9. Japan Venture Awards (JVA)

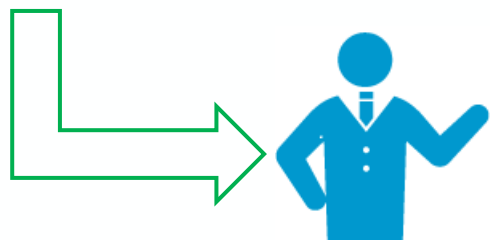
1. 産業競争力強化法に基づく創業支援事業への支援

- 地方における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づき、創業者にとって身近な存在である市区町村が「**創業支援等事業計画**」を策定。
- 令和7年4月現在で、**全国1,741のうち1,517市区町村**が計画の認定を受けており（人口カバー率98%）、**平成26年度～令和5年度において約17万人**の創業を実現。
- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「**特定創業支援等事業**」を受けた創業者は、税や日本政策金融公庫の融資の利率引き下げなどの優遇措置が適用される。



特定創業支援等事業

創業に役立つ**経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が習得できる**、継続して行われる個別相談支援、複数回の授業を行う創業塾や創業セミナー等



<特定創業支援等事業を受けた創業者に対する支援>

- ・ 登録免許税の軽減措置
- ・ 創業関連保証活用時の優遇
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度での優遇
- ・ 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額 等

(参考) 産業競争力強化法に基づく創業支援について

・市区町村が地域の支援機関と連携して実施する特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）を受けた者は、市区町村発行の証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適応の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※ 15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※ 7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※ 6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※ 3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

信用保証協会の創業関連保証（※）について、**事業開始6か月前**（通常2か月前）から利用対象になる。その他、市区町村によっては、**保証料の一部補助**を実施。

（※）保証限度額3,500万円、1か月以内に個人開業又は、2か月以内に会社設立し事業開始～5年未満の者の事業に必要な資金を支援。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業・スタートアップ支援資金（※）について、特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）が適用**される。

（※）融資限度額7,200万円、新たに事業を開始する者または事業開始後7年以内の者の事業に必要な資金を支援。

(4) 持続化補助金＜創業型＞の申請対象

創業後3年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞（※）の申請対象になる。

（※）補助上限：200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日が公募締切時から起算して過去3か年の事業者。

2. 創業機運醸成・自治体計画策定支援

※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 中小企業基盤整備機構と自治体との共催で**創業機運醸成の講座・ワークショップ**を開催。
- 自治体職員向けの研修を実施し、創業支援等事業計画の機能強化に繋がる**創業支援事例や支援ノウハウ**を共有。

事業実績

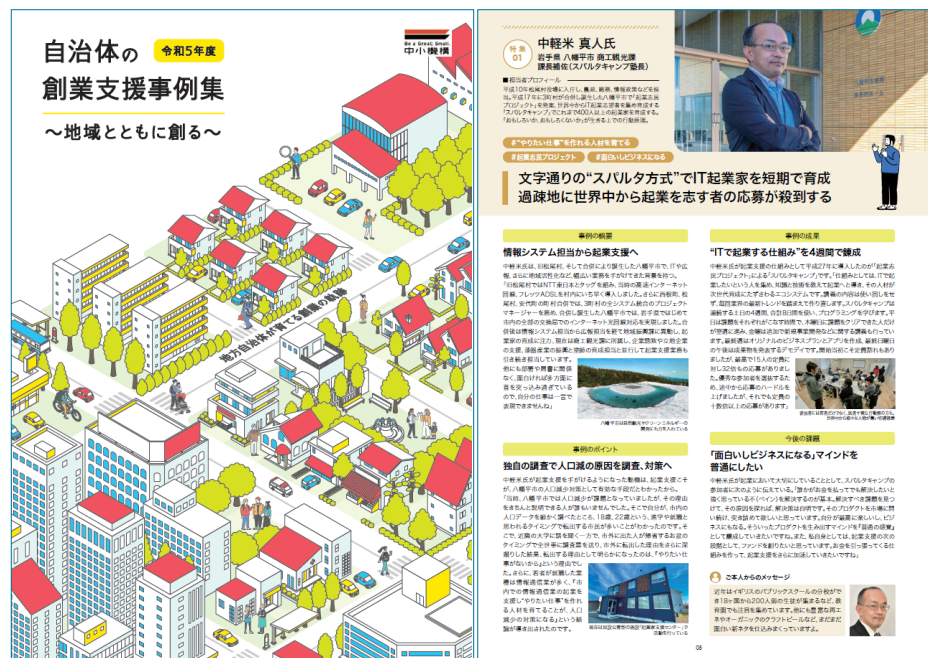
- ①創業機運醸成講座・ワークショップ：57回（2024年度）
- ②自治体向け研修：10回（2024年度）
- ③認定自治体における創業支援の取組みの参考となる先進事例を提供するため、**47都道府県の支援事例を集めた事例集**を作成



参加者同士の対話を大切に
ワークショップ型のイベント



自治体の創業支援事例集



https://entrepreneur.smri.go.jp/related/r4_jichitaisogyo_view.pdf

3. アクセラレーション事業（FASTAR） ※中小企業基盤整備機構運営費交付金事業

- ベンチャー・中小企業及び個人を対象に、中小機構の専門家が、企業の経営課題に応じた伴走型支援により、事業計画のブラッシュアップを行い、成長加速化をサポートすることを目的とする。
- ピッチイベントや個別紹介等でVCや大企業とのマッチング機会を提供し、資金調達・事業提携を促進する。

有望なベンチャーを発掘

地域中核およびJ-Startupの
予備軍となり得る企業を選定

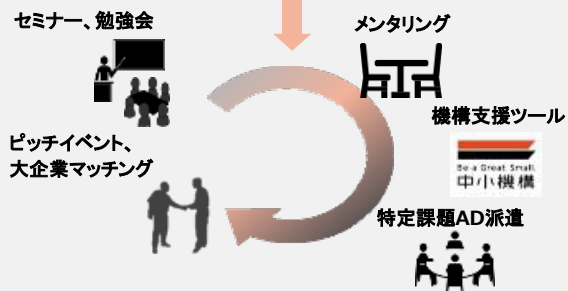
- 成長産業市場にローンチする技術・サービスを有し、且つ事業優位性のある企業
- グローバルに市場展開可能性のある技術・商品を有する企業
- VC等との投資資金を積極的に調達し、IPO等に向けた成長意欲を有する企業
- 地域の中核企業を目指し、規模拡大・技術革新に挑む企業

中小機構の資源とツールにより 体系的に支援（約1年間）

事業戦略構築から事業計画策定までを
伴走支援



中小機構のネットワークを活かし複合的に支援



支援先企業の成長促進

将来の地域中核および
J-Startup として成長



アーリー・シード期における有望ベンチャーのEXIT（IPOやM&A）に向けた前段階支援（資本政策支援、ビジネスモデル構築支援）を行い、数年後の成長を促進。

4. インキュベーションプログラム強化・発展事業 ※中小企業基盤整備機構運営費交付金事業

- 中小機構では、全国27箇所のビジネスインキュベーション施設を運営し、**事業スペース提供と、インキュベーションマネージャーによる支援**により、約20年間で**1,900者超の新事業創出**を支援してきた。
- これまでインキュベーション施設を運営してきた経験を活かし、自治体や大学等が運営するインキュベーション施設に対して**インキュベーションマネージャーを派遣し、支援ノウハウやネットワークを提供**する。

Be a Great Small.
中小機構

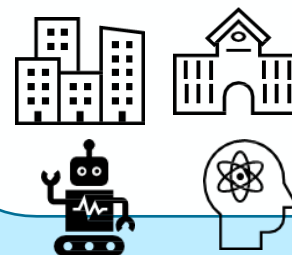
インキュベーション
マネージャー派遣



入居企業支援
自立化支援

企業支援ノウハウ
ネットワーク

自治体・大学の
インキュベーション施設

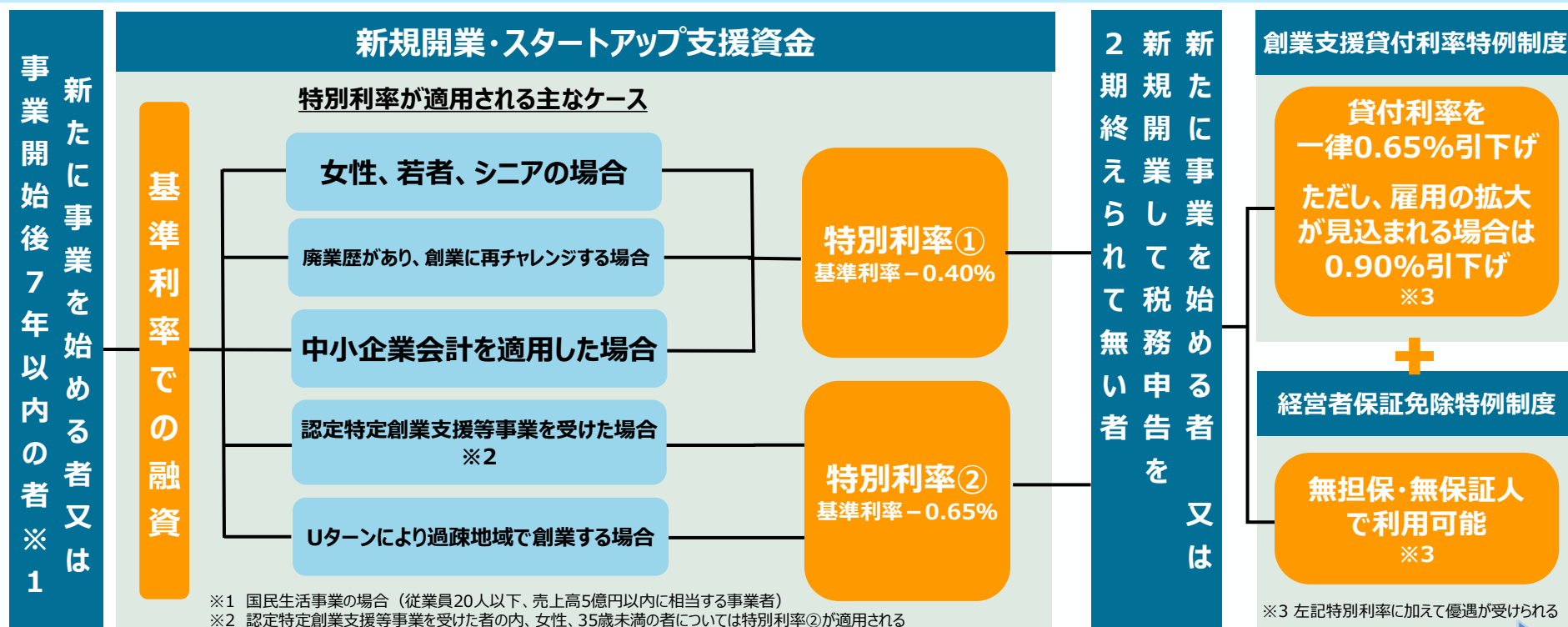


国内インキュベーション施設の底上げ
↓
地域を牽引する企業や新産業の創出

- 17都道府県で27箇所のインキュベーション施設を運営。
(いしかわ大学連携インキュベータ (iBIRD) など)
- 上記施設に入居する企業は、インキュベーションマネージャー（情報通信、販売・サービス等の分野の専門家）の支援を受けることが可能。

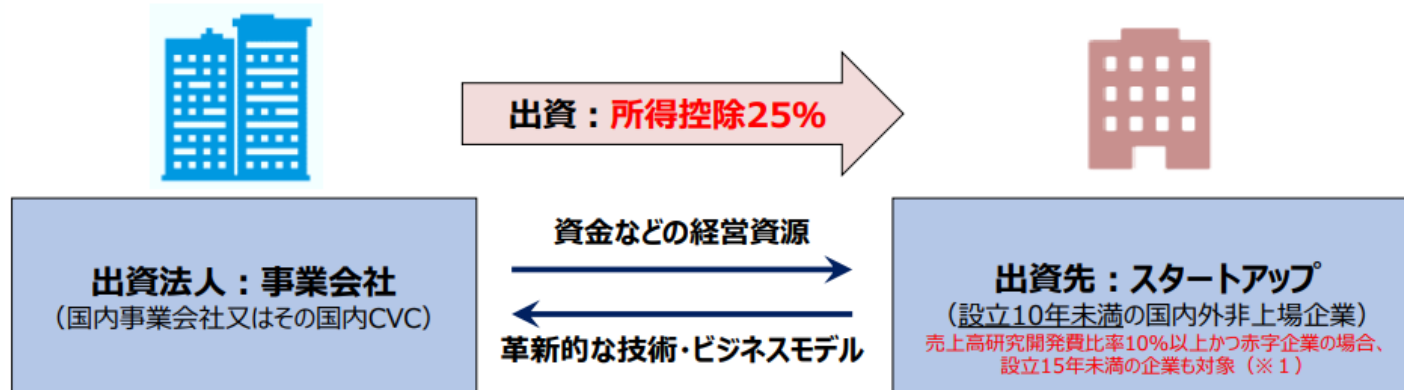
5. 創業関連融資制度／優遇制度の全体イメージ

- 創業者（創業予定者を含む）の、創業または創業による事業の運営に必要な資金調達を支援するため、日本政策金融公庫では各種創業融資制度を展開している。
- 女性・若者／シニア起業家等に対し特別利率を設定することや、創業間もない起業家等に対し更なる優遇利率を設定した融資支援を行うことで創業を促進している。



6. オープンイノベーション促進税制の概要

- 国内の対象法人等が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。



<所得控除上限額>

- 1件当たり12.5億円以下（※2）。対象法人1社・1年度当たり125億円以下（※3）

<出資行為の要件>

- 1件当たりの出資金額下限：大企業は1億円、中小企業は1千万円（海外企業への出資は一律5億円）
- 資本金増加を伴う現金出資（発行済株式の取得は対象外）、なお純投資は対象外
- 取得株式の3年以上（※4）の保有を予定していること

※1：令和4年4月1日以降の出資が対象。 ※2：取得額換算50億円/件。なお、令和5年3月31日までの出資については、25億円（取得額換算100億円/件）。

※3：オープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算。 ※4：令和4年3月31日までの出資については、5年以上。

7. 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

- 創業後3年以内の小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

制度概要

項目	内容
補助上限	200万円（補助率 2 / 3 以内） インボイス特例を活用した場合は最大250万円
事業期間	第 1 回：交付決定日から2026年7月31日まで
対象者	開業日が公募締切時から起算して過去3か年の間である小規模事業者等
要件	認定市区町村等が実施した特定創業支援等事業による支援を過去3か年の間に受けたこと。 なお、認定市区町村が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要
対象経費	機械装置等費、展示会等出展費、新商品開発費 等
その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

活用事例

- ✓ 食品小売業を開業後1年経過し、**厨房機器の導入及び店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。
- ✓ 金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。



【審査ポイント】

- ✓ 特定創業支援等事業にて策定された創業計画書等の内容を踏まえた補助事業計画となっているか。
- ✓ 小規模事業者にとって実現可能性の高い補助事業計画になっているか。
- ✓ 新たな価値を生み出す商品、又はそれらの提供方法を有する取組がみられるか。
- ✓ デジタル技術を有効的に活用する取組がみられるか。

～5月1日より公募受付開始～

 <https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

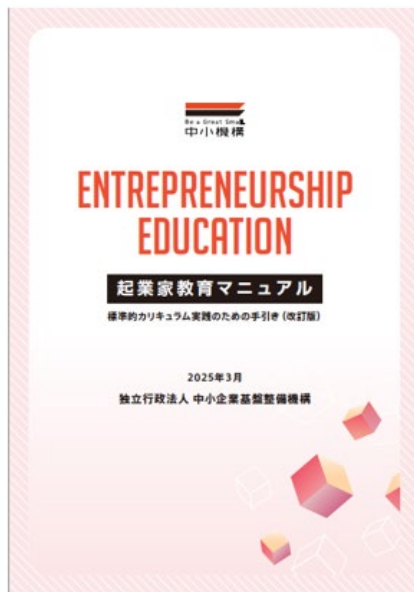
8. 起業家教育事業

※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材を育成して、将来的に創業者となる人材を輩出するための若年層向け起業家教育を推進。**起業家講演による興味・関心を持つきっかけづくりから、成果物のアウトプットによる次のステップへの導線の用意までを一気通貫に支援している。**
- 令和6年度には、より実践的かつ幅広いニーズに応えられるよう、**起業家教育マニュアルを改訂。**

起業家教育マニュアル

標準的カリキュラム実践のための手引き
(令和2年3月策定、令和7年3月改訂)



https://entrepreneur.smrj.go.jp/related/education/standard_curriculum_manual.pdf

出前授業支援 (興味・関心の向上)

起業家等による講演などを
実施する教育機関を支援

教育機関が起業家教育を実施する際に、**出前授業や講演等に登壇する起業家(経営者等)を招聘。**
その際の**費用を支援**する。



起業家教育プログラム 実施支援 (集中的な学習機会)

中長時間のプログラムを
実施する教育機関を支援

教育機関が起業家教育プログラムを実施するため、「標準的カリキュラム実践のためのマニュアル」を基に行う授業に対し、**講師や起業家の招聘等**を実施。
その際の**費用を支援**する。



アウトプットの機会提供 (成功体験の獲得による 次のステップへの導線)

作成したビジネスプランについて発
表、アドバイスを求める機会を提
供

起業家教育プログラムの実施により
作成した**ビジネスプランをアウト
プットする環境を整備。**
作成したプランについてアドバイスを
受け、同じ起業家教育に取り組む
高校生との交流の場とすることで、
モチベーション向上を図る。



(参考) 起業家教育事業の取組

- 令和7年度は、全国の高等学校等を対象に、**出前授業支援として50校、起業家教育プログラム実施支援として34校**をそれぞれ支援。
- また、起業家教育プログラム実施支援の取組みをまとめた事例集を作成。

令和7年度起業家教育プログラム実施支援校

【東北】

- ・宮城県工業高等学校
- ・福島東陵高等学校

【関東】

- ・茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校
- ・学校法人田中学園 水戸葵陵高等学校
- ・宇都宮海星学園 星の杜高等学校
- ・東京農業大学第二高等学校
- ・武蔵越生高等学校
- ・成田高等学校
- ・成城学園高等学校
- ・桜丘中学・高等学校、
- ・山脇学園中学校高等学校、
- ・東京電機大学中学校・高等学校
- ・神奈川大学附属中・高等学校
- ・法政大学国際高等学校
- ・立花学園高等学校
- ・甲府市立甲府商業高等学校

【中部】

- ・静岡大成高等学校
- ・城南静岡高等学校
- ・愛知県立犬山総合高等学校

【北陸】

- ・学校法人藤園学園 龍谷富山高等学校

【近畿】

- ・常翔啓光学園高等学校
- ・兵庫県立淡路三原高等学校
- ・兵庫県立小野高等学校
- ・兵庫県立豊岡総合高等学校

【中国】

- ・鳥取県立鳥取商業高等学校
- ・津山工業高等専門学校
- ・山口県立光高等学校

【四国】

- ・大手前高松中学・高等学校
- ・弓削商船高等専門学校
- ・高知県立大方高等学校

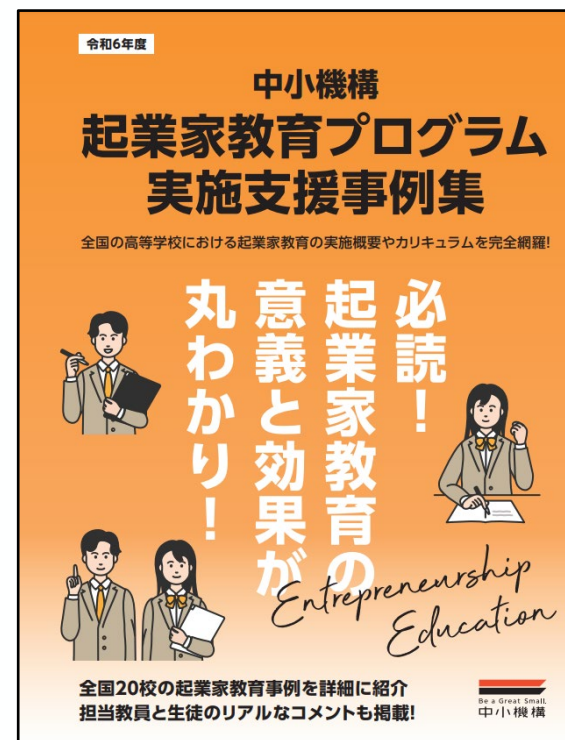
【九州】

- ・宮城県立都城商業高等学校
- ・学校法人川島学園鹿児島実業高等学校
- ・長崎県立長崎北高等学校

【沖縄】

- ・沖縄県立那覇商業高等学校

起業家教育プログラム実施支援事例集



<https://entrepreneur.smri.go.jp/related/case%20study.pdf>

(参考) Japan Entrepreneurship Alliance

- 創業機運醸成事業を効果的・効率的に実施して創業関心者を増加させるため、**経済産業省と文部科学省で連携して取り組むことをアライアンスとして宣言することで、自治体等に広く周知し、参画への全国的な機運醸成を図る**ことで、オールジャパンでアントレプレナーシップ教育の普及・定着に取り組む。令和7年3月に発足。
- アントレプレナーシップ教育を主体的に実施している地方公共団体等の参画を募集中

Japan Entrepreneurship Alliance



派遣する起業家等に
チーム名称を付与



世界を変えるのは自分だ

全国へアントレ教育の普及・定着

- ① 各取組のリソース利活用
- ② 取組の一元管理及び周知・広報強化

今後、自治体等の巻き込みを想定



Japan Entrepreneurship Alliance (文部科学省HP)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00024.html
参画団体募集中

9. Japan Venture Awards (JVA)

※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 創業機運の醸成及び地域への波及によって、将来の日本経済や産業を支える新たな事業の創出を促進していくことを目的に、創業を志す者のロールモデルとして相応しい、**革新的かつ潜在成長力の高い事業**や、社会課題の解決に資する事業を行う志の高いベンチャー企業の経営者を表彰。
- **2000年以来、376名のベンチャー経営者等を表彰**し、過去には、(株)ユーグレナの出雲充氏(JVA2012 経済産業大臣賞)など、昨今注目されているベンチャー経営者を数多く輩出。また、受賞した経営者が経営する企業のうち、**50社がIPOを達成、53社がJ-Startup企業として選定**。
- 第22回(2022年)より、**地域課題の解決や地域経済の活性化**に貢献する事業を行う企業の経営者を表彰する「**地域貢献特別賞**」を新設。

第24回(2024年12月)の受賞者

○経済産業大臣賞

- ・フォロフライ株式会社
CEO 小間 裕康 氏



○中小企業庁長官賞

- ・株式会社ARROWS
代表取締役社長 浅谷 浩希 氏
- ・株式会社ヘラルボニー
代表取締役
/Co-CEO 松田 崇弥 氏



○内閣府科学技術政策担当大臣賞

- ・キュレル株式会社
代表取締役 伊藤 陽介 氏



○地域貢献特別賞

- ・株式会社リイ
代表取締役CEO 廣瀬 あゆみ 氏
- ・株式会社アスター
代表取締役 本郷 武延 氏



<https://j-venture.smrj.go.jp/>

※この他、中小機構理事長賞、JVA審査委員会特別賞などを例年授与。

創業・スタートアップ支援施策については、以下をご覧ください。

■ 産業競争力強化法に基づく認定を受けた 市区町村別の創業支援等事業計画の概要

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>

■ 起業家教育支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyouiku/index.html>

■ 経済産業省スタートアップ支援策まとめサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/index.html>

(ご参考) その他中小企業施策全般について

■ 2025年度版中小企業施策利用ガイドブック

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/index.html

■ ミラサポプラス

(補助金/税/認定など様々な支援制度や事例等を掲載)

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

地域の社会課題解決に資する スタートアップへの支援について

経済産業省 イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

地域の社会課題解決に資する スタートアップへの支援について

2025年5月22日

経済産業省 イノベーション創出新事業推進課

スタートアップとは

① スタートアップとは、一般に、以下のような企業をいう。

- **新しい企業**であって、
- **新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）**を有し、
- **急成長**を目指す企業

② スタートアップの意義

- スタートアップは、**経済成長**のドライバー。将来の所得や財政を支える新たな担い手。
- スタートアップは、**雇用創出**にも大きな役割。
- スタートアップは、**新たな社会課題を解決**する主体としても重要。

「**社会課題の解決**」と「**持続可能な成長**」を両立し、ポジティブな影響を社会に与えるスタートアップのことを、いわゆる“**インパクトスタートアップ**”という。

スタートアップ育成5か年計画

- 2022年1月の岸田前総理の「スタートアップ創出元年」宣言を受けて、同年11月に、今後5年間の官民によるスタートアップ集中支援の全体像をとりまとめ。人材、資金、オープンイノベーションを計画の柱として位置付け、網羅的に課題を整理。

スタートアップへの
投資額を
5年で10倍に



人材・ネットワークの構築

スタートアップで最も大切なのは人。
スタートアップの担い手を育成し、起業を加速。



資金供給の強化 と 出口戦略の多様化

スタートアップが大きく成長するのに必要な資金。
ベンチャーキャピタルや個人からの投資を拡大。



オープンイノベーションの推進

エグジットとしてM&Aを増やすなど
大企業とスタートアップとの
オープンイノベーションを推進。

地域の社会課題の解決とスタートアップ

- 多くの自治体が、少子高齢化・人口減少等により、移動・健康・防災・インフラなど持続可能な地域の暮らしの課題に直面。スタートアップは、新しい技術やビジネスモデルにより、地域の社会課題に新しい解決策をもたらしうる存在。
- こうした中、実証フィールドの提供や公共調達など、先駆けて取り組む自治体も生まれはじめている。

地域の社会課題の解決に貢献するスタートアップの例



▲長野県塩尻市での実証実験

TIER IV

世界初のオープンソースの自動運転ソフトウェア「Autoware」の開発、自動運転サービスの提供。

2020年から塩尻市の一般道で運転者を要しない自動運転の実証走行を実施。2024年10月には、自動運転レベル4認可を取得。



▲令和6年能登半島地震の際に活用されたもの

WOTA

自社開発の、断水時でも機能する小規模分散型水循環システムによって、使用した水を再生し循環利用するシャワー、手洗い設備を令和6年能登半島地震の被災地に提供。



▲同社製品で、妊婦自身が自宅から産婦人科医にデータを送信する様子

メロディ・インターナショナル

北海道余市町内の妊婦を対象に、IoT型胎児モニターによる遠隔妊婦健診サポートの実証実験を実施。20km離れた小樽市内の病院と連携し、産科医不在の余市市内病院や在宅にて妊婦健診を提供。

地域の課題を起点に全国や海外へ スタートアップの成長事例も

- ❑ 地域にある社会課題・行政課題の解決に向けて地域関係者とスタートアップが共創することを通じて、スタートアップが新たな製品・サービスを開発。
- ❑ こうして生まれた製品等が一自治体に限らず国内の幅広い自治体に展開され、また、核となる技術を元に更なる製品・事業開発を重ねることで、海外展開にもつながる事例が生まれてきている。

(事例) サグリ株式会社 (本社：兵庫県丹波市)

- ✓ 農地の利用状況を、調査員による目視に代えて衛星データとAIでもって確認するサービスを提供。
- ✓ つくば市を皮切りに各地で実証し、多数の自治体で導入。調査員の作業負担を短縮。
- ✓ 日本で培ったコア技術を活用し海外展開。

創業後、茨城県の衛星データ解析の実証実験プログラムで、耕作放棄地を含む課題を行政とともに検討
⇒ つくば市を紹介

2019年度つくば市の「つくば市未来共創プロジェクト」参加。
衛星データ×耕作放棄地の課題への実証
⇒ 製品化

2020年度農水省の農地利用状況調査の効率化実証事業。2022年度、法令で必要な農地利用状況調査の方法として、「目視」に加え「衛星データ」を活用できる規制緩和。

2023年、J-Startupへの選定や、SBIR事業を含めた各種の事業にも採択

東南アジア、インド、南米などの新興国市場での事業拡大に注力

▶ 同社製品で、衛星データとAIを用いて、耕作放棄地を見える化する様子



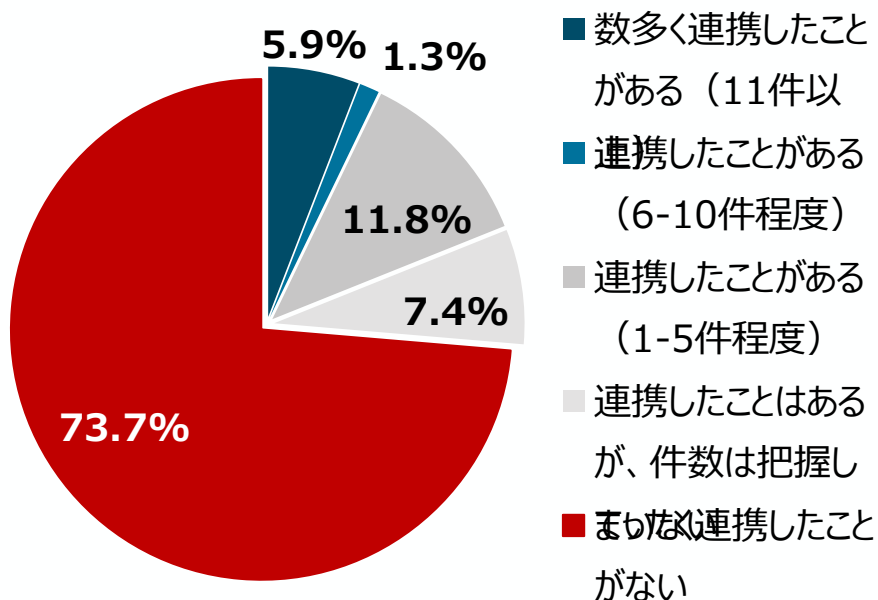
(出典) インパクトコンソーシアム 第2回 官民連携促進分科会

自治体とスタートアップとの連携実績は少ない

- スタートアップとの連携調査に回答のあった自治体のうち7割程度の自治体はスタートアップと連携したことがない
- スタートアップとの連携に向けた課題として、**連携方法やプロセス、体制が整備されていないこと**が挙げられている。

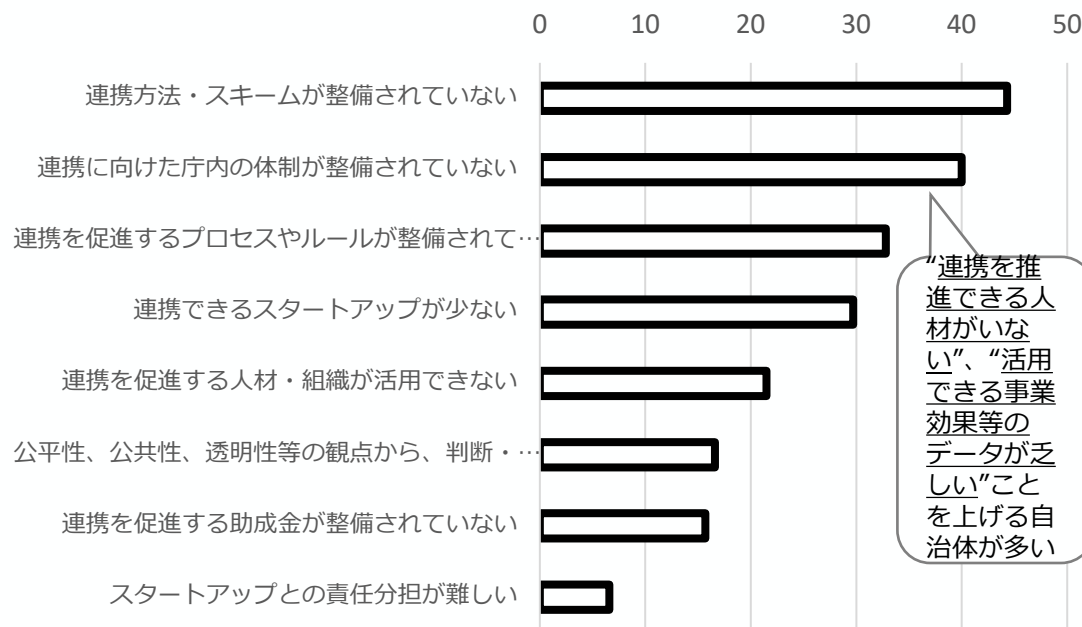
自治体のスタートアップとの連携実績

(n=391件)



スタートアップとの連携における障壁となる要素

(n=427件)



(出典) 令和5年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）。全1788の自治体を対象にWEBアンケートで調査を実施し、有効な回答を集計したもの。

インパクトコンソーシアム

関連リンク：[インパクトコンソーシアム 公式サイト](#)



■ 概要

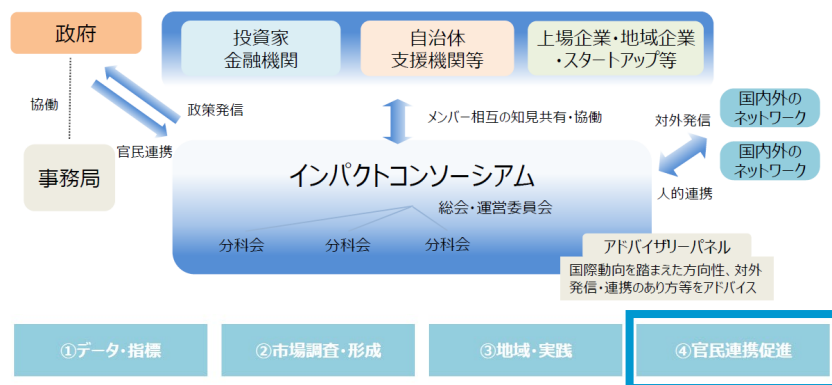
- 社会・環境的効果（インパクト）の実現を図る多様な取組を支援するとともに、**インパクト投資拡大**に向けて、**産官学金など幅広い関係者が協働・対話を行う場**として「**インパクトコンソーシアム**」を設立。
- コンソーシアム内に設置される4つの分科会のうち、**経産省では「官民連携促進」がテーマの分科会を担当**。
当分科会ではインパクトスタートアップと地方自治体の連携による課題解決の促進について議論を行う。

■ 実績・アピールポイント



令和6年5月14日開催 インパクトフォーラムの様子

■ スキーム・要件



- R6年度以降、コンソーシアムおよび分科会への参加は一般公募
- R6年5月に第1回総会と併せて、インパクトフォーラムを開催

自治体とスタートアップの官民連携による地域課題の解決

- 地域課題の解決における自治体とスタートアップの官民連携に注目が集まっている中、連携の実現に向けては多くの課題が存在しており、優れた連携事例はある一方で横展開が進んでいない
- インパクトコンソーシアム官民連携促進分科会では、先進的な自治体・スタートアップ・関係省庁等の有識者や、分科会メンバーのノウハウ・意見を基に「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド」(以下、「実践ガイド」)を作成した



自治体による
地域社会課題の解決



自治体とスタートアップの
連携による地域社会課題解決

- 地域社会課題が多様化・複雑化する中、革新的なソリューションを持つ**スタートアップと自治体が連携した課題解決に注目が集まる**
- 一方で、自治体とスタートアップの官民連携においては、**多くの課題が存在している**
(例) - 連携に関するルールやプロセスが整理されていない
- コミュニケーション方法・スピード感などにギャップがある
- 接点が無くマッチングに至りにくい 等
- 優れた連携事例は存在する一方、**解決策やノウハウの共有機会が少なく、横展開が進みにくい**

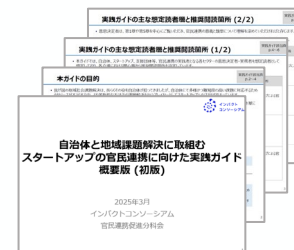
- ✓ これまで官民連携に取り組んできた先進的な自治体・スタートアップ並びに関係省庁等の有識者から挙げられたノウハウ
- ✓ インパクトコンソーシアム 官民連携促進分科会に参加しているメンバーからの意見

上記を集約して、官民連携に関する**課題に対する施策を整理・標準化**

自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの 官民連携に向けた実践ガイド

本編 (Word形式、約120頁)

概要版 (PPT形式、約30頁)



<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>

実践ガイドの内容

- 実践ガイドは、自治体やスタートアップ等の意思決定者及び実務者を読者として想定しており、連携における自治体・スタートアップそれぞれにおけるポイントや、官民連携実現までのステップ・留意点をまとめている

実践ガイドの想定読者		
セクター	意思決定者	実務者
自治体	・ 首長 ・ 部長や局長	・ 経済/産業領域・スタートアップ政策担当者 ・ 官民連携を行う領域の原課担当者 ・ 契約担当部署・財政部局の担当者
スタートアップ	・ 代表者(CEO) ・ 部長・事業統括	・ 社外交渉役 ・ 事業担当者
その他	・ 中間支援団体等の支援担当者 等	

連携における自治体のポイント

- ✓ 組織としての方針やルール作りと、実務担当者のノウハウ蓄積を両輪で進める
- ✓ 民間からの提案を促すには他都市にも**共通する課題の解決に取り組む意向**を示す
- ✓ 民間企業と行政の**文化の違いを自覚し、相互理解・コミュニケーション**を図り、二人三脚で一緒に創り上げていく
- ✓ 予算化では、**他都市からの情報収集や実証実験によるエビデンス**を用いて財政部局への説明や執行を円滑に進める

連携におけるスタートアップのポイント

- ✓ 自治体が抱える**課題を起点に連携方法を考え**、官民連携の出口を意識しながら連携を打診する
- ✓ **魅力的な自治体職員に会う**ため、イベントやセミナーにも積極的に参加する
- ✓ 自社のカウンターパートとなる自治体職員を理解し、円滑な連携実現に向けて必要な情報・資料提供を行う
- ✓ 活用可能な公的事業や支援を見定めて、**事業フェーズに合わせて支援を受ける**

実践ガイドの構成

各章の内容(案)

はじめに

本ガイドの目的や自治体とスタートアップの官民連携により創出される、各者が享受できるメリット・取組を促進する意義 等

第1章 自治体とスタートアップの官民連携の意義

第2章 官民連携の進め方

自治体とスタートアップの働き方や考え方等に関するに前提知識と、それらを踏まえた連携時の留意点 等

第3章 自治体編

自治体の準備、組織内での調整や連携先との関係構築に係る要点及び連携先検討に活用可能なリスト 等

第4章 スタートアップ編

スタートアップの準備や自治体との関係構築における要点及び連携先検討に活用可能な自治体のリスト 等

第5章 官民連携編

官民連携の類型とその事例や、官民連携を促進する支援制度等、官民連携に有用な情報 等

官民連携拡大に向けた今後の取組

- 今後は、官民連携の機運が高まっている中、より多くの自治体・スタートアップに官民連携の取組を広めていくため、分科会や官民連携に関するイベントを含めた様々な場で周知・発信を行い、事例を基に実践ガイドを研鑽する
- また、共同調達や自治体の広域連携、トライアル発注、契約に係る調整、交付金の活用等、官民連携に関連する各省庁や自治体の検討・取組についても、引き続き情報共有を中心とした連携を行っていく



実践ガイドの普及・拡大に向けた発信

より多くの自治体・スタートアップに官民連携の取組を広めていくため、実践ガイドの周知とそれによる事例創出及び実践ガイドのアップデートを行っていく

【対外発信・仲間づくり】

中間支援団体やメディア等もメンバーに引き入れながら、イベント等を通じて、**実践ガイドを発信**する

【実践・事例創出】

実践ガイドを活用することで、分科会メンバーを中心に**官民連携事例が創出**される

【知の集積・研磨】

官民連携事例や関連する施策をベースに、**実践ガイド内の記載を見直しアップデート**する

【情報収集】

官民連携に関する事例や、国全体としての官民連携に関する潮流や政策動向等の**情報を収集**する



官民連携に関連する各省庁や自治体の取組との情報共有

官民連携に関連する論点や政策動向を把握し、今後の官民連携の在り方やそれらを踏まえた実践ガイドのアップデートを行っていくため、各省庁や自治体との情報共有を行う

【情報共有を図る施策・取組例】（括弧内は取組を行っている関係者の例）

- | | |
|------------|--|
| ✓ トライアル発注 | ： トライアル発注認定事業者に対して随意契約を行う
（つくば市、福岡市 等） |
| ✓ 共同調達 | ： 複数自治体で同一製品・サービスを購入する
（北海道、広島県、長野県 等） |
| ✓ 契約に関する調整 | ： 自治体・スタートアップの契約における知財の取扱いに係る留意点の検討
（内閣官房デジタル行財政改革会議） |
| ✓ 交付金の活用 | ： 第2世代交付金等を活用した、スタートアップと連携した取組
（内閣府地方創生推進室 等） |

行政と連携実績のあるスタートアップ100選

子育て・教育、医療・福祉、インフラ・施設、農林水産、環境、観光・文化、暮らし・手続きなどの多様なジャンルのスタートアップが、行政と連携して行政・社会の課題の解決に貢献している事例を提示。



「行政との連携実績のある スタートアップ100選」を公開

スタートアップとの連携で、社会課題解決を加速



<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html>



スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係る ロングリスト

一般社団法人ベンチャーキャピタル協会等を通じた調査を基に、新技術・新サービスを有するスタートアップ企業 70 社程度をまとめ、政府・自治体での導入実績、当該技術等による解決可能な課題、提供可能な価格などの情報を整理。



内閣府
Cabinet Office

English

Q

検索

内閣府の政策

組織・制度

広報・報道

活動・白書等

情報提供

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [科学技術政策](#) > [イノベーション推進](#) > [スタートアップによる公共調達の促進や研究開発の活用に係る取組](#) > スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

1. 調査の目的、背景

政府機関・自治体（以下、「行政機関等」という。）には、社会ニーズの多様化・複雑化と行政側の予算・人員の限界があり、新技術等の活用による行政サービスの向上、業務効率化等のニーズが存在しています。

このような行政課題や社会課題に対し、機動性のあるスタートアップ企業の有する新技術や新サービスは有効と考えられます。

他方、課題解決に資する個社の有する新技術等を行政機関等が把握することは難しいのが現状です。

そこで、今般、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び経済産業省は、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会のVC会員にもご協力いただき、スタートアップ企業が有する行政機関等に提供可能な新技術及び新サービスについて調査（政府・自治体での導入実績、当該技術等により解決可能な課題、提供可能な価格など）を行い、「スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト」としてまとめました。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）において、採択見込み額を超える申請があった場合は、**スタートアップ支援に係る事業は優先して採択**されることとなっている（令和7年5月13日付内閣府事務連絡）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分）（令和7年度第2回募集）に係る実施計画等の作成及び提出について

別添2 第2世代交付金の取扱いについて

- 採択見込み額を超える申請があった場合は、下記の区分①～③の順に優先して採択を行う。
- ①の重点テーマに該当する事業のうち、②の内容にも該当する事業は、より優先して採択する。

優先順位	対象事業
①	・ 3.に掲げる重点テーマに該当する事業として申請があった事業 ・ 複数の地方公共団体が連携して申請する事業 （定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携を行う事業を含む。） ・ ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業のうち複数の種類の事業を組み合わせる行う事業 ・ 他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業
②	・ SDGs 未来都市計画に基づく事業 ・ 6.に掲げる弾力措置の対象となる事業 ・ 特区制度を活用した、又は活用しようとする事業 ・ 地域再生法に基づく他の支援措置との連携を図る事業や PFI 法に基づく事業 ・ <u>スタートアップ支援に係る事業</u>
③	・ 上記以外の事業

別添3 第2世代交付金に関するQ&A

1-4 取扱いⅢ. 4.に記載されている、スタートアップ支援に係る事業については、どのような場合に該当するのか。

- スタートアップを活用した地域の社会的な課題解決に係る取組として、地域の社会的な課題を関係者と抽出し、課題解決に資するスタートアップとマッチングを行うこと、社会的な課題の解決をできるか否かの検証を行うための試験的導入・実証事業やトライアル発注事業、実証フィールドの提供事業を構想・実施すること、また、スタートアップからの製品・サービスを導入することにより地域の社会的な課題解決に資する事業の実施等が考えられる。
- また、スタートアップの育成環境の整備の取組として、地域の多様な主体によるオープンイノベーションの強化に向けたインキュベーション拠点の構築やマッチング・ピッチの開催にかかる事業や、国内外のベンチャーキャピタルやアクセラレーター、専門家等とともに起業家・スタートアップに対して育成プログラムや助言・アドバイスを提供すること等が考えられる。

スタートアップ等の受注機会拡大について

- ❑ 地方公共団体においても、**国の施策に準じて、スタートアップ等の契約比率を引き上げること等に努めるよう**、令和7年4月22日付で経済産業大臣から都道府県等に連絡

「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

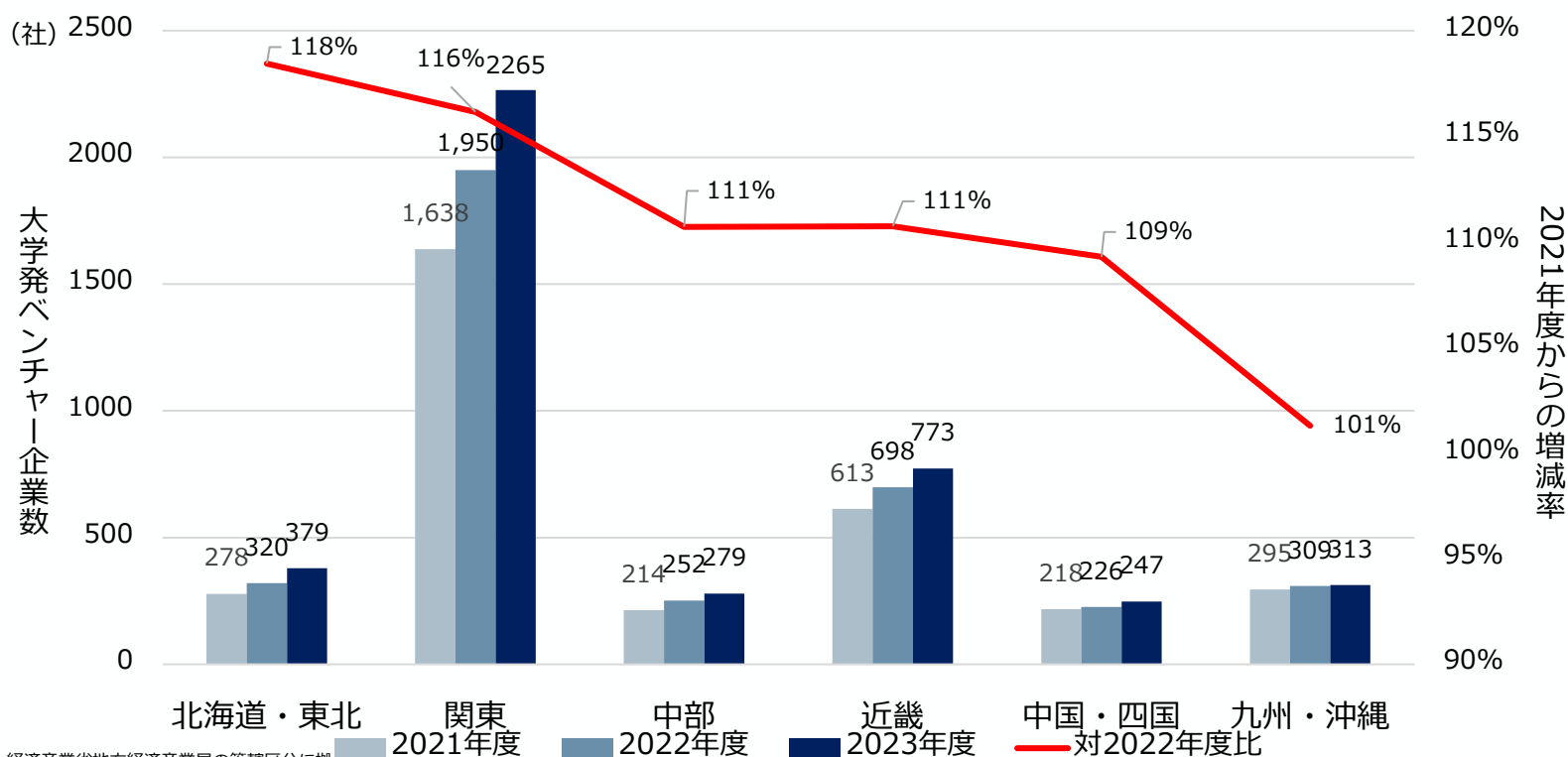
- ❑ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき、令和7年4月22日、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定。
- ❑ 官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努め、**新規中小企業者の契約比率については、引き続き国等全体として3%以上を目指す**ものとされている。
- ❑ 官公需法第8条において、「**地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**」旨定められている。
- ❑ これを踏まえ、**地方公共団体においても、中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大**及び官公需の迅速かつ適切な価格交渉・転嫁の促進に努めていただくよう連絡したもの。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsho/keiyaku_hoshin02.pdf

大学の技術シーズ等を元に 各地域でスタートアップが創出

□ 過去3年間で大学発スタートアップは、3,305社から4,288社に増加（約25%増）。増加したスタートアップ（983社）のうち52%は東京都以外で創業され、地方の創業割合が高い。

□ 直近3年間に於いて、地域別で見ると数は関東が多いものの、増加率は北海道・東北が高い（約20%増）。



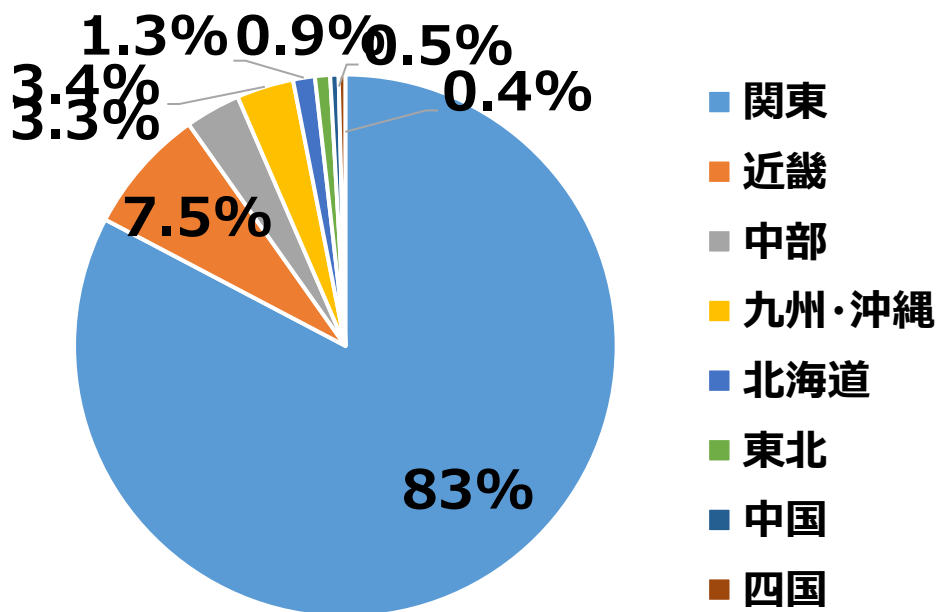
※地域区分は過年度同様、経済産業省地方経済産業局の管轄区分に拠った。
 ※所在地が不明あるいは海外の企業があるため、各調査年度の設立状況数とは一致しない。

（出典）経済産業省 「令和5年度大学発ベンチャー実態等調査 調査結果概要」

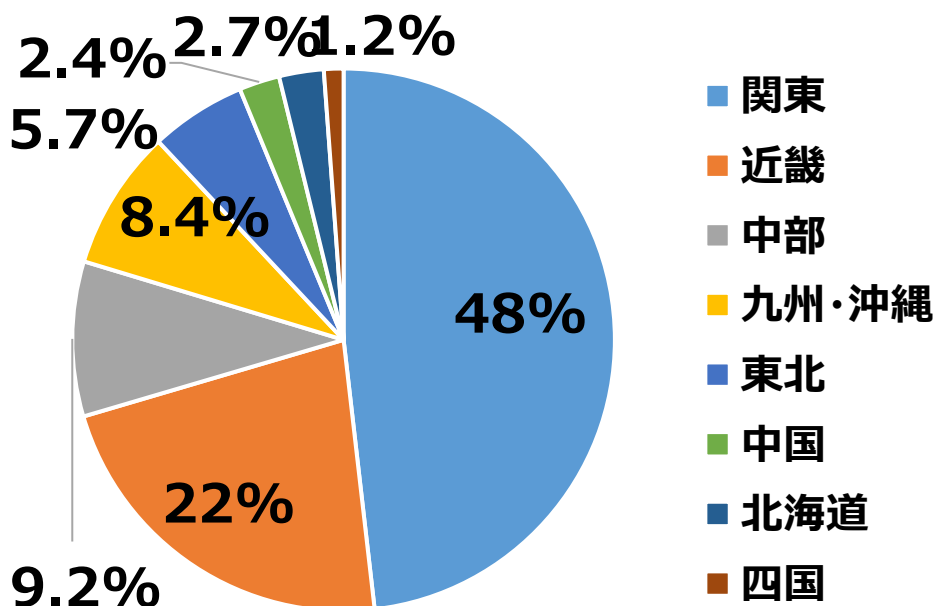
大学発スタートアップは、各地域の人材が活躍する傾向

- スタートアップ全体の地域別就労人口は、関東が約 8 割を占める。
- 大学発スタートアップの地域別就労人口は、関東の割合が下がり、各地域の割合が高まる。

全スタートアップ 地域別就労人口割合



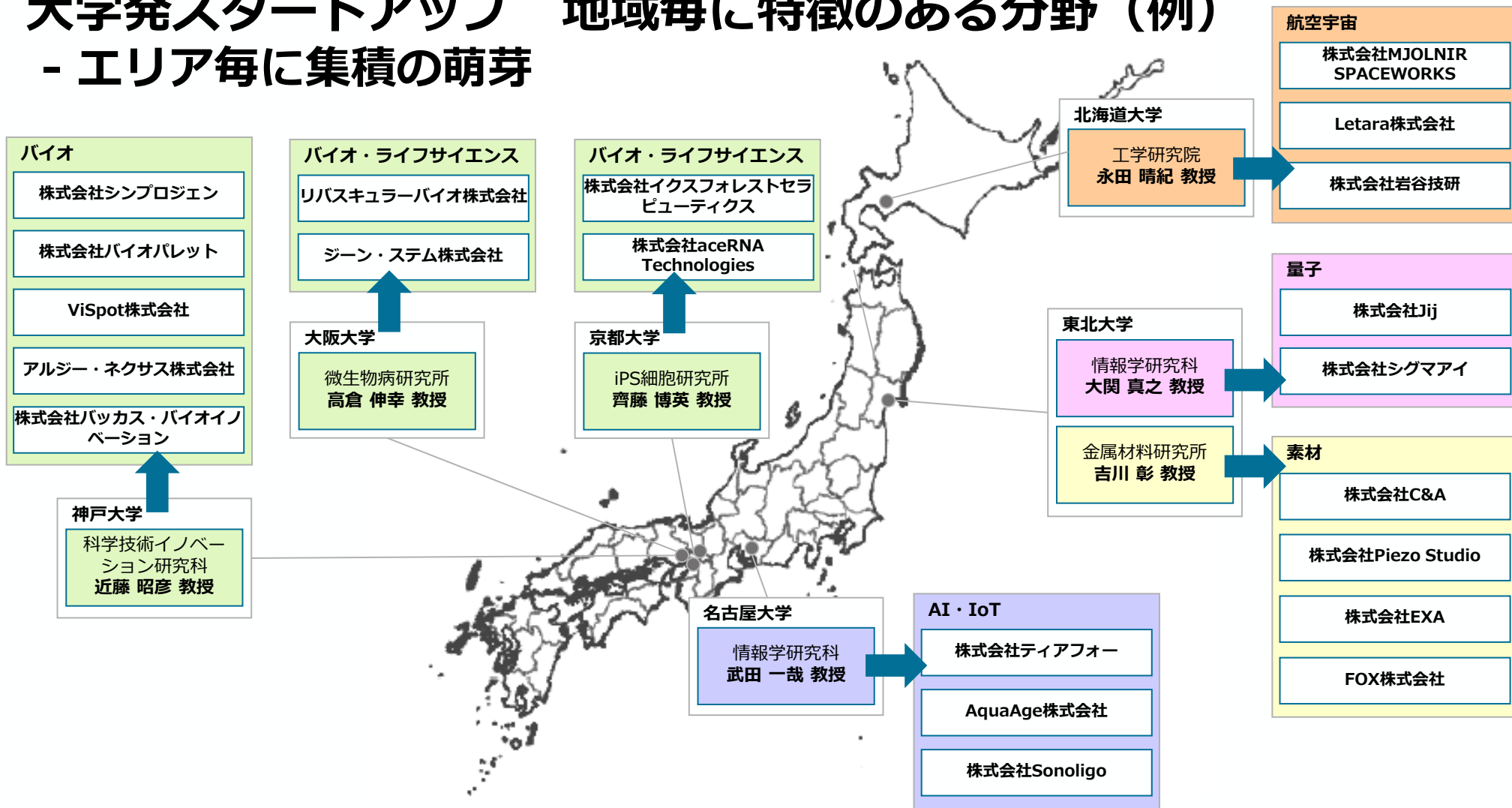
大学発スタートアップ 地域別就労人口割合



(出所) 株式会社ケッブルより提供。全スタートアップの就労人口は約30万人、大学発スタートアップの就労人口は約7500人（2024年12月20日時点のデータ）。設立年月日が2000年以前の企業、上場企業、合併解散・清算結了・破産・民事再生した企業等は対象外。大学発スタートアップは、経済産業省の大学発ベンチャーデータベースを参照。

大学発スタートアップ - エリア毎に集積の萌芽

地域毎に特徴のある分野（例）



地域特性（大学の強み・産業集積等）を活かしたエコシステム

- スタートアップのエコシステムの中核となる**拠点都市**が8つ選定。地域によって、地域の大学等の研究開発シーズや産業の集積等の強みを活かした領域・分野に特に注力

（例：札幌・北海道は、一次産業・食、宇宙、環境・エネルギーを3つの重点分野に設定）

- 各拠点都市において、スタートアップを育成する先進的・広域的な取組がスタートしている。現在、内閣府において、**第二期のスタートアップ・エコシステム拠点都市の選定が進められている**。

（スタートアップ・エコシステム拠点都市（内閣府・文科省・経産省等））

グローバル拠点都市

推進拠点都市

Central Japan Startup Ecosystem Consortium
（愛知県、名古屋市、浜松市等）

広島地域イノベーション戦略推進会議
（広島市等）

北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム
（北九州市等）

福岡スタートアップ・コンソーシアム
（福岡市等）

札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会
（札幌市等）

仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会
（仙台市等）

スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム
（東京都、渋谷区、川崎市、
横浜市、茨城県、つくば市、千葉市等）

大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム
（大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市等）

ディープテックの特徴や成長段階に応じた支援の実行

□ スタートアップの創出から事業化に至るまで、成長段階に応じた施策を充実化。本格的な実行フェーズへ。

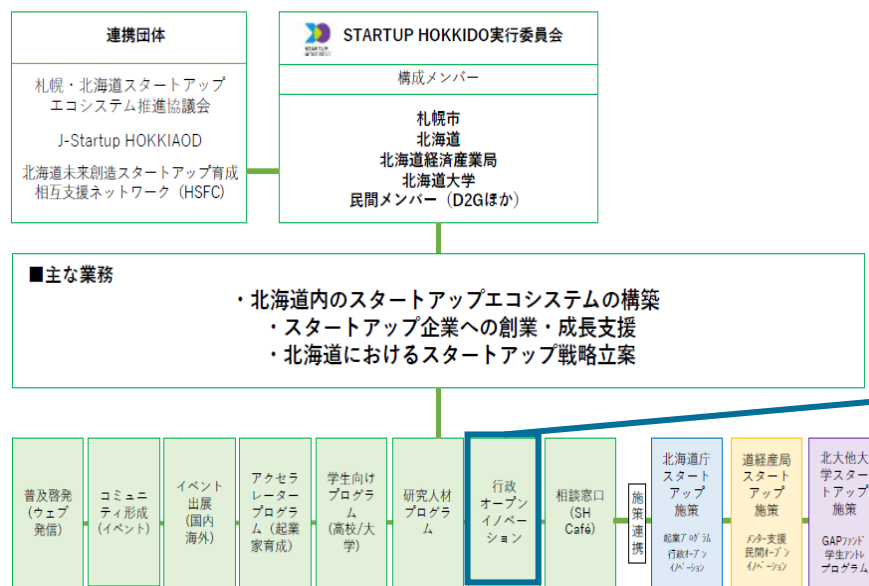


(参考) 自治体における連携・活用の取組の事例

北海道・札幌市の取組事例

- 2023年に「**STARTUP HOKKAIDO**」を設立し、北海道内の全自治体と連携して、広域でスタートアップと協業するための体制を整備しつつ、実証等の施策を推進。
- 地域の課題と先進的な技術やアイデアを有する**スタートアップとのマッチングやオープンイノベーションプログラム「Local Innovation Challenge HOKKAIDO」**を実施し、4年間で30件以上のマッチングが成立し、実証実験を実施。

(STARTUP HOKKAIDO 体制図)



(スタートアップとの連携・活用のプロジェクトの事例)

Local Innovation Challenge HOKKAIDO 2024

北海道での事業展開を目指すスタートアップ対象のオープンイノベーションプログラム

国内外のスタートアップとさっぽろ連携中核都市圏の自治体が協働し、地域課題や行政課題の解決に取り組む行政オープンイノベーションプロジェクト「Local Innovation Challenge HOKKAIDO」。

2020年のスタート以来、スタートアップの事業成長や地域でのイノベーション機運醸成に貢献。

2023年度には「Local Innovation Challenge HOKKAIDO-北海道プログラム-」もスタートし、実証フィールドが北海道全体に拡大。

4年間で30件の実証実験を採択

つくば市の取組事例

- スタートアップの成長と社会実装支援の官民連携の事業として、「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」、「つくば市未来共創プロジェクト」、「つくば市市場・市民ニーズ調査事業」等、スタートアップ等の新たな技術等を活用して行政・社会課題の解決につなげるための実証等を推進。

(具体の取組概要)

■つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

「スマートシティ」、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現を目指し、つくば市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアル企画を募集し、支援する事業。事業において、トライアル費用、専門家による助言、実証実験場の確保、大学・研究機関とのマッチング等を支援。

毎年5件程度（令和6年度4件、令和5年度5件）の事業を実施し、そのうち1件はスタートアップ賞として採択。



●令和6年度事業における、優先的に取り組む7つの分野

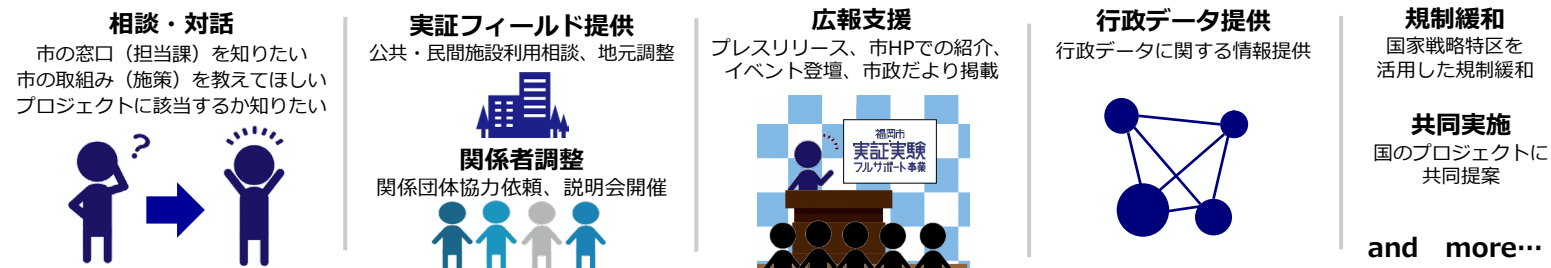
- ①移動・物流
- ②行政
- ③健康・医療
- ④防災・インフラ・防犯
- ⑤デジタルツイン
- ⑥オープンハブ
- ⑦脱炭素・ゼロエミッション

福岡市の取組事例

- 2018年、公民連携ワンストップ窓口「mirai@」を開設。AIやIoT等の先端技術を活用して**社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化**に取り組みたいスタートアップ等からの提案実現を支援。
- 2023年、先端技術を使った実証実験で良い結果が得られれば、福岡市との契約に直結させる取組み「**先端技術公共調達サポート**」を開始。スタートアップ等を実証実験から公共調達まで一貫して支援。



主なサポート内容



参考資料

【官民連携促進に向けた取組の手順・事例等】

- 自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド（再掲）

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>

- 行政と連携実績のあるスタートアップ100選（再掲）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html>

- スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト（再掲）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html>

【インパクトコンソーシアム】

- インパクトコンソーシアム公式サイト

<https://impact-consortium.fsa.go.jp/>

- 第1回官民連携促進分科会 議論のポイント

https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2024/09/wg4_01_point.pdf

- 第2回官民連携促進分科会 議事要旨

https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2024/11/wg04_02_point.pdf

参考資料

【スタートアップ支援施策関連】

□ J-Startup Impact

<https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231006008/20231006008.html>

□ 2025年度版スタートアップ育成に向けた取組の解説資料

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/kaisetsushiryou_2025.pdf

□ スタートアップ政策について～現状認識・課題、今後の方向性～（令和7年2月13日第6回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会資料）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/006_05_00.pdf

女性起業家育成支援等について

内閣府 男女共同参画局 総務課



内閣府
男女共同
参画局

女性起業家育成支援等について

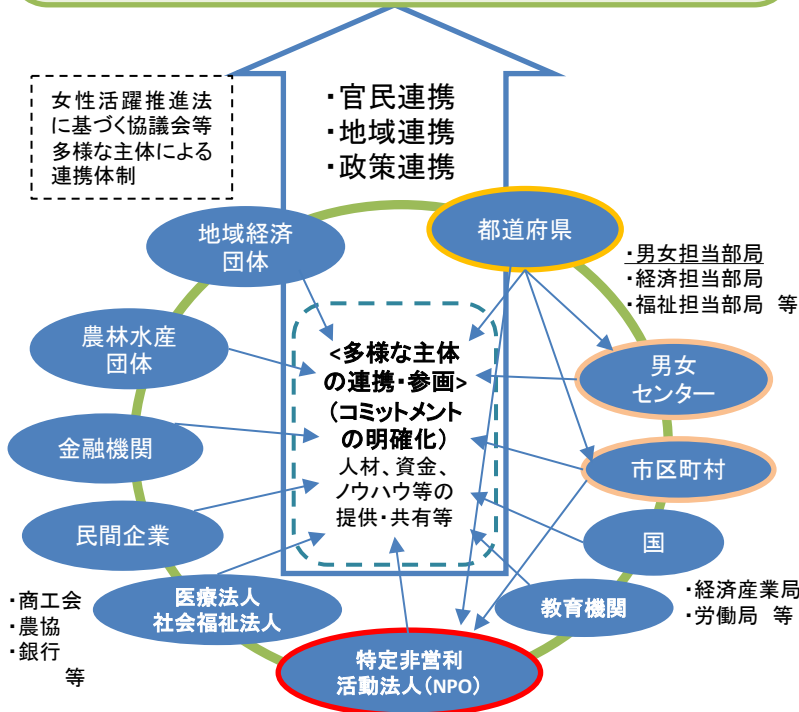
令和7年5月
内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金

(令和6年度補正予算7.0億円、令和7年度当初予算3.0億円)

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(能登半島地震の影響等により困難・課題を抱える女性に対する支援、女性デジタル人材や「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- (1) 活躍推進型: 1/2
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型: 3/4
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型
 - (A) 寄り添い支援型プラス: 1/2
 - (B) つながりサポート型: 3/4
 - (C) 男性相談支援型: 1/2

【交付上限】

- (1) 各区分ごと 都道府県 800万円(注)、
政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
 - (2) 各区分ごと 都道府県 1,200万円、
政令指定都市 750万円、市区町村 375万円
 - (3) (A,C) 各区分ごと 都道府県・市・特別区 800万円
町村 500万円
 - (3) (B) 一律1,125万円
- 注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

(1) 活躍推進型

女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

(2) デジタル人材・起業家育成支援型

ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

(3) 寄り添い支援・つながりサポート型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。

- (A) 寄り添い支援型プラス
- (B) つながりサポート型
- (C) 男性相談支援型

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等

地域女性活躍推進交付金のメニュー

(令和6年度補正予算7.0億円、令和7年度当初予算3.0億円)

(1) 活躍推進型 (職業生活における女活推進)	【対象地方公共団体】 推進計画策定 【補助率】 1/2 【交付上限額】 都道府県800万円、政令市500万円、市区町村250万円 【交付要件等】 ・女活法推進計画事業への位置付け ・委託先限定要件なし(民間企業も可)	[取組の例] ・女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修 ・企業経営者の意識改革のためのセミナー ・地域女性ロールモデル事業
(2) デジタル人材・起業家育成支援型	【対象地方公共団体】 制約なし 【補助率】 3/4 【交付上限額】 都道府県1200万円、政令市750万円、市区町村375万円 【交付要件等】 次のいずれかの観点を含んでいること ・事業実施に当たって、ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働すること。 ・デジタル人材・起業家の育成だけではなく、就労・起業までつながることを目指すこと。 ・雇用に結び付く割合等に関し適切な重要業績評価指標(KPI)の設定の上、事業効果が高いと見込まれること。 等	[取組の例] ・女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、ネットワークづくり支援
(3) 寄り添い支援・つながりサポート型		
(A) 寄り添い支援型プラス (就職氷河期対策)	【対象地方公共団体】 制約なし 【補助率】 1/2 【交付上限額】 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円 【交付要件等】 ・委託先限定要件なし(民間企業も可) ・相談等の一環として生理用品の提供可	[取組の例] ・様々な困難・不安を抱える女性向けの相談支援
(B) つながりサポート型 〔NPO活用特化タイプ〕 (孤独・孤立対策)	【対象地方公共団体】 制約なし 【補助率】 3/4 【交付上限額】 一律1125万円 【交付要件等】 ・NPO等への委託が必須(民間企業不可) ・委託事業比率は総事業費の3/4以上 ・相談等の一環として生理用品の提供可	[取組の例] ・孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けのアウトリーチ型サポートと居場所づくり
(C) 男性相談支援型	【対象地方公共団体】 制約なし 【補助率】 1/2 【交付上限額】 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円 【交付要件等】 ・男女センターなどで実施 ・新規(拡充)に男性相談を行う地方公共団体に配分	[取組の例] ・男性の望まない孤独・孤立の解消のため、男性のための家庭・介護等に係る悩み相談

参考URL

○地域女性活躍推進交付金を活用した事業

- ・令和5年度実施事業(ポンチ絵)

https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r05/jisshi.html

- ・令和6年度交付決定事業一覧

https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r06/jisshi.html

○女性デジタル人材育成プラン

<https://www.gender.go.jp/policy/digital/index.html>

○女性デジタル人材育成プラン事例集

https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital_cases.pdf



中小企業の事業承継・M & Aの 推進について

中小企業庁 事業環境部 財務課

中小企業の事業承継・M & Aの 推進について

2025年5月

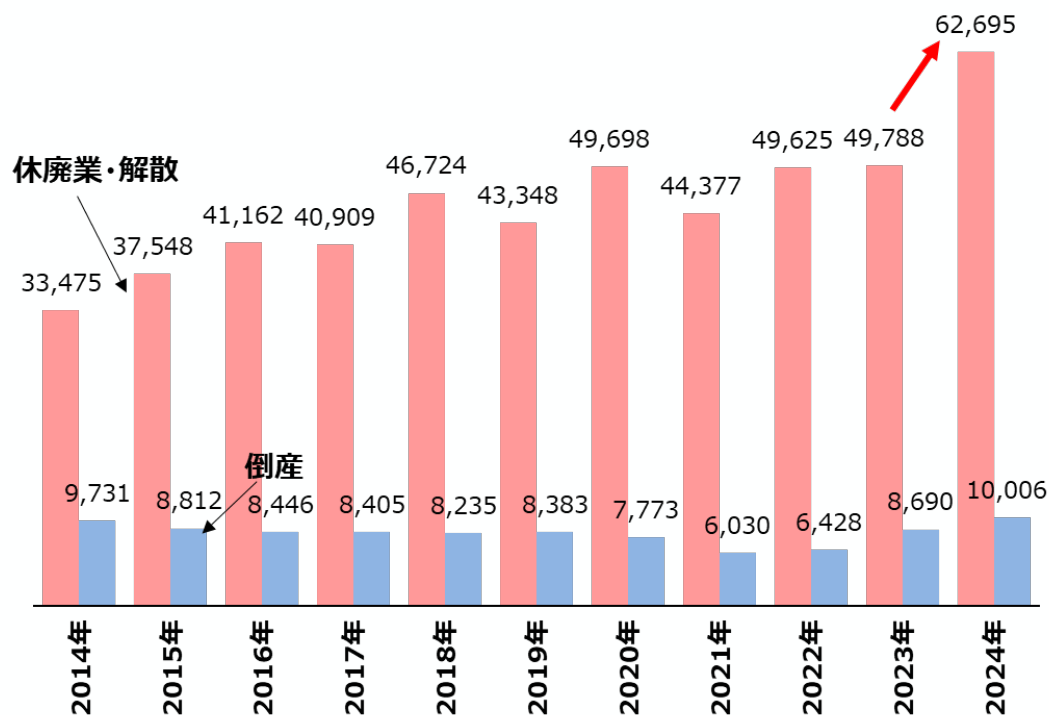
中小企業庁 財務課

- 1. 地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について**
2. 中小企業庁主催「アトツギ甲子園」のご紹介・
地方自治体における後継者支援の取組について

廃業等の増加傾向

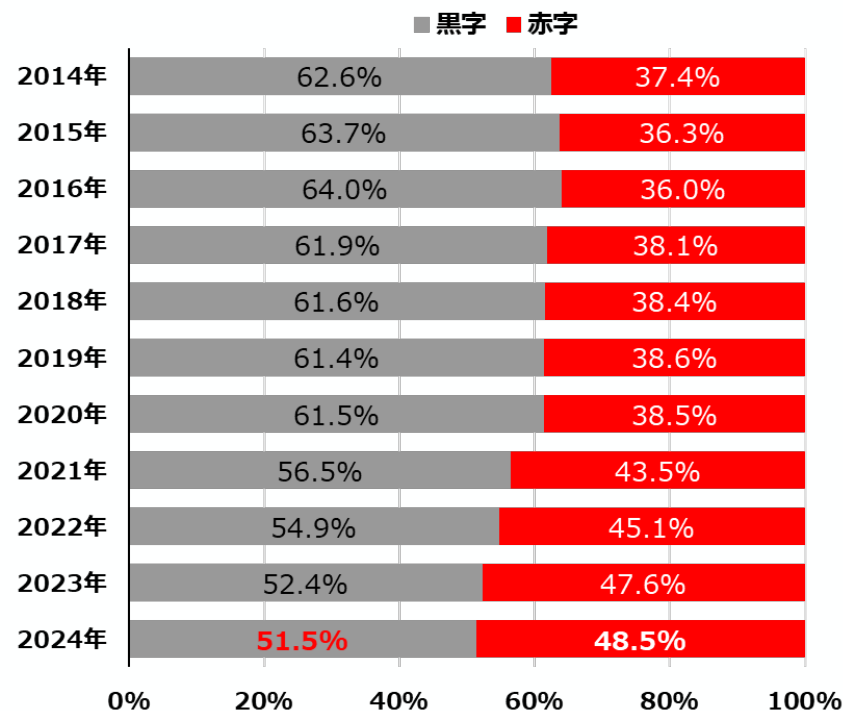
- 休廃業・解散数は、足下2024年は前年比で大きく増加。事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆される。このうち、黒字で休廃業・解散をした者の割合は減少傾向にあるものの未だ50%以上となっている。

休廃業・解散、倒産件数の推移



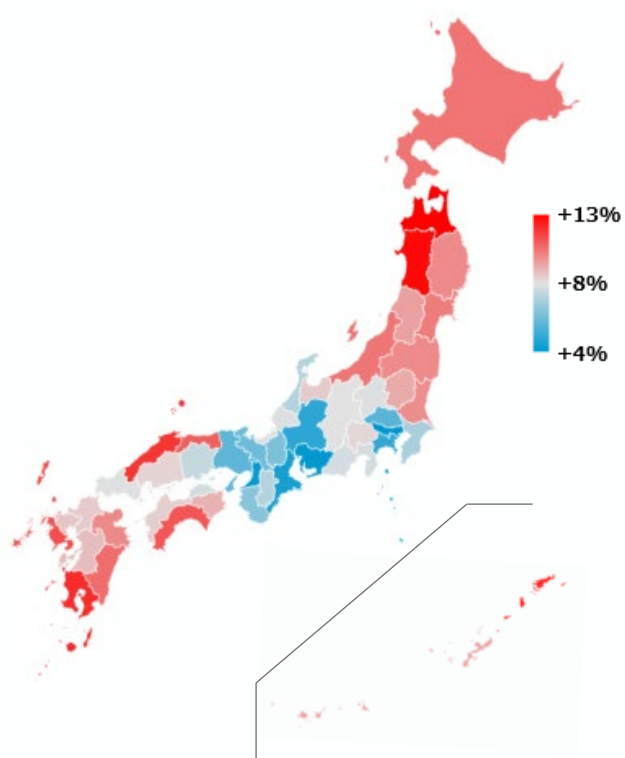
(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業
(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ

休廃業・解散事業者の損益別比率



都道府県別の経営者年齢割合の変化

- 経営者の年齢割合を都道府県別にみると、2014年から2024年にかけて、全ての都道府県で70代以上の経営者割合は増加。特に都市圏ではなく地方圏において増加割合が大きいなど、地方部において問題が深刻化。



2014年→2024年の70代以上の経営者割合

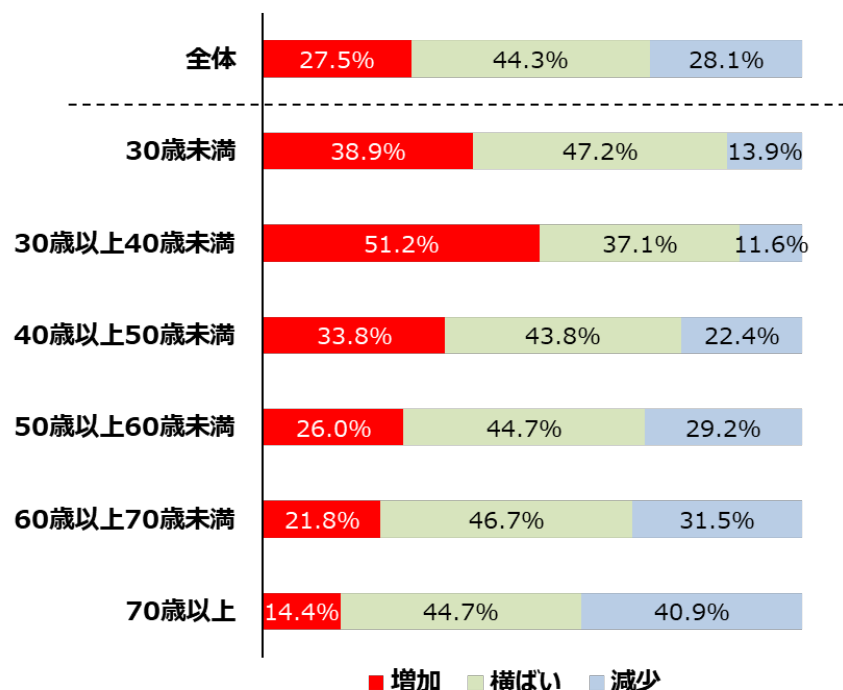
	①2014	②2024	差 (②-①)		①2014	②2024	差 (②-①)
北海道	17%	28%	+10%	滋賀県	15%	21%	+6%
青森県	18%	31%	+13%	京都府	18%	24%	+6%
岩手県	21%	31%	+10%	大阪府	18%	22%	+4%
宮城県	18%	28%	+10%	兵庫県	19%	24%	+5%
秋田県	19%	32%	+13%	奈良県	19%	26%	+7%
山形県	18%	28%	+9%	和歌山県	20%	26%	+6%
福島県	17%	27%	+10%	鳥取県	17%	28%	+11%
茨城県	19%	28%	+10%	島根県	18%	30%	+12%
栃木県	18%	27%	+9%	岡山県	17%	25%	+8%
群馬県	19%	27%	+8%	広島県	18%	26%	+8%
埼玉県	21%	26%	+5%	山口県	18%	26%	+8%
千葉県	21%	28%	+7%	徳島県	18%	27%	+9%
東京都	20%	24%	+4%	香川県	18%	25%	+8%
神奈川県	22%	27%	+5%	愛媛県	17%	25%	+9%
新潟県	18%	29%	+10%	高知県	20%	31%	+11%
富山県	18%	26%	+9%	福岡県	16%	24%	+9%
石川県	16%	23%	+7%	佐賀県	16%	25%	+9%
福井県	17%	25%	+8%	長崎県	17%	29%	+11%
山梨県	20%	28%	+8%	熊本県	16%	25%	+9%
長野県	20%	28%	+8%	大分県	15%	25%	+10%
岐阜県	17%	22%	+4%	宮崎県	15%	26%	+11%
静岡県	19%	27%	+8%	鹿児島県	16%	28%	+12%
愛知県	17%	21%	+4%	沖縄県	13%	22%	+9%
三重県	17%	21%	+4%				

(出所) 帝国データバンクデータを基に作成。

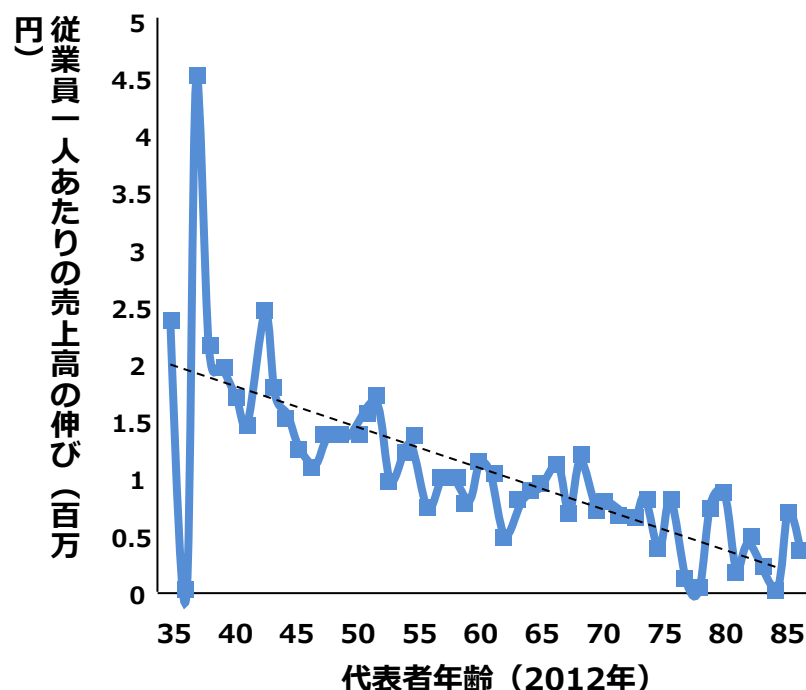
経営者年齢と売上高の変化

- 経営者年齢と売上高の関係を分析すると、あくまで傾向ではあるが、経営者年齢が若いほど、売上高の伸びが大きくなる傾向にある。事業承継・M & Aを契機とした経営革新を見据えた支援も重要。

経営者年齢層別の売上高の変化



代表者年齢と売上高増加の関係



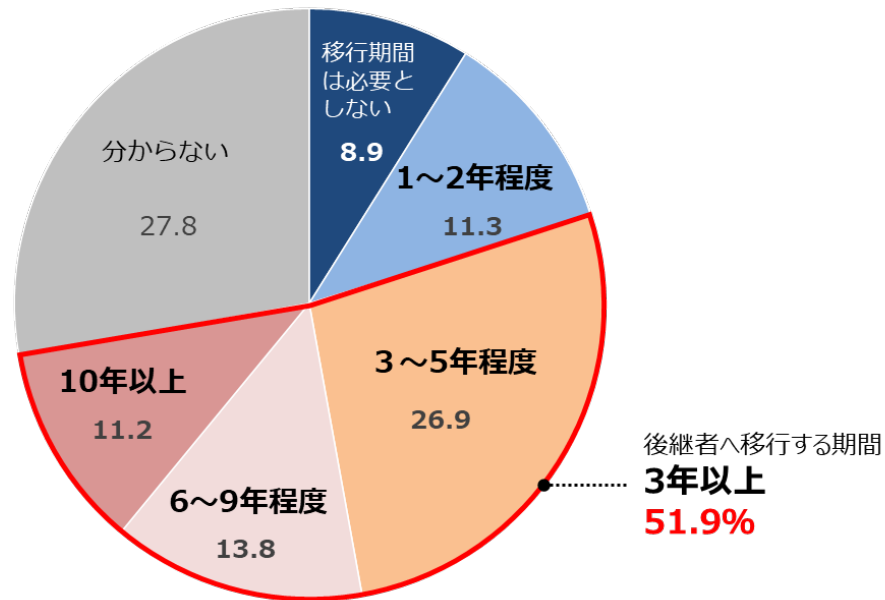
(注) 右図：2012年時点での経営者年齢別の2012年～2017年までの従業員一人当たり売上高の伸び率の中央値をプロットしたもの。

(出所)「平成28年度中小企業庁委託調査」、帝国データバンク「経営者の特徴を企業は反映するか？～年齢と資本集約性の意外な関係～」(2018年11月1日)を基に作成。

早期の事業承継の検討の重要性

- 後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間（後継者の育成期間含む）は、3年以上を要する割合が半数を上回る。経営者の高齢化に伴い、突然の体調不調等により、事業継続が危ぶまれる可能性が高まることから、事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠。

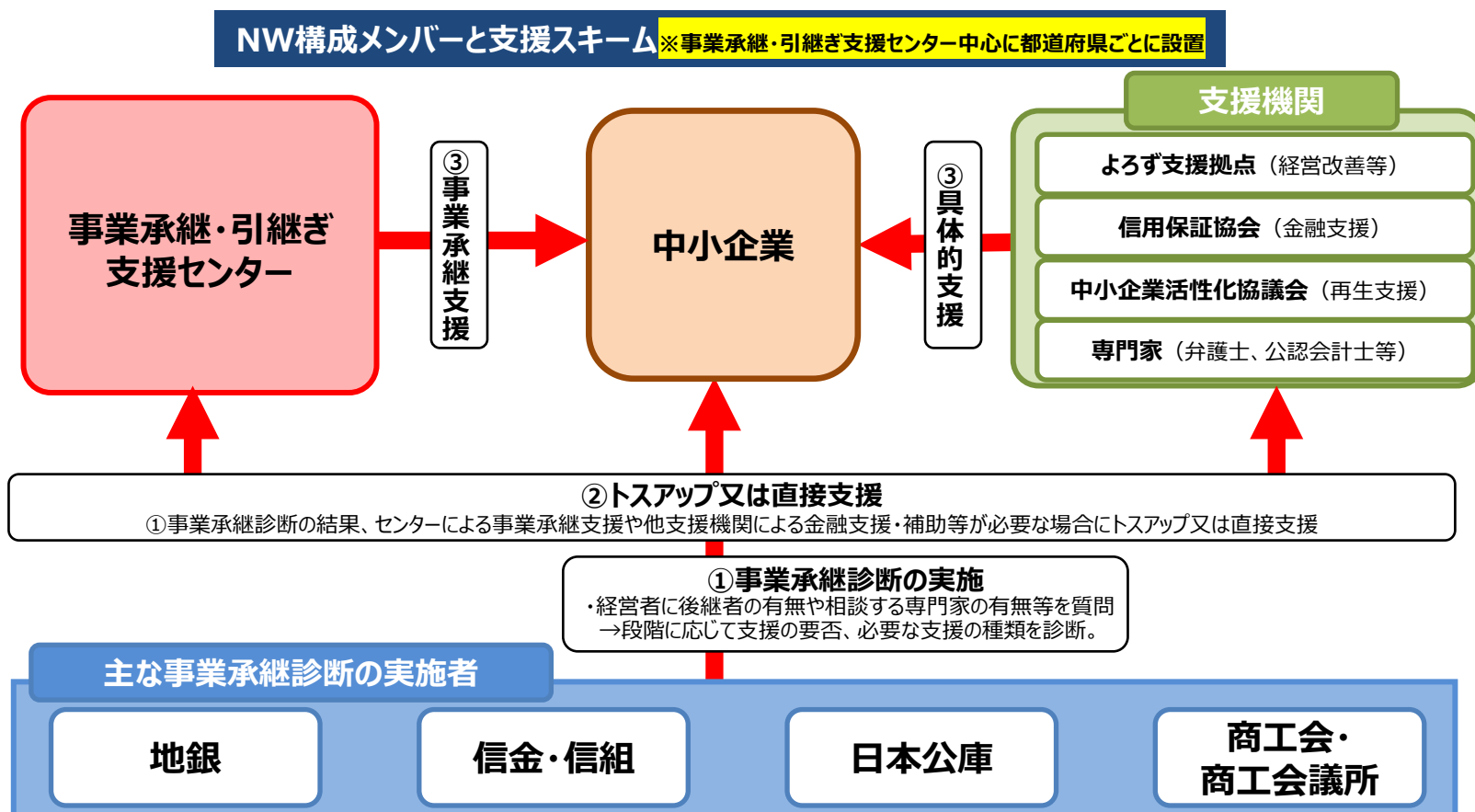
後継者への移行にかかる期間



（出典）（株）帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」（2021年8月）
（注）母数は有効回答企業1万1,170社

事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

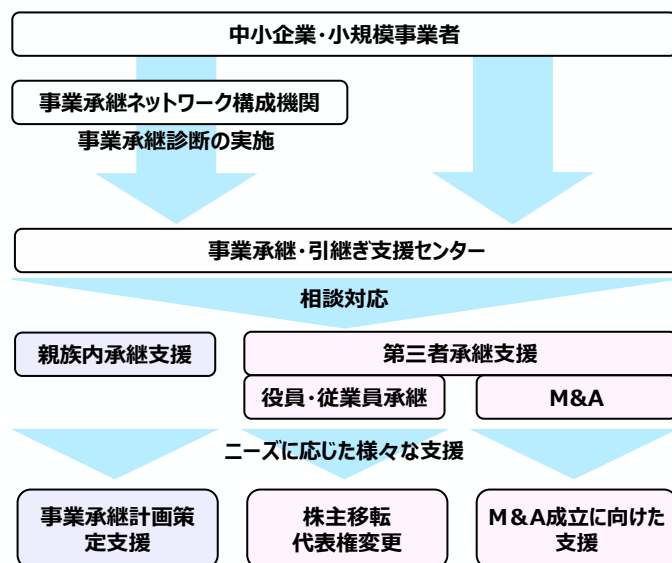
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし（累計約120万件実施）。



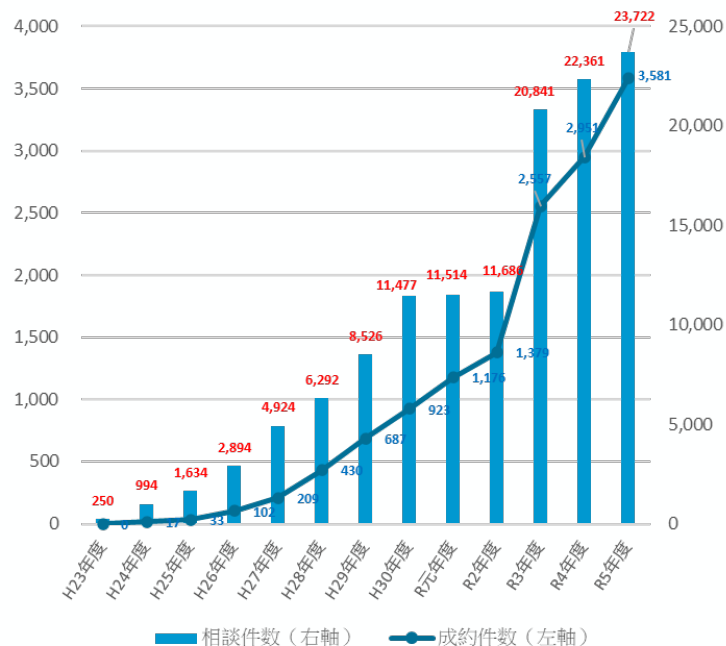
事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。

支援スキーム



事業承継・引継ぎ支援センターの実績

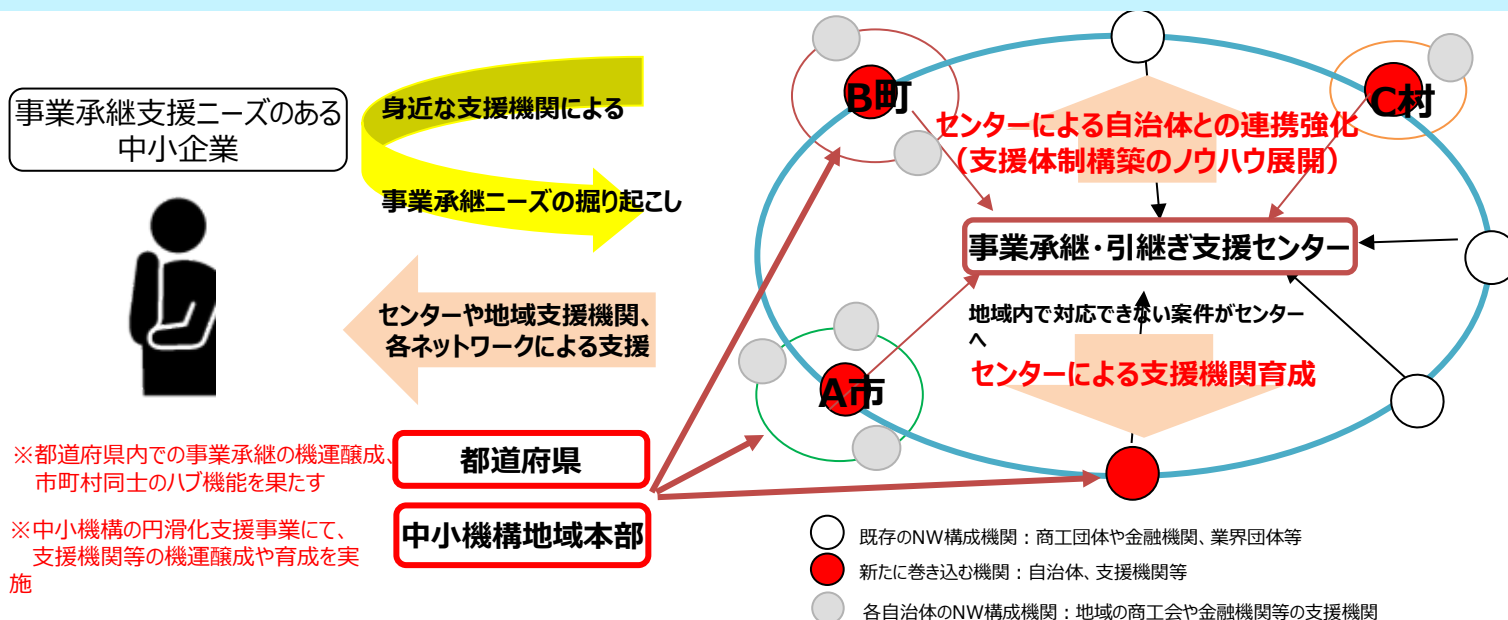


地方自治体による事業承継支援への期待

- 全国47都道府県の県庁所在地等に設置している事業承継・引継ぎ支援センターのみでは、全ての潜在的な事業承継ニーズの掘起こしは難しい。そのため、中小企業や支援機関からの信頼が高く、公的な安心感を有する地方自治体において、地域の実情に応じ、以下のような支援に取り組むことを推進。

① 事業承継支援に係る地域内の関係団体（商工団体、地域金融機関、地域内支援機関等）との連携のハブ機能を果たし、支援の必要性の高い事業者を把握し、専門知識を有する事業承継・引継ぎ支援センター等へと橋渡しが行えるような支援体制を構築すること。

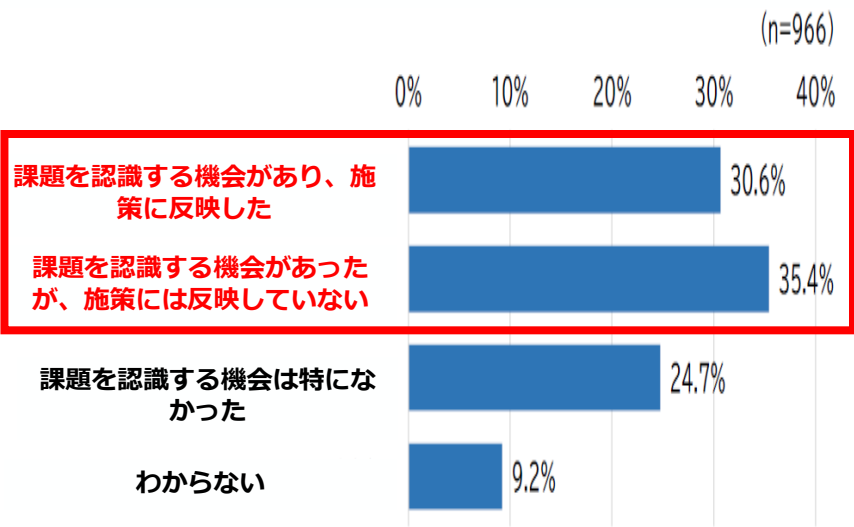
② 現経営者が元気な早期の段階から、事業承継に向けて取り組んでいただくために、全ての中小企業がアクセスでき、公的な信頼感と安心感を有する地方自治体から、各種媒体を用いて事業承継に向けた早期検討の重要性や、自社の価値に対する気づきの機会の提供等を積極的に行い、事業承継の気運を高めていくための意識啓発を図ること。



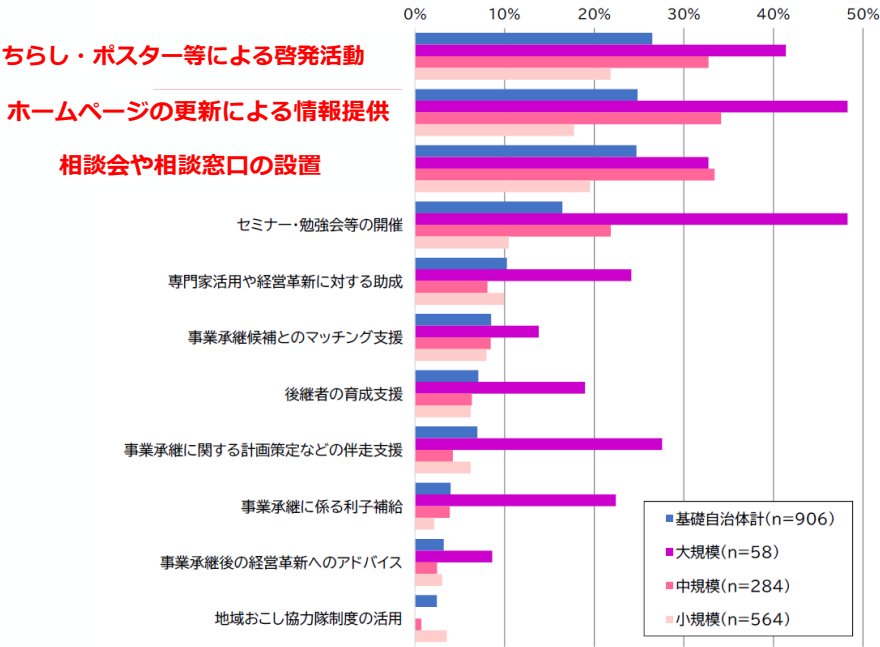
基礎自治体における事業承継支援の現状

- 2024年11月に中企庁が行った自治体向けアンケート調査によれば、何かしらの事業承継支援策を実施している基礎自治体は約 3 割に止まっており、課題は認識しているものの、施策に反映できていない自治体も多数存在。
- 取組内容としては、啓発活動や相談窓口の設置が最も行われており、大規模な自治体ほど支援の実施率が高い。

基礎自治体において地域の事業承継に関する課題を認識する機会



基礎自治体が主体となって実施した事業承継支援に係る取組（人口規模別、複数回答）

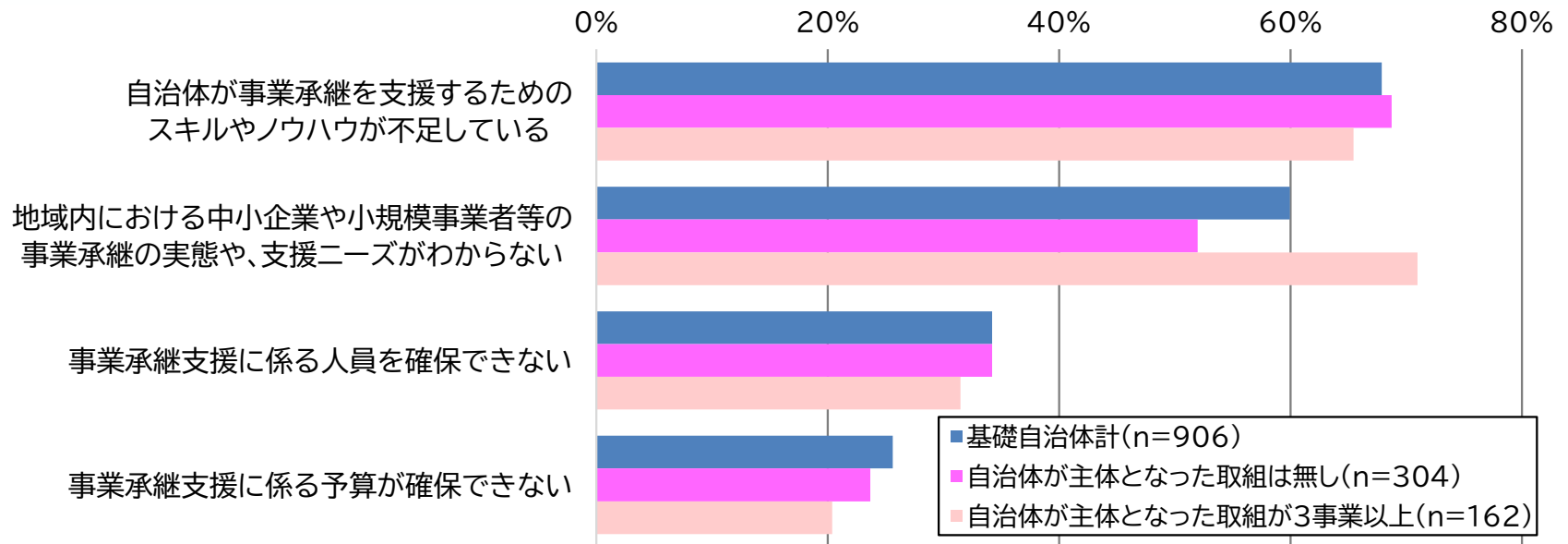


(出所)中小企業庁「“自治体における中小企業の事業承継支援”に係る活動実態調査」2024年11月実施 調査対象:全国の自治体／有効回収数:1,003(基礎自治体967,広域自治体36)。

基礎自治体における事業承継支援の課題

- 現状では約7割の基礎自治体が支援を実施できていない。支援を実施できていない要因として、基礎自治体においては、スキルやノウハウの不足、支援ニーズがわからないといった声大きい。

事業承継支援に取り組む上での課題（基礎自治体の主体的な取組事業数別、複数回答）



(出所)中小企業庁「自治体における中小企業の事業承継支援」に係る活動実態調査」2024年11月実施 調査対象:全国の自治体/有効回収数:1,003(基礎自治体967,広域自治体36)。

(注)グラフは、基礎自治体のみを集計値(無回答を除く)。集計区分:大規模:人口30万人以上、中規模:人口5～30万人、小規模:人口5万人未満の市区町村。

地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供

- 地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供を行うべく、令和6年度に中企庁が実施した2日間の集合研修には40自治体超、セミナーには200自治体超が参加し、各自治体では関心が高まっている状況。
- 地方自治体への事業承継支援に関する更なるノウハウ提供として、各経産局において実証事業や支援事例集等の成果物作成に取り組んで頂いているほか、中企庁でも本年3月に地方自治体における事業承継支援にあたってのポイント等
を示した手引きや事例集を作成し、自治体等に配付するとともにHP上で公開。

中企庁作成の手引き・事例集



2 事業承継支援の進め方～4つのステップ

【Step2】地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築

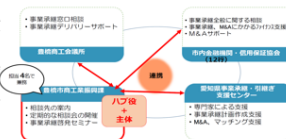
①関係機関の整理と連携目的の明確化

◆まずは関係機関との意見交換を行う。自治体がハブとなり連携体制を築き上げていく上で、双方の連携メリットや期待される役割、実現可能性などを整理・確認し、連携の目的や狙いを明確化。

＜事業承継支援に関わる主な支援機関＞



豊橋市では2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」開設



熊本市では、2024年6月に、支援機関等7者と事業承継連携支援に関する協定『ツグKUMA』を締結。



②連携方法の検討

◆ 連携目的をふまえ、連携体制を検討。事業承継に特化しない既存の会議体（創業・中小企業支援の関係機関会議）等も活用し、地域の実態や当面の連携目的にそった事業承継支援体制を構築することが重要。なお、必ずしも多くの機関と連携する必要はない。

中小企業庁「地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築に向けた手引き～先進自治体の活動事例からみるポイント～」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/chihou-koukvoudantai/Web_tebiki.pdf

（参考）広域自治体における事業承継支援の事例（高知県）

（1）取組の契機・実態把握

- 高知県では、2015年度に、国の事業引継ぎ支援センターの機能に加え、県独自で、移住施策と連動した事業承継や事業拡大のための中核人材等の確保を支援する「高知県事業承継・人材確保センター」を設置し、UIターン就職促進事業と一体となって人材確保の取組を推進。さらに、同年度に「事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）」を創設し、事業承継計画策定費用、M&A仲介委託費用等をサポートするなど、県としての事業承継支援活動を始動。

（2）事業承継支援体制の構築と主な取組

－事業承継支援に係る所管課・体制－

- 庁内では、「第4期産業振興計画（計画期間：2020～23年度）」にて事業承継支援を位置づけ。2020年度より、商工労働部支援課内に事業承継担当専任チームを設置（現在は3名体制）。
- 高知県事業承継・引継支援センターとは、事業承継支援対象等に関する必要に応じたデータの連携、市町村への同行訪問、庁内各部局・会議等への参加、補助金等の周知、県の広報関連の他、移住支援との連携（移住支援サイト「高知家で暮らす」における事業承継マッチングの実施、移住フェアへの参加等）など随所で連携。

－事業承継支援活動－

- 2023年度は、事業承継の周知・相談件数増加に向け、民間リストを活用して60歳代以上の県内経営者にアンケートや広報チラシを送付（予算：211万円）、相談希望者285件を支援センターにつなぎ、電話・訪問対応を実施。また、中山間地域における譲渡相談に対する成約件数増加に向け、「事業承継補助金」に市町村間接補助の形式にて支援メニューを新設（予算：1500万円）。
- 2024年度は、売り手に比べ買い手の相談が少ないことから、移住施策と連携した県外アプローチの強化に向け「事業承継奨励給付金」を創設。中山間地域で一定の条件の下、事業の引継ぎを受けた買い手で県外から移住した場合は100万円（県内の買い手には50万円）を支給する取組がスタート（予算：1450万円）。

（3）事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- 事業承継支援の活動実績は右図の通り。

年度別実績	2020	2021	2022	2023	合計
マッチング成約件数	27	44	51	52	174
事業承継診断件数	1,283	1,289	1,349	1,911	5,832

- 2025年度は、2024年度の支援事業の継続に加え、地元支援機関が有する事業者のニーズ等の情報共有や、移住施策等と連携した買い手の掘り起こし等を実施予定（移住Webサイトを通じたデジタルマーケティングの活用や、地域おこし協力隊の研修会・創業塾のセミナー等でのPR活動の強化等）
- 市町村との連携強化が不可欠との認識のもと、2023～24年度に、県とセンターとで、県内34市町村を訪問。結果をふまえ、県が重点支援する中山間地域から先行4地域で地域にあった支援スタイルモデルを検討するとともに、県下の支援機関の意識醸成・支援向上に向けた場づくり等を通じ、3年後を目処に、県内の地域ごとに支援体制の構築を目指す。

(参考) 基礎自治体における事業承継支援の事例①

愛知県豊橋市(人口 約36.8万人)

(1) 取組の契機・実態把握

- 市内商店街を対象とした継続的なアンケート調査において、経営課題として「後継者不足」を指摘する割合が、2017年度には約3割をこえたため、事業承継支援は、商業に限らず産業全体で取り組むべき課題と捉え、翌2018年度に、豊橋市、豊橋商工会議所、豊橋信用金庫の3者でワーキングを立ち上げ、同年度に市の予算を確保し、企業向けセミナー等の事業承継支援活動を開始。

(2) 事業承継支援体制の構築と主な取組

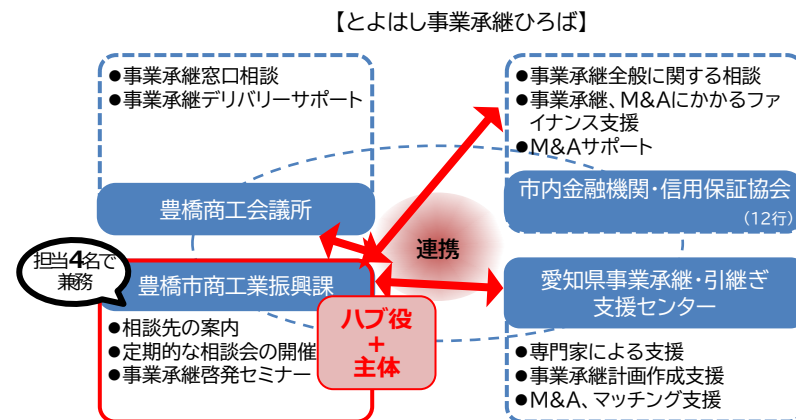
―事業承継支援に係る所管課・体制―

- 2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後、同年8月、事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば(以降「ひろば」)」発足。
- 市役所では商工業振興課(4名)が事業承継支援を所管。専任を置かずチーム制を採用することでノウハウを共有し、活動の継続性が保たれている。また、「ひろば」において、事業者の個別相談結果を基に適切な支援機関へ繋ぐハブの役割を果たす。

―事業承継支援活動―

- 事業承継支援においては、中小企業の経営実態に応じた個別相談が重要であるが、多くの経営者は、自社の事業承継問題を他人に知られたくないと考えているため、市は、個別相談会を、誰もが立ち寄りやすい市役所内会議室で開催し気兼ねな相談環境を整備。ひろばのメンバーが連携して相談会を周知。

- 「ひろば」の活動成果は、リーフレット「廃業させないまち とよはし」として冊子化し、事業承継支援事業者の実例を紹介。1万部・年2回発行。



(3) 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- 2023年度の個別相談会(全37回)は、ほぼ予約で埋まるなど、好評を博しているほか、事業承継セミナーには76社90名が参加。市内事業者の支援実例を紹介したリーフレット「廃業させないまち とよはし」の配布などの地道な周知活動の認知が高まっている。
- 2023年度からは、創業希望者と後継者不在事業者とのマッチング等を企画し、創業支援に積極的な愛知大学、豊橋技術科学大学、豊橋創造大学の市内3大学が「ひろば」メンバーに加わった。

資料)豊橋市提供

(参考) 基礎自治体における事業承継支援の事例②

静岡県川根本町(人口 約0.6万人)

(1) 取組の契機・実態把握

- 町内の創業支援に関する関係者会議(創業支援ネットワーク)の場で、町内中小企業の経営者の高齢化や廃業が話題となった。
- 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、実態調査を行うことを勧められたため、2024年度に、町内約400者に対し、数問の簡単な事業承継アンケートを実施。回答率が1割に満たなかったことから、商工会と町職員が数ヶ月かけて事業者を訪問し、個別回収した結果、回収率は7割に達した。このうち7割が後継者不在かつ生活に直結した店舗が多いことも判明。

(2) 事業承継支援体制の構築と主な取組

―事業承継支援に係る所管課・体制―

- 庁内では、所管である産業振興課の商工業室が企業立地等の業務との兼務し2名で事業承継支援を担当。
- 同町は、町役場ほか5団体からなる創業支援ネットワークの定例会にて域内企業の事業承継課題が話題になったことを契機に、事業承継と創業支援に一体的に取り組むこととした。
- ネットワークの構成機関に、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター、静岡県をオブザーバーとして加え、2024年3月に「川根本町事業承継ネットワーク」を発足。関係機関の既存連携体制を有効活用し、事業承継支援に係る体制を迅速かつ少ない調整コストで構築。

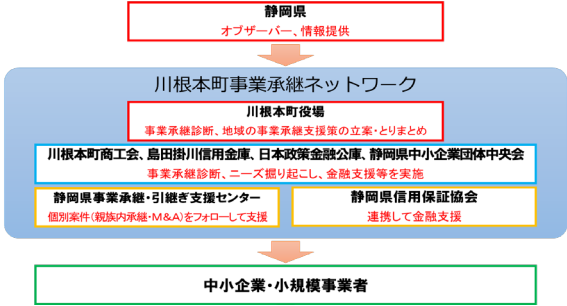
―事業承継支援活動―

- 2024年度は町単独で予算を確保し、実態調査のほか、事業照会セミナーを開催(4回)。
- 実態調査の回答率向上に向け、町・商工会の職員(6名)により、調査協力依頼のため調査対象全体の3割程度の事業者を対象に個別訪問を実施

【川根本町における事業承継ネットワーク】

事業承継ネットワークの構成

- 事業承継ネットワークでは連絡会議を開催し、支援機関同士の意識の共有化、連携の強化を図る。
- 事業承継診断等を通して、施策・支援等に関する情報が中小企業に行き渡る体制を構築する。



(3) 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- セミナーは、創業支援のほかに事業承継をテーマに加え、町内で事業承継に至った経営者により、事例紹介を実施。セミナー参加者は1回あたり10名程度。今後も継続実施を予定。
- 小規模自治体では、セミナーや相談会へ参加することで、廃業の可能性があると思われかねないと、参加をためらう事業者も少なくない。今後同町は、事業者への個別訪問により経営相談等の案内を行っていくことなどを予定している。

資料)川根本町提供

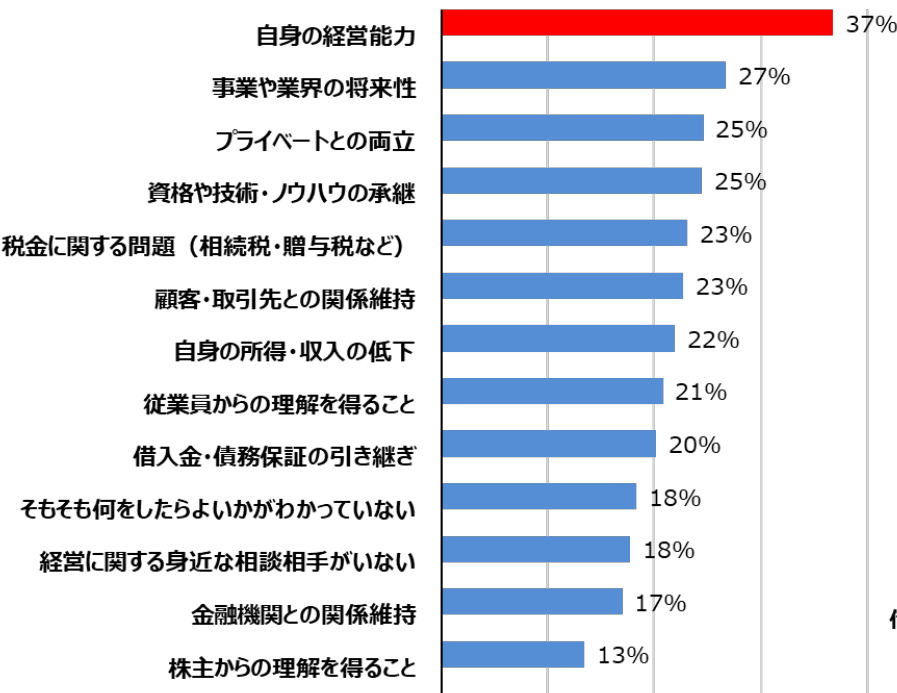
1. 地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について
2. 中小企業庁主催「アトツギ甲子園」のご紹介・
地方自治体における後継者支援の取組について

事業承継に向けて課題に感じること

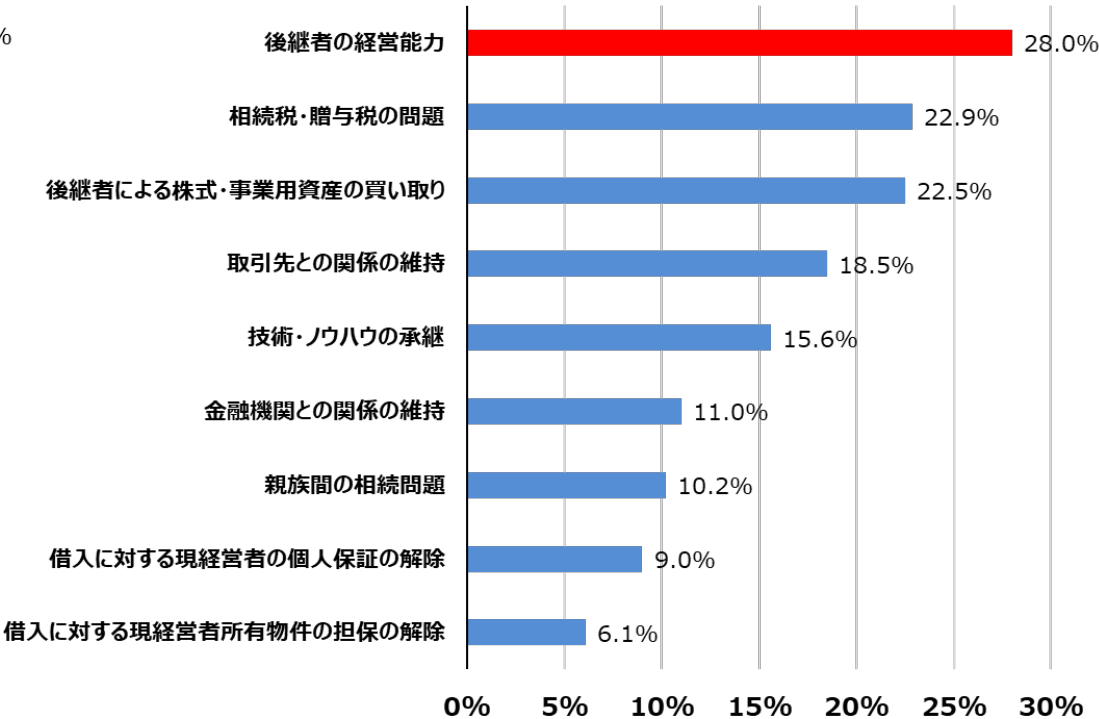
● 中小企業の後継者や現経営者が事業承継をするうえで最も不安に感じること・課題に感じることは、自身・後継者の経営能力。アツギとして、将来的な視座、経営に対する学びの場を創出する必要がある。

事業承継の際に問題になりそうなこと（複数回答）

後継者



現経営者



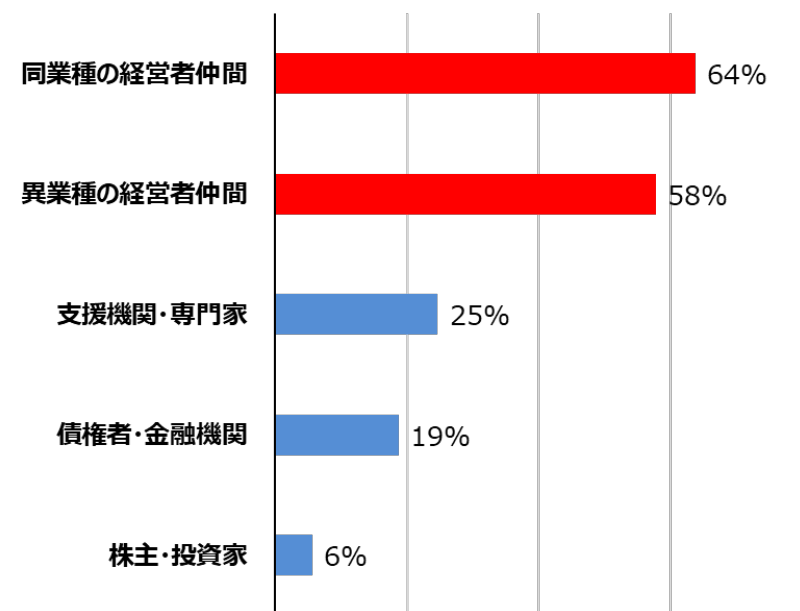
(注) 2025年2月に中小企業の後継者（アツギ）に対して実施したアンケート調査。回答者：1,851者
(出所) 中小企業庁「令和6年度後継者支援ネットワーク事業報告書」を基に作成

(注) 2023年1月に中小企業に対して実施した回答数：313者
(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）結果」を基に作成。

後継者におけるコミュニティの必要性

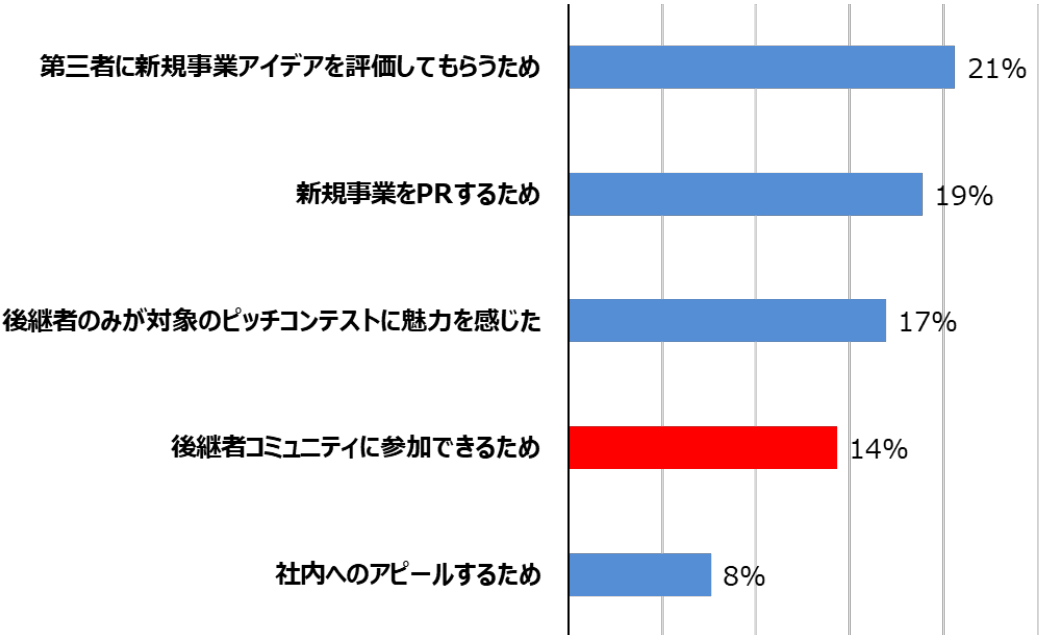
- 経営者が成長志向になるきっかけとなった交流先としては、同業種や異業種の経営者との回答が多い。
- アトツギ甲子園の参加した目的についても、後継者同士のコミュニティに参加できるため回答も一定存在。アトツギ甲子園は後継者コミュニティ形成に寄与している。

経営者就任後における、成長意欲を高めることにつながった交流先
(複数回答)



(注) 2514者
(出所) 帝国データバンク「中小企業の成長に向けたマネジメントと企業行動に関する調査」(2022年12月)

アトツギ甲子園に参加した目的
(複数回答)



(注) 461者
(出所) 第5回「アトツギ甲子園」エントリー者に対するアンケート項目から中小企業庁が作成

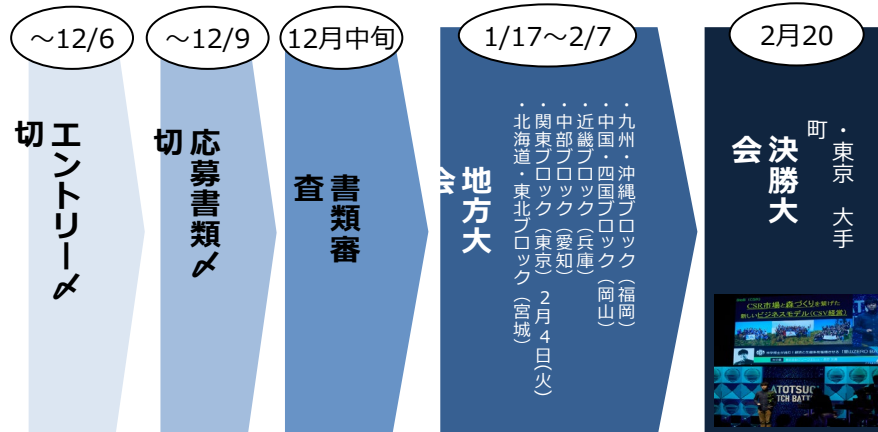
「アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。
- 令和2年度より開始し、今年度（令和7年度）で、6回目の開催。
- 書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催。各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出も多く、取引先増、事業拡大、社内外における既存の経営資源を活かした新規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけに。

概要

- エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者
- 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション
- 地方予選大会、決勝大会は学識経験者、VC、アトツギ経営者等の有識者が審査
- 地方大会では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出
- 決勝大会に進んだ合計18名から経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与

第5回大会日程



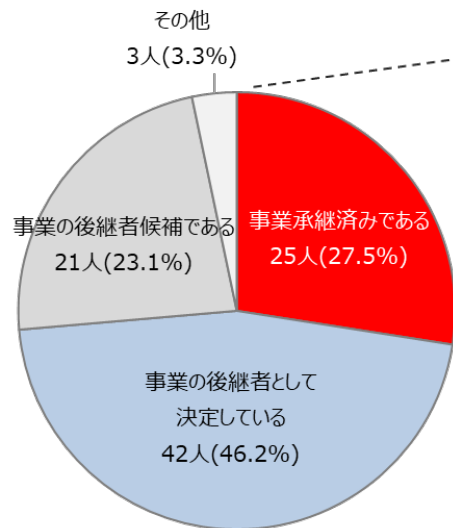
決勝大会 賞一覧

- 🏆 経済産業大臣賞
ベストサポーター賞
※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定
- 🏆 中小企業庁長官賞
- 🏆 優秀賞
- 🏆 企業特別賞

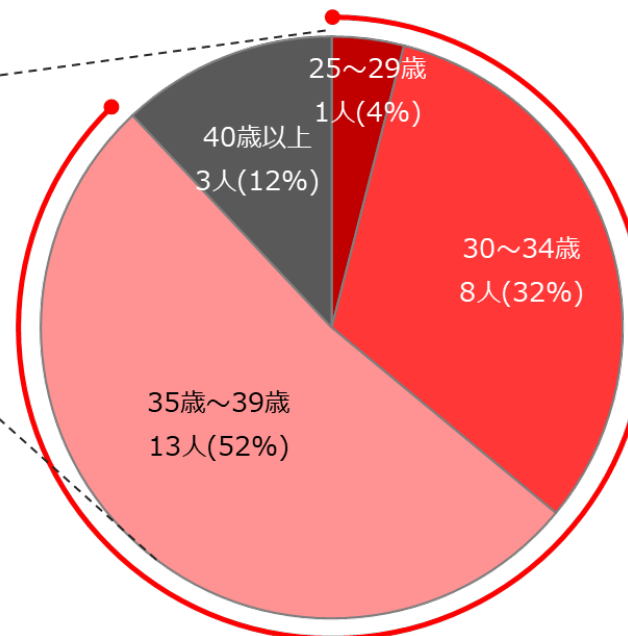
アトツギ甲子園の出場後の効果（早期の事業承継）

- アトツギ甲子園はこれまで5回を開催し、合計で831名(うち決勝大会進出は78名)がエントリーしている。
- 過去アトツギ甲子園エントリー者の27.5%が事業承継済みであり、そのうち約88%が39歳以下で事業承継をしている。
- 経営者就任時^(注)の全国平均年齢が52.7歳であることを踏まえると、アトツギ甲子園により早期の事業承継が図られている。

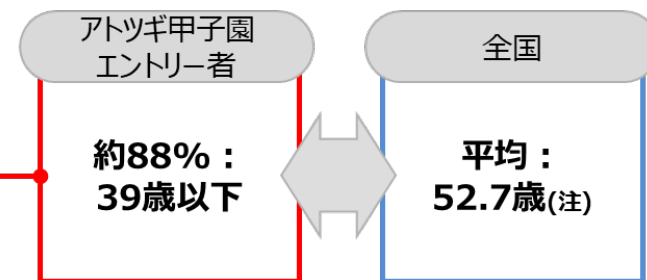
エントリー後の事業承継の状況
(n=91)



事業承継した者の年齢層
(n=25)



事業承継により就任した
経営者の年齢（就任時）



(注) 帝国データバンク「全国「社長年齢」分析調査（2024年）」による調査結果。事業承継により代表者へ就任した際の年齢を算出している。代表交代前：68.6歳、代表交代後：52.7歳。
(出所) 中小企業庁調べ

アトツギ甲子園ファイナリストのその後の事業状況

- アトツギ甲子園出場後、地方メディアへの露出、登壇機会の増加、大手企業の契約が進むなど着実に事業が進展している例もあり、一定程度の甲子園の出場効果を感じているアトツギが多い。
- 一方、アトツギ甲子園で発表したビジネスの事業化は進んだものの、売り上げ増加まで進んでおらず、中長期的計画の策定や販路拡大に向けた課題感を持つアトツギもあり、アトツギ同士の壁打ちや先輩経営者とのコミュニティが視野を広げる観点から重要となる。

田島山業株式会社

販路開拓

- ・ アトツギ甲子園では、赤字構造となっている林業について、J-クレジット創出地、憩いや環境教育、レクリエーションの場とするみんなの森プロジェクトについてピッチ。
- ・ その後、各種メディアへの掲載、大分県知事への表敬、環境省、農林水産省のパンフレットや会議にも取り上げられる。
- ・ 2024年2月には、**LINEヤフーと森林由来のJ-クレジットを10年間売買する契約を締結**するなど、着実に事業が進展している。



小松屋八の坊

売上増加

- ・ アトツギ甲子園では、家業である1913年創業の老舗温泉旅館をリニューアルし、これまで売上の70%を占めていた団体客から犬連れの個人客にシフト、また、海外からの犬連れの観光客を招くことをピッチ
- ・ アトツギ甲子園に出場し、自身の事業のブラッシュアップすることができ、メディア取材の機会が増え、理解し応援してくれる仲間も増加。
- ・ アトツギ甲子園出場後、「愛犬ファースト」をコンセプトに犬と一緒に入れる露天風呂や、一緒にベッドで寝られる特別室を用意し、コロナ禍で落ち込んだ売り上げは一気にV字回復。個人客が90%になったうえ、**過去10年で最高額を記録するなど、売上を伸ばしている。**



(参考) 各地域の後継者支援取組例 (自治体・金融機関)

京都府北部
家業の経営資源を活用した
新規事業を考え発表



兵庫県 みなと銀行
23年度よりアトツギ支援へ



京都府宇治市
講義 & HRでフィードバック



京都府京都市
新規事業開発・発表



新潟県信用保証協会
後継者に特化したセミナーの実施



栃木県
後継者を対象としたセミナー



群馬県
新規事業開発プロジェクト



福岡県
家業後継者の新商品の
事業化等を支援



福岡県北九州市
新事業開発、伴走支援



大分県
新事業開発、伴走支援



長崎県
新事業開発、ピッチ支援



熊本県熊本市
新事業開発、ピッチ支援



鹿児島県鹿児島市
アトツギ交流会



**空知信用金庫、北門信用金庫、
北空知信用金庫**
後継者を対象にしたセミナー



参考資料

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M & A 補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継前の設備投資等支援

事業承継・M & A 補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円～1000万円※、補助率1/2～2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M & A 準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

引継ぎ後の事業統合／経営革新等

○M & A後の設備投資等の支援

事業承継・M & A 補助金（PMI推進枠）

・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800～1000万円※、補助率1/2～2/3）

中小企業経営強化税制（D類型等）

M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却 等

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM & Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業であるPMI（Post Merger Integration）の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

事業承継・M & A 補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型 ■ 買い手支援類型



M&Aが対象

■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



M&Aが対象

■ 事業統合投資類型



M&Aが対象

■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

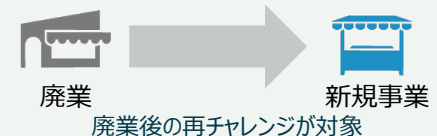
- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業後の再チャレンジが対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定(2028年末まで)で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

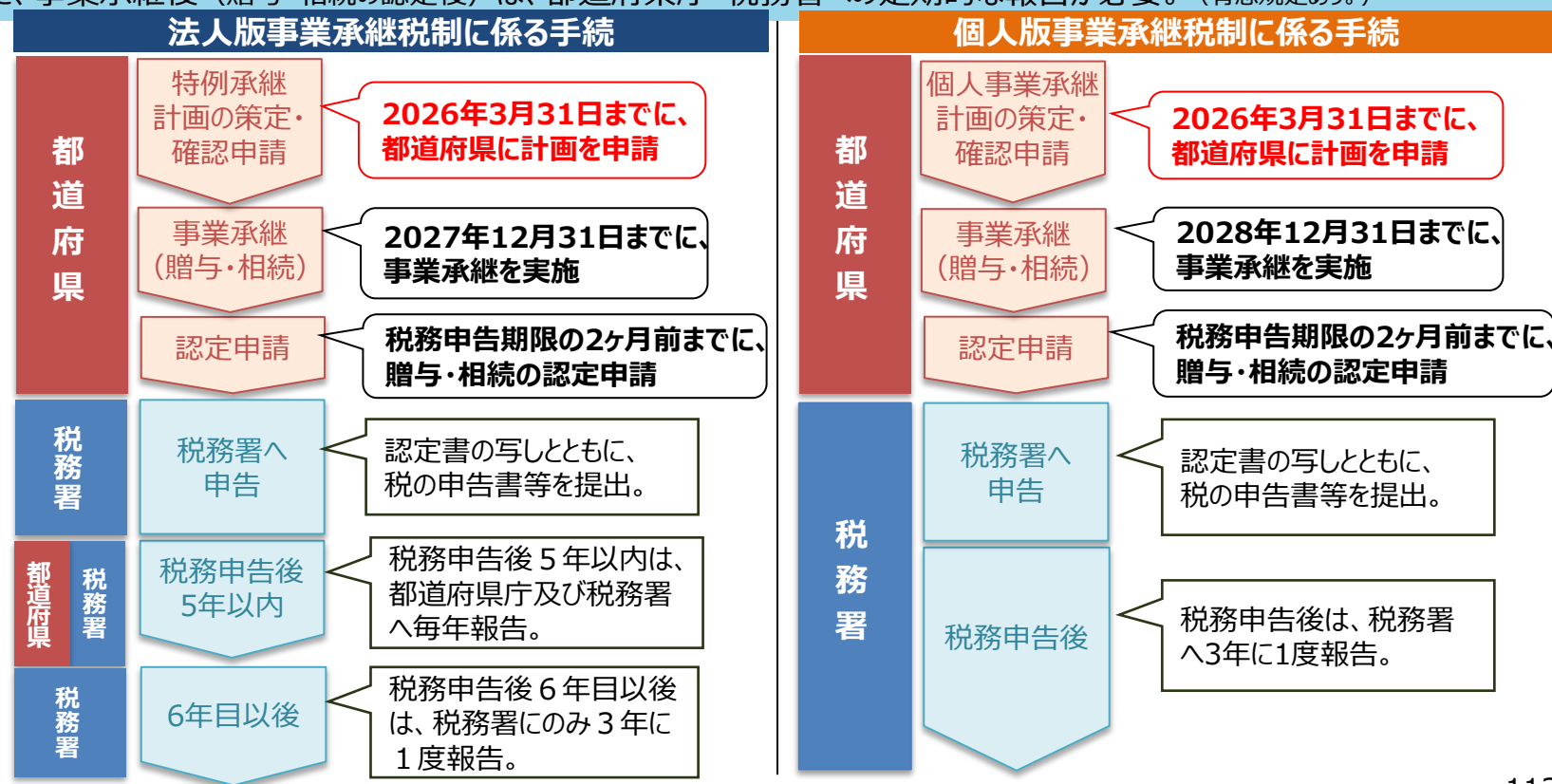
	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）



※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

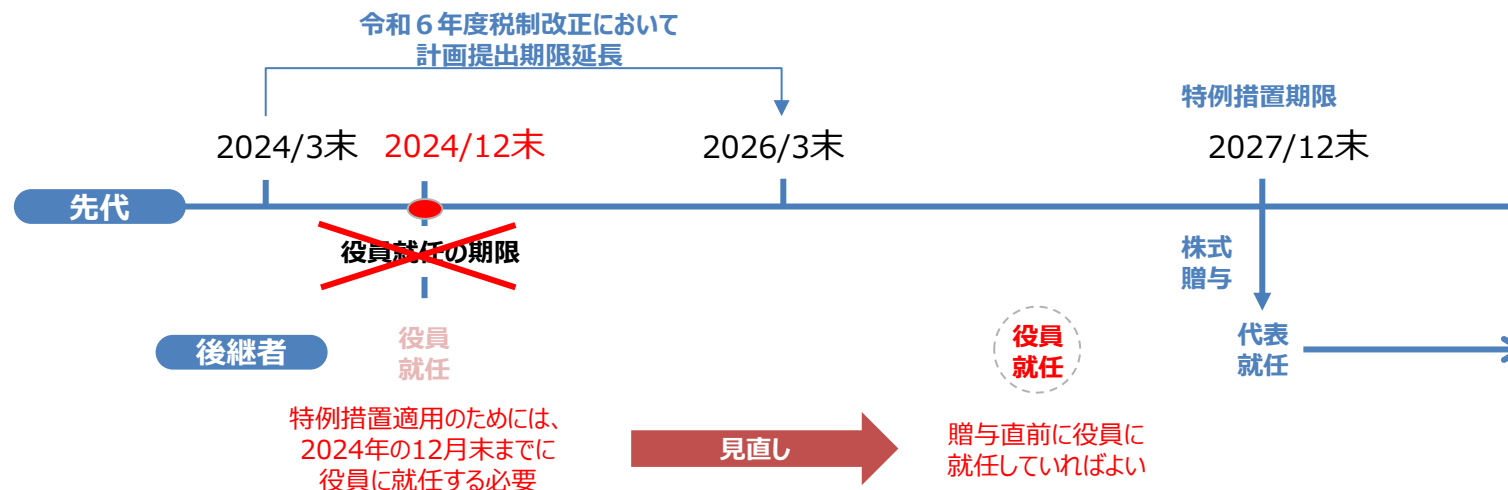
法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し（相続税・贈与税）

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要がある**」という**役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



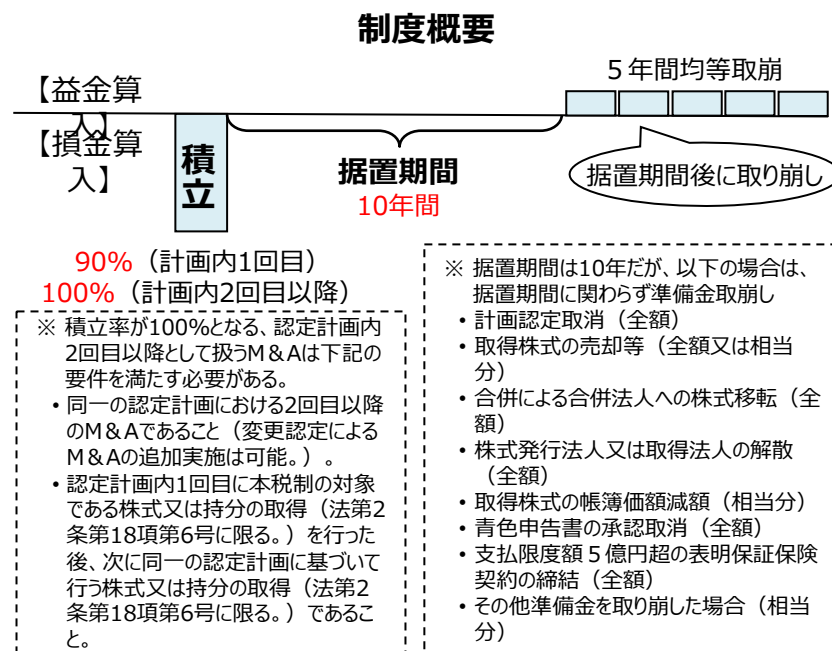
※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠）

- 本税制措置は、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM & Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM & Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件（14頁目）に加え、下記の要件を満たすM & Aが対象。

- ・ 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- ・ 認定事業者がみなし大企業でないこと。
- ・ 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- ・ 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得（法第2条第18項各号に掲げる措置）であること。
- ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能（ただし、同一のM & Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可）。

(参考) 特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 （事業部門単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≦10倍 ②経常収入＞経常支出
雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。 ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者を導入し、経営の効率化を図ること。

（参考）日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年2月に、中小グループ化への支援充実化を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充。

目 的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	1 <事業承継計画関連> 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 2 <事業承継関連> 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 及び当該事業者から事業を承継・集約される者 3 <承継第二創業関連> 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。） 4 <代表者個人関連> 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 5 <経営者個人保証免除関連> 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	（中小企業事業）：7億2千万円→ 14億4千万円 、（国民生活事業）：7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
融資期間 （据置期間）	設備資金 20年以内（うち据置期間2年→5年以内） 長期運転資金 7年以内→10年以内（うち据置期間2年→5年以内）
融資利率	貸付対象1 基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）は特別利率②） 貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は② 貸付対象3 基準利率又は特別利率② 貸付対象4 特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②） 貸付対象5 基準利率 ※特別利率の適用 4億円→8億円

地域の人事部について

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課



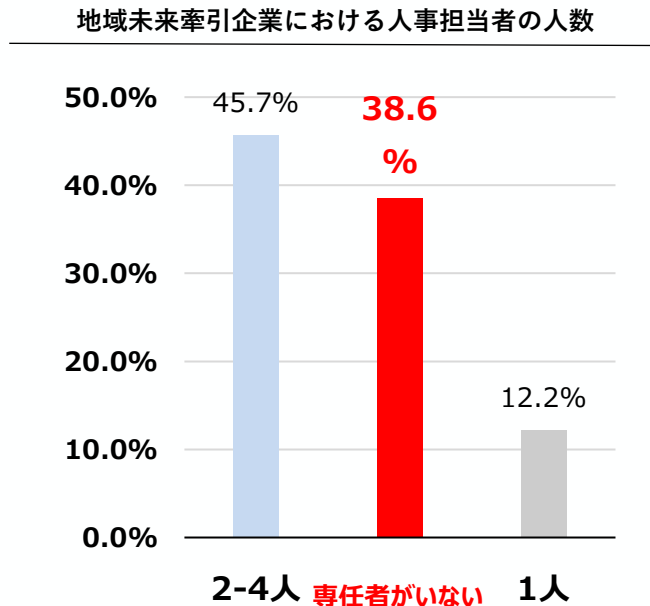
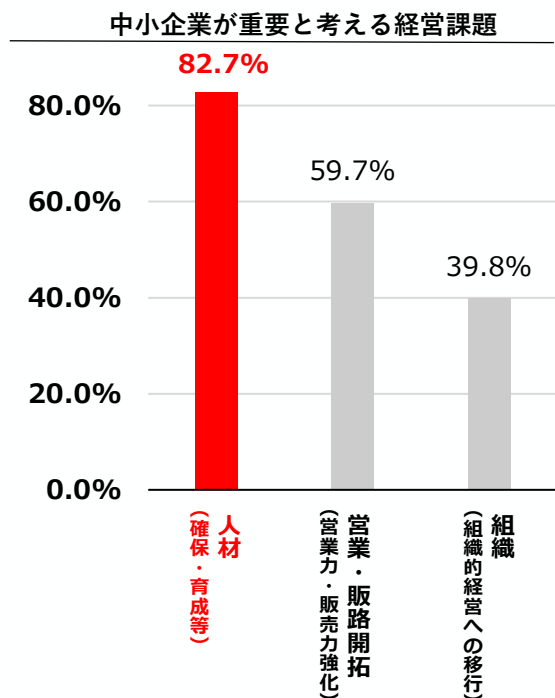
地域の人事部について

2025年 5 月

経済産業政策局 地域経済産業政策課

地域における中小企業をとりまく現状

- 中小企業が重要と考える経営課題として、「人材（確保・育成等）」（82.7%）が最も多い。
- 他方で、地域の中核企業候補（地域未来牽引企業）においても、約4割が専任の人事・採用担当者が不在であり、人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない状況。



注：（左図）株式会社帝国データバンクの保有する企業情報データベースから抽出した、2020年度の決算書収録があり、従業員数5人以上の中小企業を対象としたアンケート調査（有効回答数：4,300社）。「貴社の直面する経営課題のうち重要と考えるものについて、お聞かせください。」に対する回答のうち、上位3項目を抜粋。

（右図）地域未来牽引企業を対象としたアンケート調査（有効回答数：1,199社）。「貴社の人事・採用業務の担当者の人数について、当てはまるもの一つ選択してください。」に対する回答のうち、4人以下のものを抜粋。

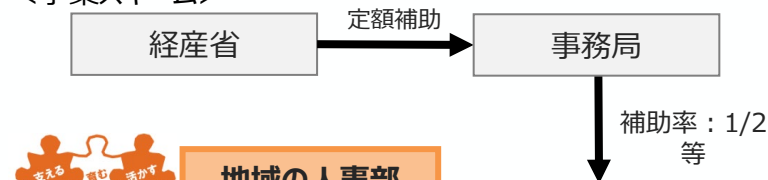
出典先：（左図）株式会社帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査研究報告書（2022年3月）」（調査期間2021年11月～12月）を基に作成。

（右図）経済産業省「令和元年度 大企業人材等の地方活躍推進事業（地域の中核企業による人材確保手法等の調査分析）」（調査期間2021年7月22日～8月6日）を基に作成。

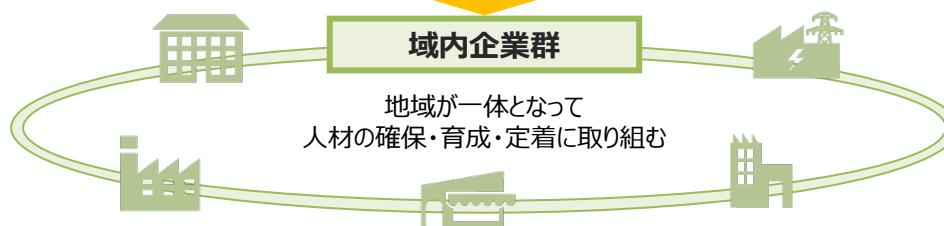
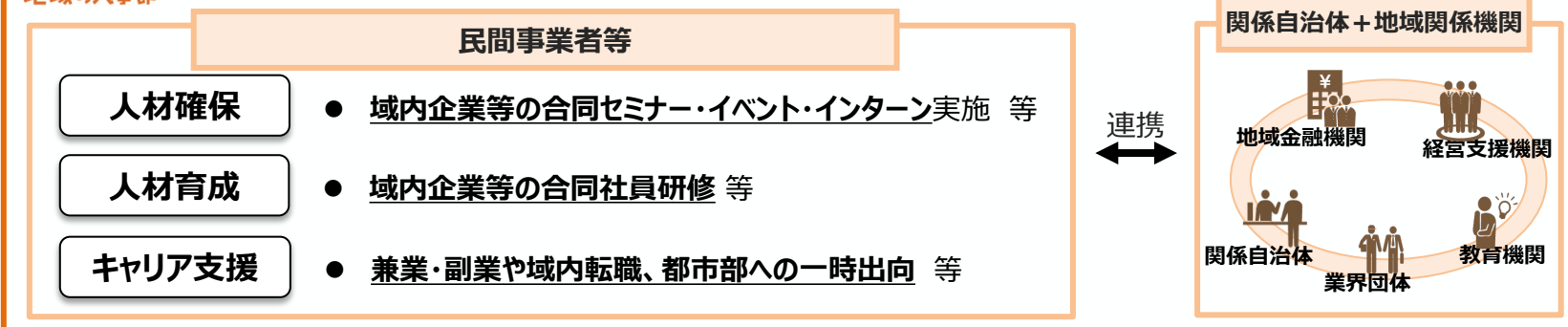
「地域の人事部」による人材確保・育成・定着（令和4～6年度）

- 経済産業省では、**地域企業群及び地域の関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関・業界団体・地域金融機関等）と連携して、地域企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」**の取組を推進。
- 令和4・5年度に各20件、令和6年度に46件を採択し、**モデル事例の創出や担い手の醸成、ブランディング化を支援。**

＜事業スキーム＞



	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	0.95億円	1.5億円	4.0億円
補助率	1/2	1/2、2/3、1/3	1/2、2/3
採択実績	20件	20件	46件
補助上限	600万円	700万円、1,000万円	1,000万円、1,300万円

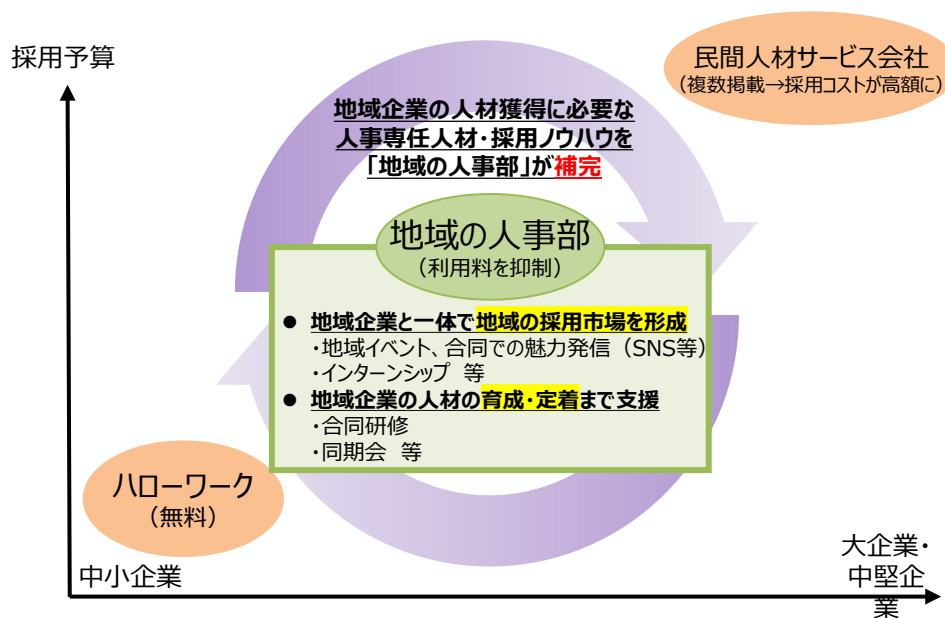


注：令和4年度の事業名は「若者人材確保プロジェクト実証事業」、令和5・6年度は「地域戦略人材確保等実証事業」

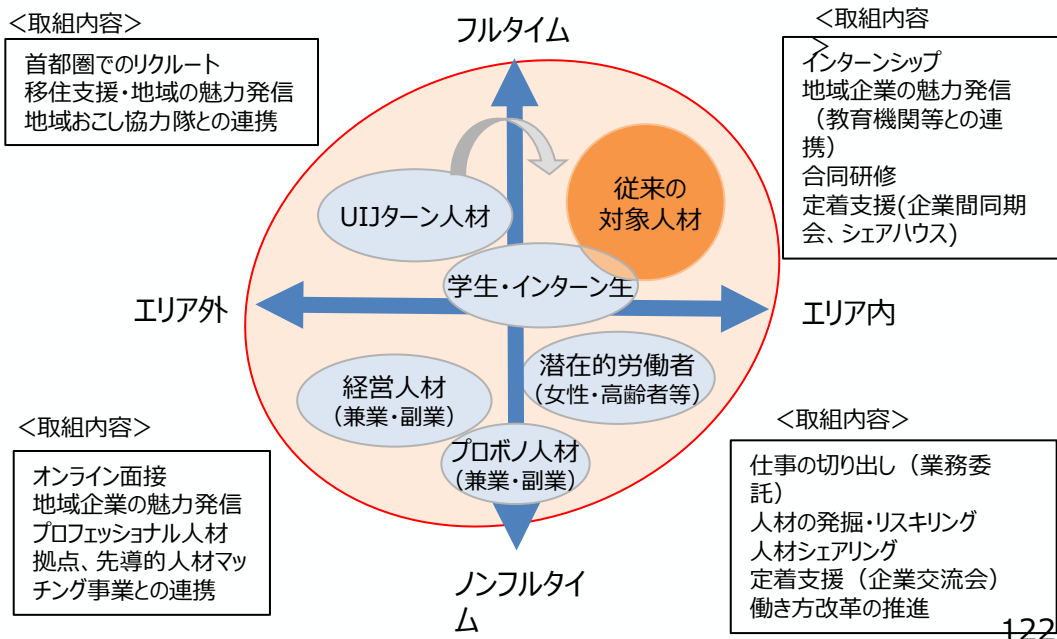
「地域の人事部」の機能

- 「地域の人事部」が地域企業群の魅力を発信し、面で取り組むことで、採用コストを抑制するとともに、地域企業の人材育成・定着まで支援を行うなど、地域企業の人事ノウハウの補完に貢献。
- また、地域企業の人材課題に応じて①学生・インターン生、②UIターン人材、③兼業・副業人材、④潜在的労働者といった多様な人材を対象としており、働き手に対する柔軟性を高めることで、地域で活躍する人材母集団の拡大に貢献。

＜機能①：採用コストの抑制、人事ノウハウの補完＞



＜機能②：地域で活躍する人材母集団の拡大＞

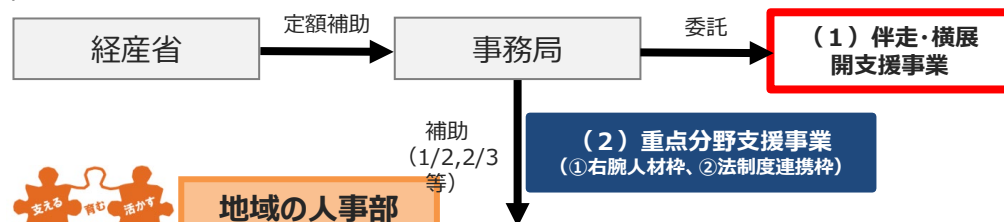


令和7年度「地域の人事部支援事業」

令和7年度予算額：3.0億円

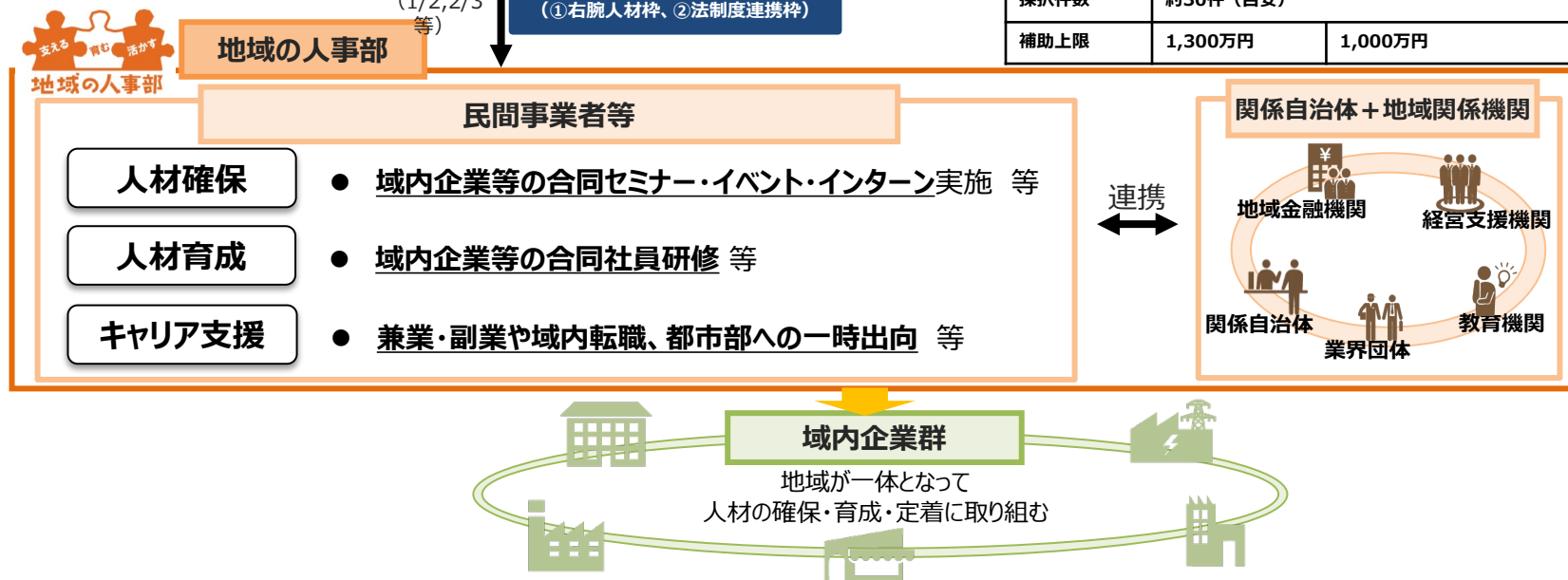
- 民間事業者等が地域の関係機関と連携し、地域一体で地域の中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援するため、令和7年度は以下を実施。
 - 伴走・横展開支援事業（既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進）
 - 重点分野支援事業（①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援）

＜事業スキーム＞



▼(2) 重点分野支援事業

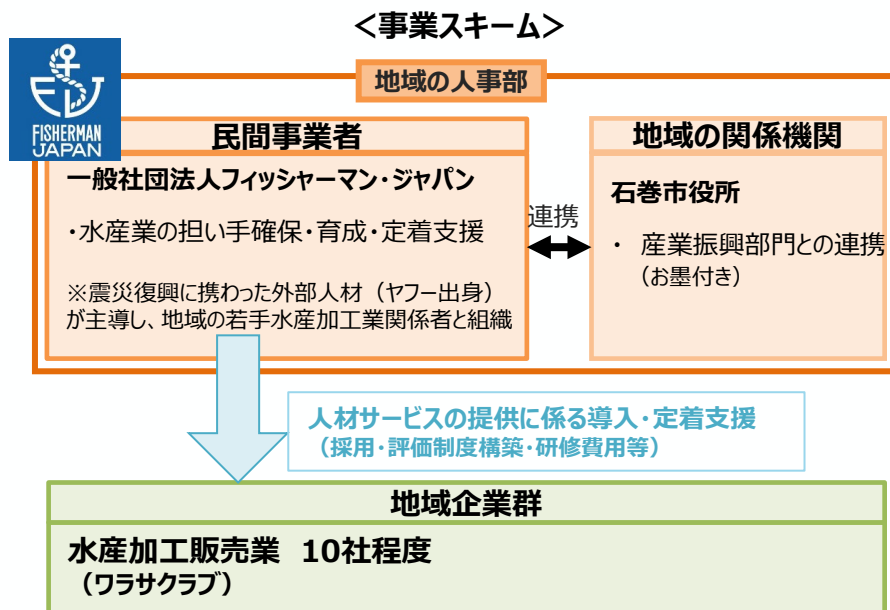
	右腕人材枠	法制度連携枠: ①地域未来投資促進法 ②小規模事業者支援法 ③二地域居住促進法
補助率	2/3	1/2 (※1/3) ※過去2年度採択されている事業者は、補助率を1/3とする
採択件数	約30件 (目安)	
補助上限	1,300万円	1,000万円



(1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

- 地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、令和7年度では、既に一定のノウハウを有する「地域の人事部」事業者による伴走支援や事業者間の視察勉強会、地域間・広域連携等を推進する。

【取組例】フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）



出典先：一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンへのヒアリング及び同社HPを基に作成

<事業イメージ>	
地域の目指す姿	地域の主要産業である水産関連業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成
地域課題	少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） →今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足
事業概要	【人材確保】 - 社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施 “SeaEO人材”の募集HPの作成 （例）SeaMO（海のマーケティング責任者） SeaPO（海の経営企画責任者） - 合同インターン募集・受入 【人材育成】 合同研修 【人材定着】 就業後の定住支援（シェアハウスの提供） 【他地域への横展開】 漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援



①右腕人材枠

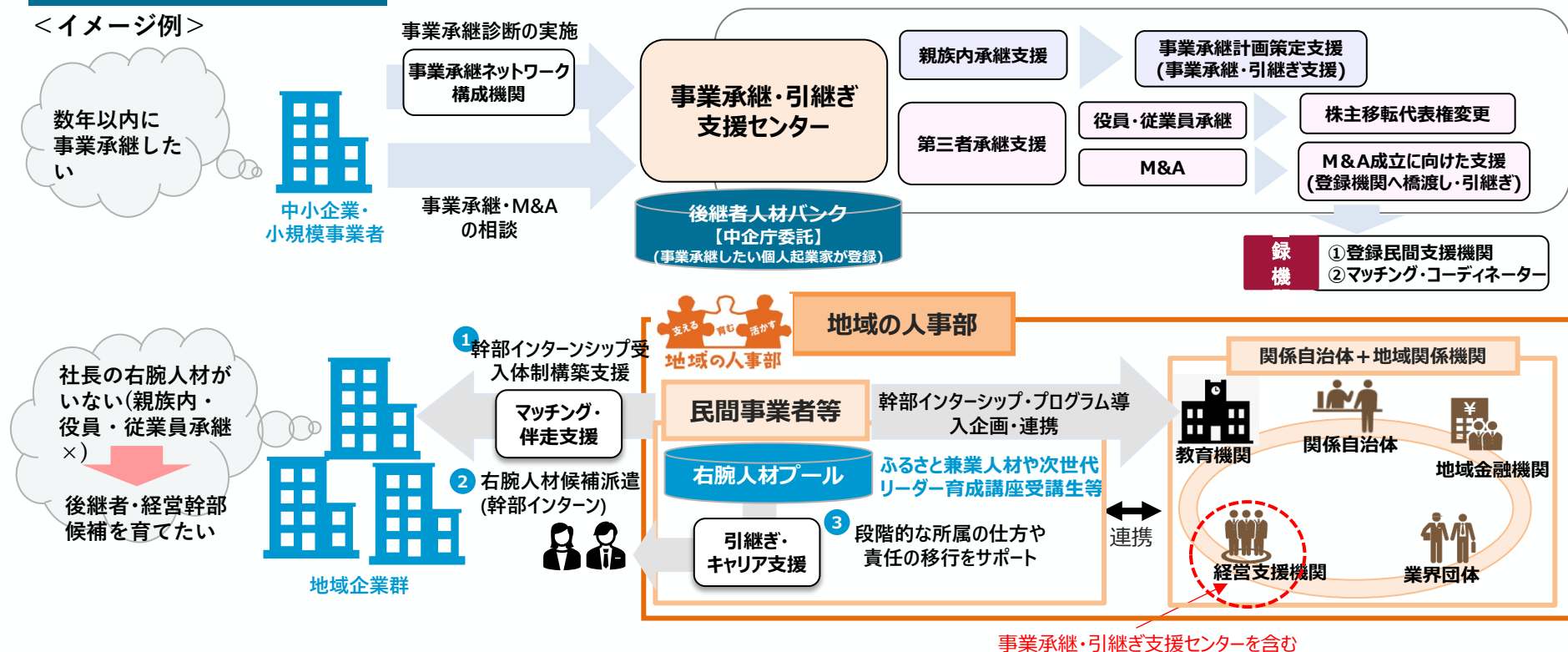
【参考】事業承継引継ぎ支援センターの支援スキームとの比較

①右腕人材枠

- 事業承継・引継ぎ支援センターは事業承継することを決めた企業への後継者マッチング・引継ぎ支援である一方、本事業は**右腕人材候補が数年間経営者と事業運営に取り組むことで、後継者の育成及び従業員との関係構築を支援**。

支援スキームの比較

<イメージ例>

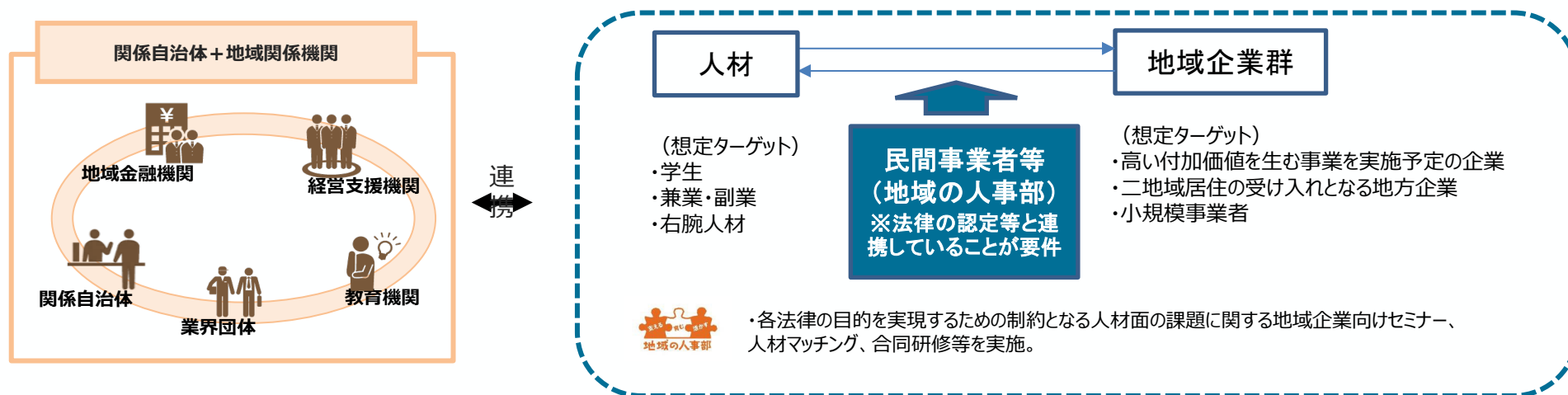


(2) ②法律制度の事業認定等との連携スキーム

②法制度連携枠

事業スキーム案

- 地域の人事部として活動を行う民間事業者等を、以下法律の承認等を受けている事業者限定（要件化）
 - ① **地域未来投資促進法**（地域経済牽引支援機関として、人材確保等の取組を連携支援計画に記載し、国の承認を受けた事業者）
 - ② **小規模事業者支援法**（経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けた商工会、商工会議所）
 - ③ **二地域居住促進法**（二地域居住等支援機関として市町村の指定を受けた事業者）

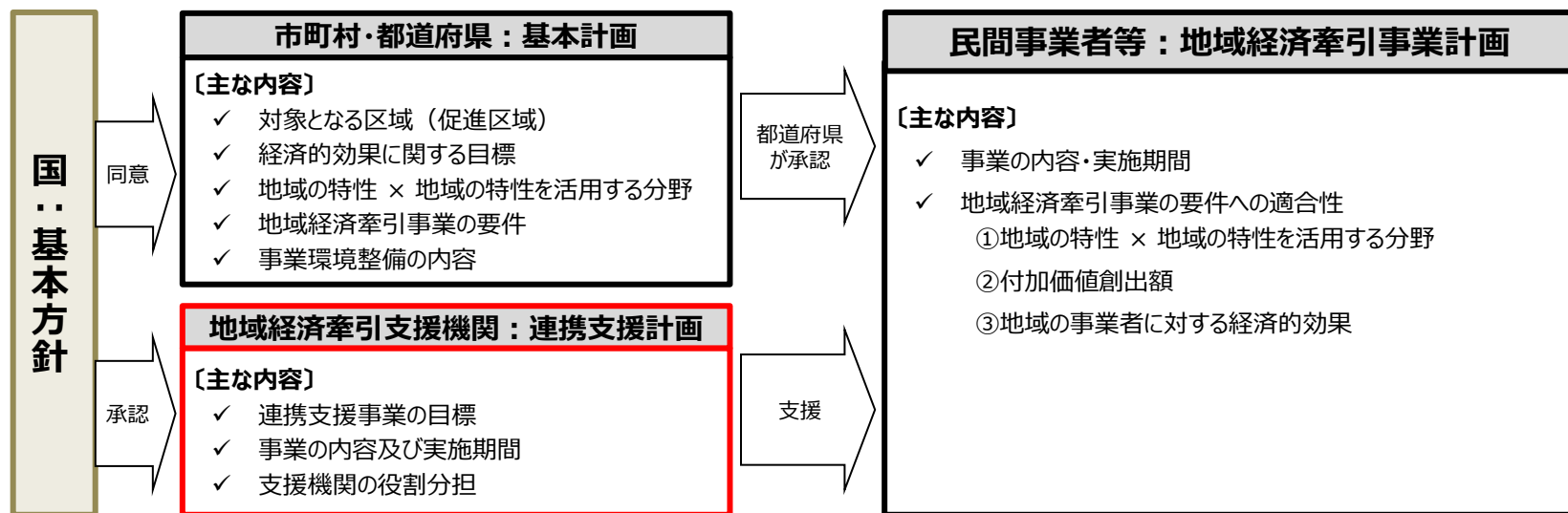


(パターン1) 地域未来投資促進法との連携

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

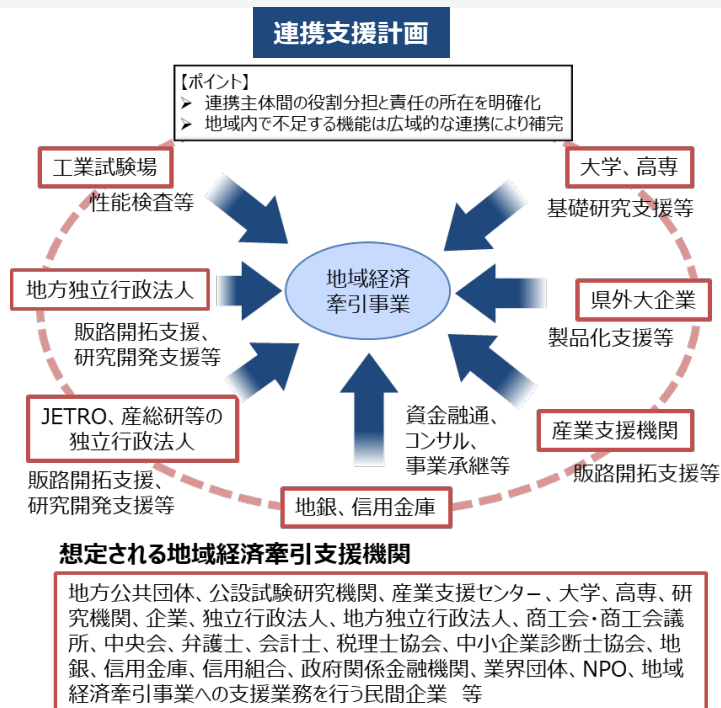
②法制度連携枠

- 地域未来投資促進法では、民間事業者等が地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進。
- 地域経済牽引事業を促進する観点で、地域の人材確保・育成・定着を実施するため、複数年の連携支援計画を作成し、国が承認した事業者を支援。

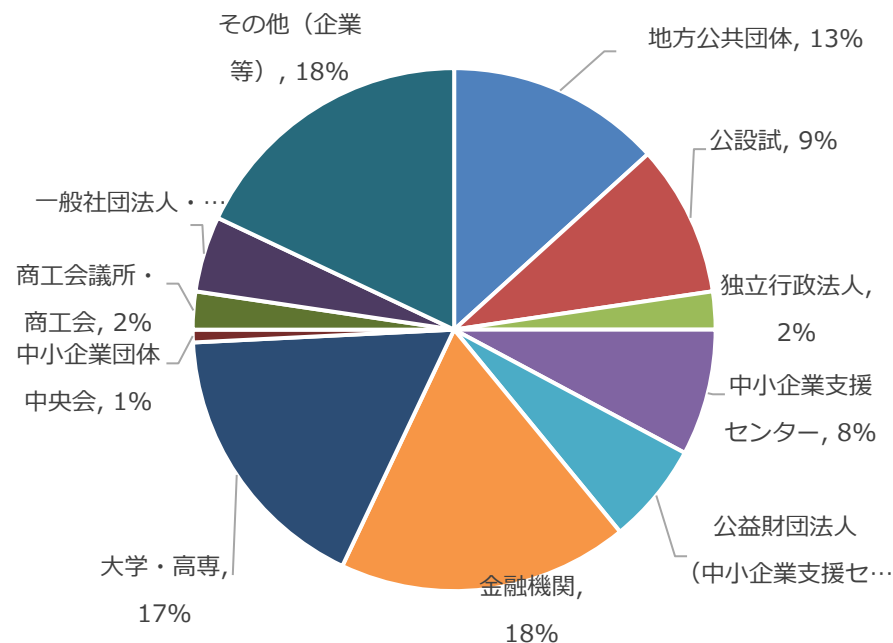


連携支援計画について（地域未来投資促進法第31条）

- 2025年3月末時点で、地域の金融機関、大学、公設試等の支援機関が連携して地域経済牽引事業を支援する連携支援計画は、全国で**12件**承認。延べ128者が参画している。
- 事業支援に当たっては、研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援等、**事業段階に応じて様々な支援を行う体制を構築することが重要。**



連携支援計画の構成員たる地域経済牽引支援機関（延べ128者）の内訳



出典先：承認連携支援計画を基に経済産業省作成（2025年3月末時点）

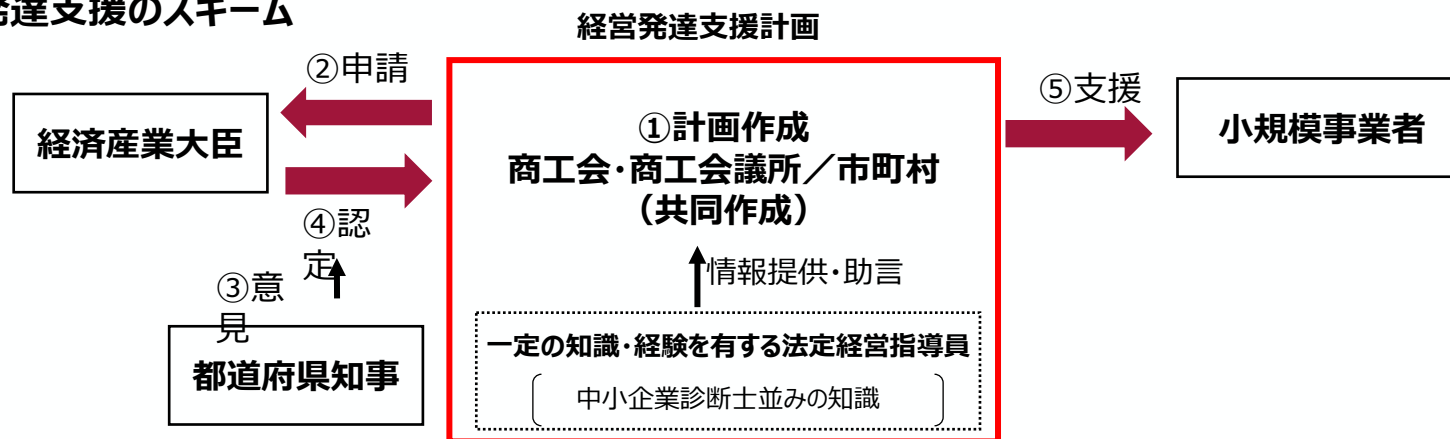
(パターン2) 小規模事業者支援法との連携

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)

②法制度連携枠

- 商工会・商工会議所が市町村と連携しながら、地域課題を分析し、小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援計画を作成・申請し、国が認定。
- 「地域の人事部」の普及において、**地域の商工会・商工会議所の役割は重要であり、経営発達支援計画に基づき、地域の人事部を実施する場合は支援。**

経営発達支援のスキーム



経営発達支援事業

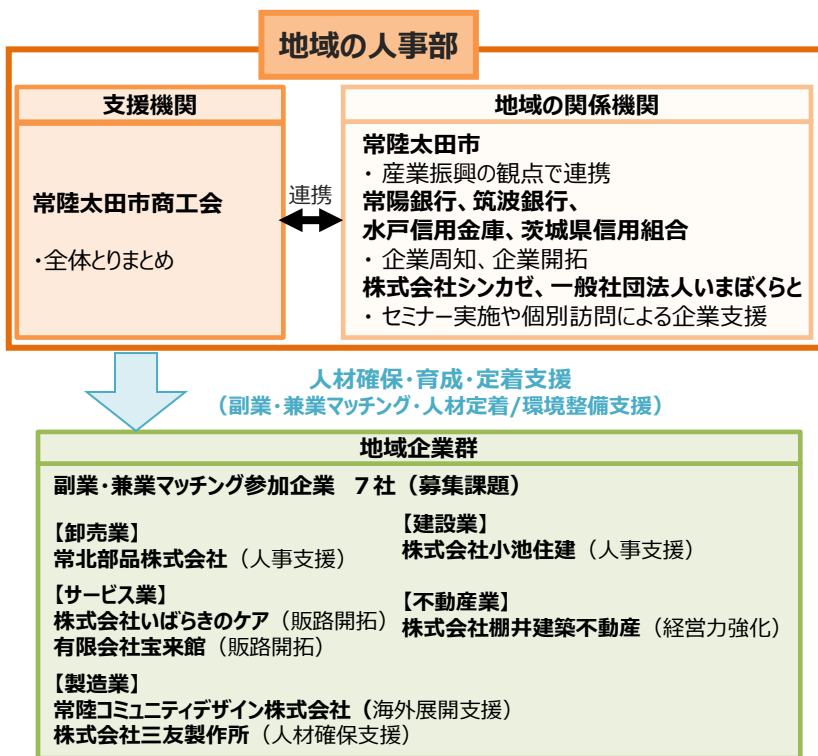
- ①経営資源の内容、財務内容、その他経営状況の分析
- ②事業者の事業計画の策定・実行に係る指導及び助言
- ③商品、役務の需要動向及び経済動向に関する情報の収集、分析及び提供等
- ④応報、商談会、展示会等の販路開拓に寄与する事業

商工会及び商工会議所の地域の人事部の事例

②法制度連携枠

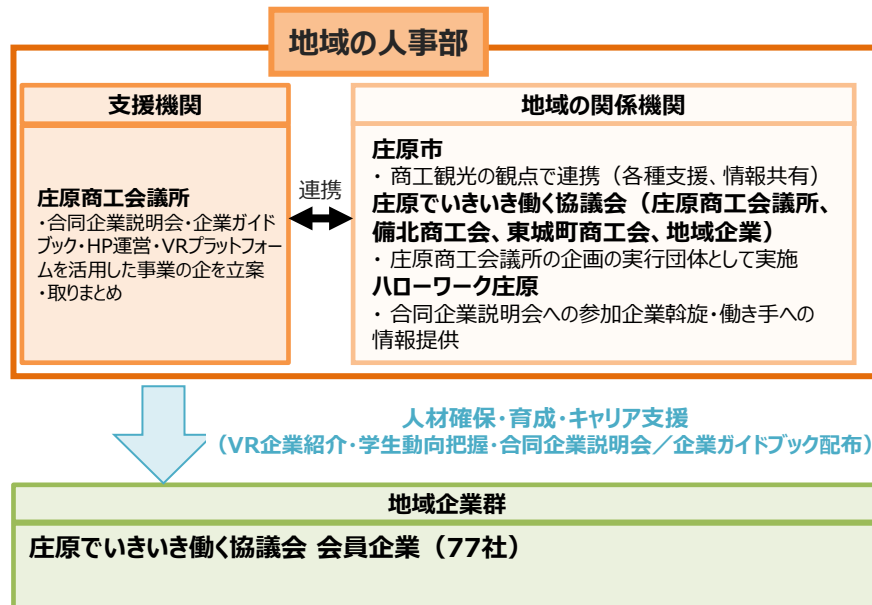
＜常陸太田市商工会における取組＞

- 人材支援で最も企業から頼られる組織となるべく、地域企業の人材課題を解決する面的支援を展開。常陸太田市商工会を中心に自治体・金融機関・地域おこし協力隊の出身者らと連携体制を構築。
- 例えば、自動車部品等の卸販売を営む小規模事業者は、**人事制度の構築**に課題を抱えていたが、**地域の人事部を通じて副業・兼業人材とマッチング**。外部人材と社長らが連携し、360度評価の試行を実現。



＜庄原商工会議所における取組＞

- 庄原商工会議所は、地域内の商工会（備北商工会・東城町商工会）参画のもと、**庄原の魅力ある事業者情報等を発信する「庄原でいきいき働く協議会」**を平成30年に設立。庄原市とも連携し、市内企業の人材面での確保、育成といった課題解決に向けた事業を担う。
- 具体的には、**庄原市やハローワークとも連携した就職ガイダンス、市内の高校生を対象にしたVR企業訪問、就職ガイダンス内で行う企業紹介事業、企業の人材育成を支援するセミナーの実施などのキャリアステップ事業等**を行う。



(パターン3) 二地域居住促進法との連携

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律)

②法制度連携枠

- コロナ禍を経てUIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているが、**二地域居住にあたっては、「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」といったハードルがある。**
- このため、都道府県・市町村が連携して、二地域居住促進計画を立て、それに基づき指定された**二地域居住等支援法人が特定居住促進計画と連携し、地域の人事部を実施する場合は支援することとする。**

法律の概要

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住^{※1}促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者と適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>

2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人^{※2})の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

※3法律上は「特定居住促進協議会」

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会^{※3}を組織可能

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件

②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

8

出典先:国土交通省資料を経済産業省が一部加工

132

今後、二地域居住等支援法人になる可能性のある事業者の取組

②法制度連携枠

- 静岡県三島市では、三島信用金庫と合同会社うさぎ企画が中心となり、地域の人事部（※）を実施。
- 地域内の支援機関や行政と連携して、①副業人材マッチング、②リスキリングスクール、③地元企業向けのビジネスセミナーを開催。
- 都心の副業人材とのマッチングは地元企業7社参加、27名の副業人材から提案書が提出され、4社でマッチングが成立。

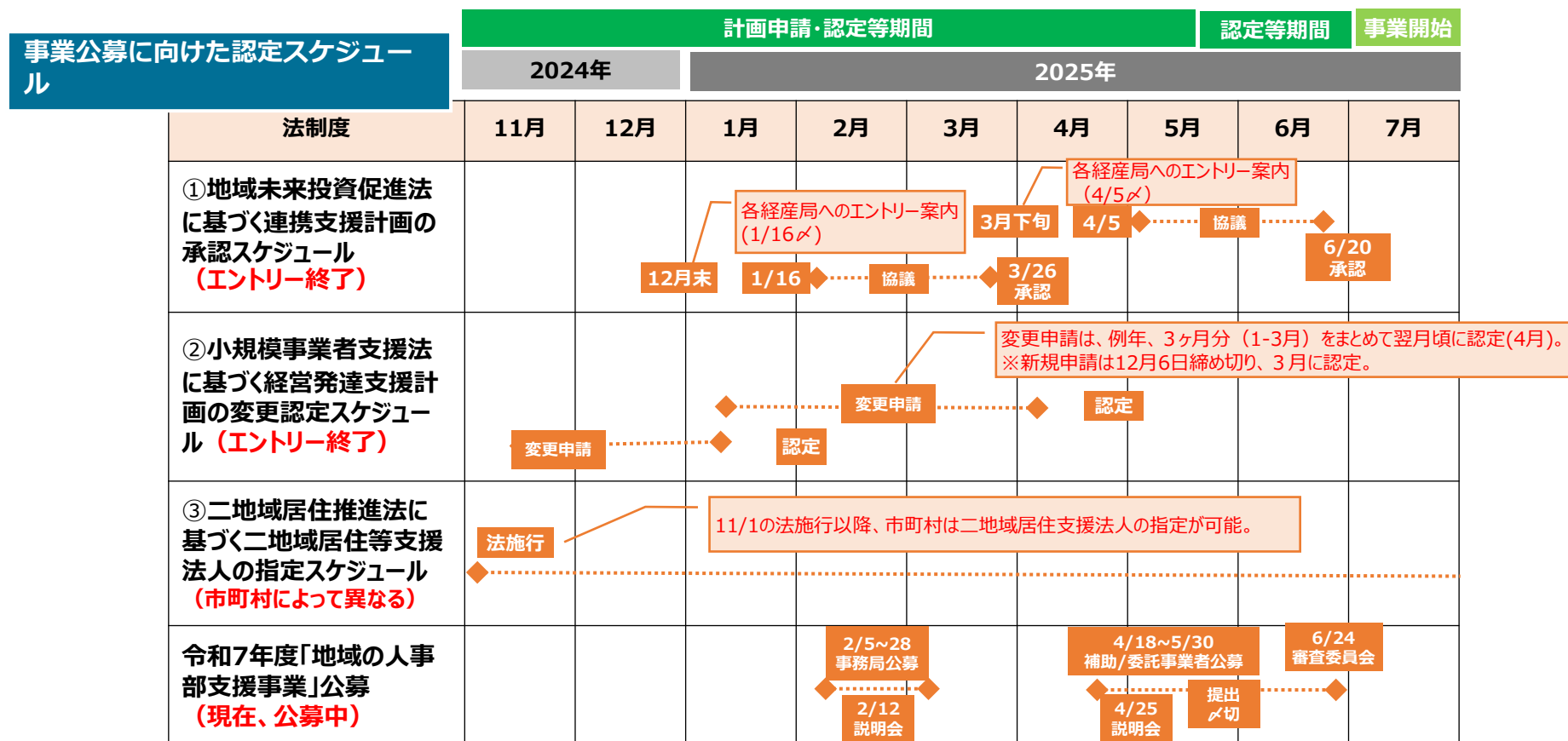
※構成機関：三島信用金庫、三島市、三島商工会議所、静岡銀行、静岡新聞社、合同会社うさぎ企画



マッチング商談（上）
リスキリングスクール（下）

出典先：三島信用金庫資料を元に作成

(参考) 令和7年度：各法に基づく事業認定等と公募スケジュール



公募情報（公募説明会アーカイブ動画、FAQ等）はこちら

<https://strategic-hr.jp/recruitment-info/>（地域の人事部ポータルサイト）

各法制度に関する参考URLについて

法律名	参考URL
地域未来投資促進法	● 地域未来投資促進法：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html ● 地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン（令和3年4月）：renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf (meti.go.jp) ● 地域経済牽引事業計画の承認事業者のモデル事例： https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiiki_keninjigyousei/renkeishienkeikaku.html
小規模事業者支援法	● 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html ● 経営発達支援計画手続ガイドライン（令和6年9月）： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf ● 認定を受けた経営発達支援計画一覧：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html
二地域居住推進法 （広域的地域活性化のための 基盤整備に関する法律）	● 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、ガイドライン等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html ● 特定居住支援法人の指定等の手引き：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf ● 二地域居住等促進のための広活法運用説明会（R6年11月15日） 明会動画：https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So 説明会資料：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001843506.pdf

説

(参考) ロゴマーク、全国事業者一覧、対談動画、実践ポイント集

- 経済産業省作成の地域の人事部ロゴマークは、利用承認を受けた事業者が広報活動等に活用可能。今年2月から経済産業省のクレジット入りバージョンを追加するとともに、過年度の採択事業者の承認手続きを免除。
- 昨年12月には、全国の「地域の人事部」事業者一覧（※）を公表。 ※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者
- さらに、「地域の人事部」の取組の実装・定着を支援するため、モデル事業者の対談動画や実践ポイント集を作成・更新。

対談動画

- 地域の人事部に中心となって取り組んでいるキーマンや支援を受けた地域企業が、取組の特徴やビジョン等について対談。



SMO南小国×G-net

ロゴマーク



- 【活用例】令和6年度採択事業者の(株)地方創生推進協同機構（北海道）は、職住体験の募集ページに自治体ロゴとあわせて活用。



「地域の人事部」チラシ

- 人材確保にお悩みの地域企業や自治体向けに取組を紹介。



実践ポイント集

- 「地域の人事部」の立ち上げや取り組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介（令和6年度更新）。



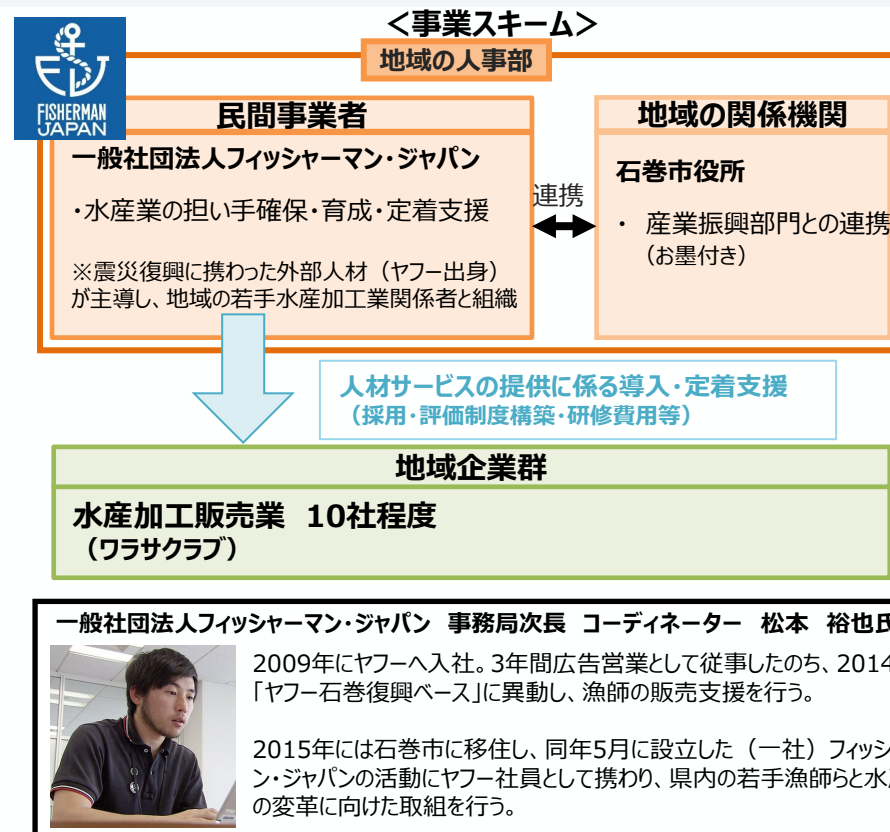
參考資料

【事例】（一社）フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）

- 石巻地域を支える主要産業の1つは水産業。震災後、漁獲高減少、価格の不安定化、採用難に。何もしなければ、主要産業が衰退。
- この打開策として、**業務・働き方をアップデートし、新しい水産業をつくるヒトを集める**ことで、地域の水産業の維持・発展を図る。

＜事業イメージ＞

地域の 目指す姿	地域の主要産業である水産業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成を図る
地域課題	少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） →今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足
事業概要	【人材確保】 - 社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施 “SeaEQ人材”の募集HPの作成 （例）SeaMO（海のマーケティング責任者） SeaPO（海の経営企画責任者） - 合同インターン募集・受入 【人材育成】合同研修 【人材定着】就業後の定住支援（シェアハウスの提供） 【他地域への横展開】漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援



【事例】 隠岐汽船(株)（島根県隠岐諸島）（令和4年度）

- 島根県隠岐諸島は、人口2万人、フェリーで2時間30分を要する4島からなる地域。主要産業は観光宿泊業・小売業。
- 深刻な人手不足に対応するため、**離島4町村の観光関連企業群（観光業、食品製造業等）が合同で、高校・大学と連携した採用活動、首都圏への研修・出向による育成等を行う取組を実施。**



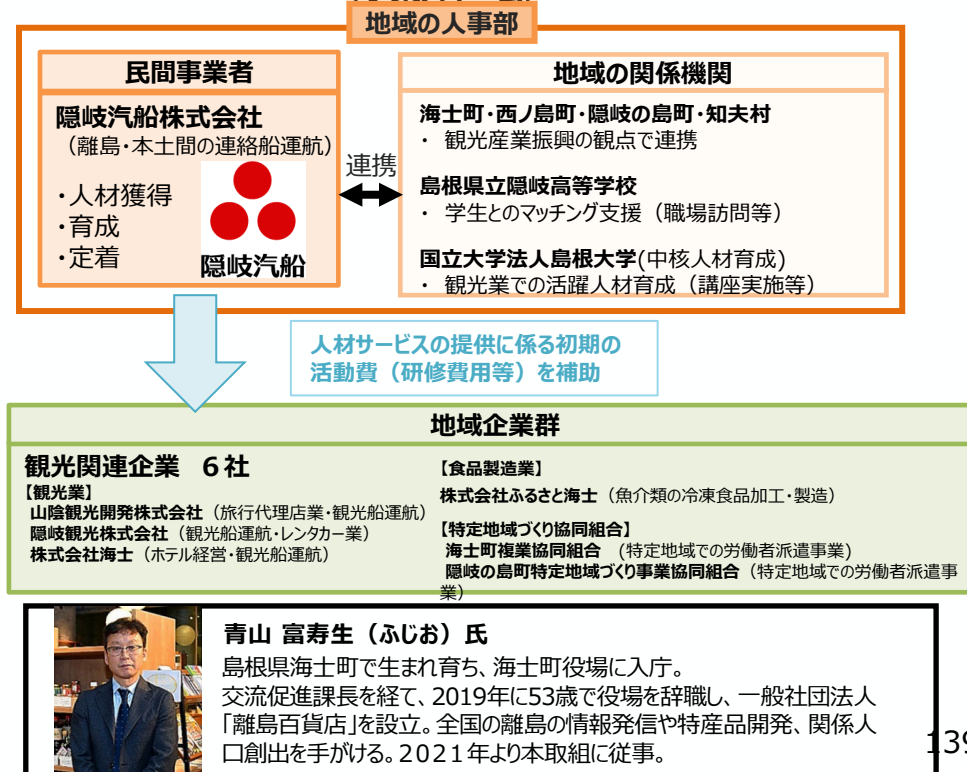
＜事業イメージ＞

地域の 目指す姿	隠岐諸島における観光関連産業の振興・活性化。
地域の課題	- 周遊プランを組めないほど観光人材が不足。観光サービスの低下により、観光客も減少。 - 家族経営が多く、採用・育成が手薄。若者人材の採用・定着まで手が回らない。
事業例	【人材獲得】 - 隠岐諸島の観光関連企業群を取りまとめ、合同説明会やオンライン面接等を実施。 【人材育成】 - 首都圏（日本橋）の飲食付アンテナショップへの研修出向による、マーケティング力等の向上。 【人材定着】 - 合同で、集合研修等を行い、企業の枠を超えたコミュニケーションを促進。 →4名の採用中、全てが移住者（令和4年度）



東京「離島百貨店」への研修出向

＜事業スキーム＞



出典先：隠岐汽船株式会社へのヒアリング及び同社HPを基に作成

【事例】(株)SMO南小国（熊本県南小国町）（令和4年度）



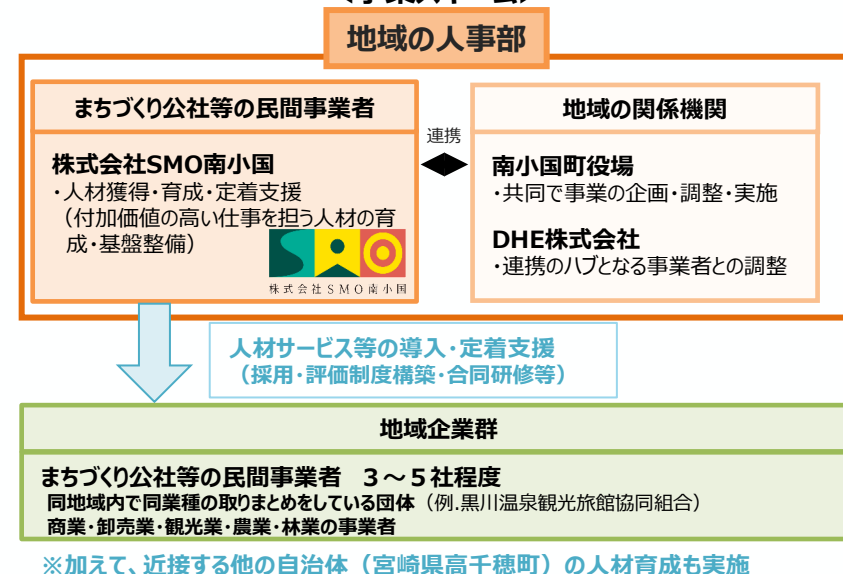
- 熊本県阿蘇郡南小国町（人口約4千人）の主要産業である観光業と農林畜産業は、**通年での雇用や採用が難しい**。
- 地域を1つの企業と見立て、採用・育成・評価・配置を行う取組を実施。地域内での兼業副業を促進し、個人のキャリア形成を図る。**

＜事業イメージ＞

地域の 目指す姿	町内事業者を1つの企業と見立て、地域単位で採用・育成・評価・配置を行う。
地域の課題	- 中山間地域で家族・小規模経営が多い（全体の70%）なか、近隣に高賃金の大規模工場が設立したことで、更なる人材流出に危機感。 - 地域内（単一の企業）ではキャリア形成が難しく、給料を上げるためには外に出ざるを得ない。
事業例	【人材育成】 - 近接地域（宮崎県高千穂町、熊本県美里町・上天草市等）の地域商社合同で、専門人材（コーディネート、マーケ、PR等）の育成及びシェア事業（合同採用プログラム等）を実施。 【人材定着】 - 柔軟な働き方のモデルとして、町内事業者間での兼業副業を促進。共通の評価基準を設けることで個人のキャリア形成（スキルアップ・業務経験等）を促進するとともに、複数の収入源の確保を目指す。

出典先: (株)SMO南小国へのヒアリングへのヒアリング及び同社HPを基に作成

＜事業スキーム＞



(株)SMO南小国 未来づくり事業部 部長 安部 千尋氏



大学卒業後、NPOでインターンとして社会起業支援に取り組んだのち、東京都港区に入庁。その後、一般社団法人RCFへ転職し、東北の起業支援・政策提言に取り組む。2018年に南小国町に出会い、2019年より現職。

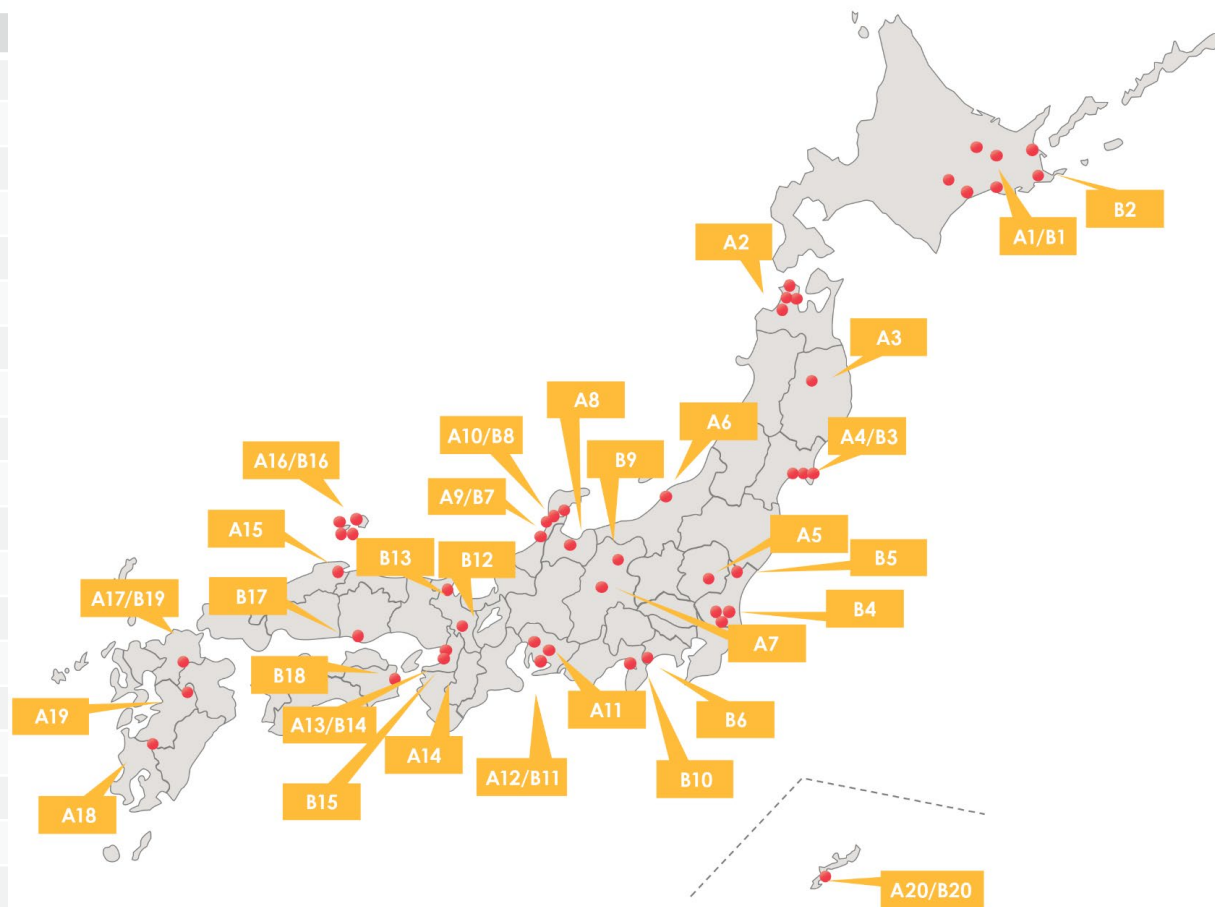


短時間ワークシェアリング
「しごとコンビニ」

「地域の人事部」採択事業一覧（令和4年度）

- 令和4年9月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

採択番号	事業者名
A1	一般社団法人ドット道東
A2	特定非営利活動法人プラットフォームあおもり
A3	特定非営利活動法人イノベブリッジたきざわ
A4	一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
A5	特定非営利活動法人与ちぎユースサポーターズネットワーク
A6	株式会社つばめいと
A7	NPO法人MEGURU
A8	株式会社就活ラジオ
A9	株式会社ガクトラボ
A10	株式会社御祓川
A11	株式会社リンクコンサルティンググループ
A12	特定非営利活動法人G-net
A13	森興産株式会社
A14	株式会社タカヨシジャパン
A15	エカイブ・エージェント株式会社
A16	隠岐汽船株式会社
A17	株式会社LERIRO
A18	一般社団法人フミダス
A19	株式会社SMO南小国
A20	株式会社link and Visible

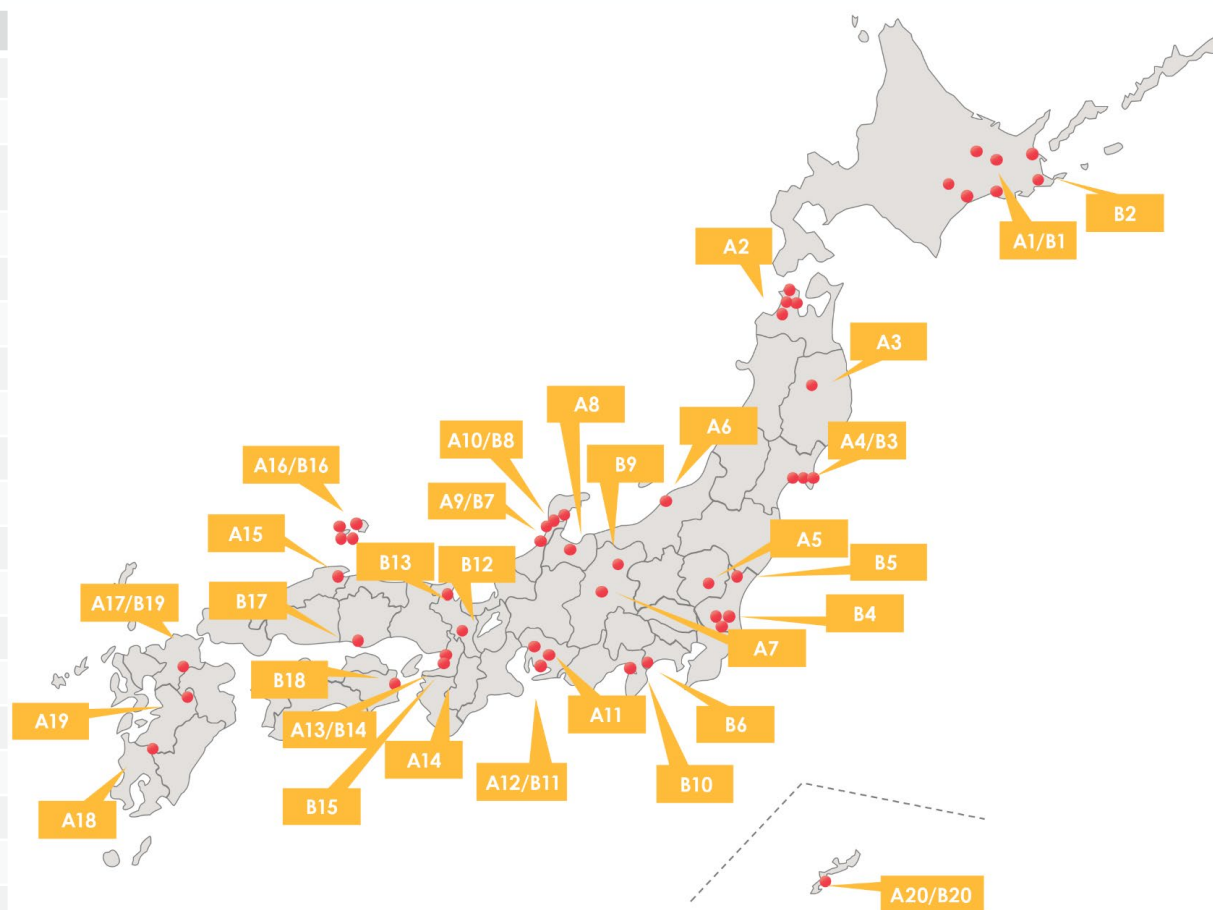


出典先: 経済産業省 令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」
HP (https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2022/downloadfiles/s220930001_01.pdf)

「地域の人事部」採択事業一覧（令和5年度）

- 令和5年6月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

採択番号	事業者名
B1	一般社団法人ドット道東
B2	株式会社地方創生推進機構
B3	一般社団法人まちと人と 一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
B4	株式会社セキショウキャリアプラス
B5	株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
B6	箱根DMO（一般社団法人箱根町観光協会）
B7	株式会社ガクトラボ
B8	株式会社御碓川
B9	一般社団法人小布施まちイノベーションHUB
B10	エスティーム株式会社
B11	特定非営利活動法人G-net
B12	株式会社クオントム
B13	人材ニュース株式会社
B14	森興産株式会社
B15	南海電気鉄道株式会社
B16	一般社団法人海士町観光協会
B17	株式会社クラビズ
B18	株式会社あわわ
B19	株式会社LERIRO
B20	株式会社Link and Visible

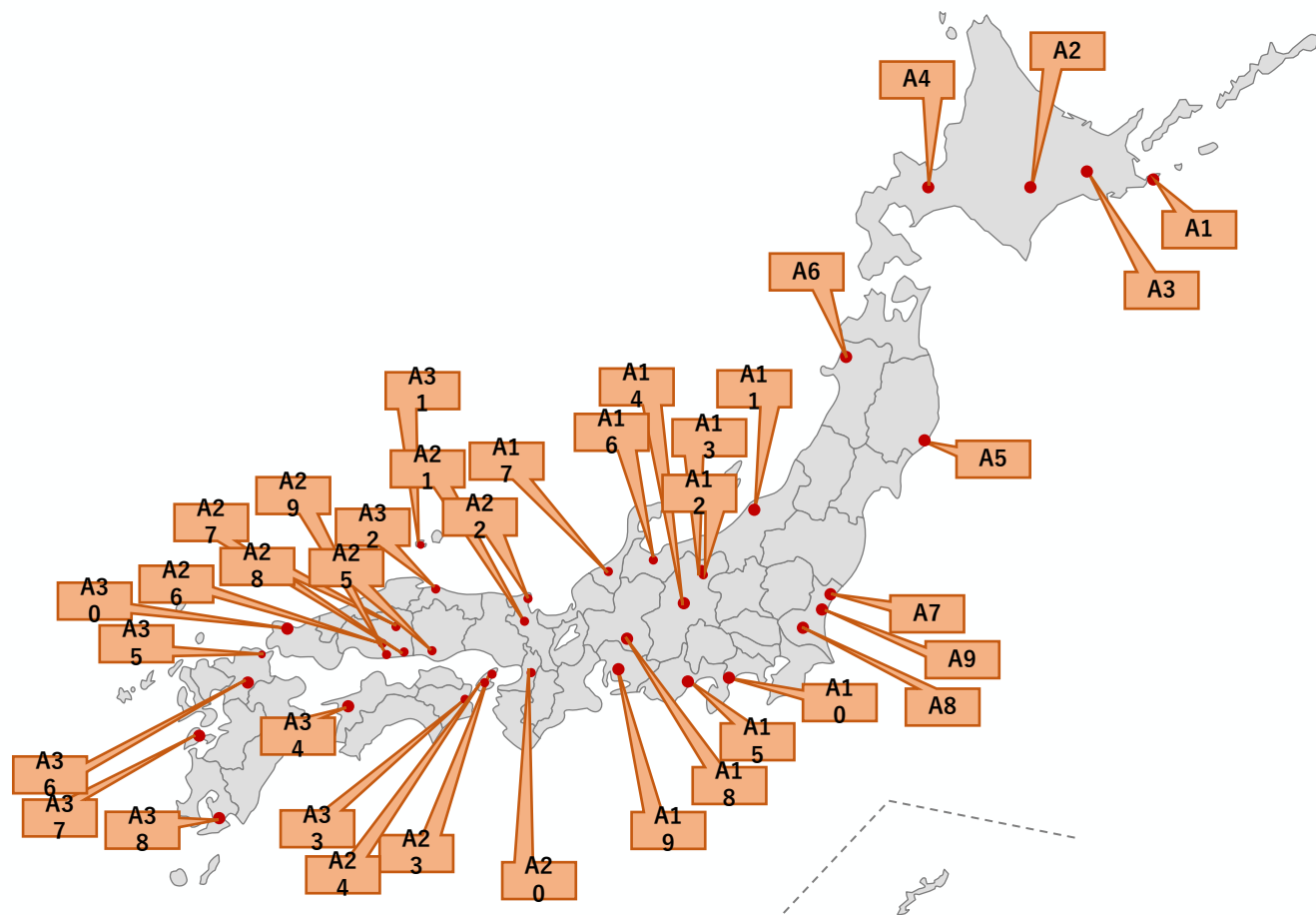


出典先:経済産業省 令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」
HP (<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2023/downloadfiles/s230619003.pdf>)

「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（一般枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

採択番号	事業者名
A1	株式会社北海道共創パートナーズ
A2	一般社団法人とかち地域活性化支援機構
A3	一般社団法人ドット道東
A4	(1)特定非営利活動法人北海道エンブリッジ (2)特定非営利活動法人やくも元気村 (3)一般社団法人HATCH
A5	特定非営利活動法人wiz
A6	(1)大森建設株式会社 (2)株式会社BNGパートナーズ (3)株式会社清水企業 (4)株式会社ダイサン
A7	(1)株式会社シンカゼ (2)株式会社えぼく (3)一般社団法人いまぼくらと
A8	株式会社セキシウキャリアプラス
A9	株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
A10	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)
A11	(1)株式会社イードア (2)木山産業株式会社
A12	株式会社戦略デザインラボ
A13	一般社団法人小布施まちイノベーションHUB
A14	NPO法人MEGURU
A15	株式会社静岡オリコミ
A16	ドリームキャリア富山
A17	株式会社ガクトラボ

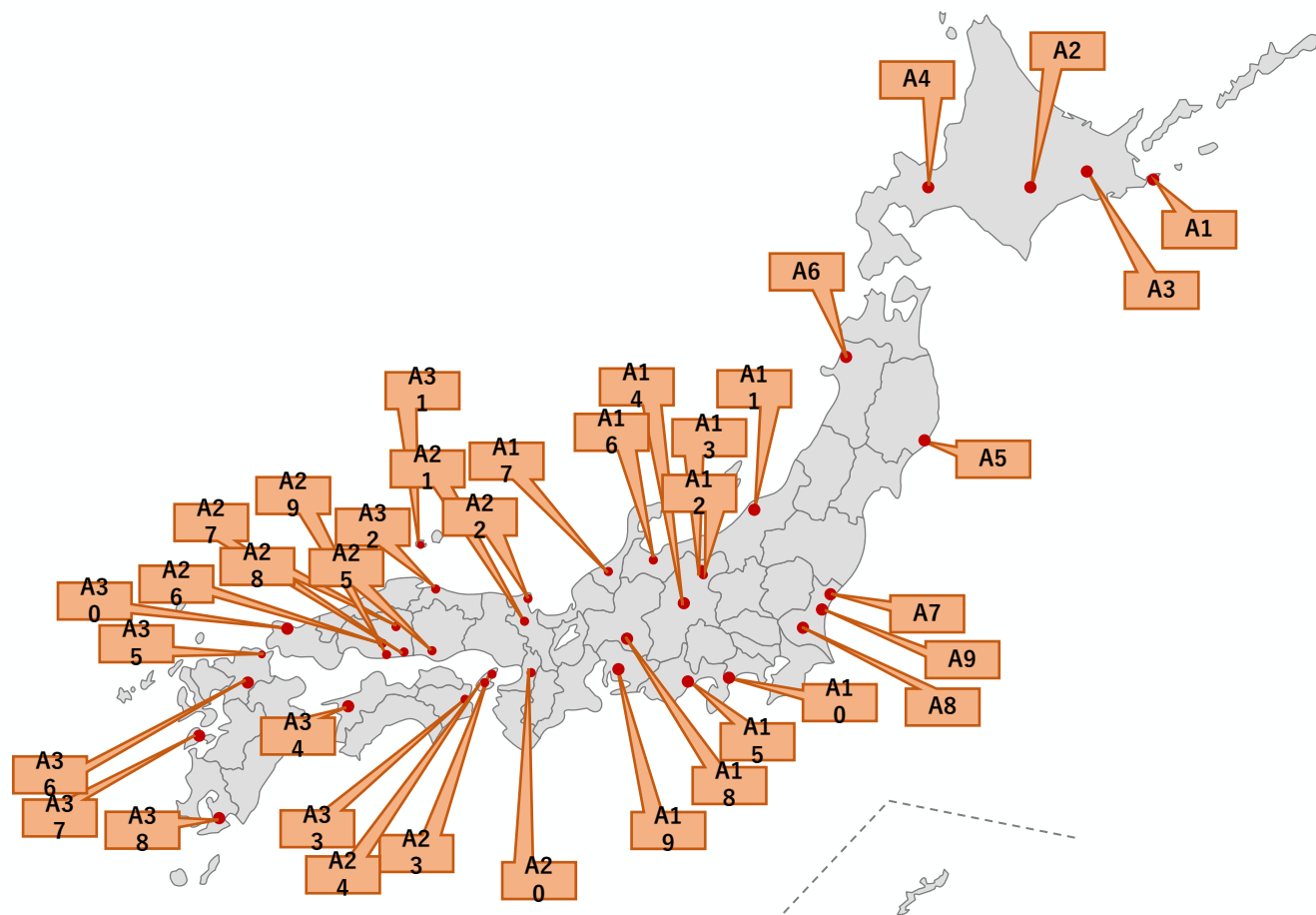


出典先: 経済産業省 令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」
HP (<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2024/downloadfiles/s240628001.pdf>)

「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（一般枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

採択番号	事業者名
A18	株式会社ファミリー
A19	特定非営利活動法人G-net
A20	株式会社タカヨシジャパン
A21	プロエンジニア株式会社
A22	株式会社ウエダ本社
A23	株式会社次世代共創企画
A24	株式会社クオリティ・オブ・ライフ
A25	株式会社クラブズ
A26	株式会社ixis
A27	広島県東部機械金属工業協同組合
A28	庄原商工会議所
A29	Dialogue for Everyone株式会社
A30	特定非営利活動法人つなぐ
A31	一般社団法人離島百貨店
A32	米子信用金庫
A33	株式会社あわわ
A34	株式会社大学サポート
A35	合同会社アットキャリア
A36	株式会社LERIRO
A37	株式会社キャリア・コンシェルジュ
A38	株式会社ワークデザインラボおおすみ

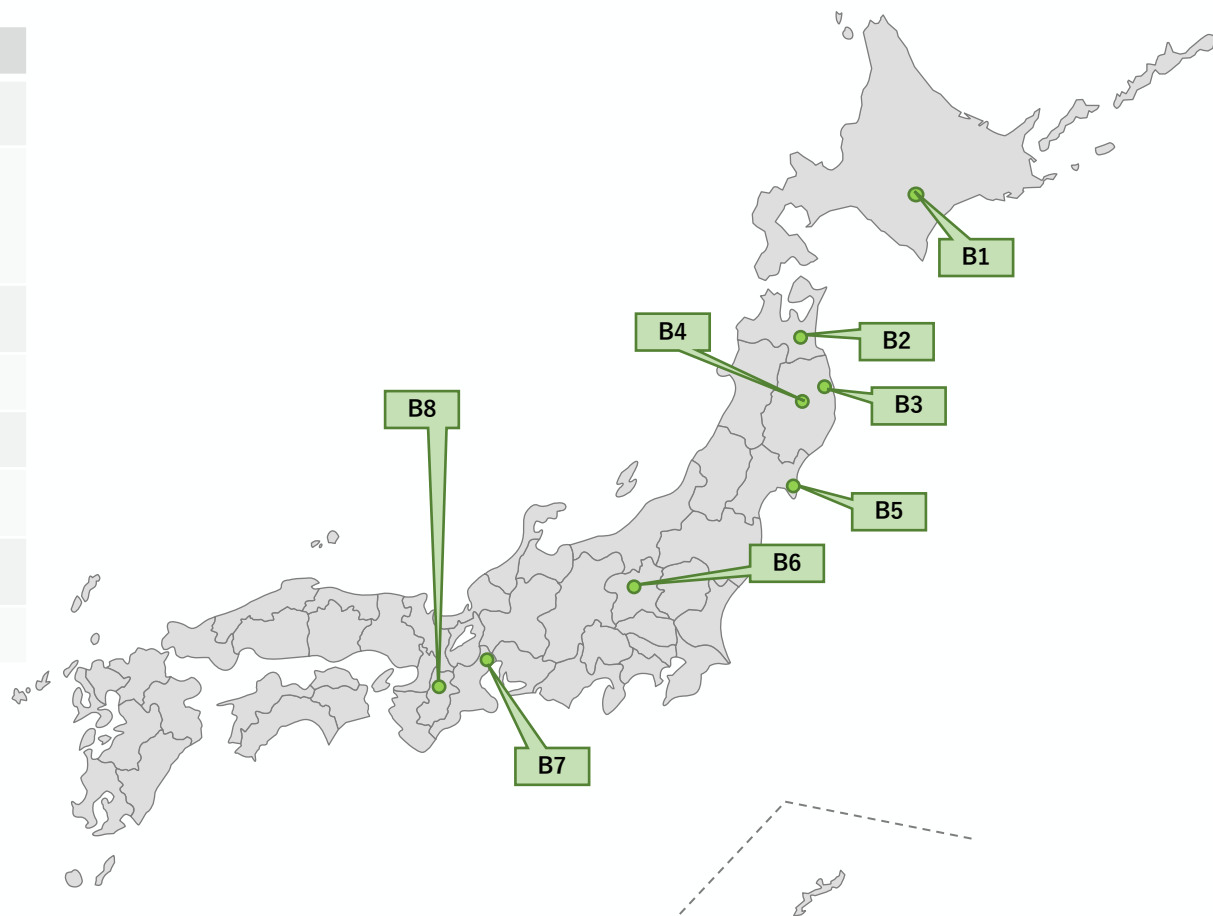


出典先: 経済産業省 令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」
HP (<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2024/downloadfiles/s240628001.pdf>)

「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（働き方改革推進枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

採択番号	事業者名
B1	(1)株式会社地方創生推進協同機構 (2)株式会社コスモ
B2	(1)特定非営利活動法人プラットフォームあおもり (2)株式会社マルジンサンアップル (3)有限会社金子ファーム (4)協同組合マルチワーカージョブステーション鰯ヶ沢
B3	(1)株式会社アースカラー (2)有限会社谷地林業
B4	株式会社アイカムス・ラボ
B5	一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
B6	(1)株式会社ボルテックスセイグン (2)一般社団法人群馬県トラック協会
B7	(1)エイベックス株式会社 (2)株式会社イクシー
B8	森興産株式会社



出典先: 経済産業省 令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」
HP (<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2024/downloadfiles/s240628001.pdf>)

プロフェッショナル人材事業について

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府 地方創生推進室

令和7年度 地域力創造に関する施策説明会

プロフェッショナル人材事業について

令和7年5月22日（木）

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局／内閣府 地方創生推進室

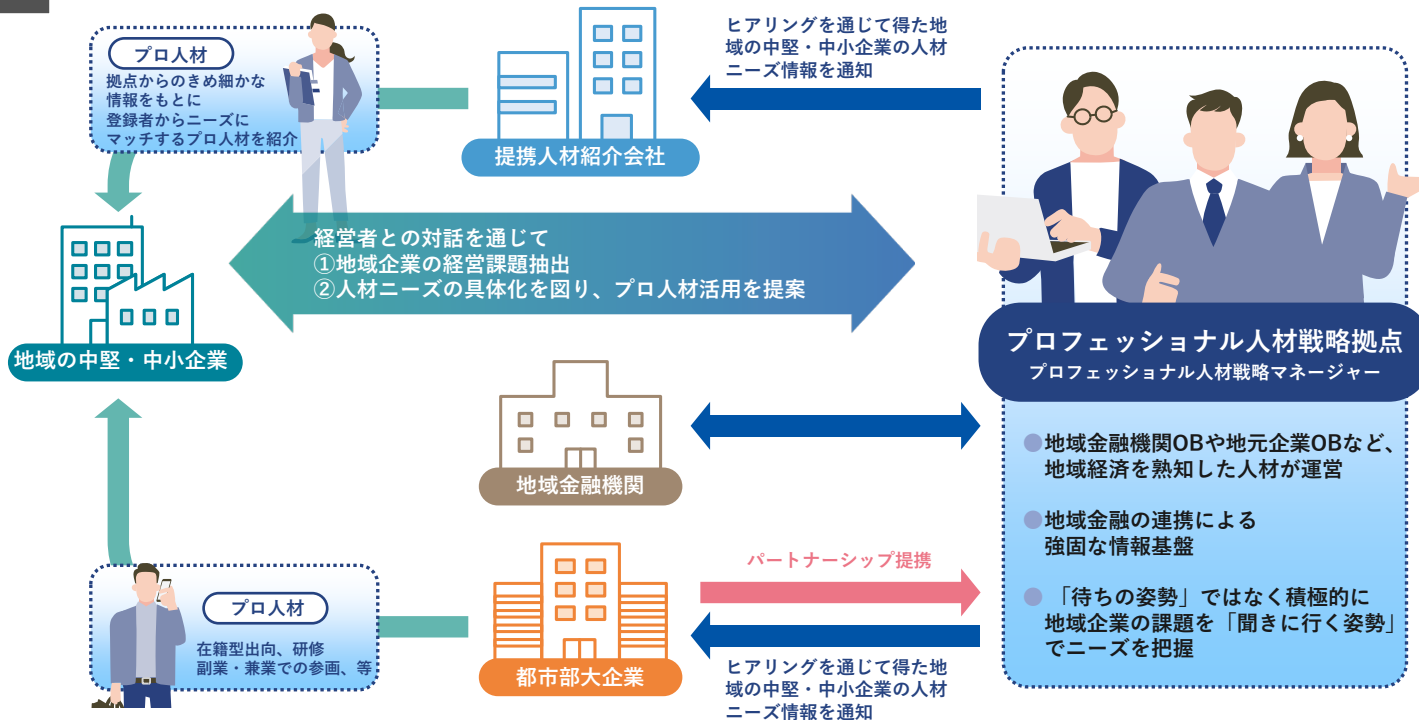
事業の概要

プロフェッショナル人材事業

事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していくこととされている。専門人材の常勤雇用だけでなく、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

スキーム図

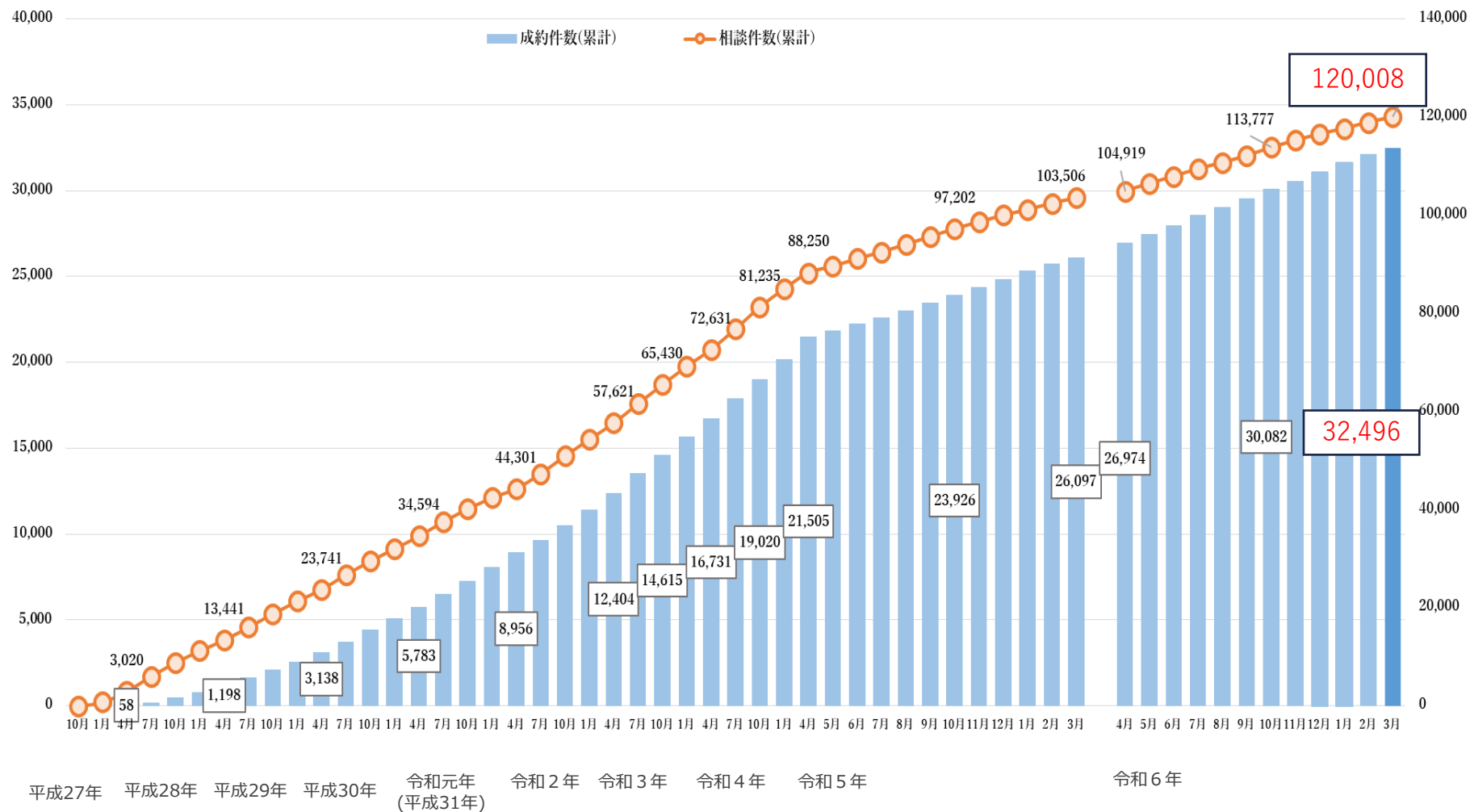


これまでの実績

相談・成約の推移(累計)

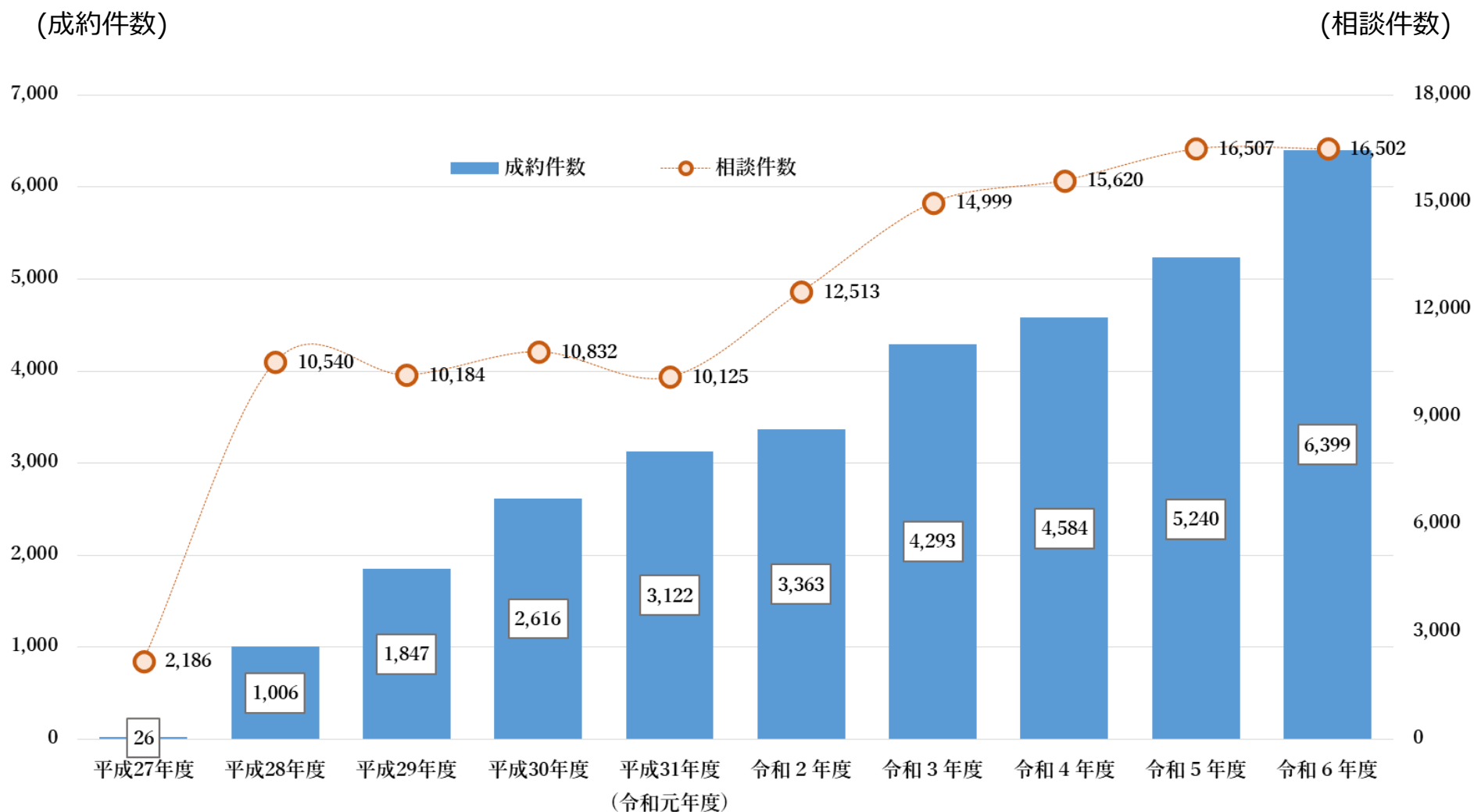
(成約件数)

(相談件数)



※ 令和5年度以前は四半期ごとに表示

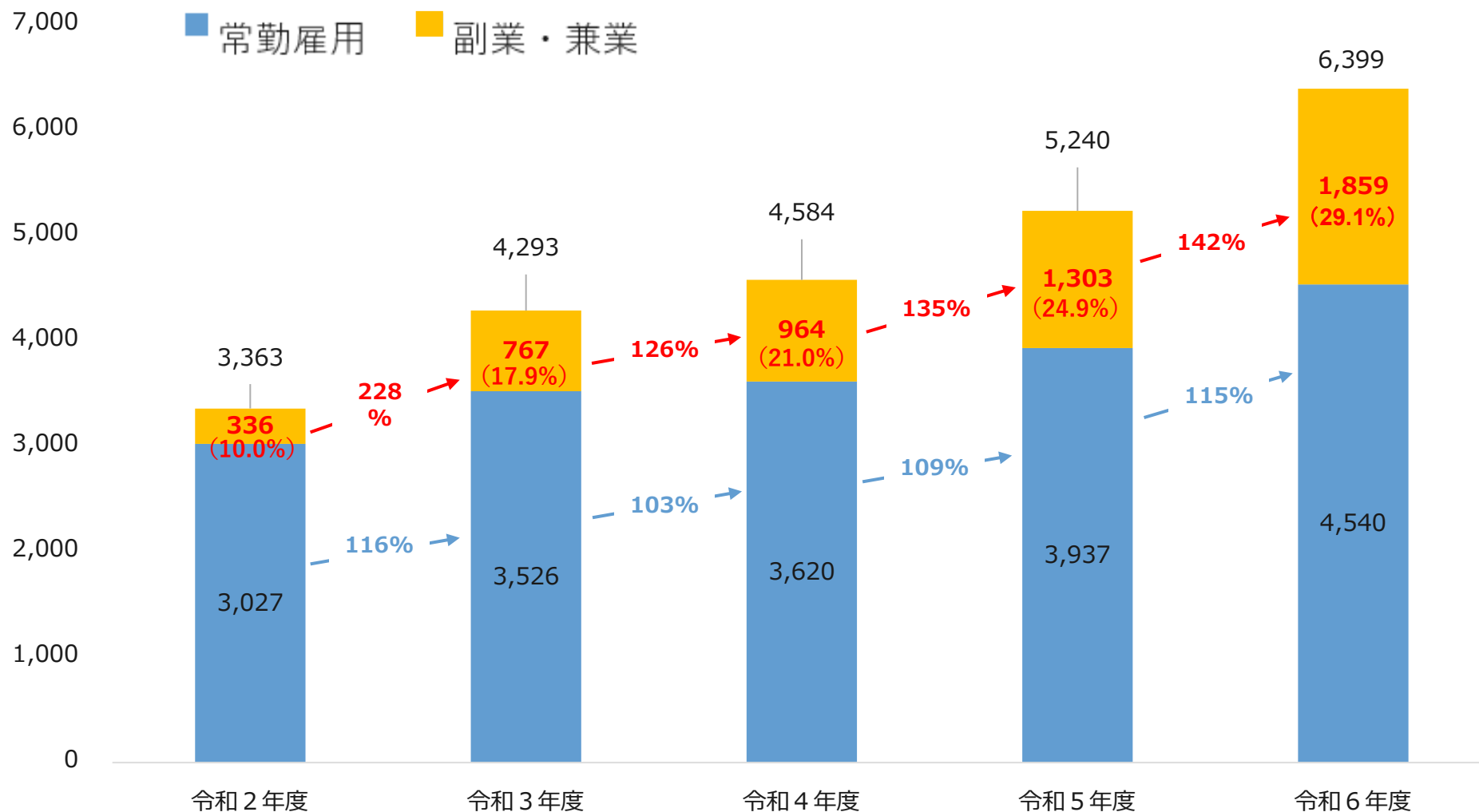
プロ人事業：成約件数と相談件数の推移(年度別フロー)



成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

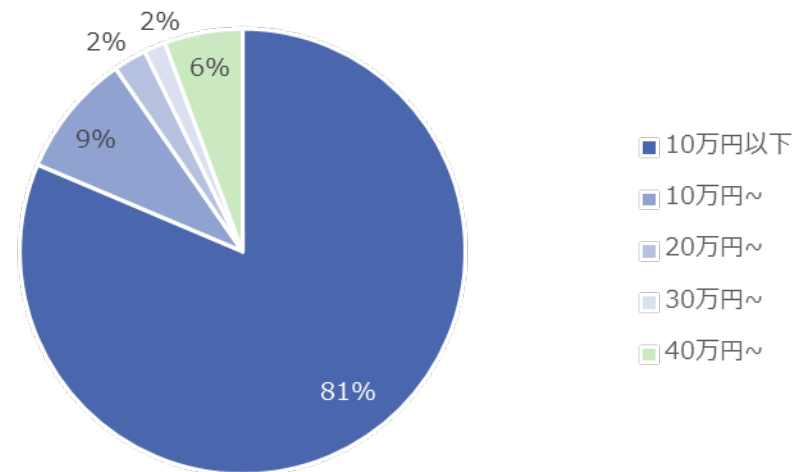
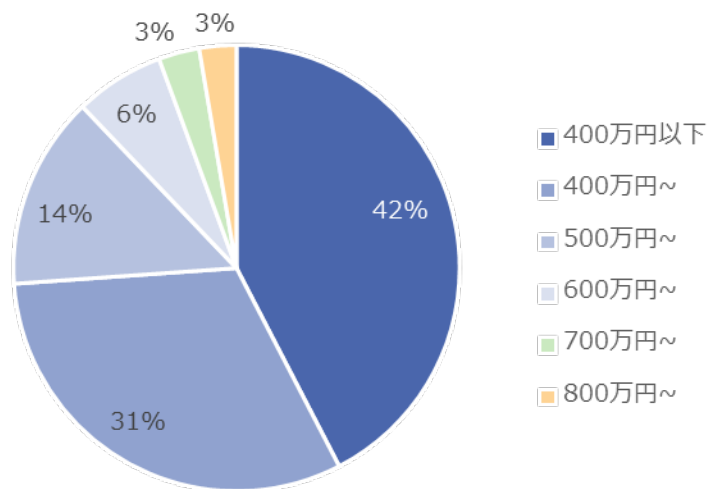
※ (－%) : 全体に占める副業・兼業の割合



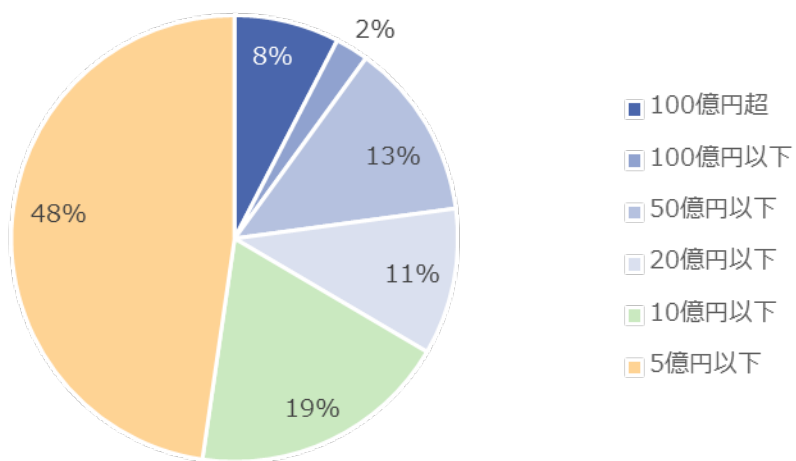
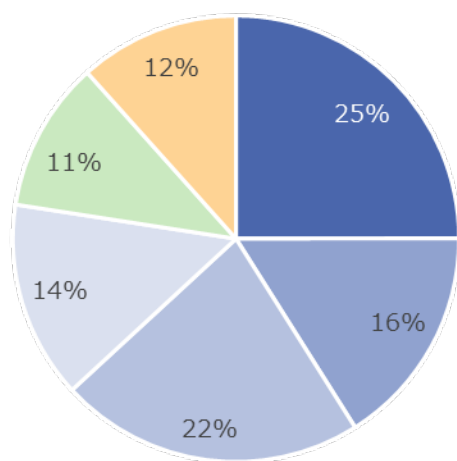
実績詳細①（プロフェッショナル人材事業）

左：常勤雇用、右：常勤雇用以外

マッチング人材の年収



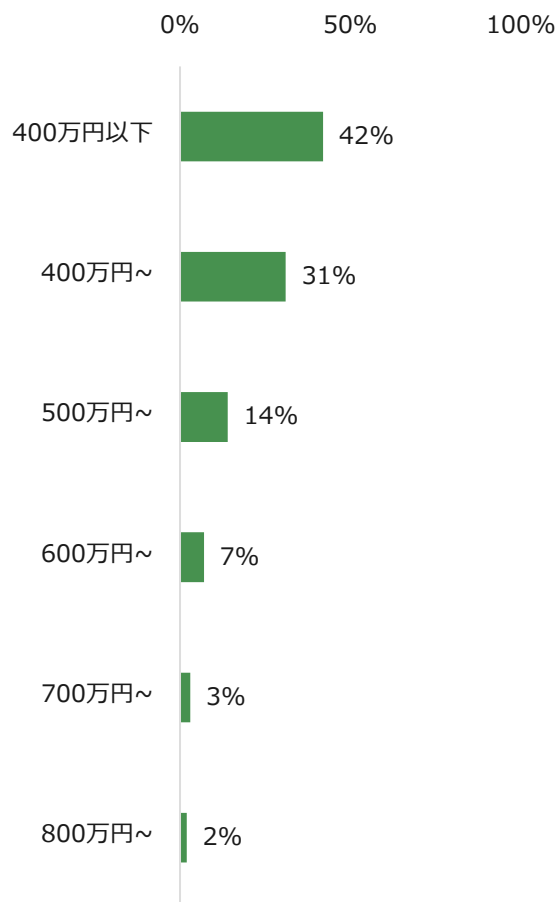
受入企業の売上高



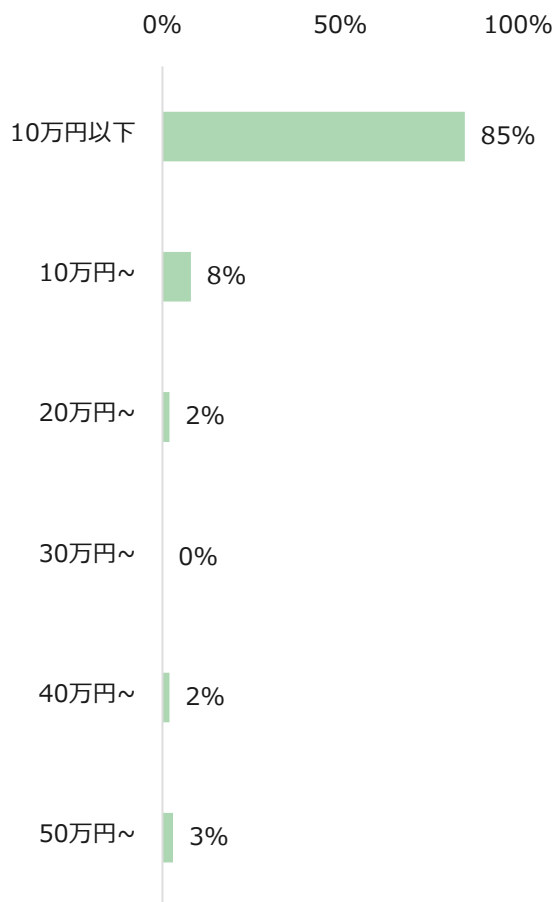
実績詳細②（プロフェッショナル人材事業）

- 常勤雇用での年収は500万円未満、副業・兼業での月収は10万円以下が中心。
- プロ人材のミッションでは、常勤雇用は生産性向上が多く、副業・兼業では販路拡大が多い。

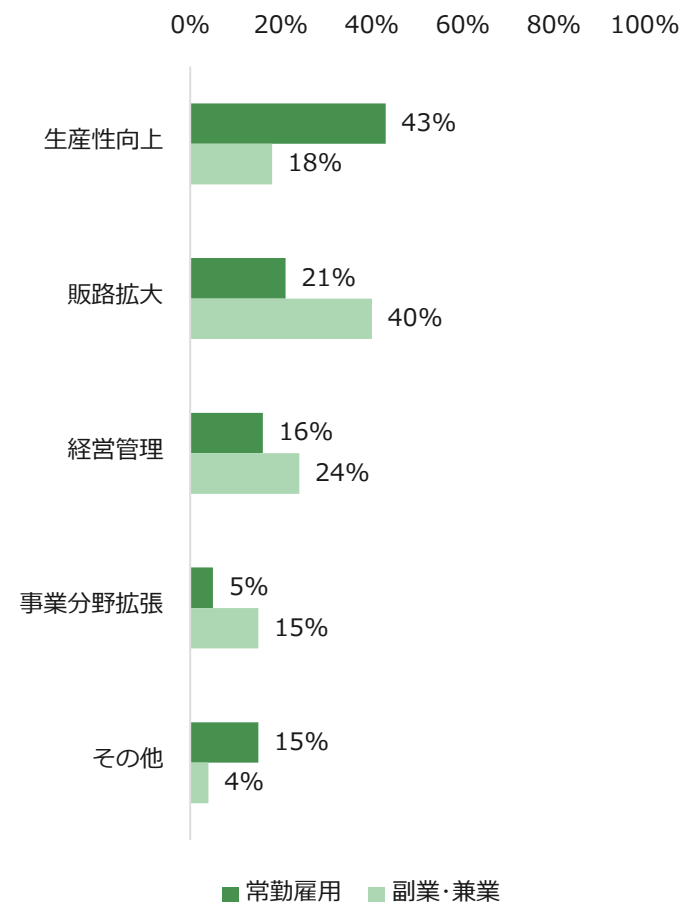
常勤雇用（年収）



副業・兼業（月収）



プロ人材のミッション



注力する取組

副業・兼業人材の活用について

外部環境の変化

- 人口の減少（生産年齢人口の減少）、若年人口の減少や上記に伴う労働供給の不足。
- これらはおそらく非可逆なものであり、当たり前のように人が採用できる時代は、戻ってこない。
- よって事業の在り方も、人が確保できることを前提とした従来のものから、DX等により、少ない人数でも成果創出できるように生産性の向上を図っていくべき。
- さらにそうした生産性向上等より、得られた成果を配分し、良質な雇用を生み出していくことが地域経済の振興（地方創生）に繋がる。



副業・兼業人材の活用

- 生産性向上等のためには、販路の拡大や新事業開発、業務効率化等が必要となってくるが、地域企業の限られたリソースの中、上記に取り組むのは困難。
- さらに、世の中のデジタル技術をはじめとした進化のスピードは速く、自社の人材のみでの対応は難しい。
- よって、足りない経験や知見は**外部の人材の力を借りながら対応を進めるのが有効**。
- 他方で、地域企業では年収の高いプロ人材を高額な手数料/報酬を払って活用することのハードルが高く、また使いこなすことも難しい（任せる仕事がある訳ではない）。
- 大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらい**「副業・兼業」の形態で活用することが、体力に劣る地域企業が生産性向上等を図っていくための有用なソリューションとなり得る**と考える。

副業・兼業人材活用のメリット

- ハイレベル人材の活用にあたっては、従来型の常勤雇用（中途採用）のみでなく、昨今では大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらう「副業・兼業」の形態での活用も広まってきている。

人材の活用形態

常勤雇用

在籍企業を辞め、自身のノウハウを活かし、新たな企業へ参画（入社）



雇用契約



副業・兼業

業務委託契約に基づいて、自身のノウハウを活かし、複数の就業先に従事



雇用契約



業務委託契約



副業・兼業人材を活用する際のメリット

メリット 01

必要な業務を、必要な時だけお願いできる



半年で人事制度を構築します



3か月でECサイトを立ち上げます

メリット 02

常勤で人を雇うより、費用を抑えられる

（例）

常勤

25万円/月
（期限なし）

副業・兼業

3～5万円/月
（期間3ヶ月）

メリット 03

業務委託契約の場合契約の、見直し（契約解除）ができる



予定より早くプロジェクトが終わった



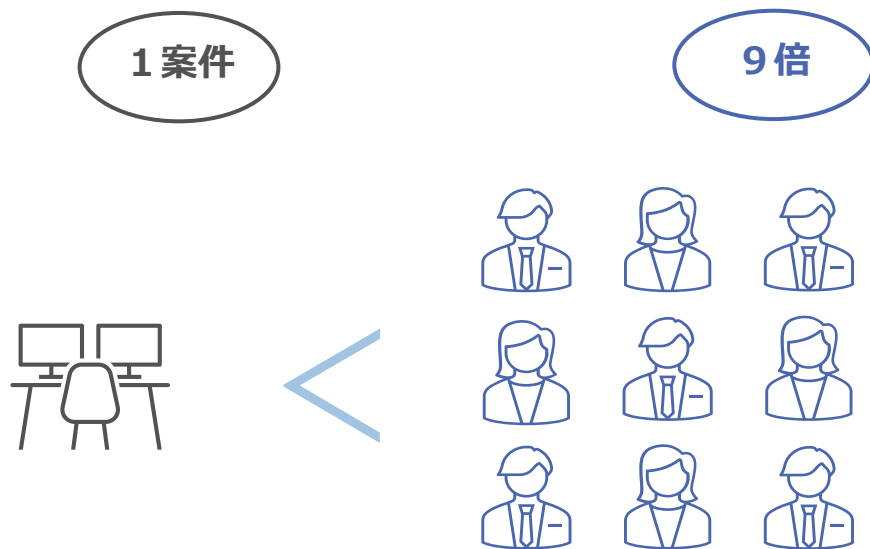
あまり相性が合わなかった

副業・兼業人材の足元の動向 等

- 副業・兼業の求人倍率は1倍以下であり、企業にとっては有利な環境で人材の活用が可能。
- 受け入れを実際にした企業のうち、64.3%が業績・生産性向上につながっている。

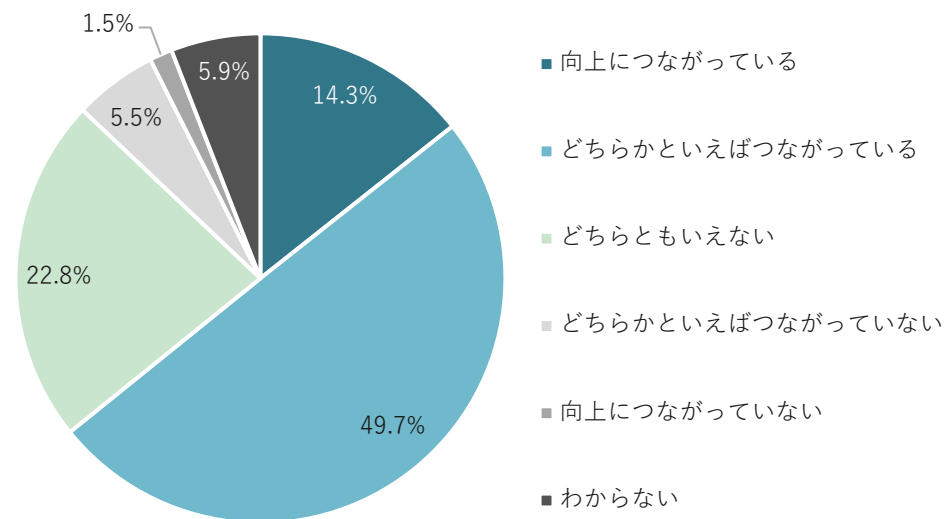
①副業・兼業の求人倍率

1案件に9倍の副業人材が登録している状況にあり
専門的なスキルやノウハウを有する優秀な人材に出会
える機会が豊富



②副業・兼業人材の受入効果

副業・兼業の受け入れが業績・生産性の向上につながっているか



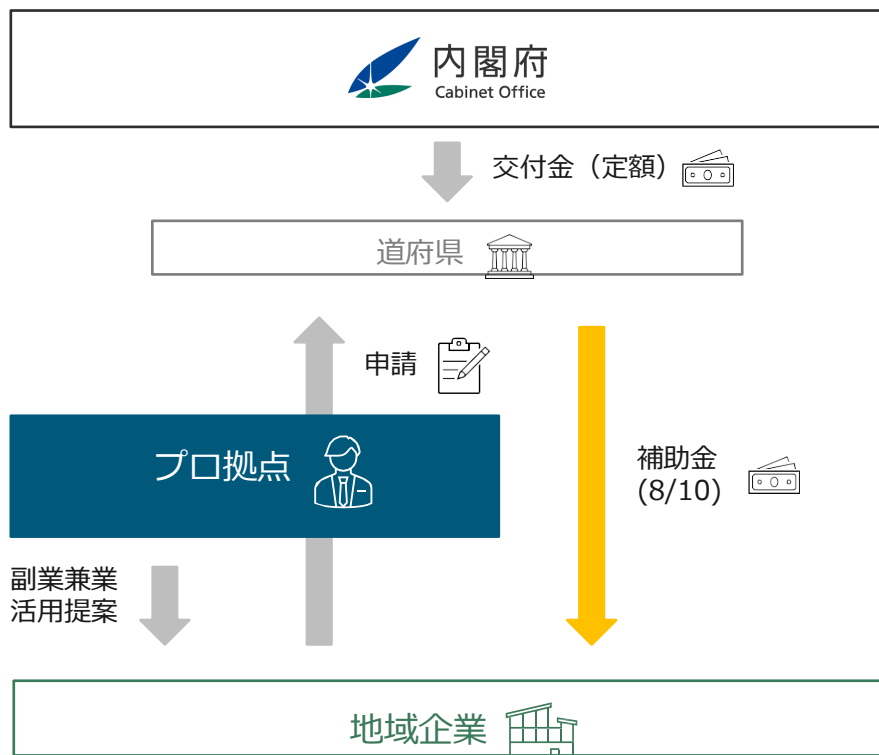
注：①パーソルキャリア株式会社が提供する副業プラットフォーム「HiPro Direct」における2023年4月1日～2024年2月29日までの登録案件、副業人材のデータより

②出典：リクルート「兼業・副業に関する動向調査（2022年）」

副業・兼業人材活用促進事業

- プロ人型交付金のメニューとして、令和7年度から副業兼業補助金を使途として設け（定額補助）、地域企業の副業兼業人材活用を促進する。

事業概要



補助金概要

補助対象

- 各道府県に設置されたプロ拠点を通じ副業人材活用を行う地域企業

支援企業の要件

- 過去に「プロ拠点を通じた副業人材活用」を行ったことのない企業（プロ拠点を通じない利用は含まない）

対象費用

- 副業兼業人材活用により発生する以下の費用
 - 人材事業者へ払う紹介手数料
 - 副業人材に支払う報酬、交通費、旅費※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、5か月を上限とする

交付額

- 上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助
- 1件あたりの上限額は500千円

その他

- 対象はプロ拠点を通じた案件のみとする

本日、ご参加の皆様におかれましては、

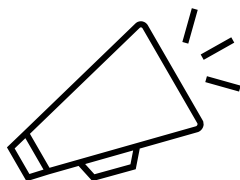
『 **人材** 』 にかかる課題をお持ちであったり、

そういった課題を耳にされることが多々あるかと存じます。

それらの課題につきましては、

『 **各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点** 』 に

是非とも、ご相談、お取りつなぎをお願いいたします。



事業承継等人材マッチング支援事業について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

地域企業の事業承継支援につながる 総務省の施策パッケージについて

令和7年5月
総務省 地域力創造グループ

事業承継の支援に取り組む関係者の皆様へ ～総務省の施策の御案内～

地域企業の事業承継支援に取り組む際は、地方自治体と連携した総務省の施策の活用についても検討いただければと存じます。

① 事業承継等人材マッチング支援事業（P2～4）

（地方自治体が地域企業が抱える事業承継、都市部の企業人材のノウハウの活用、若者・女性・シニア等の人材確保といった課題に対応するため、地域企業と地域内外の人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

●事業承継支援のための地域ネットワークづくりに取り組みたい地方自治体・事業者・団体

② 地域活性化起業人（P5～6）

（地方自治体が企業等の人材を受け入れて地域活性化（事業承継等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

●専門人材のアドバイスを受けながら事業承継支援を行いたい地方自治体・事業者・団体

●地方自治体と連携して事業承継支援に取り組みたい三大都市圏等に本社機能を有する事業者・団体

③ 地域おこし協力隊（P7～9）

（地方自治体が都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者と協働で地域活性化（事業承継等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

●事業承継の後継者や事業承継支援とともに取り組む人材が欲しい地方自治体・事業者・団体

④ ローカル10,000プロジェクト（P10～13）

（地方自治体が起業・新規事業の初期投資を補助する場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

●事業承継後、地域資源を活用した新規事業を実施したいが、事業承継・引継ぎ補助金等の対象にならない又は採択に至らなかった事業者・団体・地方自治体

⑤ 移住・定住対策への支援（P14）

（地方自治体が移住・定住対策を行う場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

●地域の担い手確保のため、移住・定住対策に取り組みたい地方自治体

事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】（特別交付税措置）※特別交付税の仕組みについては17ページ参照

市町村が、

- 事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）、地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、
- 特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

事業イメージ

多様な人材 （女性・若者・シニア・外国人・ 副業人材等）

<地域外>

- ・移住希望の高まり
- ・副業・兼業による地域貢献やキャリアアップへのニーズの高まり

<地域内>

- ・地元への就職を希望する若者
- ・育児等と両立ができる業務やシニアのノウハウを活かした業務など柔軟な働き方を希望する多様な人材の存在

市町村 （民間事業者への委託も可能）

- ・企業のニーズの掘り起こし
- ・求人をするための募集条件づくりへの支援
- ・女性・若者・シニア、都市部の副業人材等の人材の掘り起こし
- ・研修、マッチング
- ・トライアル勤務等への支援

※商工会議所・商工会、地域金融機関、都道府県事業承継・引き継ぎ支援センター、都道府県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携

地域の企業

- ・後継者を確保したい
- ・都市部の企業人材のノウハウを活用したい
- ・人手不足のため人材を確保したい
- ・エッセンシャルワーカーを確保したい

対象経費

- ・人材・事業所等に対する調査に要する経費
- ・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
- ・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
- ・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
- ・コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
- ・地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円（上限額）×措置率0.5（市町村の財政力に応じて補正）

（参考）市町村における事業承継支援の事例（愛知県豊橋市）

- 2017年度に商店街の事業者を対象に実施したアンケートで「3割が後継者不在」という結果を踏まえて、2018年に予算化。
- 2021年に愛知県事業承継・引継ぎ支援センターのサテライトオフィスが豊橋商工会議所内に設置されたことで取り組みが加速。
各支援機関の強みを活かして市内の事業承継を支援するために事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を発足。
- プラットフォーム発足後、市内の事業者を啓発するため、市役所を窓口として月2回の個別相談会を開催。年間約40件の相談に対応し、受け付けた相談は適切な各支援機関につなぐ体制を整備。2022年9月には事業承継の啓発を目的としたリーフレット「廃業させないまち とよはし」を刊行。市役所で配布するほか、商工会議所、金融機関にも配置。

「とよはし事業承継ひろば」のイメージ図



リーフレット「廃業させないまち とよはし」



（出典）東北経済産業局「「惜しまれながら廃業」のないまちへ。自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（2023年4月）



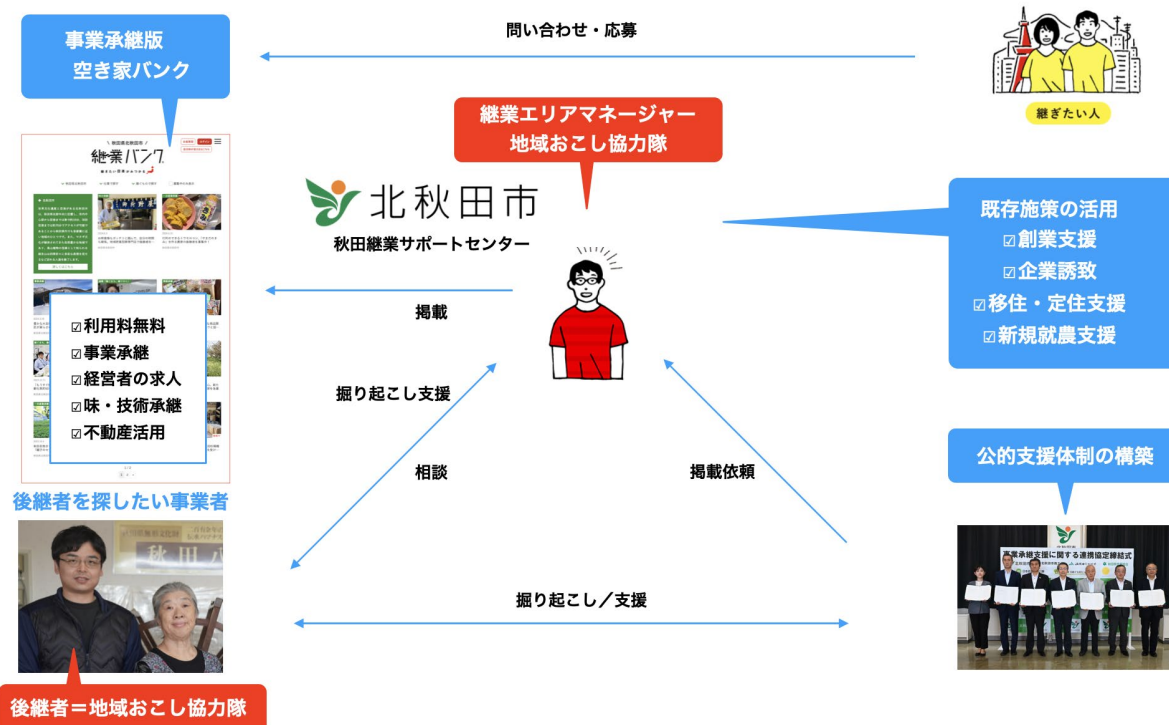
自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 各県の引継ぎセンターがあるが、市内事業者がいきなり相談に行くには、距離や心理的ハードル高いため、基礎自治体が受け皿を作らないと市内事業者は一步を踏み出せない。
- 金融機関も事業承継の支援を行っているが、事業承継といったセンシティブな課題は金融機関に相談しにくいとの声もある。また、商工会議所も事業承継の支援を行っているが、会員企業を対象としており、会員となっていない事業者も多数ある。このため、自治体が主体となって関係機関と連携し、全事業者を対象に事業承継の支援を行うことが有効。
- 経営者への事業承継相談の働きかけを行い、事業承継に無関心な（又は事業承継まで手が回っていない）事業者に関心を持ってもらうことが重要。（その後の事業承継計画の策定やマッチング等は県の引継ぎセンターへ繋ぐ）

(参考) 市町村における事業承継支援の事例 (秋田県北秋田市)

- 秋田県指定無形文化財の「秋田八丈」の唯一の職人が後継者不在により廃業予定だった等の事情により、**2022年度より後継者募集等の支援を開始。**
- さらに**2023年度には、専門機関にスムーズに繋げるために、関係機関7者との連携を開始。**
- **事業承継したい案件の掘り起こしから、後継者とのマッチングまで一貫して支援。**



自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 地域に当たり前にあった店がなくなるという危機感から、地域の「事業」「技術」「味」「文化」「一次産業」を失わないためには事業承継が必要と感じ、事業を開始した。
- 県・民間の取組では限界（小規模・零細事業者まで情報を届けられない、小規模・零細事業者ではM&Aプラットフォーム等の利用料を負担する余力がない等）があり、市町村がマッチングも含めて支援することが有効。

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

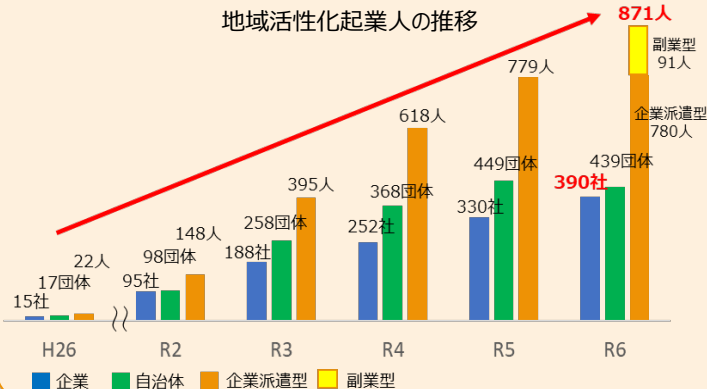
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件 不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 42歳

【活動時期】 R6.4～

【入社年度】 R3年入社
勤務年数2年7ヶ月（R6.4.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- 西日本エリアを中心とした中小・スタートアップ支援
- ・ 中小・スタートアップ向け伴走支援
 - ・ アクセラレーションプログラムや実証事業等の運営
 - ・ 事業会社等の新規事業創出、オープンイノベーション
- の取り組み支援
- ・ 起業家育成支援 ほか

取組内容・成果

●「地域課題等×スタートアップ」に向けた取組

- ・ 行政や企業が抱える課題や新たなチャレンジ（以下、課題等）を、スタートアップの持つ新しい技術やサービスで解決するため、両者のマッチングサイト「北九州イノベーションゲート」を活用したマッチング支援を実施



マッチングサイト「北九州イノベーションゲート」

- ・ 派遣元企業で培ってきた企業の新規事業創出支援やスタートアップの成長支援等のノウハウやネットワークを活かして、多角的な視点でのヒアリングやマッチング支援を実施し、北九州のオープンイノベーション創出に尽力

●アントレプレナーシップ教育に向けた取組

- ・ 「起業や新しいことにチャレンジする精神」を養うことを目的に実施する小中学生向けアントレプレナーシップ教育において、講師やワークショップの審査等を実施
- ・ 派遣元企業での起業家育成のノウハウに加え、起業人自身の転職・新規事業創出経験等を伝えることで、学生のチャレンジ精神醸成に寄与



連絡先

【メディア等の取材連絡先】

(メールアドレス) san-startup@city.kitakyushu.lg.jp

(電話番号) 093-582-2590

【派遣元企業へのお問合せ先】

<https://tohatsu.smartseminar.jp/public/application/add/5460>

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

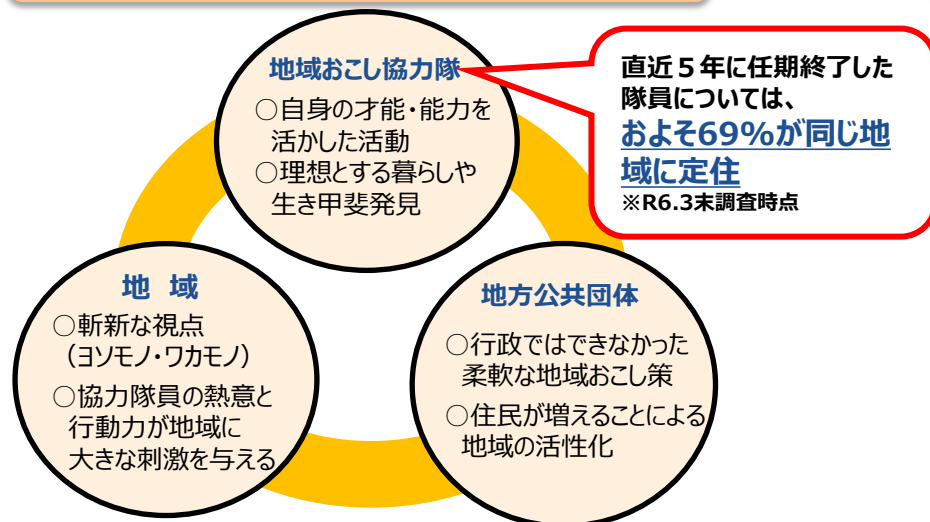
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

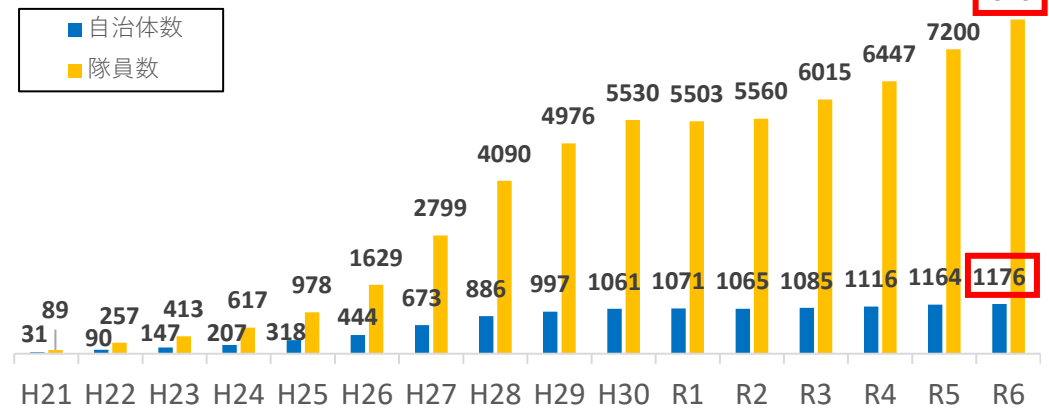
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



(参考) 地域おこし協力隊における事業承継支援の事例

秋田県北秋田市 藤原 健太郎

基本情報



【年 齢】
34歳
【出身地】
岩手県盛岡市
【転出元】
岩手県盛岡市
【前 職】
なし
【活動時期】
R5.9~R8.8

協力隊に応募したきっかけ

ネットで秋田八丈の鳶色（茶色）の写真を見て、一目で秋田八丈に携わりたいと思ったところ、北秋田市継業バンクで、秋田八丈の技術を承継する地域おこし協力隊を募集している事を知り応募しました。

今後の抱負・任期後の目標

技術を学び、向上させていく事が大切ですが、様々な人に秋田八丈を知ってもらい購入してもらえなければ、秋田八丈を途絶えさせてしまう事になるため、反物だけでなく手に取ってもらいやすい商品の開発、販売に取り組んでいきます。

活動内容

●秋田八丈の技術承継、PR活動、商品開発など

秋田八丈の技術承継に日々取り組みながら、多くの人に秋田八丈を知ってもらうため、工房のHPやECサイト開設、Instagramの更新などを行うことでPR活動、販売を行っています。また、着物を着ない方にも秋田八丈を愛用してもらえるよう、手に取りやすい商品開発に取り組んでいます。



織り方を教えていただいている所



織機



初めて織った秋田八丈



採取したハマナス



ハマナス染液

(参考) 地域おこし協力隊における事業承継支援の事例

新潟県 津南町 緒方 麻弥

基本情報



【年 齢】
41歳
【出身地】
群馬県前橋市
【転出元】
長野県富士見町
【前 職】
会社員
【活動時期】
R6.7月～

協力隊に応募したきっかけ

以前住んでいた場所で、農家さんが後継者を探していたがプラットフォームが無くどうしたらいいか悩んでる時に、津南町での「継業バンク」の事を知り、後継者課題を少しでも救うために地域がこのプラットフォームを活用してほしい、知ってほしい。その気持ちからこの仕事がしたいと思い、飛び込みました。

今後の抱負・任期後の目標

地域の人が悩んだ時には私の顔が思い浮かぶような存在になれると思っています。地域に根付いた産業を残していくために支援機関さんとも連携し、地盤をしっかり作り、支援体制を整えていきます。

活動内容

- 後継者不在の事業者の調査・掘り起こし
・事業承継アンケートを実施し、事業者へヒアリングを行い、現状の課題を確認。事業承継への啓発・継業バンクの周知を行っている。
- 継業サポートセンターを設置（常駐）
・継業相談会（月1開催）
・継業・事業承継相談受付
・視察の受け入れ

新潟県津南町 /
継業バンク
継ぎたい日本がみつかる



- 津南町継業バンク運用・マッチング支援
・後継者募集希望の事業者へ取材し、事業者の想いをのせた記事を掲載。
応募者との現地面談・引き継ぎ対応。
承継後のフォローアップ
※R6,11月津南町事業承継 初事例



- 地域の伝統文化を残すために
地域にあった和紙文化を世代に残していくために小学校の卒業証書作りを受け継いだ講師と共に、今後の企画考案（商品作り等）→雪深い地域だからできるコウゾの雪晒し



ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

R7当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
R6補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
R6当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

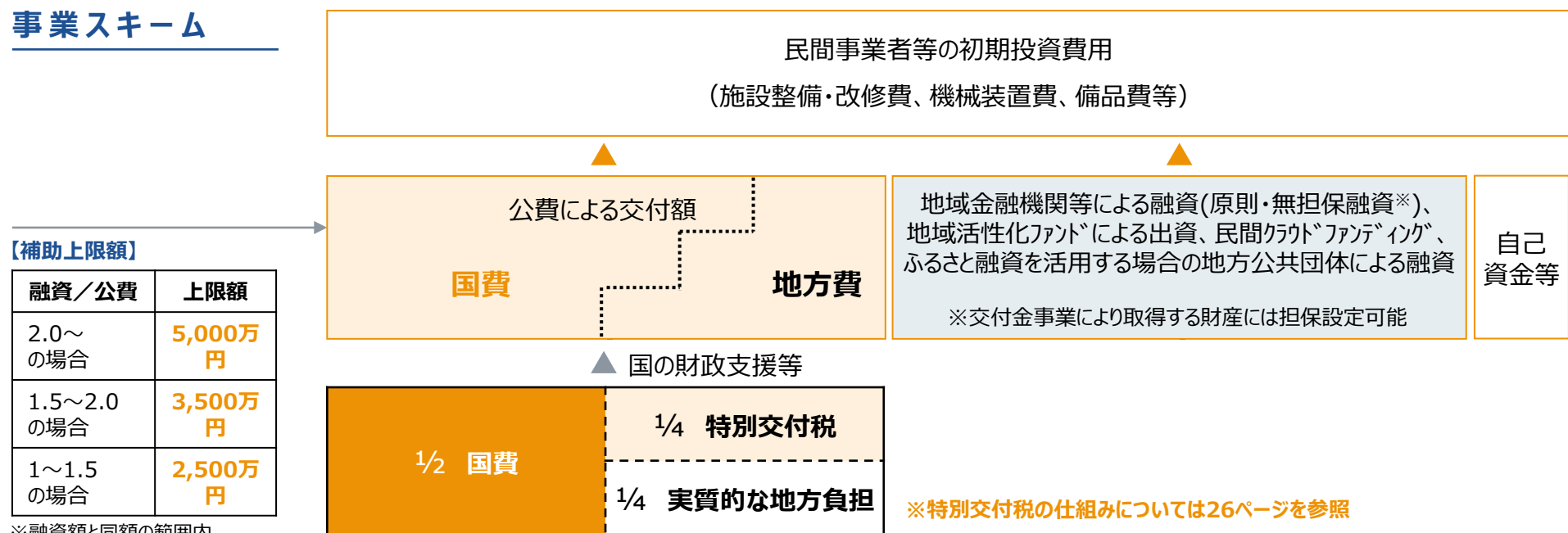
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性

の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
 - 財力0.25以上 2/3
 - 財力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4

POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

ローカル10,000プロジェクト 事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設とレトロな
BAR整備事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用プロ
ジェクト



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支
援事業



長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

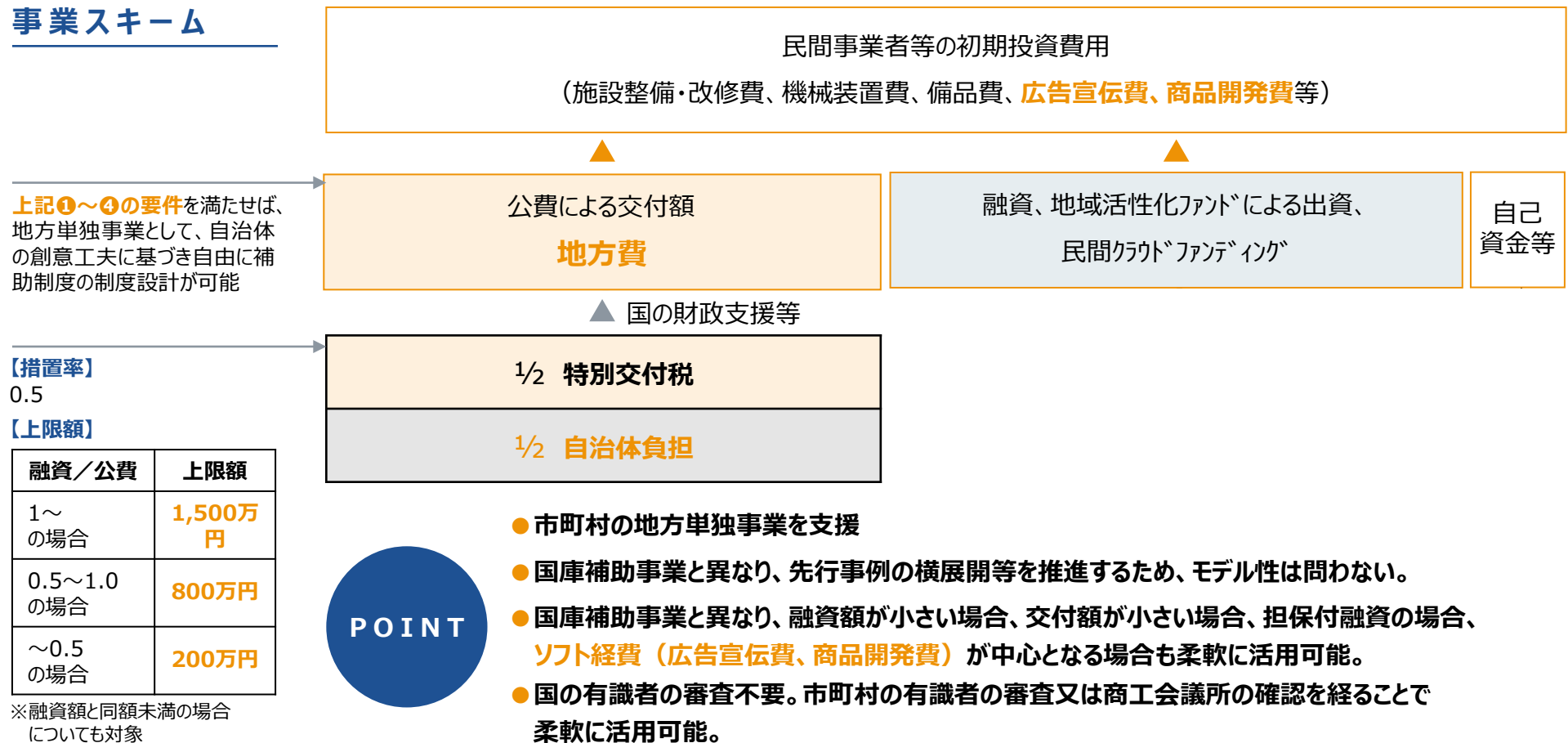
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

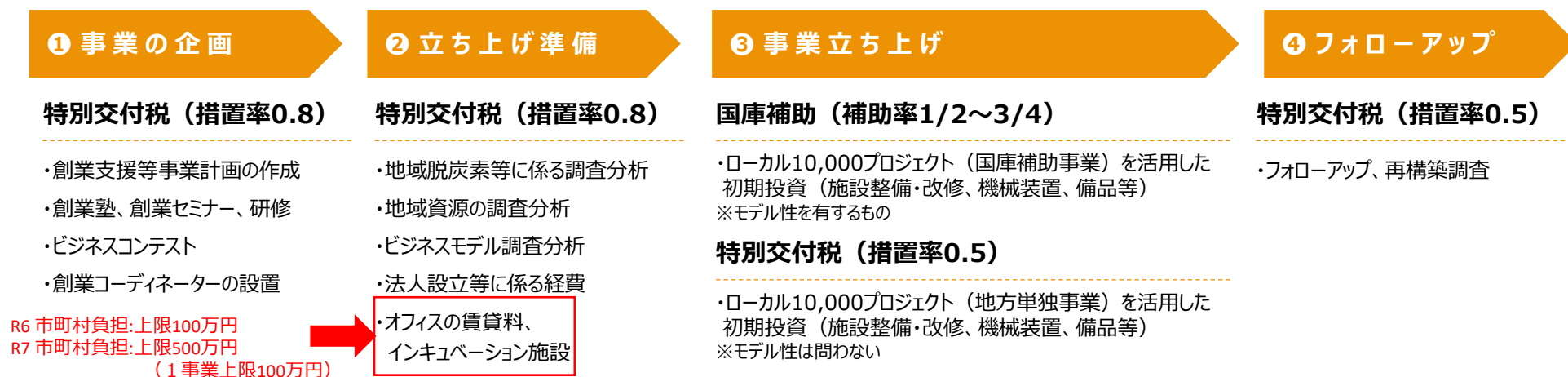
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための 対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度



ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

自治体が実施する移住・定住対策への支援（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費（**1人当たり500万円***上限（兼任の場合40万円上限））※令和7年度より拡充

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
移住先の情報を集める ★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置 移住相談窓口の設置に要する経費 各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費 コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費 移住関連パンフレット等の制作に要する経費 移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費 移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費 その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等	移住先を体感してみる ★移住体験の実施に要する経費の財政措置 移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費 例) 移住体験ツアーの開催費 等 オンラインの活用 例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等 移住体験住宅の整備に要する経費 U I ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 その他 移住意識動向の調査に要する経費 等	移住先での仕事を探す ★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置 移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費 例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等 就職や副業・兼業支援の実施に要する経費 例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等 新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成 例) 新規就農者果樹（園芸）ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等 特定地域づくり事業協同組合の活用 年間を通じた仕事の創出	移住先での住まいを探す ★居住支援に係る財政措置 空き家バンクの運営に要する経費 例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等 住宅改修への助成 例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等 その他 定住を目的とした一定期間の支援 等	移住先で暮らす ★定住・定着に向けた支援に係る財政措置 移住者と地域住民との交流等に要する経費 ① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等 ② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等 ③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等 集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等 定住支援員に係る経費 例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等
移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口				

(参考) 地方交付税の活用

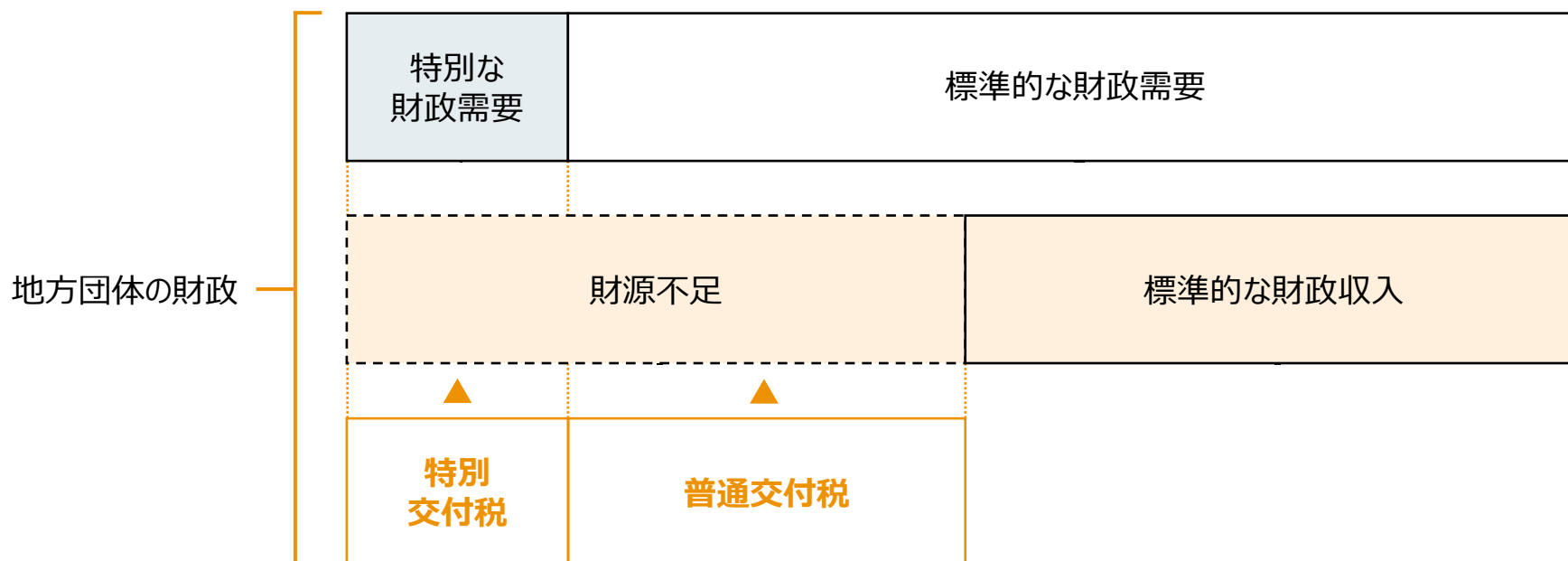
地方交付税とは

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税＝財源不足団体に対し交付（R 6：18兆6,000億円）

特別交付税＝普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付（R 6：1兆2,597億円）

（例）地域医療（公立病院等）、地域交通（地方バス・離島航路等）、文化財保存、消防救急関係等



地域力創造グループ施策担当者一覧・URL

施 策 名	担当課室	担当者	電話番号
事業承継等人材マッチング支援事業 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tiikikigyouzinzai.html	地域政策課	高橋、米原	03-5253-5523
地域活性化起業人 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html	地域自立応援課	仁木・大城・谷地・高橋	03-5253-5392
地域おこし協力隊 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	地域自立応援課	久芝、森本、白上、 豊増、藤咲	03-5253-5391
ローカル10,000プロジェクト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	(ローカル10,000プロジェクトの 制度や申請手続・スケジュールの問合せ) 問合せ専用ダイヤル		050-3526-1422 (平日9:30~18:00)
ローカルスタートアップ支援制度 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/localstartup.html	(そのほかの問合せ) 地域政策課	伊藤、有馬、長谷川	03-5253-5523
移住・定住対策への支援 https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/	地域自立応援課	仁木、大城、白上	03-5253-5392



総務省

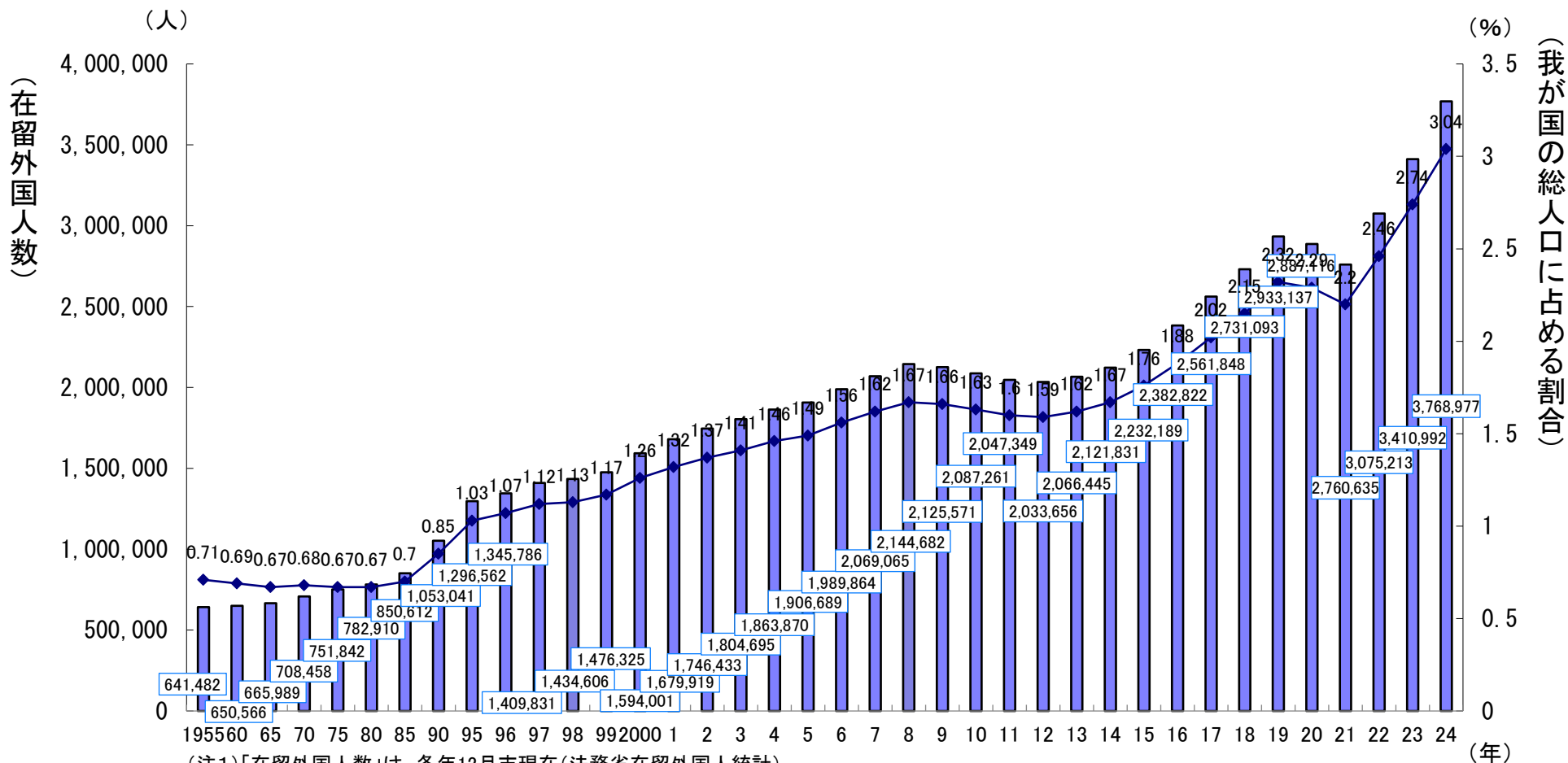
Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省における多文化共生の取組について

総務省 自治行政局 国際室

在留外国人数の推移

- 在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、2013年から再び増加傾向となった。2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響により再び減少に転じたが、2022年には再び増加し、2024年末時点において376万人となり過去最高を更新した。



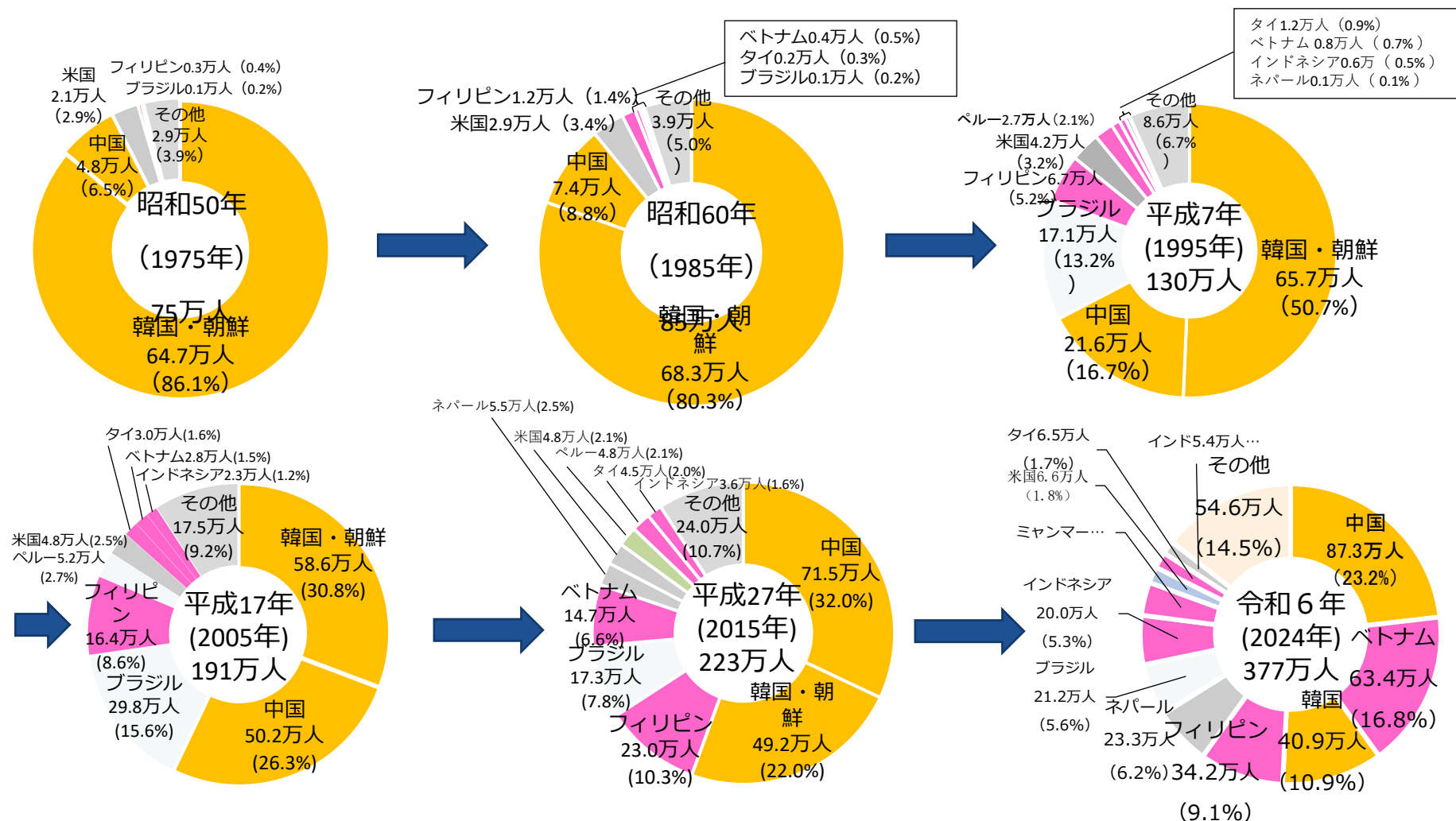
(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。

「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

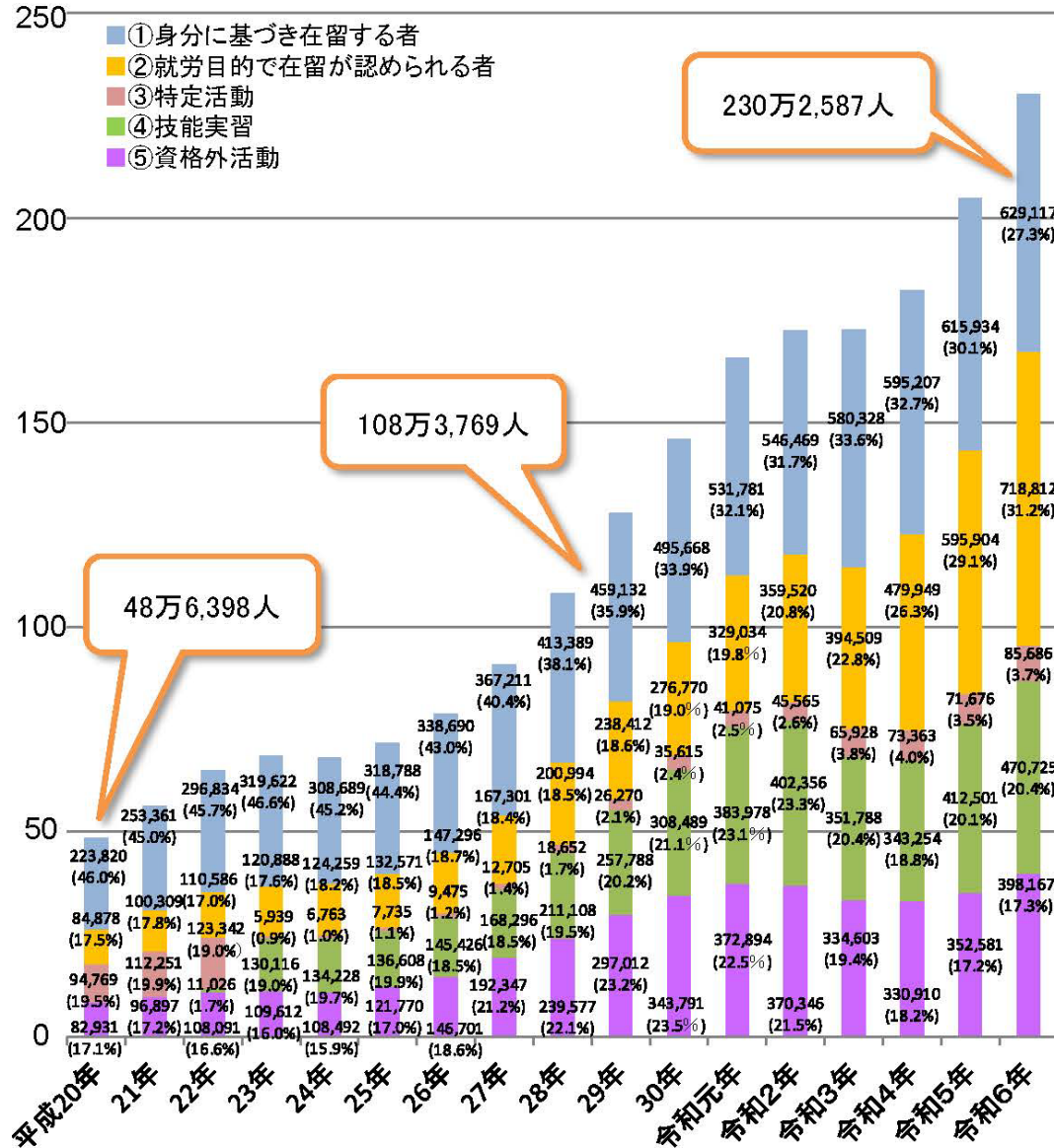
○ 80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



出典：法務省「在留外国人統計」

外国人労働者数の内訳

(万人)



①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約8.6万人(3.7%)
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約47.1万人(20.4%)
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

地域における多文化共生施策の推進について

- 総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」や、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を策定するとともに、「地域における多文化共生推進状況等調査」の実施や調査結果の情報提供等を通じて、地域の実情を踏まえた多文化共生施策の推進を支援している。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

（1）コミュニケーション支援

- ・行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ・日本語教育の推進
- ・生活オリエンテーションの実施

（2）生活支援

- ・教育機会の確保
- ・適正な労働環境の確保
- ・災害時の支援体制の整備
- ・医療・保健サービスの提供
- ・子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ・住宅確保のための支援
- ・感染症流行時における対応

（3）意識啓発と社会参画支援

- ・多文化共生の意識啓発・醸成
- ・外国人住民の社会参画支援

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ・留学生の地域における就職支援

[多文化共生施策の推進体制の整備]

- （1）地方公共団体の体制整備
- （2）地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和3年度）

- 改訂したプランの内容を広く周知し、多文化共生施策を推進するため、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPOなどの全国の好事例を集めた事例集を令和3年8月に公表

[主な掲載事例] （ ）は事例の数

（1）コミュニケーション支援（17）

- ・デジタル技術を活用した多言語相談対応 など
- ・地域の日本語教室の運営 など

（2）生活支援（53）

- ・就学前日本語教室の運営 など
- ・外国人防災リーダーの養成 など

（3）意識啓発と社会参画支援（12）

- ・多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり など

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（9）

- ・外国人の視点による地域の魅力発信 など

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（6）

- ・複数自治体での外国人相談窓口の設置 など

[掲載取組例]



▲外国人相談窓口



▲初期適応指導教室の実施



▲外国人防災リーダー養成研修



▲外国人住民運営企業による農業体験ツアー

多文化共生推進状況等調査（令和6年度）

- 地域における多文化共生施策の推進状況をより詳細に把握するため、市区町村の具体的な取組状況、都道府県の市区町村等に対する支援状況を調査（令和7年1月公表）

[主な調査項目] （ ）は調査した取組数

（1）コミュニケーション支援（20）

- ・行政・生活情報の多言語による提供状況
- ・地域における日本語学習の推進状況 など

（2）生活支援（37）

- ・子どもの教育機会の確保状況
- ・災害時の支援体制の整備状況 など

（3）意識啓発と社会参画支援（5）

- ・多文化共生の意識啓発・醸成や社会参画支援の状況

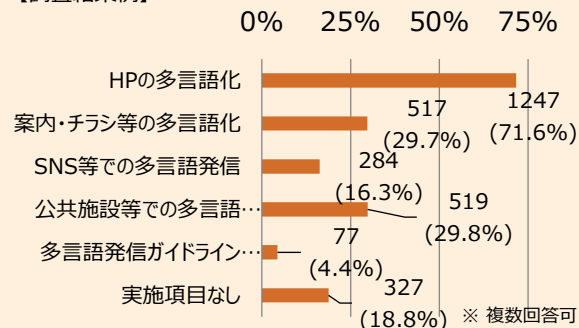
（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（3）

- ・地域活性化の推進・グローバル化への対応状況

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（3）

- ・多文化共生推進に向けた体制整備の状況

[調査結果例]



▲市区町村における外国人住民向けの行政・生活情報の提供状況（団体数、%、N=1,741）

（注）「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	（市町村分） 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人次対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	（都道府県分・市町村分） 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10/10、運営費1/2（R7当初予算（案） 10億円）	（都道府県分） 普通交付税措置
	（市町村分） 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2（R7当初予算（案） 6億円）	（都道府県分・政令市分） 普通交付税措置
	（市町村分（間接補助分）） 特別交付税措置

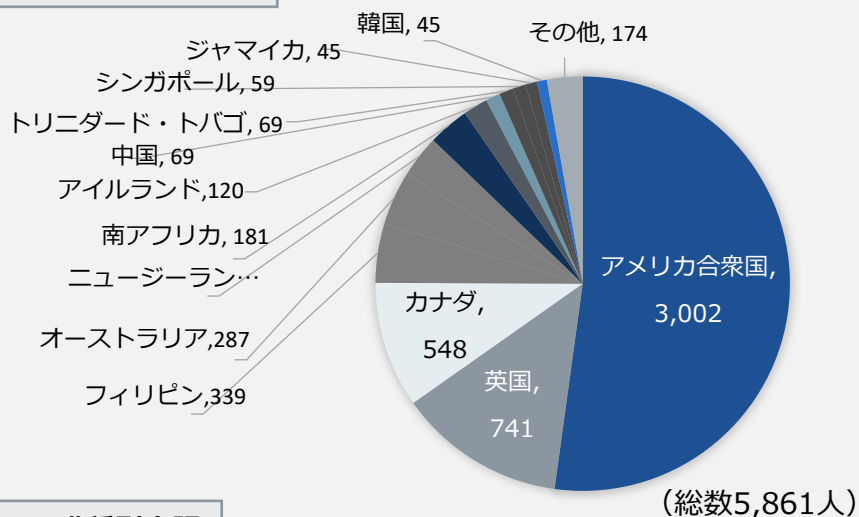
■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 （R6 措置額 標準団体当たり 県分：180万円、市町村分：400万円）

JETプログラム（“The Japan Exchange and Teaching Programme”）

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和6年で設立38年
- 累計で世界80か国から約7万9千人（令和6年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

① 令和6年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）：5,373人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR（Coordinator for International Relations：国際交流員）：479人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）：9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

② 地方財政措置

◆ 都道府県

（金額は令和6年度）

- ・地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置
（標準団体（人口170万人）の場合、約2億5千万円（JETプログラムコーディネータ※に係る経費の地方交付税措置含む。））
- ・私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5）

◆ 市町村

- ・地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
（標準団体（人口10万人）の場合、120万円+JET参加者数×482万円）
- ・JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- ・JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ・緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- ・JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R6→R7）

1. 報償費等の措置上限額を引上げ

○地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充

報償費等の上限を引上げ（隊員 1 人当たり320万円⇒350万円）

2. 募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

○隊員・地域住民・自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、
受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、

特別交付税措置の上限を引上げ（300万円/団体⇒350万円/団体）

（例）地域住民への制度説明会、受入団体に対する受入れ前の研修や審査、隊員・自治体担当者による
合同オリエンテーションや交流会、配属課も含めた研修など全庁的な受入れ体制の構築に要する経費
（外部講師への旅費・謝金等に要する経費や、これらを地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊
員を支援する団体等に委託する経費等）

3. JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

○ **J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、
地域要件を緩和**

特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円
(R6当初予算額：5.6億円)

※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

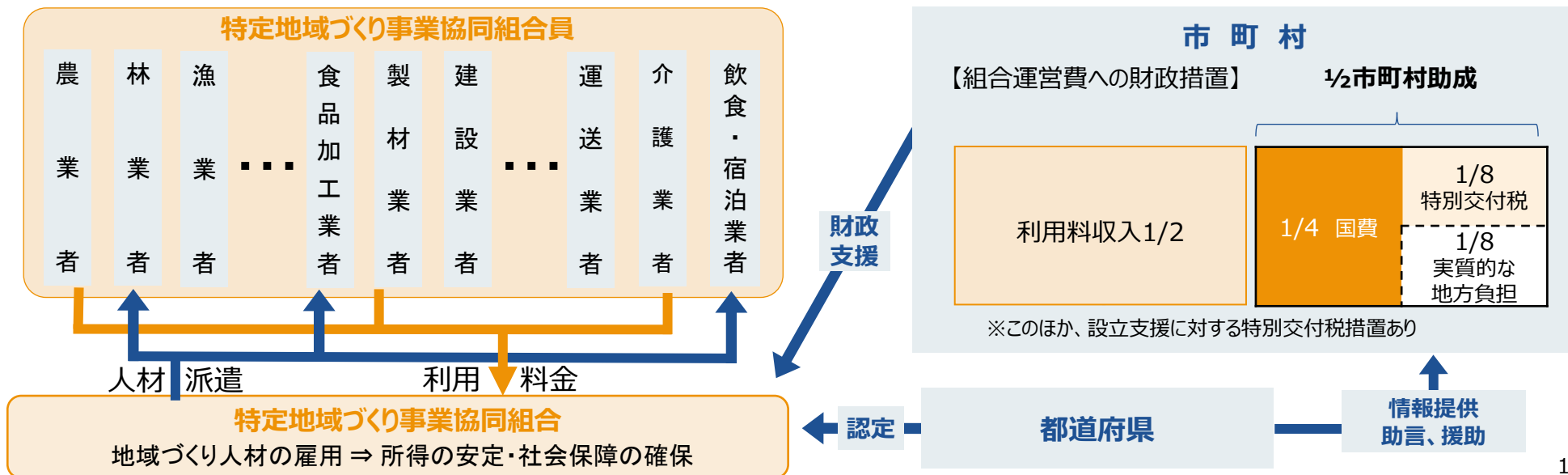
⇒人口流出の要因、Uターン障害

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）

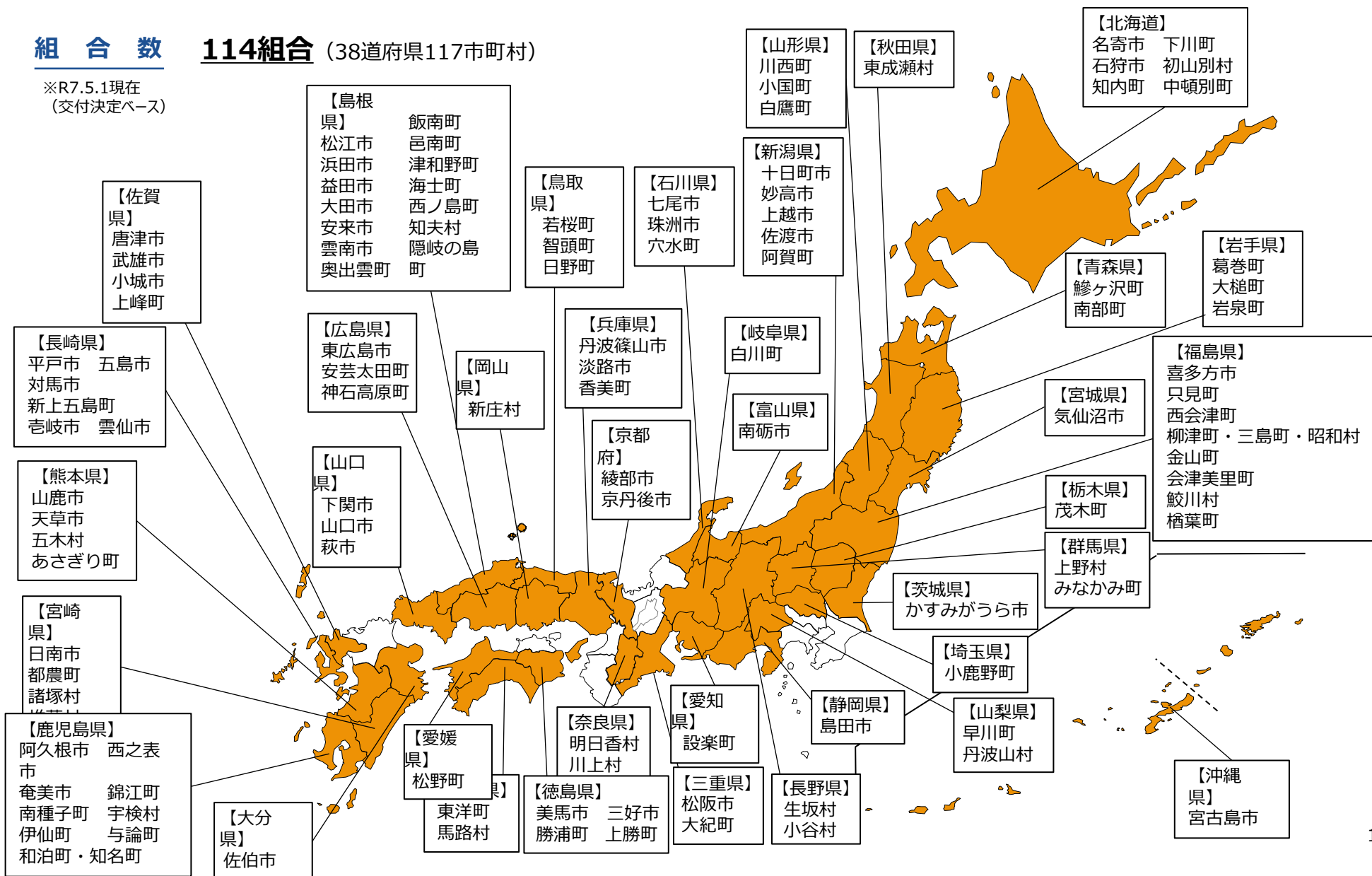


特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数

114組合（38道府県117市町村）

※R7.5.1現在
(交付決定ベース)



特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

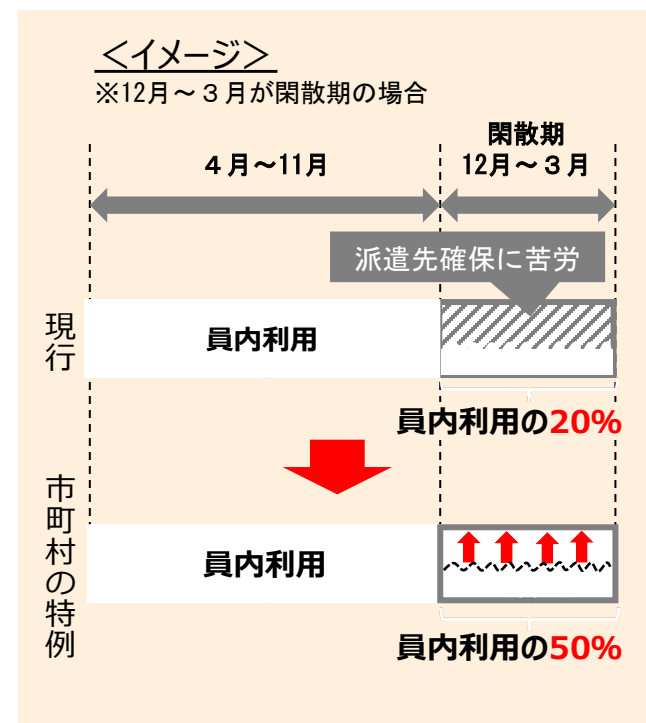
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組 合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組合員になることができない**
 - ✓ 組合員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで
- 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和7年3月31日まで)

今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を **5年延長**（令和12年3月31日まで）

地域脱炭素の推進について

環境省 大臣官房 地域政策課



地域脱炭素の推進について

2025年5月22日

環境省大臣官房地域政策課



- 1. 地域脱炭素とは**
- 2. 支援ツール**
- 3. 参考資料**

1. 地域脱炭素とは

地域脱炭素（地域GX）×地方創生

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、
バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

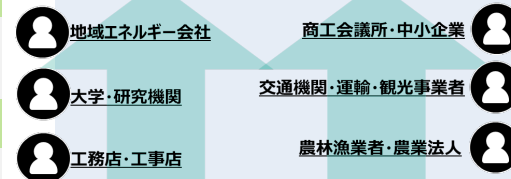
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



地域脱炭素ロードマップの主要施策

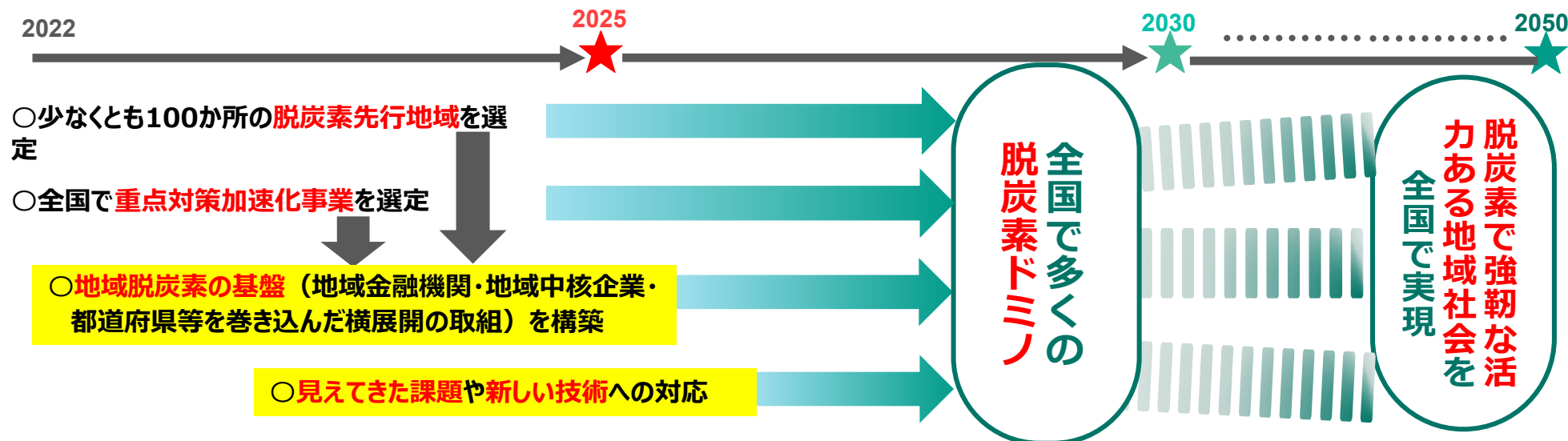
地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議[※]決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算額: 385.2億円、令和6年度予算: 425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: **全国**で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電**、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

＜政府＞ 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長



脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第6回）

- 第6回において、**7提案（6県10市町）**を選定。
- 第1回から第6回までで、全国40道府県117市町村の**88提案**※となった。
- これまでに選定された計画提案が1件もない都道府県は、7都県となった（地図中の空白部）。

※既に辞退している自治体は除く

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
25	19	16	12	9	7
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)	(15)

※赤字下線は第6回選定対象団体

中国ブロック(12提案、2県15市町村)
 鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、
倉吉市他2町・鳥取県
 島根県 松江市、邑南町
 岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
 広島県 東広島市・広島県、**北広島町・広島県**
 山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)
 福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
 長崎県 長崎市・長崎県、五島市
 熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
 宮崎県 **宮崎市・宮崎県**、延岡市
 鹿児島県 日置市、知名町、和泊町
 沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)
 札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、
 奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、2県17市町村)
 富山県 高岡市
 福井県 敦賀市、**池田町・福井県**
 長野県 松本市、上田市、飯田市、
 小諸市、生坂村
 岐阜県 高山市
 愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
 三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)
 青森県 佐井村
 岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、
 釜石市・岩手県、紫波町
 宮城県 仙台市、東松島市
 秋田県 秋田県・秋田市、大湯村
 山形県 **米沢市・飯豊町・山形県**
 福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)
 茨城県 つくば市
 栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、
 那須塩原市
 群馬県 上野村
 埼玉県 さいたま市
 千葉県 千葉市、**市川市**、匝瑳市
 神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
 新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
 山梨県 甲斐市
 静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)
 滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
 京都府 京都市
 大阪府 大阪市、堺市
 兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
 奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)
 高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、
 黒潮町
 愛媛県 **今治市・愛媛県**

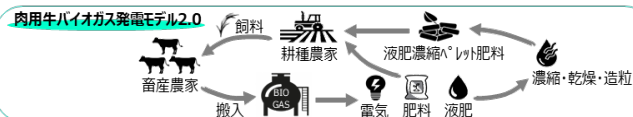
脱炭素先行地域（第6回）選定 主な事例

畜産業振興、農業振興、資源循環

2市町連携によるブランド牛のサプライチェーン全体の脱炭素化

肉用牛ふんを活用した搬入(オフサイト)型バイオガス発電 ＜山形県米沢市・飯豊町＞

- 米沢牛の約6割を飼育する米沢市・飯豊町が連携し、**米沢牛のサプライチェーン全体の脱炭素化**を進め、認証取得による**ブランド価値向上**を目指す。
- 排せつ物処理問題解決のため既に実施している牛舎隣接(オンサイト)型の知見等を生かし、**肉用牛ふんを活用した搬入(オフサイト)型バイオガス発電設備を導入**するとともに、災害時の停電による食肉ロスと事業損失を防ぐため**食肉センターへの木質バイオマス熱電併給設備を導入**。
- バイオガス発電の余剰熱を活用した**液肥濃縮ペレット肥料の活用**により**農業振興**にも貢献。



融雪機能付き太陽光、県との連携、地域金融機関との連携

融雪機能付き太陽光等による特別豪雪地帯での脱炭素化 県・地域金融機関が小規模自治体を下支えるモデルの構築 ＜福井県池田町＞

- 融雪機能付き太陽光発電**と併せて安価な雪下ろしのオプションサービスを実施し、合意を得やすくする工夫を行うとともに、**垂直型太陽光発電による特産品(そば・よもぎ等)の営農型太陽光発電等を実施**することで、特別豪雪地帯という条件不利地域での地域課題解決と脱炭素化の同時達成を図る。
- 県や地域金融機関の両者で小規模自治体を下支えるモデル**を構築し、県内外へ横展開。



融雪機能付き太陽光パネル

小水力、県との連携、地域エネルギー会社との連携

行政主導による小水力発電の開発 県及び官民連携プラットフォームとの連携・横展開 ＜広島県北広島町＞

- 小水力発電**の導入から維持管理までを一括して支援する**スキーム**構築により、合意形成等の調整コスト低減や**固定資産税軽減**による資金負担減等を図り、事業者の**参入を促進し、地域活性化に貢献**。
- 県・広島CSVラボと連携**し、町が構築したスキームの発展に取り組むとともに開発マニュアルを策定する等、**知見・ノウハウをオープンソース化**。県は町の小水力発電の取組や広島CSVラボの知見・ノウハウ等を活用して**県内に横展開**を行う。
- 地域エネルギー会社が得た収益を**子育て関連施設の預かり機能拡充**等に還元し、子育て世帯の定住促進を目指す。



町営小水力発電所

観光振興、産業振興、県との連携

県・地域金融機関と連携した地域観光資源・地場産業の脱炭素化 既存の施策と強力なコンテンツを活用した国内外への発信 ＜愛媛県今治市＞

- 国際的にも知名度の高い**しまなみ海道ブルーライン**と**今治タオル**を脱炭素化し**ブランド価値を向上**させるとともに、県と連携し観光施策等を強化することで**島しょ部の経済活性化**を図る。
- 自転車国際会議"Velo-city"**の機会や**ご当地キャラクター**を活用するなどし、脱炭素施策等を**徹底的に国内外にPR**。
- 県・地域金融機関と連携**し、協調支援や新たな支援を創設して、**タオル産業**や、**レンタサイクル・観光拠点**等の脱炭素化を推進し、県内へ横展開。



しまなみ海道を訪れる外国人観光客と今治タオル

中心市街地活性化、制度一体型、行動変容

市の独自制度と運動したZEB化推進等によるまちの価値向上 と投資・人の呼び込みによる中心市街地活性化 ＜宮崎県宮崎市＞

- 「**まちなか投資倍増プロジェクト**」（容積率緩和や**固定資産税の軽減等を行う市の独自制度**）を活用して**ZEB化を推進**する等、まちをリニューアルし、**業務系施設誘致・投資の呼び込み**を目指し、**中心市街地の活性化**を図る。
- 宮崎大学**等と連携して幅広い世代に対応した教育プログラムと駅周辺エリアでの就職支援を実施し、**脱炭素人材の育成・輩出**を行うとともに、**中心市街地への若い世代の人流を創出**。
- プロスポーツ団体と協働**し、会場の脱炭素化やプラ不使用等の取組に加え、行動変容に対してグッズ交換等が可能なポイントを付与する制度等を実施することにより、**通年の行動変容**を促す。中心市街地の活性化



(参考) 脱炭素先行地域の取組事例①

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

<対象エリア>

町内全域

<取組内容>

- 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電及び町有地等を活用した大規模太陽光発電等の再エネを、地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に防災拠点となる役場庁舎等の主要な公共施設においてマイクログリッドを構築し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

<対象エリア>

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

<取組内容>

- 石狩湾新港地域内のREゾーンに立地する電力消費の大きいデータセンター及び周辺施設に対して、太陽光発電設備と木質バイオマス発電設備、洋上風力発電から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、更なる産業集積を目指す
- 木質バイオマス発電の燃料の地産地消・安定調達に向けて、森林組合や林業事業者等から成る未利用バイオマス供給協議会を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例②

下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

<対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

<取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電**や**風力発電**、**太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

<対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

<取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有**を実施



営農型太陽光発電(豊和・春海地区)



営農型ペロブスカイト太陽電池の実証実験

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例③

業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

<対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

<取組内容>

- **MM21**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電**、**風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北15市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

<取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例④

地域協同型小水力発電による地域資金循環 (岐阜県高山市)

<対象エリア>

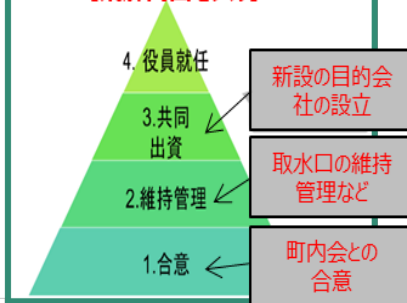
小水力発電立地町内会・旧町村市街地（20エリア）

<取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す

地域協働型の小水力発電所整備

【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設

脱炭素×観光地活性化・防災力強化 (島根県松江市)

<対象エリア>

国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリア、防災拠点群、市有遊休地群

<取組内容>

- 歴史的な景観の保存と脱炭素を両立させ、観光地としてのブランド力と防災力の向上、住民や観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりの推進、**観光産業の活性化による賑わいの創出**を図る。
- **温泉・宿泊施設**に**高効率ヒートポンプ給湯システム**や**ソーラーカーポート等**を導入。景観条例により太陽光発電の設置が困難なエリアには**家庭・法人向けの100%再エネ電力メニュー**を供給。
- 松江城の**堀川遊覧船を電動化**するとともに、観光地でのグリーンスローモビリティの導入、**Jブルークレジットを活用した個人型旅行商品**の販売等に取り組む。



国宝松江城



電動化された堀川遊覧船

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例⑤

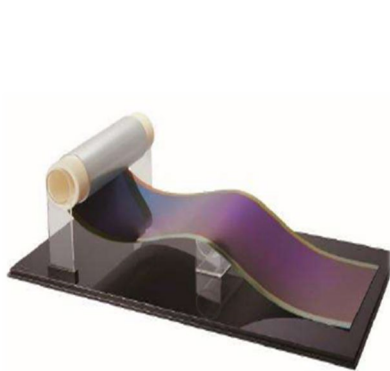
ペロブスカイトの社会実装と地元施工事業者育成 (福岡県福岡市)

<対象エリア>

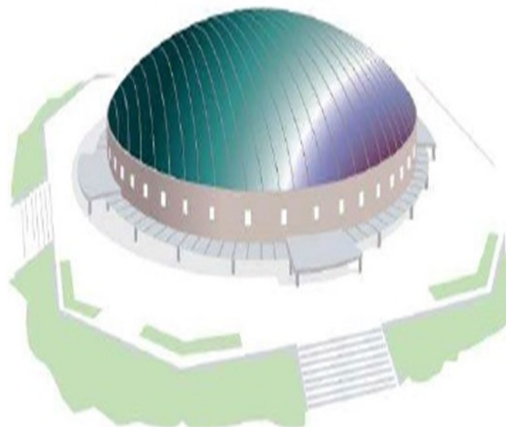
地行浜・唐人町エリア、天神エリア

<取組内容>

- **再エネ導入が困難な都心部**において、**外壁や曲面等**への**国産ペロブスカイト太陽電池の導入**と、導入促進を目的とした**固定資産税軽減措置**及び**国家戦略特区の規制緩和**（防水一体型のペロブスカイト太陽電池活用時の**建築基準法特例**）を組み合わせた再エネ導入機会の拡大により、脱炭素化を図る
- 大手事業者と連携し、ペロブスカイト設置に係る施工体制確立のため、**地元施工事業者を育成**
- 九州最大級の集客力のあるドーム球場において、**野球チームと連携し、ゼロカーボンゲームを開催**



ペロブスカイト太陽電池



ドーム屋根にペロブスカイト太陽電池導入

県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

<対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿蘇くまもと空港、産業集積拠点等）

<取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する**県主導の地域エネルギー会社**を新設し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア
右：2023年3月に供用開始した
阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル



重点対策加速化事業の計画策定状況

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、148自治体を選定（35府県、88市、25町）

令和4年度開始

31自治体
(11県、15市、5町)

令和5年度開始

77自治体
(18県、47市、12町)

令和6年度開始

40自治体
(6府県、26市、8町)

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(9市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、滝上町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

(参考) 重点対策加速化事業の取組事例①

脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

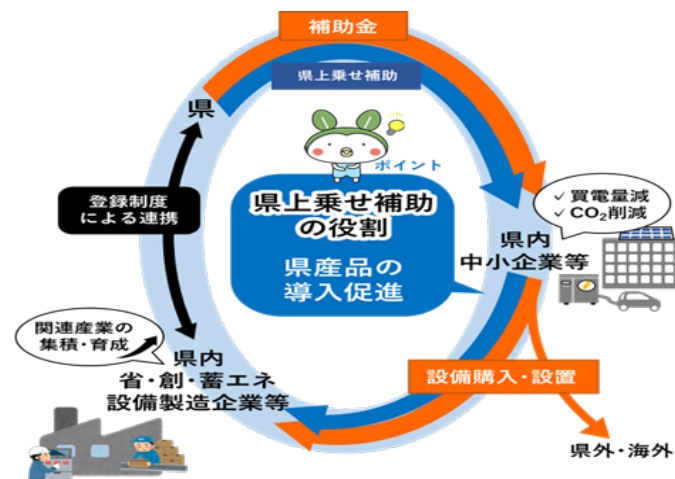
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源**や**河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・畜エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンドライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ

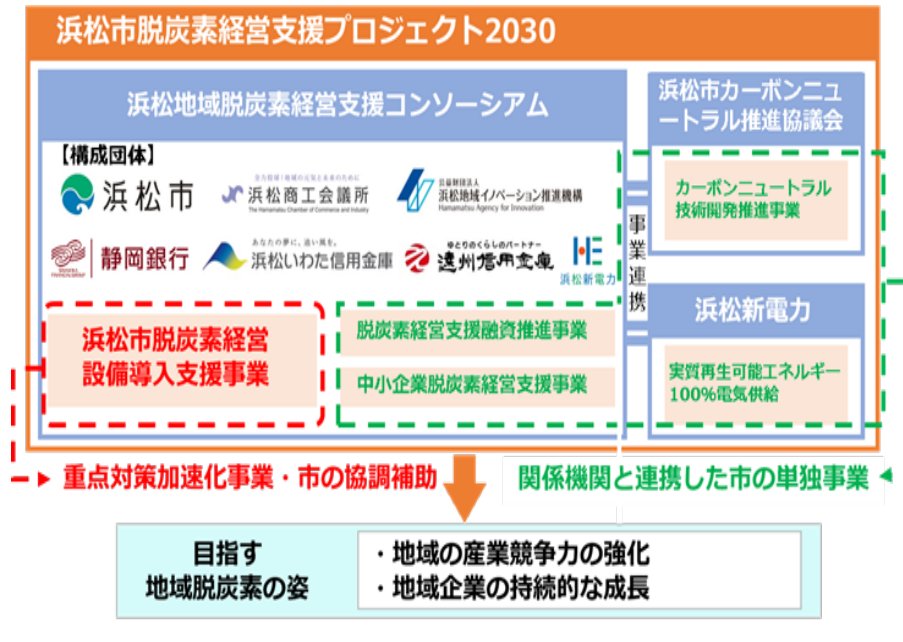


※民間事業者向け間接事業

(参考) 重点対策加速化事業の取組事例②

産官学による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

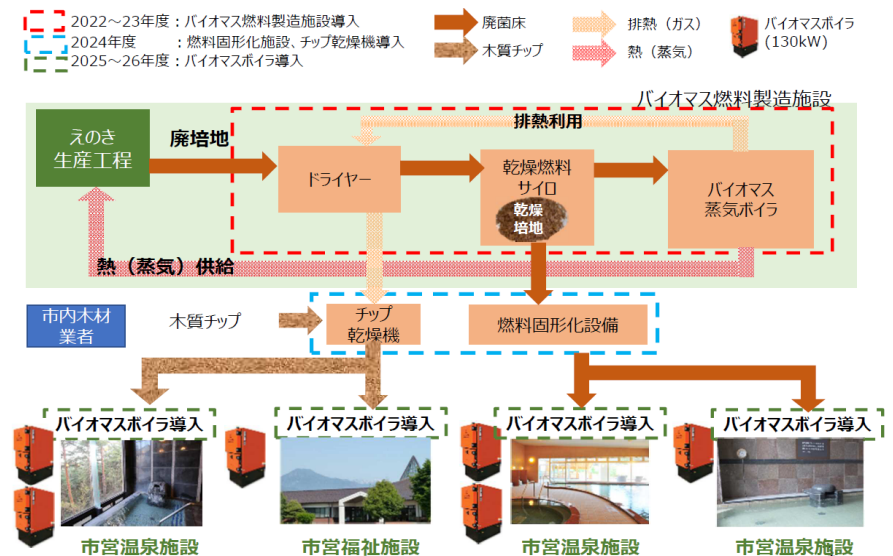
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上など市の単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

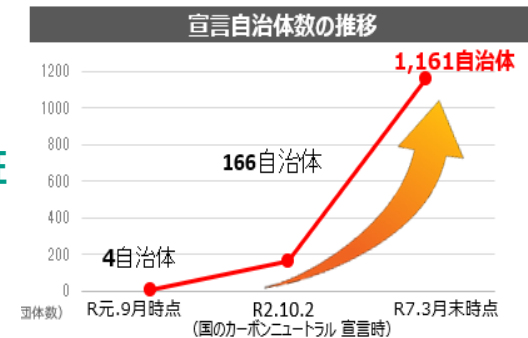
- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消する**計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能になる**。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

バイオマス利用スキーム



自治体による脱炭素の取組の加速化

- **1,161自治体**（46都道府県、644市、22特別区、389町、60村）が「**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**」（ゼロカーボンシティ）を表明。
- 令和3年度から令和6年度にかけて、**ZEBの各種認証を取得済の地方公共団体数は147団体増加し、170団体**。令和3年度から令和6年度で、地方公共団体の**ZEB認証取得建築物数は約17倍増加し、436件**。公共施設において**再エネ由来電力メニューによる電力調達**を行っている地方公共団体数は、令和3年度から令和6年度にかけて**386団体増加し、646団体**。（令和7年3月末時点）
- 東京都や川崎市、仙台市、相模原市等のように**独自条例**（太陽光発電設備等の設置義務付け条例等）の**制定又は制定に向けた検討を進めている自治体**も増加。
- また、自治体において、**再エネ・蓄電池等の導入支援に対する独自の予算措置が拡大**。

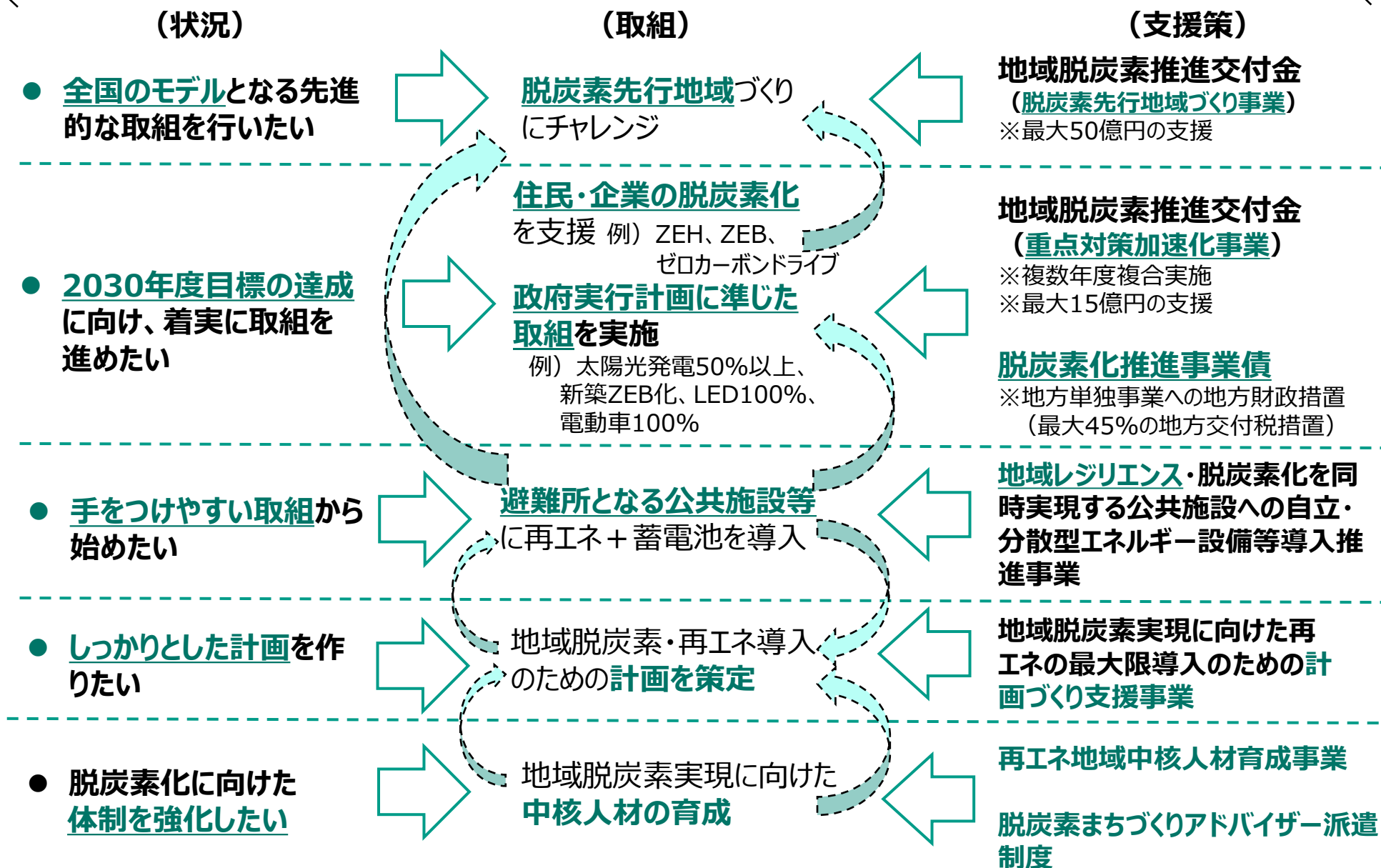


支える仕組み

- 環境省として地方公共団体実行計画の策定を支援する観点から、**CO2排出量や対策効果等に関する支援ツール**を整備・提供。
 - ・**CO2排出量の簡易把握・可視化**
 - **自治体排出量カルテ**…都道府県別エネルギー消費統計等の公表データを基に、**自治体ごとの部門別CO2排出量を簡易的に推計**。自治体ごとの排出構造や排出特性に応じた施策検討に有用。
 - ・**再エネ導入ポテンシャル等の可視化**
 - **再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）**…**全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報を掲載**。再エネ導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（例：鳥獣保護区の指定状況）等も併せて掲載。再エネ適地の抽出や再エネ導入目標の検討を支援。
 - ・**地域経済の全体像・資金流入出を可視化**
 - **地域経済循環分析**…統計データを基に、**地域経済の全体像と、地域外からの資金の流入出を可視化**。再エネ導入等による**経済波及効果をシミュレーション**し、脱炭素に係る事業の検討等を支援するシステム。

2. 支援ツール

地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ



地域脱炭素推進交付金



- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円		
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円	令和6年度補正予算	35,000百万円
令和7年度予算	30,021百万円	令和7年度GX予算	8,500百万円	令和6年度GX補正予算	1,500百万円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金				特定地域脱炭素移行加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業	
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）	自家消費型の太陽光発電など重点対策を 複数年で複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域に選定されて いる地方公共団体	
交付率	原則 2 / 3 ※ 1	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※ 1	
上限額	50億円／計画 ※ 2	都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円	50億円／計画 ※ 2	
支援内容	再エネ設備 ・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 （太陽光、風力、バイオマス等）、再エネ熱・未利用熱利用設備等 効果促進事業 ・上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等 基盤インフラ設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 省CO2等設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等	①～⑤の重点対策の組み合わせ等 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業） ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業） ⑤ゼロカーボン・ドライブ	官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援	
備考	・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外 ・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須 ※ 1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4 ※ 2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円＋（特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2（上限10億円））			

<参考：交付スキーム>

(a) 地方公共団体が
事業を実施する場合



地方公共団体

(b) 民間事業者等が
事業を実施する場合



地方公共団体



民間事業者等

- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>
 - ①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3
 - ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

避難施設への再エネ導入の事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、
「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名：河井小学校 ほか28施設
導入設備：ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算 5,020百万円（新規）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等）への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

＜対象＞

・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

＜主な要件＞

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2／3、3／4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算額 711百万円（758百万円）】

【令和6年度補正予算額 918百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

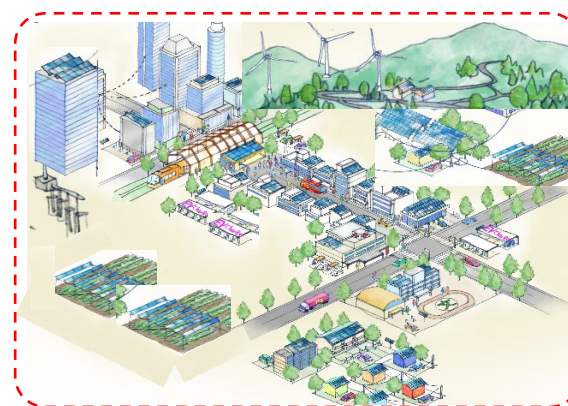
■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

<人材育成> 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
- 環境省では、自治体向けの中核人材の育成・派遣、企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成を推進

自治体向け中核人材の育成・派遣

【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

基礎講座：R3～R5でのべ2,500人以上参加
実践講座(地域新電力)：R3～R5でのべ1,400人以上参加

【ネットワーキングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

R4年度：18参加自治体中4団体、7件協業決定（1年後）
R5年度：30参加自治体中10団体、15件協業決定（1年後）
R6年度：21参加自治体中4団体、8件協業決定（4か月後）

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

R5年度の派遣数：28地方公共団体
R6年度の派遣数：71地方公共団体

企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成

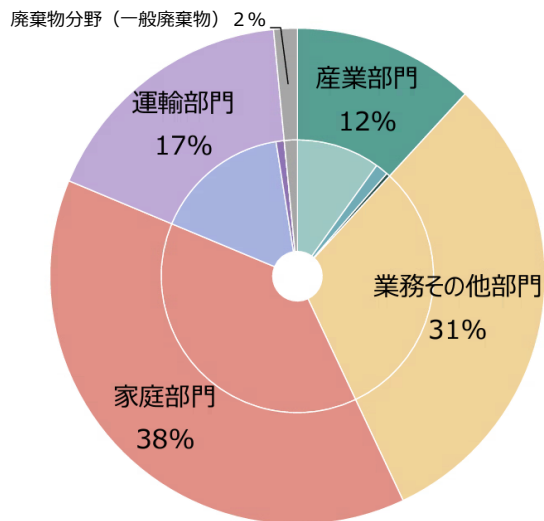
- 脱炭素に関する人材育成促進を目的として、**環境省による「脱炭素アドバイザー」資格制度の認定事業を創設**（2023年10月より認定）し、ガイドラインに適合した適切な民間資格の取得を促す。
- これまで**7つの民間資格制度を認定**（2024年10月末時点）
- **企業内部でサステナビリティや脱炭素等の対応を行う担当者や、金融機関の営業職、自治体の職員、経営コンサル業の方々**など、幅広い業種における脱炭素人材育成をサポートしていく。

	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック (2023年 10月1日 認定)	サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 (銀行業務検定協会)
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
アドバンスト (2024年 9月1日 認定)	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt

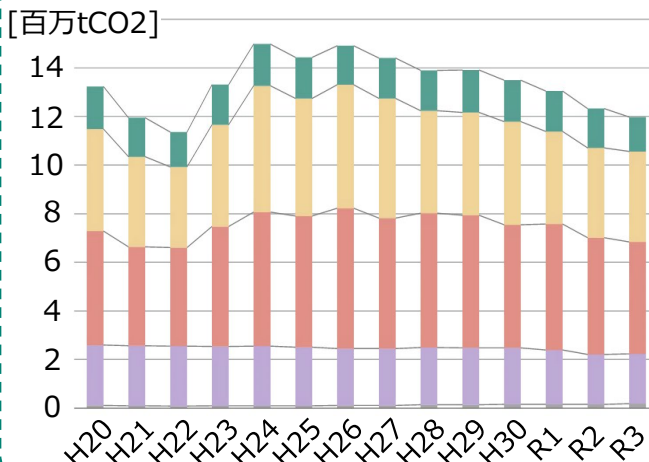
自治体の区域の脱炭素化に資するツール提供

自治体排出量カルテ

【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】

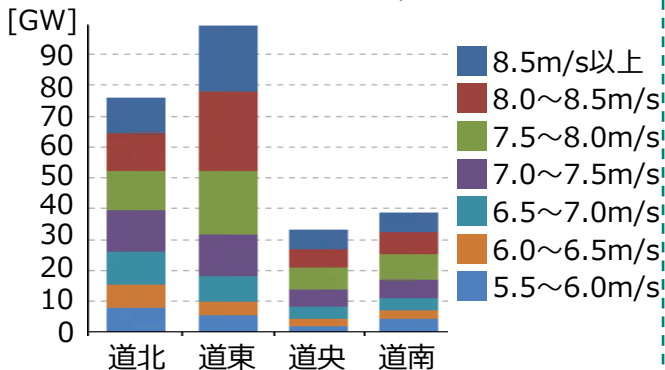


【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】

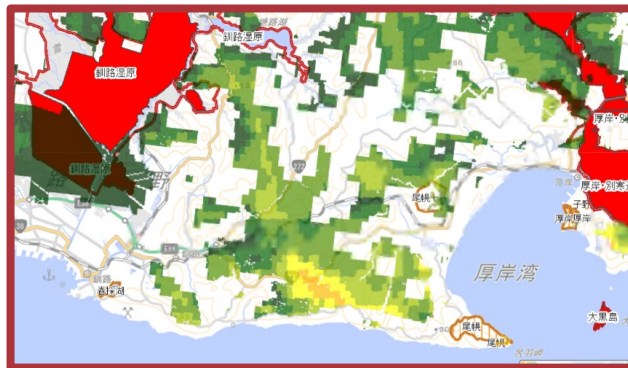


REPOS

【ポテンシャル推計 (陸上風力,北海道)】

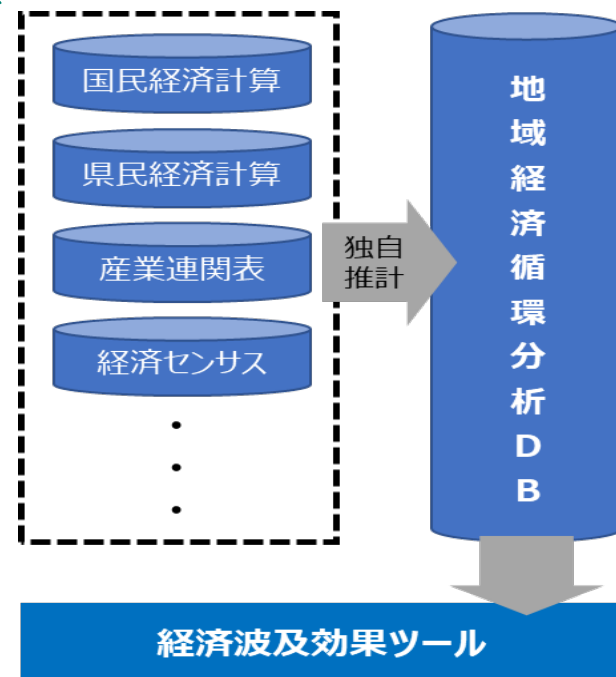


【ポテンシャルマップ (陸上風力,釧路市周辺)】



- 国指定鳥獣保護区
- 特別保護指定区域
 - 特別保護地区
 - 鳥獣保護区

地域経済循環分析



- 地域経済の全体像と域外からの所得の流出入を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
 - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
- 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
 - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能。
 - ・関係者への説明資料として活用することが可能。

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による民間投資の促進

○株式会社脱炭素化支援機構は、**国の財政投融資からの出資**と**民間からの出資**からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融資（リスクマネーの供給）を行う**官民ファンド**。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】289億円（民間株主・国の出資額の合計）

○**民間株主**（85社、108.5億円）：

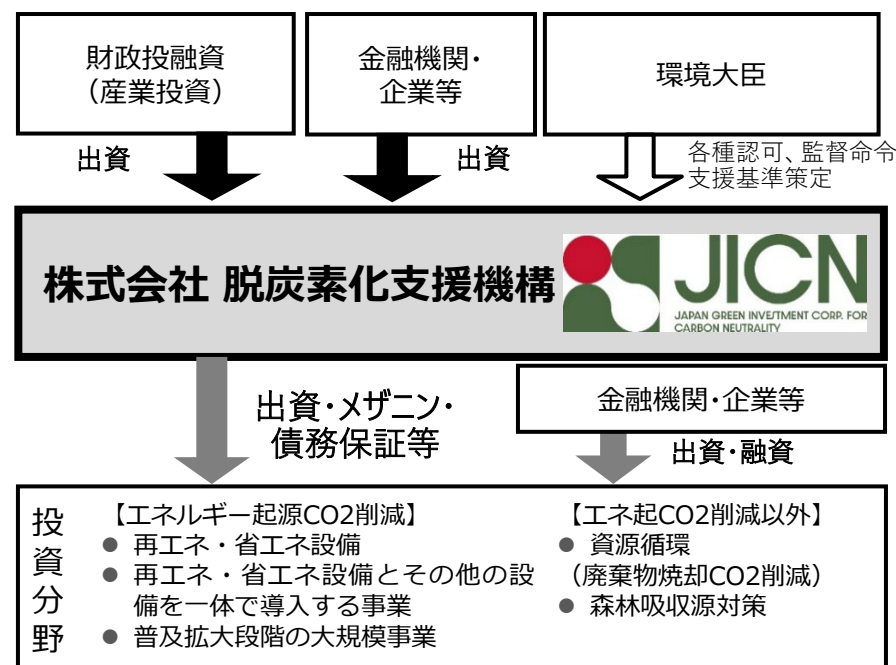
- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

○**国**（財政投融資等、180.5億円）

- ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R7要求：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等**、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等**を実施。



（想定事業イメージ例）

・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発・プラスチックリサイクル等の資源循環
・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

(参考) 脱炭素化支援機構 (JICN) 支援決定の事例

■ 株式会社脱炭素化支援機構から、32案件の支援決定を実施（令和6年1月末時点）

支援決定の事例

株式会社 コベック

<概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業（1,000kW）。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

わいた第2地熱発電株式会社 (熊本県小国町における地熱発電事業)

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

ヒラソル・エナジー株式会社

<概要>

自治体・地域金融機関等との連携を通じて既設発電所を集約し、発電性能再生とデジタル技術を駆使した効率的な管理運用等により、発電所の長期安定稼働を実現する取組。（百年ソーラー®の取組）

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株



百年ソーラー®の枠組みで集約・修繕した発電所

脱炭素地域づくり支援サイトの紹介



事例や支援をいろいろ知りたいけれど、どこを見たらいいの・・・？

→地域脱炭素に関する情報ポータルサイト「**脱炭素地域づくり支援サイト**」がございます！



支援メニューの紹介

環境省だけでなく、各省のメニューを載せています！

取組事例の紹介

検索機能もあります！

検索条件を絞り込むことで、メニューを絞り込むことができます。

検索数 件 ☒ 支援対象 ☒ 省庁

資料名

[地域脱炭素取組事例集（令和5年12月作成、令和6年10月再編）（全体版1）](#) PDF

[地域脱炭素取組事例集（令和6年4月作成）（全体版2）](#) PDF

資料名

[公共施設等の脱炭素化の先行事例（令和5年6月時点）](#) PDF

[公共施設等の脱炭素化の先行事例（令和6年4月時点）](#) PDF

事例集もあります！



本サイトでは、上記をはじめ様々なコンテンツを掲載しています！
以下のURLから、脱炭素地域づくり支援サイトを是非御覧ください！
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>



脱炭素地域づくりサイト

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和7年4月更新）。

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）では2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現するとされており、本支援ツール・枠組みについても更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していく。

- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**174事業掲載**（令和6年度補正及び令和7年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が**33事業**



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（50事業）

- ・ 地域脱炭素推進交付金
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

他47事業

内閣府（10事業）

- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
- ・ 地方創生人材支援制度

他7事業

総務省（7事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ G×アドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）

他4事業

地方財政措置（8事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- ・ 地域活性化事業債

他3事業

文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設の整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（26事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- ・ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- ・ 水力発電の導入加速化事業
- ・ 中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

国土交通省（51事業）

- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ グリーンインフラ創出促進事業
- ・ 港湾・津炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※ 下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

3. 参考資料

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

地方公共団体の役割関係 ポイント



第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

- 特に小規模な市町村については、**人員・専門人材不足**による困難性や**再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用**の観点から、**都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施することや、市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同・連携して計画を策定し実施**することも推進

(3) 特に都道府県に期待される事項

- 脱炭素先行地域をはじめとする**優良な取組事例の情報収集**、当該情報の**市町村への共有**
- 地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組の実施が困難な市町村に対し、**技術的な助言や人材育成等の支援等**
- 特に小規模な市町村に対しては、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点から、**都道府県が共同・連携**
- 地域経済の中心的な担い手である**中小企業等の脱炭素化**については、**地域における産業政策事務を都道府県等が主導**していることを踏まえ、取組が困難な中小企業等に対し、**技術的な助言や人材育成等の支援**

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

3. 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー等の導入拡大

- **営農型太陽光発電**について、下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されており、地域特性に応じた営農、地域共生・地域裨益の観点から、**地方公共団体や公設試験研究機関等と連携して推進**することが期待
- 地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する**地域エネルギー会社**等の事業体により、民間の創意工夫の下、地域における面的な脱炭素化が事業として持続的に地域共生・地域裨益型で展開することが可能となることから、地域の実情に応じ、**地域の脱炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成を推進**
- 国は、都道府県及び市町村の取組を促進するため、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、**優良な取組事例の収集・共有**や、地方公共団体職員向けの**研修、専門人材の派遣**、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システム、再生可能エネルギー情報提供システム、地域経済循環分析ツールなどの**情報基盤整備**と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する**施設整備や設備導入への支援**を行うものとする。

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

地域脱炭素ロードマップ関係



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

- 脱炭素が経済競争と結び付く時代、地域脱炭素は、**地方の成長戦略**として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会。
- **地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギー**を地域で創り、貯めて、使うことは、エネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながるとともに、未利用資源活用を通じた**産業振興**や**レジリエンス強化**、**地域経済収支の改善**や**収益を通じた公共交通維持確保**等、様々な**地域課題の解決にも貢献**する。また、地域の企業立地や投資上の魅力を高め、**地域の産業の競争力向上**にもつながり、地域脱炭素は地方創生に関し極めて重要な要素である。
- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・暮らしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間で**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

➤ 脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）

- 2025年度までに少なくとも100か所の**脱炭素先行地域**を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現。
- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等を、地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**を促進。
- これらの取組を通じ、地域金融機関や地域エネルギー会社等と地方公共団体との連携等による脱炭素を地域で推進する上の基盤を創出
- **脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見の情報発信**を強化し、地域脱炭素を**全国展開**

➤ 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **GX 経済移行債も活用し**、地産地消率が高い地域マイクログリッドや熱導管、高度な地域エネルギーマネジメントシステム（Virtual Power Plant（VPP）の活用等）の導入に対する支援や、商用車の電動化・断熱窓の改修・高効率給湯機器の**GX製品を導入支援**するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出するため、地域で実装する財政支援スキームや、これらの**新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）の構築**を検討する。

➤ 地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

産官学金労言で取組まれる地域の取組を、**人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援**（派遣専門家人材のプール強化、情報・技術支援ツールの充実、地域脱炭素推進交付金や関係府省庁の支援ツール、GX経済移行債、地方財政措置、JICNによる支援、農林水産業由来のカーボンプレジットの支援等）。

（2）地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組

地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、**デコ活**のほか、**多様な主体が参加するフォーラム**を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

（3）ルール of イノベーション（制度的対応等）

制度改革等により実効性を確保（促進区域制度のインセンティブ強化、住宅トプランナー基準における太陽光発電設備の設置に係る目標設定等）

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）

地域脱炭素関係抜粋



エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

V. 2040年に向けた政策の方向性

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備（2）再生可能エネルギー

①総論（イ）地域との共生等（c）地元理解の促進に向けた取組／地域脱炭素の促進

（略）加えて、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度により、促進区域の設定及び地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進するため、人材・情報・資金の観点での地方公共団体への支援を強化し、制度の一層の活用を進める。国は、少なくとも100箇所の地域で、2025年度までに脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現すると

もに、全国各地で、地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する屋根設置太陽光発電などの自家消費・地域消費型の再生可能エネルギー、蓄電池、ZEB・ZEH、EV等の導入を重点的に加速させる。

災害の激甚化が進む中で、各地域における国土強靱化の観点も踏まえ、防災力・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設

等への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を積極的に推進する。

② 太陽光（ウ）地上設置太陽光発電

地上設置太陽光発電については、地方公共団体による再生可能エネルギー導入の目標設定を促すとともに、目標の達成に向け、地域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する。

③ 風力（ウ）陸上風力発電

陸上風力発電については、事業実施への地域の懸念を背景に、運転開始に至っていない事業が存在している。こうした地域の懸念に適切に対応した上で、導入を推進していく。具体的には、地方公共団体による再生可能エネルギー導入の目標設定を促すとともに、目標の達成に向け、地

域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する。

VI. カーボンニュートラル実現に向けたイノベーション

2. 各論

（13）地域・暮らし（住宅・建築物を含む）

地域の脱炭素化に資する高度な脱炭素型製品・技術の地方公共団体主導での実装、GX製品の国内需要創出を目指し、イノベーションを促進する。多くの地域で地域共生型、地域連帯型の脱炭素を達成し、地方創生につながる取組を促進する。

GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定） 地域脱炭素関係抜粋



GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

2. GX 産業構造（2）実現に向けたカギとなる取組 4）GX 産業につながる市場創造

③ GX 製品・サービスの積極調達 ア）公共調達の推進

「GX 率先実行宣言」を行い、主体的に取組を進める地方公共団体に対して、GX 推進のための政府支援を優先的に適用するなど、地域の主
体性も活かしながら GX の取組を進めていく。

3. GX 産業立地

（2）地域裨益型・地域共生型で地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域 GX）

2050 年 CN に向けた 2030 年度 46%削減の達成には、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を加速化していく必要がある。地域ポテンシャルや地域特性に応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯ためて、賢く使うことは、足下のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながり得るものである。また、脱炭素電源の整備を進めることは、地域の企業立地や投資上の魅力を高

め、地域の産業の競争力を維持向上するなど、地方創生にとっても重要である。

国は、少なくとも 100 か所の地域で、2025年度までに脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度

までに実現するとともに、全国 で重点的に導入促進を図るべき屋根設置太陽光発電、蓄電池、ZEB（（Net Zero Energy Building）・ZEH（Net Zero Energy House）、EV 等の導入を、地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業を促進することで、GX の社会実装を後押しする。また、GX 経済移行債も活用し、地域での産業育成や需要創出に向け、地域マイクログリッドや熱導管等の導入に対する支援等を実施するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出すべく、これらの技術等を地域において導入する新たなモデルの構築を検討する。

7. 公正な移行

競争力強化のためのGX産業構造に向けた投資支援策に加えて、GXの推進に伴う産業構造転換の中で生まれる新たな労働需給や地域経済への影響に対応すべく、関係省庁が連携し、マッチング支援を含む成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援やリスキング支援、ロボティクスやAIなどのDXを活用したサプライチェーンの高度化に対応するための新たなスキルの獲得支援、地方公共団体が主導する地域脱炭素の推進などの施策を活用しつつ、その過程で生じる様々な課題を把握し、セーフティネットに係る施策の活用を含め丁寧に対応することで、公正な移行を後押ししていく。

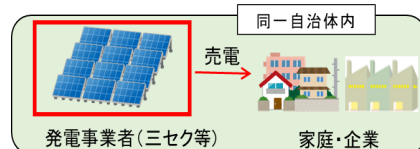
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備（地域内消費を主目的とする事 業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

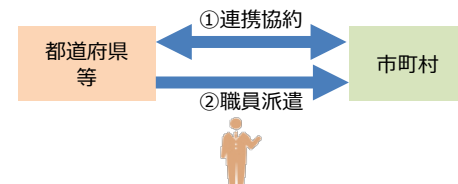
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

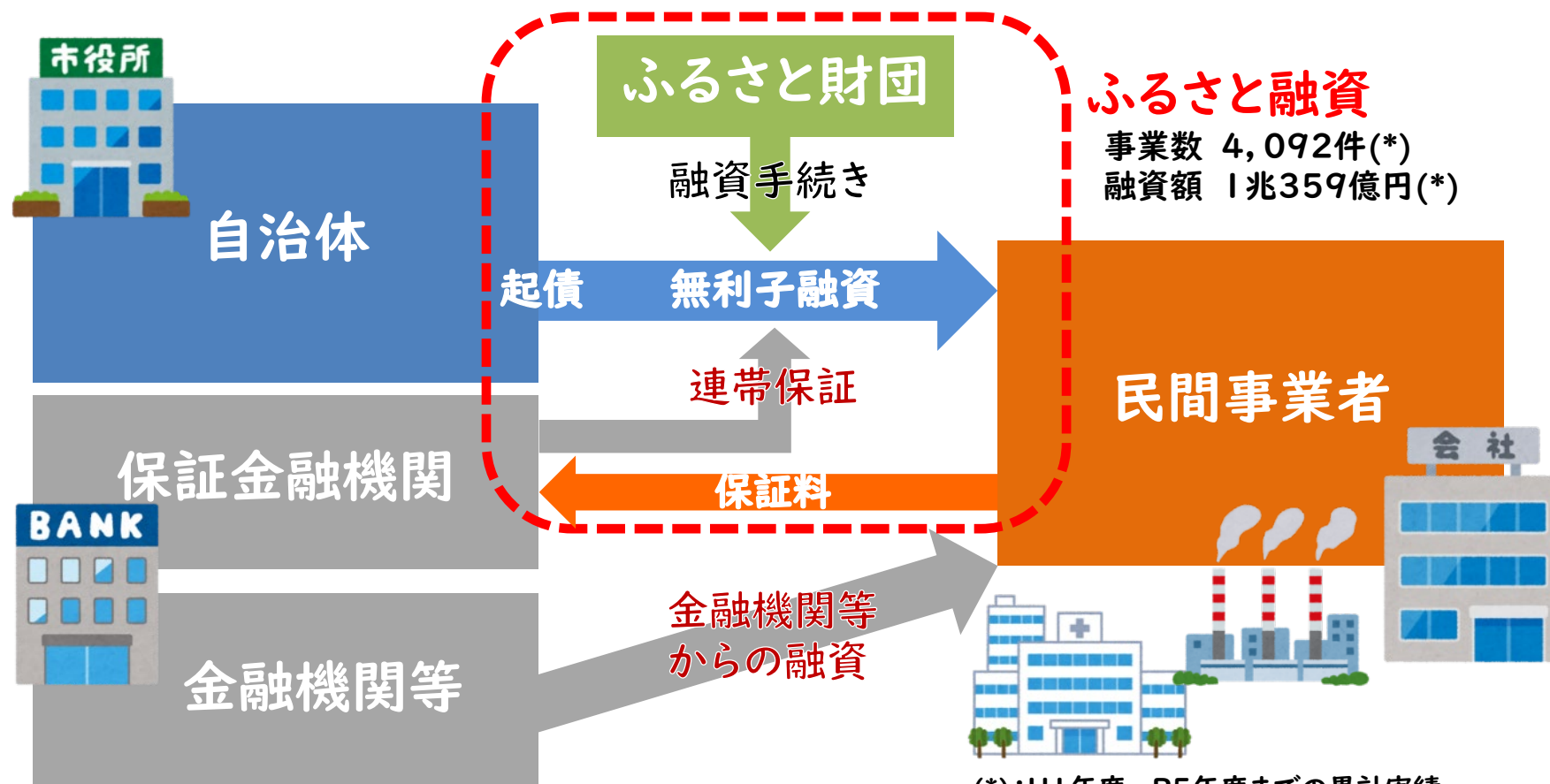
【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

ふるさと融資（無利子融資）制度の仕組

- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者は無利子で融資（最長20年）
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続につき自治体から委託を受けている



出典：R6.9/25(水)第5回地域脱炭素政策の今度の在り方に関する検討会
地域総合政治財団＜ふるさと財団＞資料より抜粋

(*)：H1年度～R5年度までの累計実績

令和6年度からのふるさと融資制度

地方のニーズを踏まえ、国内投資の拡大、ローカルスタートアップ支援の強化など地域経済の活性化の観点から、融資比率の引上げ等の制度改革を実施済。

1. 融資比率の引上げ

通常地域 35%⇒50%

過疎地域等 45%⇒60%

2. 融資限度額の引上げ

融資比率の引上げに合わせて増額

3. 融資下限額の引下げ

小規模な起業・創業案件を対象とするため、現行の「300万円」⇒「100万円」に引下げ

4. 手続きの改善

① 申込受付回数を年3回⇒4回へ

② 申請書類の簡素化

■要件一覧

(単位:億円)

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏※2 ・ 連携中枢都市圏※2 ・ 東日本大震災被災地域※3 ・ 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」※4 ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業※4
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60% (※2)
	融資限度額	80 (※1)	96 (※1)	120 (※2)
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上 (※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20 (※1)	24 (※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については、「1人以上」

総務省の地域脱炭素関連施策について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課



くらしの中に

総務省

地域脱炭素につながる 総務省の施策パッケージについて

令和7年5月
総務省 地域力創造グループ

地域脱炭素に取り組む関係者の皆様へ ～総務省の施策の御案内～

地域脱炭素に取り組む際は、地方自治体と連携した総務省の施策の活用についても検討いただければと存じます。

① 脱炭素化推進事業（P2）

（地方自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に取り組む場合に起こすことができる地方債）

こんな方
にオススメ

- 公共施設等の脱炭素化を進める地方自治体

② GXアドバイザー（P3～4）

（地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣）

こんな方
にオススメ

- 地域脱炭素を進めたいが、専門的な知見が不足している、アドバイザーからアドバイスを受けたいが、予算の確保が困難である地方自治体

③ 地域活性化起業人（P5～10）

（地方自治体が企業等の人材を受け入れて地域活性化（地域脱炭素等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

- 専門人材のアドバイスを受けながら地域脱炭素支援を行いたい地方自治体・事業者・団体
- 地方自治体と連携して地域脱炭素支援に取り組みたい三大都市圏等に本社機能を有する事業者・団体

④ 地域おこし協力隊（P11～13）

（地方自治体が都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者と協働で地域活性化（地域脱炭素等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

- 地域脱炭素支援に取り組む人材が欲しい地方自治体・事業者・団体

⑤ ローカル10,000プロジェクト（P14～18）

（地方自治体が起業・新規事業の初期投資を補助する場合の経費を支援）

こんな方
にオススメ

- 起業・新規事業創出のための施設整備をしたいが、国の補助金等の対象にならない、地方負担を軽減したい又は採択に至らなかった事業者・団体・地方自治体

脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

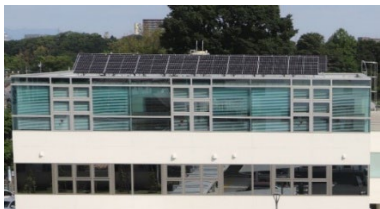
対象事業 ※事業費 1,000億円（令和7年度）

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業
（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。）
 - ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く） など）
 - ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、給湯設備 など）
 - ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
 - ⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る）及び充電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）
- ※ ①及び②は新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。

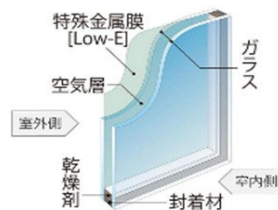
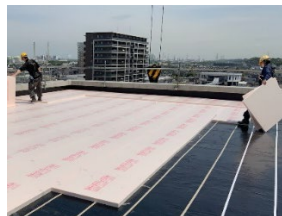
※ ZEB（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】

再生可能エネルギー（太陽光）設備



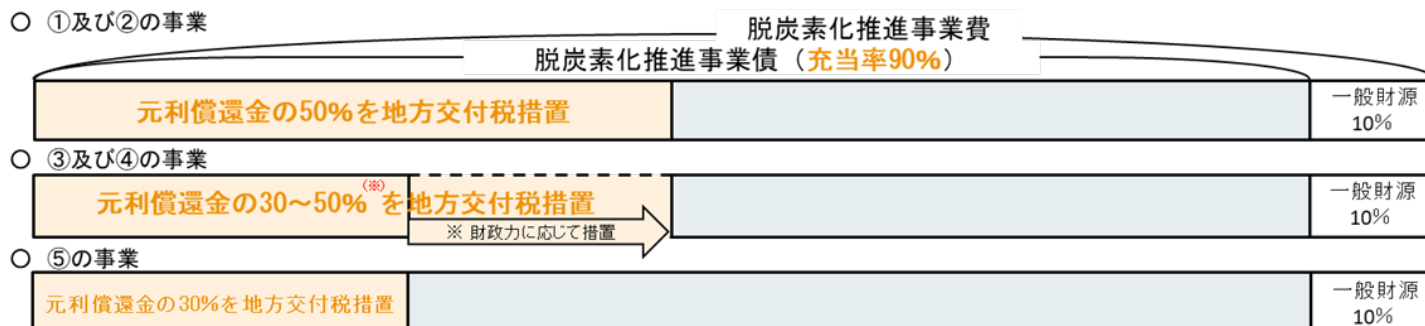
公共施設等のZEB化
（屋根の高断熱化・複層ガラスの導入）



電気自動車の導入



充当率・元利償還金に対する交付税措置



GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。

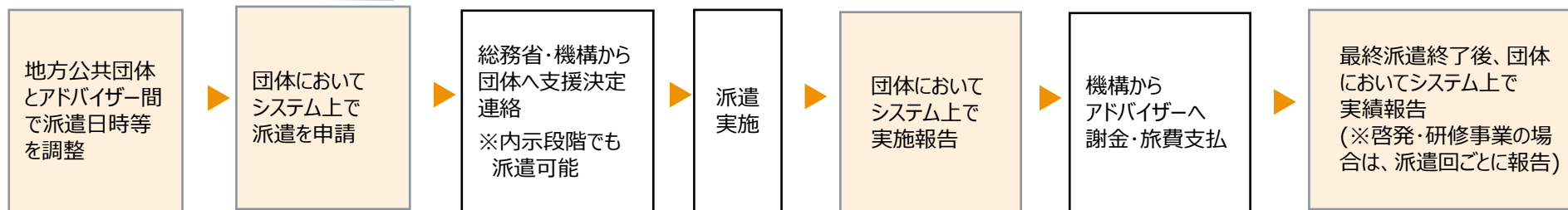
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



GXアドバイザーの活用をご検討ください！

【このような課題を抱えている自治体におすすめです】

- 地域脱炭素を進めたいが、**専門的な知見が不足している**。
- アドバイザーからアドバイスを受けたいが、**予算の確保が困難である**。
- 補助金の申請等に係る**手続きを簡潔に済ませたい**。

【応募いただいた自治体に応募のきっかけを聞いてみました】

自治体の声①

私の自治体では、脱炭素を実現するためにこれまで「地方公共団体実行計画」を策定してきましたが、これからは計画の実現に向けて、具体的な取り組みを検討していきたいと考えています。

ただ、職員の知識や経験が不足していることもあり、思うように事業が検討できない状態でした。



太陽光パネル



「再エネを導入したいが、
どうすれば良いかわからない・・・」



バイオマスボイラー

「GXアドバイザー」の制度は、
**様々な分野に精通したアドバイザーがいるため、
自分の自治体の状況とマッチしたアドバイザー**にお願いすることができました。

今後は、再エネを導入するにあたってのスキームや調整すべきことを協議したり、国の補助金等の申請に向けてアドバイスをもらいたいです。



「アドバイザーから適切な
アドバイスを受けられます！」

左記の悩みは解決できます！
「GXアドバイザー」をご活用ください！

自治体の声②

私の自治体では、アドバイザーに対する予算が確保できず、思うようにGXの推進を進められないでいました。

本制度は、地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接謝金や旅費が支払われるため、**自治体の予算措置が不要であり**、活用しやすかったです。



「アドバイザーからアドバイスを
受けたのに予算がない・・・」



「予算措置不要で
制度を活用できます！」

自治体の声③

応募にあたって、いろいろな補助金の活用を検討しましたが、どれも申請の手続きが大変で、申請するだけで多くの時間を要することがわかりました。

本制度は、**申請～実績報告までWebを使って行うことができる**ため、めんどろな書類のやりとりや手続きがなく、効率が良かったです。



「申請するだけで、大変だ・・・」



地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置 ※特別交付税の仕組みについては26ページを参照
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

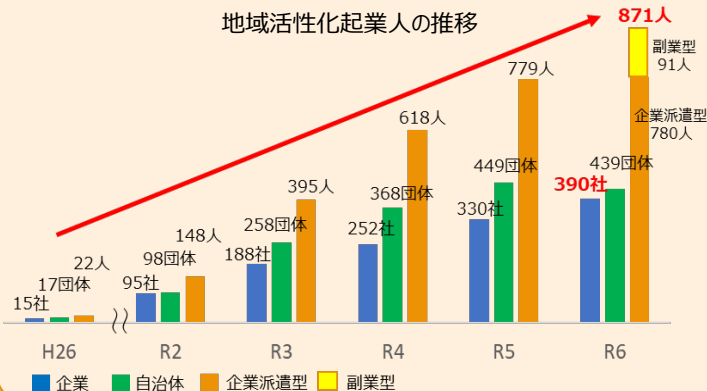
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件 不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

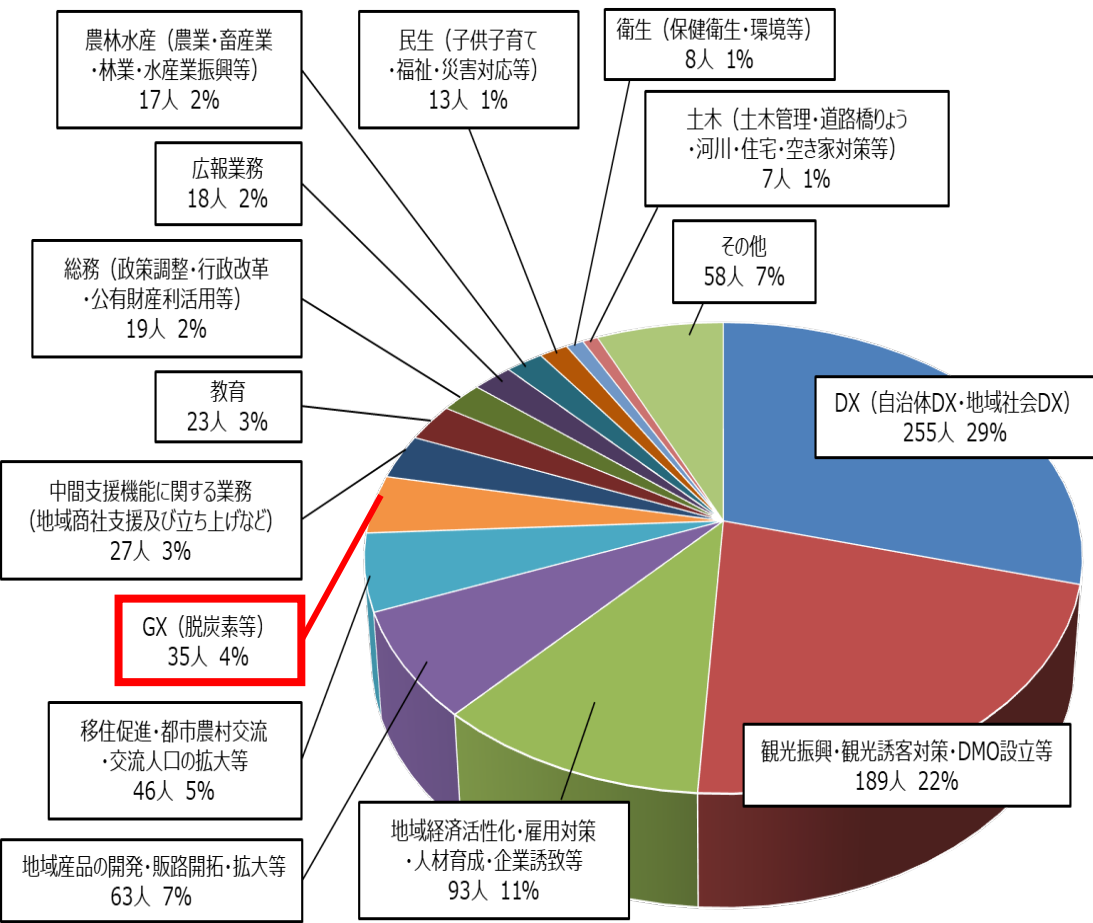
- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人の実績（令和6年度）

地域活性化起業人のカテゴリー別



※企業派遣型は、①DX（238人 30%）②観光（170人 22%）③地域経済活性化（78人 10%）
副業型は、①観光（19人）②DX（17人 19%）③地域経済活性化（15人 17%）の順に活用

活用企業例

○ 企業派遣型の活用企業例

企業名	人数
株式会社JTБ	40
合同会社DMM.com	24
ソフトバンク株式会社	22
AKKODiSコンサルティング株式会社	21
富士通Japan株式会社	17
日本航空株式会社	15
株式会社ABC Cooking Studio	13
株式会社フォーバル	13
株式会社ぐるなび	12
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	12
合同会社EXNOA	11
一般社団法人おかえり集学校	10
西日本電信電話株式会社	10
ANAあきんど株式会社	9
株式会社イーベース・ソリューションズ	9
クラブツーリズム株式会社	8
サントリーホールディングス株式会社	8
西日本旅客鉄道株式会社	8

○ 副業型を活用する社員が所属する企業例

企業名	人数
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	5
一般社団法人地域人財基盤	2
株式会社シグマクシス	2
株式会社Specialist Entertainment	2
株式会社ニコン日総プライム	2
CrossoverGroup株式会社	2
K&ESG株式会社	2
全日本空輸株式会社	2

※派遣人数の多い順に抜粋（企業派遣型・副業型それぞれ人数の多い順に抜粋）

地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 25歳

【活動時期】 R5.10～

【入社年度】 H29年入社
勤務年数8年（R6.10.30時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・DXツールを用いた業務改善アプリ作成
- ・若手社員育成・各種研修講師
- ・太陽光発電設備の保守に関する業務
- ・通信設備の保守に関する業務
- ・BPR法を用いた業務改善施策の展開

取組内容・成果

● 脱炭素化に向けたエネルギーの地産地消の推進に関する業務

柴波町PPAサービス（みくまるっとソーラーチャージ輝（きらりん★））の推進、公共施設再エネ電力への切り替えに関すること



● 脱炭素化に向けた各種計画の作成支援に関する業務

脱炭素化に向けた計画づくり（地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）・柴波町地球温暖化対策実行計画等）の作成・支援に関すること



● 脱炭素化に向けた住民への普及啓発に関する業務

柴波町脱炭素センターの運営、説明会・相談会の運営、補助金申請窓口業務、再エネ・省エネ機器導入の技術的サポートに関すること



地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 34 歳

【活動時期】 R5.4～R8.3

【入社年度】 R3 年入社
勤務年数 3 年（R6.4.1 時点）

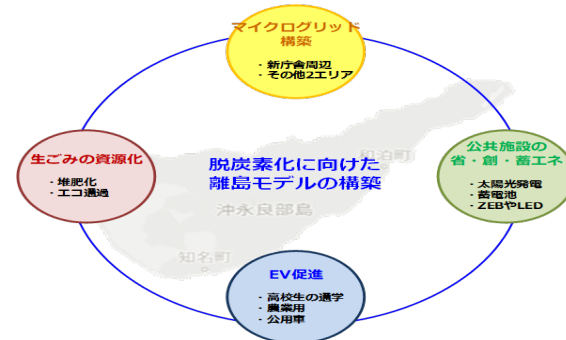
【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・太陽光発電の導入に向けた土地の調達
- ・関係省庁及び電力会社への申請手続き
- ・太陽光発電設備の設計・施工管理
- ・小売電気事業におけるP2P取引の提案・導入

取組内容・成果

● 脱炭素施策の実施支援

専門的な視点から助言を行い、地域特性に応じた脱炭素施策を推進。
太陽光発電設備の設置に向け、現地調査、資料作成、設置箇所の提案、事業者及び関係者協議等を行っている。



● 脱炭素社会の実現へ向けた情報発信

太陽光発電の普及に関する住民向け講演や職員向け勉強会の実施、町広報誌における定期的な脱炭素関連記事の執筆など、脱炭素施策の普及啓発を行っている。



地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 45歳

【活動時期】 R5.7～R8.3（予定）

【入社年度】 H28年入社
勤務年数8年（R5.7.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・廃棄物処理法や一般廃、産廃の処理業界への知見
- ・企業ごみに関する削減ノウハウ
- ・静脈物流の効率化
- ・未利用資源の再資源化
- ・地域循環スキーム形成
- ・CO2削減企画対応（再エネ導入、焼却ごみ削減）

取組内容・成果

●ごみ削減の取り組み

取り組む意義や経済合理性を提案し、持続可能な仕組みの構築を目指しています。

- ・廃棄物組成調査
- ・町民向けごみ分別説明会
- ・分別説明ビデオ作成
- ・企業廃棄物削減提案



●地域循環企画推進（予定含む）

地域で廃棄物になっている再資源化可能なものをできるだけ地域で循環するしくみづくりに取り組んでいます。

- ・廃食油循環利用企画推進
- ・バイオマス資源活用企画
- ・廃プラ活用企画



●脱炭素企画の推進

行政、町民、企業が連動しての磐梯町町内の脱炭素の土壌づくりに取り組みます。

- ・目標設定、計画策定
- ・再生可能エネルギー導入可能性調査
- ・CO2排出量運用管理検討、対応推進
- ・企業ネットワークを活用しての最適化検討



地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

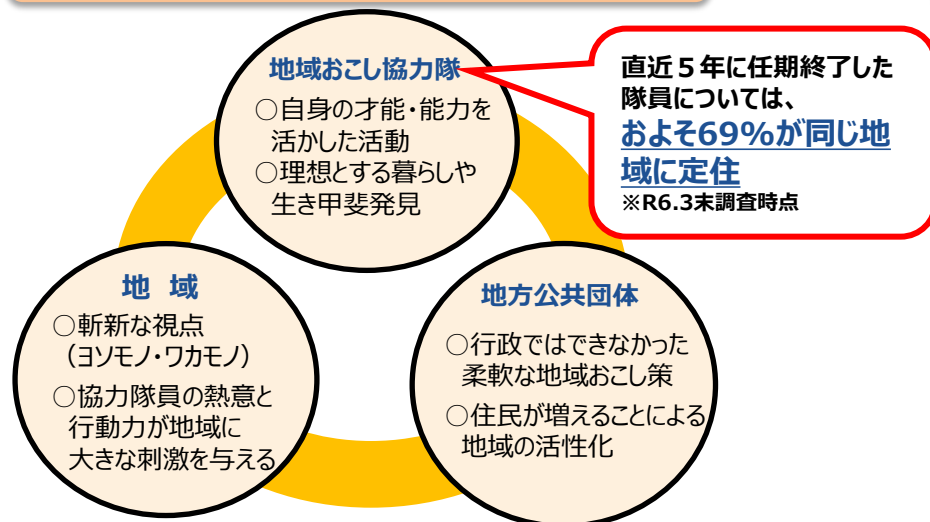
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほか J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

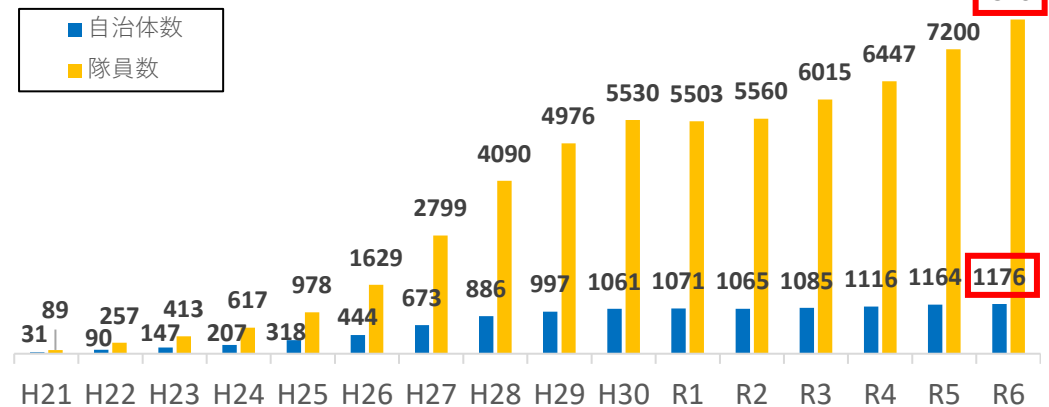
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



基本情報



【年 齢】
30歳
【出身地】
東京都杉並区
【転出元】
東京都杉並区
【前 職】
民間シンクタンク勤務
(環境問題の調査・政策
立案支援)
【活動時期】
R5.8～

協力隊に応募したきっかけ

2年前の夏、暑い東京から逃れるべく友人とワーケーション先を探していて、たまたま乗鞍高原を訪れました。1か月弱の滞在を通じて、乗鞍の自然や人が大好きになり、シーズンごとに通うように。

訪れるうちに、ゼロカーボンパークの乗鞍で進むサステナビリティへの取組に関心を持つようになり、移住をしたら地域を良くしていくことにもっと貢献ができるんじゃないかと思っていたところ、ちょうど協力隊の募集があったため、応募し、協力隊になりました。

今後の抱負・任期後の目標

乗鞍高原では、地域ビジョン「乗鞍ミライズ」をはじめとして、地域を良くしていくための様々な取組が進んでいます。乗鞍を含む周辺地域が100年先も持続可能であり続けるために、地域の人・行政・DMO・教育機関など様々なアクターが一丸となって取組を加速化させていく、そのためのお手伝いができたら嬉しいです。

最終的には、乗鞍を含むアルプス山岳郷一帯が、世界に誇れる持続可能な観光地になっていくことが目標です！

活動内容

●乗鞍高原ゼロカーボンラボラトリー（ゼロラボ）

「残したい暮らしとつくりたい暮らし」をテーマに、乗鞍高原でゼロカーボンを学び実践するコミュニティラボの運営事務局兼コミュニティマネージャーをしています。

エネルギー、資源循環、モビリティなどのテーマで講師を招きセミナーを開催し、昨年度は地域内外から24名が参加。学んだ内容を活かして今年度は6つのプロジェクトが動いています。また今年度はこのプログラムには約15名が参加し、昨年度に加えて新たなプロジェクトが走り出す予定です。



●のりくら高原ミライズ

乗鞍高原では、2021年に策定された地域の将来ビジョン「のりくら高原ミライズ」を基に、課題ごとに分科会を設置し、地域をより良くしていくための活動が行われています。活動の進捗共有のために定期的に行われる全体会合の事務局として、情報共有やゼロラボの取組との調整を行っています。



●地域で活躍する方へのインタビュー

「地域を良くするためにはまずは地域を知ることから」という趣旨で、地域で活躍している方へ取組や想いを伺うインタビューをしています。活動開始から、環境省国立公園事務所、松本市、アルプス山岳郷（DMO）などの方々にお話をお伺いしました。

基本情報



【年 齢】
39歳
【出身地】
埼玉県本庄市
【転出元】
埼玉県さいたま市
【前 職】
金融関係
【活動時期】
R4.4～

協力隊に応募したきっかけ

旅行やダイビングで八丈島には度々訪れており、八丈島の人・自然に魅力を感じていました。海なし県出身の私にとって、海のある生活というものにも魅力を感じていました。

また、社会人学生として島嶼地域で行われている持続可能な社会に向けた取り組みについて調査していた中で、離島で行われている再生可能エネルギー事業にかねてから関心があり、「再生可能エネルギーの活用」というミッションで募集されていたので応募をしました。

今後の抱負・任期後の目標

地域の方々に少しでも再エネに興味を持ってもらえるようなイベントやワークショップの開催をしていきたいと思っています。また、町として今後のエネルギー政策の指針となる脱炭素計画を策定する予定ですが、自治体、地域の方々と協働し、島内の現状把握や自然エネルギーのポテンシャルについて調査しながら、計画策定に向けて自身ができる業務を遂行していきたいと思っています。

任期後も定住をし、地域の方々とともに、八丈島の魅力を引き出せるような活動をできればと思っています。

活動内容

●再エネ関連事業

八丈町では地熱発電所が建設中であり、地熱発電事業に関連する業務や再エネ全般に関する情報発信やイベントの開催をしています。

また、町としての脱炭素計画の策定に向けた調査や情報収集をしています。



●地域おこし協力隊協働活動

地域おこし協力隊全員で協力隊員それぞれのミッションに関連するイベントの開催をしています。

また、「地域おこし協力隊通信」を発行しており、協力隊の活動を地域の方々に認知していただくとともに、地域の方々のニーズを意識した活動を遂行できるよう努めています。



●セミナー、研修への参加

再エネ関連のオンラインセミナー等への参加を通して自己研鑽に努めています。

また、地域おこし協力隊の研修や離島住民を対象とした集合研修等に参加し、様々なアイデアや意見を共有しながら協力隊活動に活かしています。



ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

R7当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
 R6補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
 R6当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

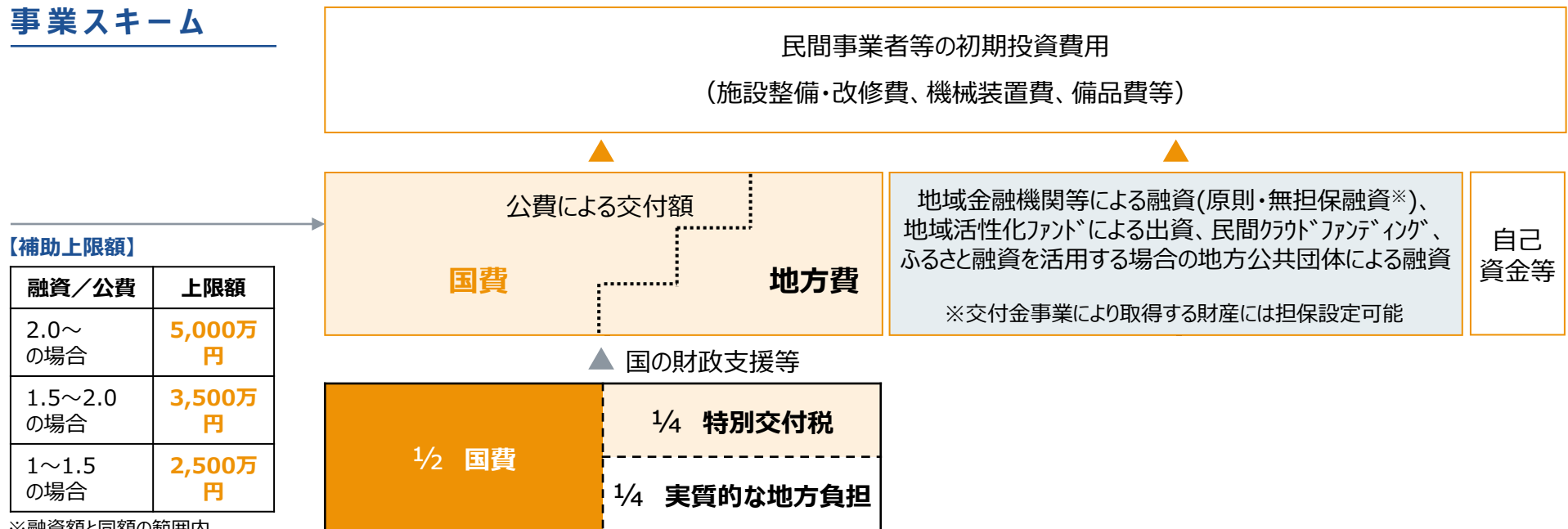
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性

の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
 - 財力0.25以上 2/3
 - 財力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4

POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

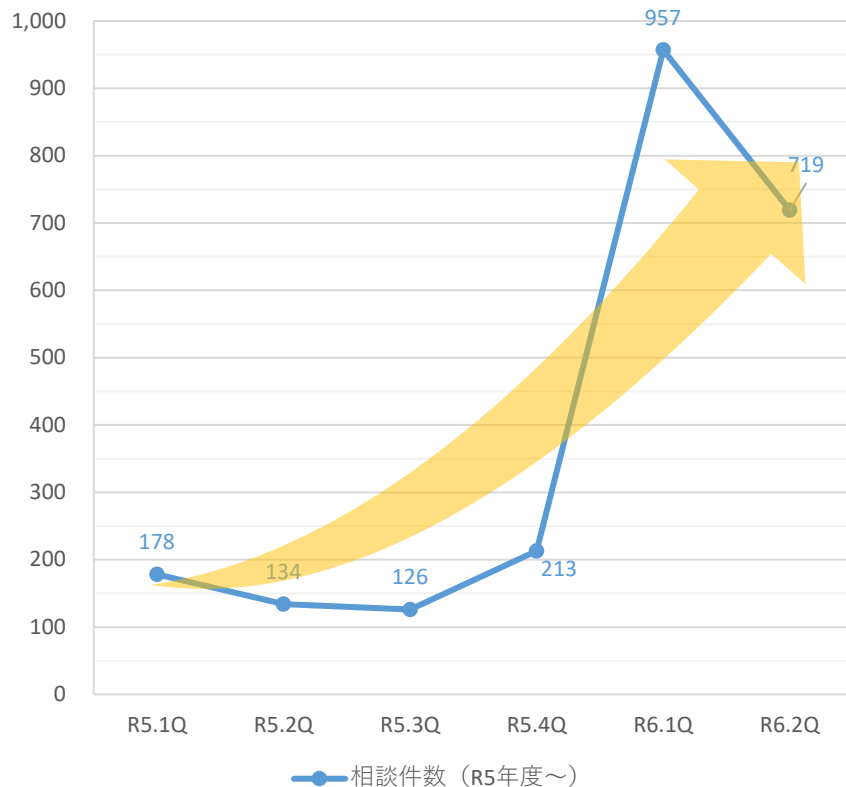
ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**採択件数が増加**（R5年度 23件 ⇒ **R6年度 82件**）
- 相談・申請件数を踏まえ、**地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算を増額**（R6当初6.0億 ⇒ **R6補正21.1億+R7当初6.2億**）

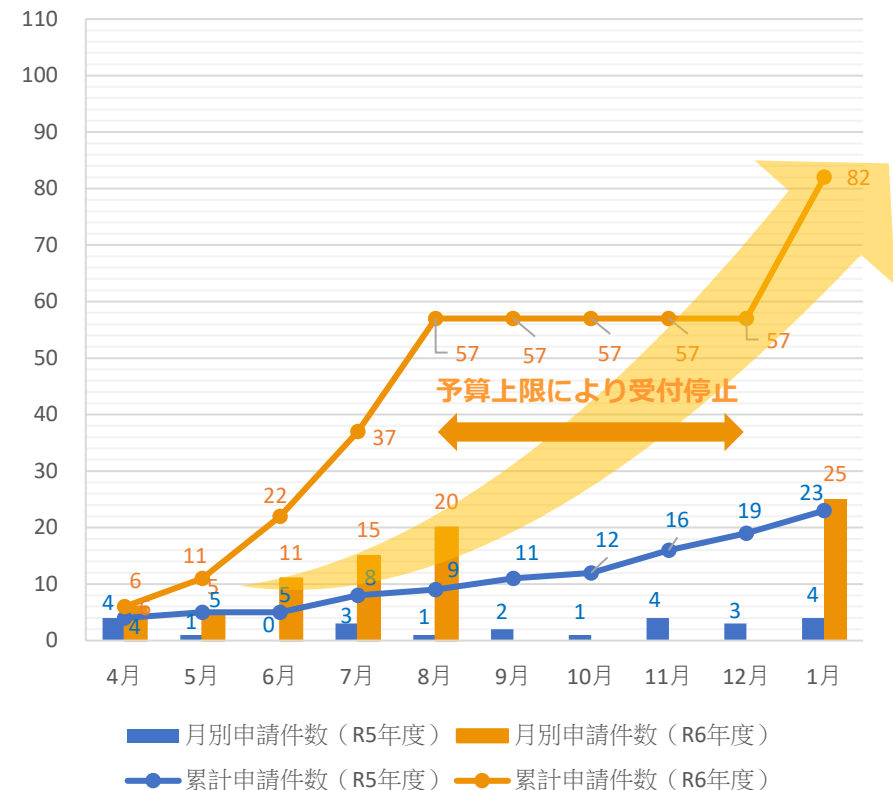
○ 地域内のニーズに対応するため、当初予算で計上している自治体の例

兵庫県：R7予算2千万円（1,000万円×2件）、徳島県：R7予算5,000万円（2,500万円×2件）、
香川県小豆島町：R7予算8,500万円（3,500万円×1件+2,500万円×2件）

四半期ごとの相談件数 年度間比較



月次申請件数 年度間比較



事業背景

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO₂濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

事業実施者

有限会社 越戸きのこ園

自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：40,000千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円

取組内容

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO₂濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確認するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

地域への貢献

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用

ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市 「循環型醸造事業～Ferment Base」

令和2年度採択

事業背景

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気の高まっている。

事業実施者

有限会社 Brewing Farmers&Company合同会社

自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：4,333千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円
- 地方費：2,167千円
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

取組内容

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業

地域への貢献

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

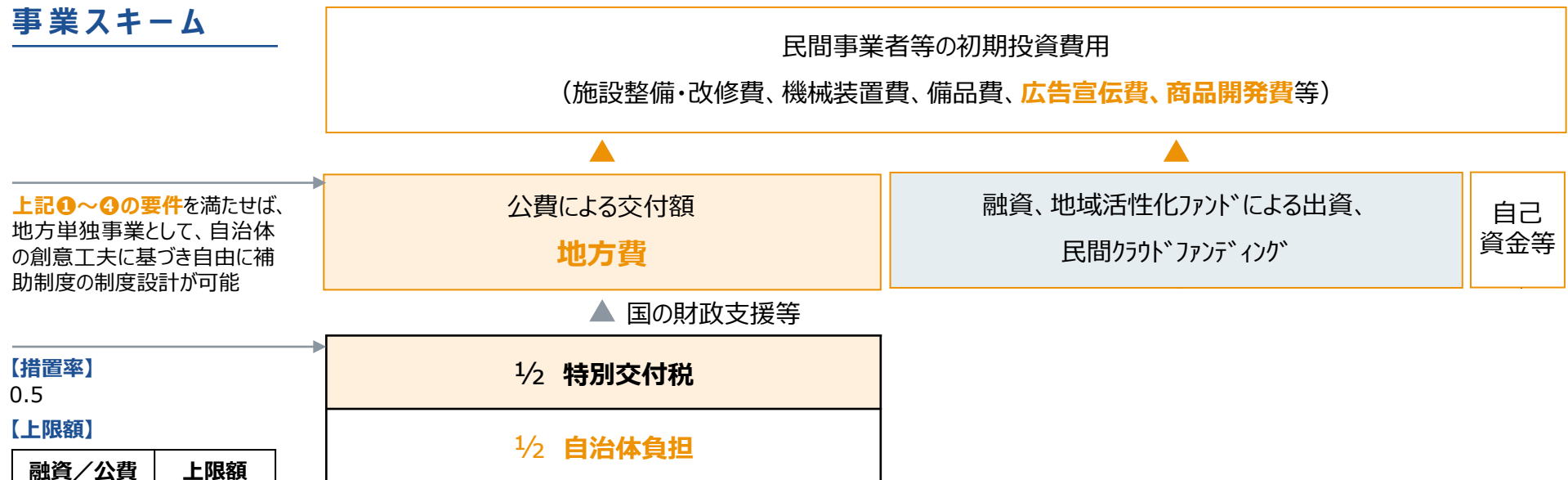
R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



※融資額と同額未満の場合
についても対象

POINT

- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

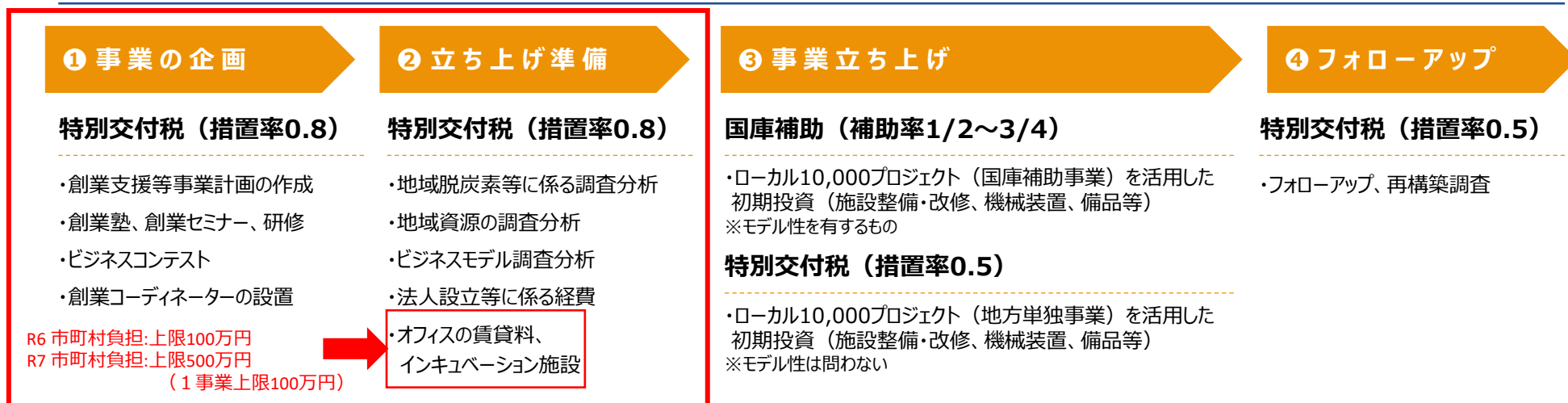
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための 対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度



ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

(参考) 地方交付税の活用

地方交付税とは

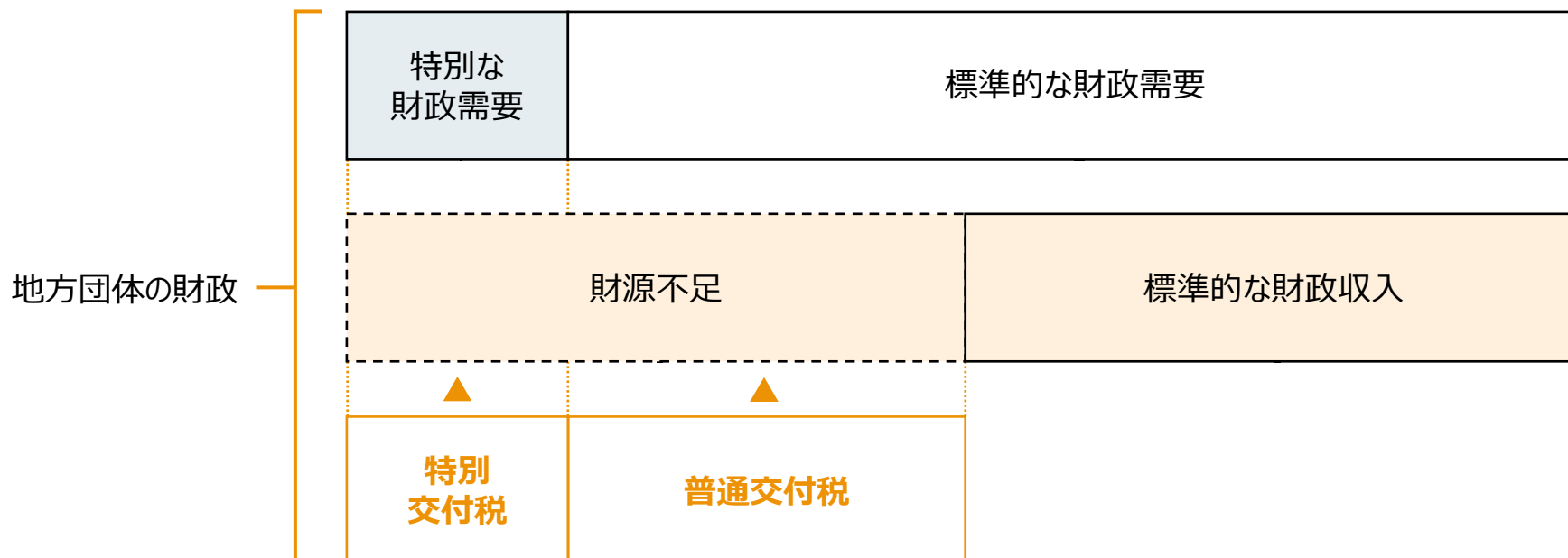
地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税＝財源不足団体に対し交付（R6：18兆6,000億円）

特別交付税＝普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付（R6：1兆2,597億円）

（例）地域医療（公立病院等）、地域交通（地方バス・離島航路等）、文化財保存、消防救急関係等

※特別交付税の措置率0.5と記載されている場合、地方自治体への特別交付税の算定において、対象事業費の5割を算定



デジタル人材の確保について

総務省 地域力創造グループ 地域情報化企画室

地域DX推進に向けた計画的なデジタル人材の 確保・育成や推進体制の構築について

令和7年5月22日
総務省 地域情報化企画室

人材育成・確保基本方針策定指針※の概要（デジタル人材関係部分）

（※）「人材育成・確保基本方針策定指針の改正について」（令和 5 年12月22日付け総行給71 号・総行公130号・総行情111号 総務省大臣官房地域力創造審議官・総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県総務部（局）長・各指定都市総務局長宛に発出））

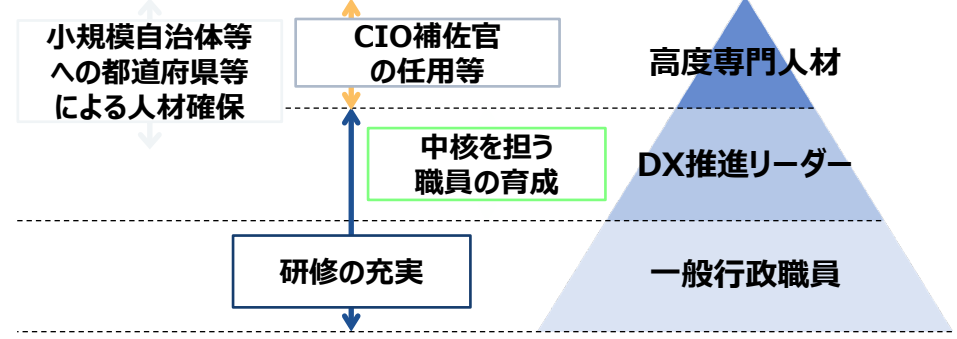
1. 新たな指針について

- 平成 9 年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和 4 年 4 月 1 日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- 求められる職員像・職務分野等に応じ必要なスキルを明確化
- 特に必要となる人材について、可能な限り定量的な目標を設定、定期的に検証、取組を改善
- 首長等が積極的に関与、人事担当部局と関係部局が連携
- 単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

- 「高度専門人材」「DX推進リーダー」「一般行政職員」の人材像ごとに想定される役割を整理
- 職員のデジタル分野の知識・スキル水準等を把握の上で、人材像ごとに育成・確保すべき数値目標を検討・設定
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する都道府県による支援
- デジタル分野の専門性と行政官としての専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスの提示

DXに係る市町村の現状

- **小規模団体**（人口5万人以下） **211団体が「1人情シス」状態**
（DX推進部局の担当者が1人以下）

市町村の声

- 小規模団体で自前にデジタル人材を確保することは困難で、都道府県による人材派遣を求める声が多い。その際、アドバイザーではなく、**実際に業務に従事してほしい**という要望が多い

① 小規模自治体の現状

- ・ **1人職員がDX担当部局と他業務を兼務。**
- ・ 情報システム担当になったものの、デジタルの素養がなく、**マニュアルを読むのにも苦勞。**

② 都道府県に求めるもの

- ・ 都道府県のスケールメリットを生かし、**人材を共有できる仕組み**を構築。
- ・ **市町村単体でデジタル人材の採用が困難。**県との人事交流や県からの派遣など、**県全体で人材不足に取りくんでほしい。**

③ 求める人材・派遣形態

- ・ アドバイザーによる助言・業務分析だけではなく、**直接的に目の前の行政実務に関するDX推進サポート**する人材。
- ・ **自治体業務を理解**し、現実的な提案をする人材。
- ・ 回数や時間に縛られない派遣・**常勤的な派遣。**

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 全国で、都道府県が市町村と連携してDX推進体制を構築し、デジタル人材を市町村に派遣する取組やシステムの共同調達を主導する取組等が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制

都道府県

想定する主な機能

首長レベルの方向性の共有
各市町村の状況把握
デジタル人材を活用した支援
広域的な取組の検討
(システム共同調達、合同研修等)

人材プール

全体方針策定を主導する人材
個別プロジェクトを進める人材
システム導入・管理等の
実務を担う人材

都道府県の人材確保を
総務省も支援（R6補正）

市町村

ニーズに応じて
人材派遣

R7より常勤職員の人件費について普通交付税措置

ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有するデジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の人件費

【特別交付税措置】

- 市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費
- DX推進リーダー育成経費
- 都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費

総務省の伴走支援

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の先進事例

I 知事と全首長による協働宣言

(愛媛県)

- ✓ 協働宣言に基づき「**愛媛県・市町DX推進会議**」を設置し、「チーム愛媛」として一体となってDXを推進
- ✓ 推進会議に設置した**統括責任者**と**県が各市町村を訪問し、機運醸成 (R3～5)**
- ✓ 推進会議で**3人の専門人材**を確保し、**ニーズに応じ**市町村を支援
- ✓ 事例共有等を兼ねた**合同研修**を年2回実施

確保している人材 (R6)

県の常勤職員：3人
業務委託型：8人

II 人材を県と市町で共同採用

(広島県)

- ✓ 県全体でDXを推進し、**デジタル人材を共同で採用・育成・活用**する枠組みとして「**DXShipひろしま**」を構築
- ✓ デジタル人材を県と市町共同で採用し、単独では人材の確保が難しい市町に**当該市町の常勤職員として配属**
- ✓ 採用した即戦力人材については、**市町へ配属前に、行政の基礎的な知識や市町の取組状況に関する研修**を実施

確保している人材 (R6)

県の常勤職員：3人 + 事務局職員 1人
市町村派遣職員：16人

III 民間デジタル人材の派遣

(熊本県)

- ✓ **地元企業のデジタル人材**を活用し、市町村を伴走支援（県とは週1回のミーティングで緊密に情報共有を実施）
- ✓ デジタル人材が**県内市町村を訪問（県職員が同行する場合もあり）**、ヒアリングを行い**ニーズに沿った支援**を実施
- ✓ チャットツールを導入し、**県・市町村の職員が日常的に意見交換**

確保している人材 (R6)

県の常勤職員：6人
業務委託型：3人

IV 市町村情報システムの共同調達 (長野県)

- ✓ 全市町村で構成される**一部事務組合に県職員と市町村職員を派遣**
- ✓ 長野県市町村自治振興組合においてシステムの**共同構築、共同調達、共同運用**を行うことで、市町村の業務負担を軽減

確保している人材 (R6)

一部事務組合への派遣職員：5人
(県職員2人、市町村職員3人)



V 県職員人材シェアリング事業 (群馬県)

- ✓ 行政サービスの主要な提供主体である市町村のDXを支援していくことにより県民の生活の質の向上を図ることが県の責務であるという認識の下、**県職員が自ら市町村職員を支援**
- ✓ 県DX課の市町村支援担当職員を各市町村に配置し、県庁内関係課と連携しつつ、訪問・個別支援によって市町村DXを伴走支援

確保している人材 (R6)

県の常勤職員：8人
(情報職1人、行政職7人)



推進体制の機能と今後の方向性について

- 都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築等が重要であることから、令和6年1月19日、総務大臣から、各都道府県知事及び市町村長宛ての書簡を発出し、推進体制の構築・拡充を要請したところ。
- 構築するDX推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定され得るものである一方、先進自治体の事例も踏まえ、次のような**4つの機能が必要**。
- 支援体制の中心となる**人材プール**については、**都道府県において、専門人材を確保して構築・拡充を進める必要**があり、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることを踏まえ、**常勤職員としての雇用を中心としていく必要**。
- 具体的には、一定の実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「**自治体DXアクセラレータ**」という。）を確保していただくことを想定。

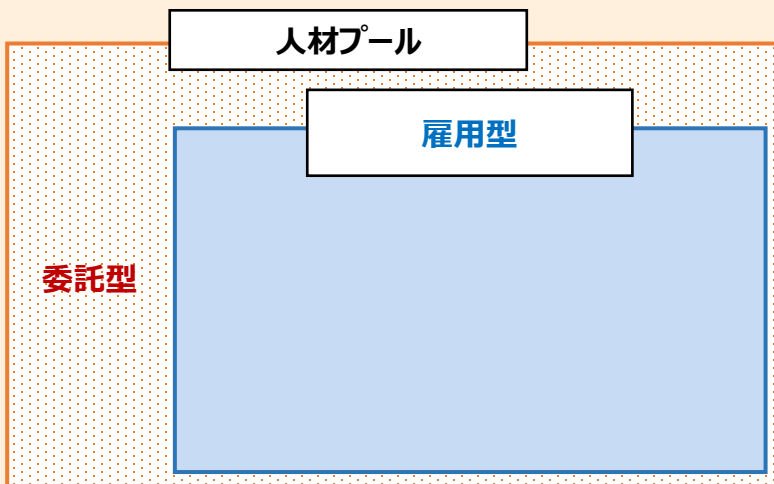
① 連携の確保

市町村の首長レベルと推進体制構築に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築）

② 市町村の 状況把握

ヒアリングや日常の情報共有を経て、全市町村の状況を把握。

③ 専門人材 を活用した 支援



＜自治体DXアクセラレータの要件（予定）＞

次の①及び②をともに満たすこと。

- ① デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
 - イ IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
 - ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。
- ② デジタルに関連する市町村支援業務を主たる業務として実施すること。

④ 連携して推進す べき取組の設定

都道府県と市町村が連携して推進すべき取組のテーマの設定。
（庁内DX・システムの共同調達・地域社会のDXの推進・デジタルデバйд対策等）

◆地方財政措置 都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト) 【新規】

○ 都道府県における人材プール構築の課題として、

- ① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない
- ② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない
- ③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識が不足しており、十分に活躍できない

との声が寄せられている。

⇒ デジタル庁など関係省庁や民間企業と連携し、これらの課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進

1.採用ノウハウの伝授

■ 総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援

支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

■ ノウハウ等を47都道府県に展開

(人材確保イメージ)



2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

■ 広報媒体も積極的に活用しながら、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化

■ 都道府県は、上記リストも活用しながら人材プールを構築。必要に応じ、関係省庁と連携して、都道府県と人材とのマッチング等をコーディネート

■ プールされた人材を、「自治体DXアクセラレータ」に任命し、ネットワーク等についても継続的にフォロー。全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

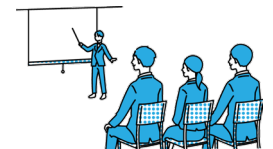
⇒ **全国で500名の任命を目指す**
※各都道府県10名+aのイメージ



3.行政知識の獲得

■ 基礎的な行政実務に関する研修メニュー・テキストを作成

■ 自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、行政実務研修を実施。



「専門人材リスト・協力企業リスト」、「人材プール」、「自治体DXアクセラレータ」の関係性

人材供給源

個人事業主

民間企業

自治体OB/OG

市町村職員

副業人材

新卒・経験者採用

・
・
・

専門人材リスト・協力企業リスト（イメージ） （総務省が作成）

専門人材リスト

氏名	人材類型	対応可能地域
総務 花子	プロデューサー	●●地方
総務 太郎	プロジェクトマネージャー	●●県
デジタル 次郎	エンジニア・サービスデザイナー	●●県

協力企業リスト

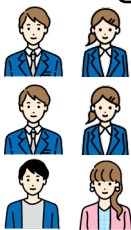
社名	派遣可能な人材の類型	対応可能地域
A社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー	●●地方
B社	プロジェクトマネージャー	●●県
C社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー、エンジニア・サービスデザイナー	●●県

供給

都道府県

人材プール

都道府県がリストも活用しながら構築



常勤職員

任期付職員

非常勤職員

会計年度任用職員

委託事業者



派遣・支援

都道府県職員として管内町村を巡回派遣するのみではなく、都道府県から市町村へ自治体派遣され、市町村職員として勤務する場合もあり。

人材プールから推薦

被推薦者を「自治体DXアクセラレータ」として登録

総務省

（名刺への記載イメージ）



- ✓ 総務省・デジタル庁で連携してネットワーキングや研修を実施
- ✓ 全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

A市

B町

C村

◆地方財政措置 市町村支援のためのデジタル人材の確保【延長・拡充】

○ デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	○ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費 等 ○ 上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額 拡充期間は令和9年度まで	人件費相当額： 2,000万円/人 募集経費： 100万円/団体 → 300万円/団体	R11年度まで

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援

等

<都道府県による市町村支援（イメージ）> (職員として採用する場合)



※県が事業者へ人材の派遣を委託することも可能

留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

◆地方財政措置 地方公共団体のデジタル人材の確保【継続】

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額（※3）	対象経費の上限額	対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） ・ <u>特別職非常勤職員</u>として任用する場合 → <u>報酬等</u>（期末手当等を含む。） ・ <u>外部に業務委託</u>する場合 → <u>委託料等</u>	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	なし	R7年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	<u>100万円</u>	R7年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、財政措置の対象上限は3名分（令和6～7年度）

留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

◆地方財政措置 地方公共団体のデジタル人材の育成【拡充】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
			なし	
都道府県 市町村	○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料 (初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象) 等 (想定される経費) ・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費（育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費 等）	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R7年度まで

<自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定※し、集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴（特にシステム、Webサービス・アプリケーション等）
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

留意点

- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。**
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。
- 自治体DX推進に係る幅広な経費ではなく、DX推進リーダーの育成に係る経費のみが対象。

デジタル人材確保・育成ガイドブック(自治体DX全体手順書・別冊)

外部デジタル人材の確保ガイドブック（R6.5月策定）

背景・課題

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる**外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は200団体程度**に留まる（令和5年度総務省調）
- 活用していない団体は「**外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない**」、「**効果的な募集方法がわからない**」といった課題を挙げている

事業概要

人材確保に向けた具体策をとりまとめ、自治体DX推進計画期間中（～令和7年度）における外部デジタル人材確保を支援するため、**「確保ガイドブック」を策定**

<主な内容>

・外部人材確保の手順

- ステップ1 重点課題の特定
- ステップ2 人材要件の定義
- ステップ3 人材の選定
- ステップ4 人材の受入れ

・外部人材確保事例

・外部人材確保に係る各種支援制度

デジタル初心者の
自治体職員でも
分かりやすい形で
整理

デジタル人材の育成ガイドブック（R6.12月策定）

背景・課題

◆デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）
「地方公共団体がデジタル人材の確保・育成に係る方針を円滑に策定できるよう、方針策定や人材育成手法に係る先進事例等に関する調査を行い、**デジタル人材育成の参考となるガイドラインを策定**」

- 令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」（H9年）を改正し、新たに「デジタル人材に関する留意点」等を追加
- 現状、**デジタル人材の育成方針は過半数の団体が未策定**であり、**主要因として「人的余裕のなさ」、「役割やスキルの整理・明確化**」といった課題を挙げている（令和5年度総務省調）

事業概要

自治体のデジタル人材育成を促進するため、自治体の「デジタル人材確保育成方針」策定やデジタル人材育成に取り組む際に参考となる**「育成ガイドブック」を策定**

<主な内容（予定）>

・デジタル人材育成方針の策定手順

- ステップ1 企画
- ステップ2 役割分担
- ステップ3 策定の実行
- ステップ4 組織承認と公開

・育成事業の企画手順

・デジタル人材育成取組事例

DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイス**を年間原則**5回以内**（2時間以上／回）受けられる
 - ※ 実地、オンライン
- **自治体による派遣経費**（謝金、旅費）の負担はなし
 - ※ 地方公共団体金融機構が負担
 - ※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

類型と実績

類型	内容	具体例	令和5年度実績※
課題対応 アドバイス事業 【手上げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村に対する支援	● 情報システムの標準化・共通化 ● マイナンバーカードの利活用 ● データ利活用・EBPM ● デジタル人材の育成 ● 行政手続のオンライン化 ● BPR・業務改革 ● セキュリティ対策 等	96団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗が遅れている団体に対する支援	● 小規模団体等を中心に移行計画の作成 ● Fit&GAPの実施 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	55団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	* * *	14団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf）
→ 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容**や**効果等**を掲載

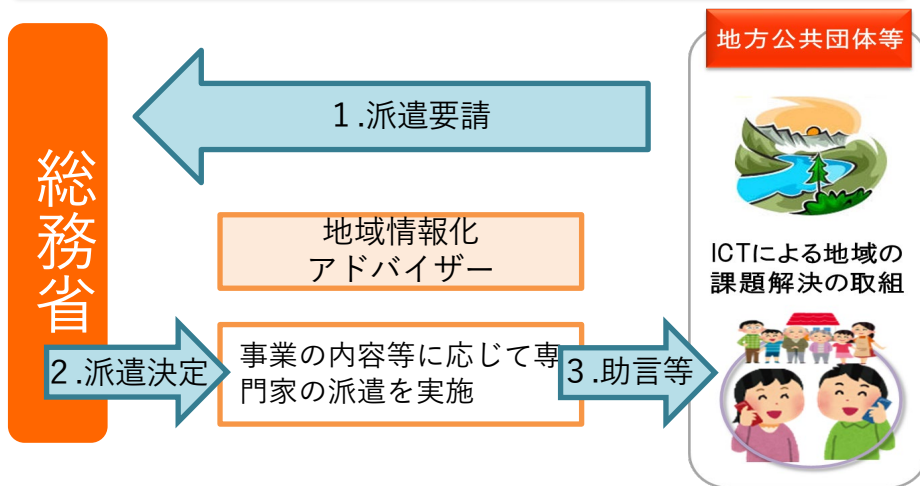
更なる活用に向けた改善（令和6年度～）

- 自治体DXの現状や外部デジタル人材に関する要望等を踏まえ、実施要綱に例示されているDXアドバイザーの取組分野を追加
＜取組分野＞ ※下線部が追加
情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカード、行政手続のオンライン化、データ利活用、EBPM、BPR・業務改革、デジタル人材の育成、**DXの機運醸成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策、消防DX**（警備業務関係、通信指令業務、救急業務関係）
- その他、**派遣時間・回数や事務手続の改善等を実施**

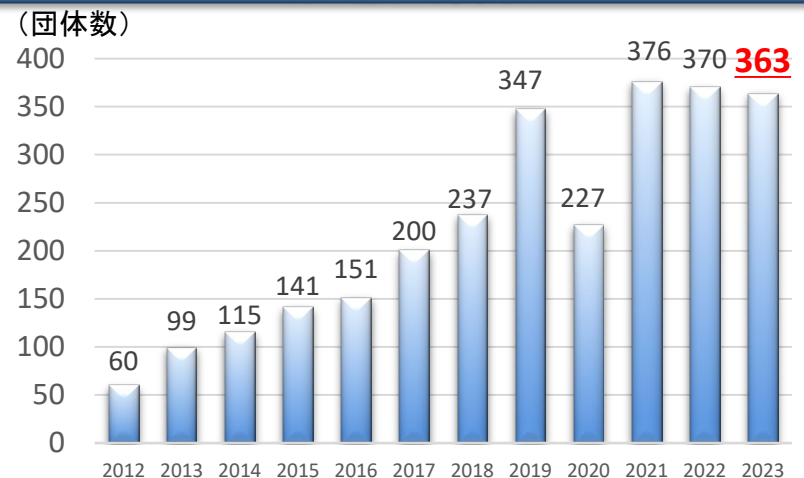
地域情報化アドバイザー派遣制度について

項目	説明
概要	地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「 <u>地域情報化アドバイザー</u> 」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度
対象	- 地方公共団体。<u>NPO、大学、商工会議所等</u>が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦が要件。 <u>地場企業等</u>が申請する場合は、<u>地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等が要件。</u>(令和7年度より拡充)
アドバイザー	- 先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者にアドバイザーを委嘱。 - 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。
回数・費用	<u>現地派遣であれば年間3回まで、オンライン会議のみであれば合計10時間の範囲内。</u> <u>派遣にかかる旅費・謝金は全額総務省が負担。</u>

派遣の仕組み



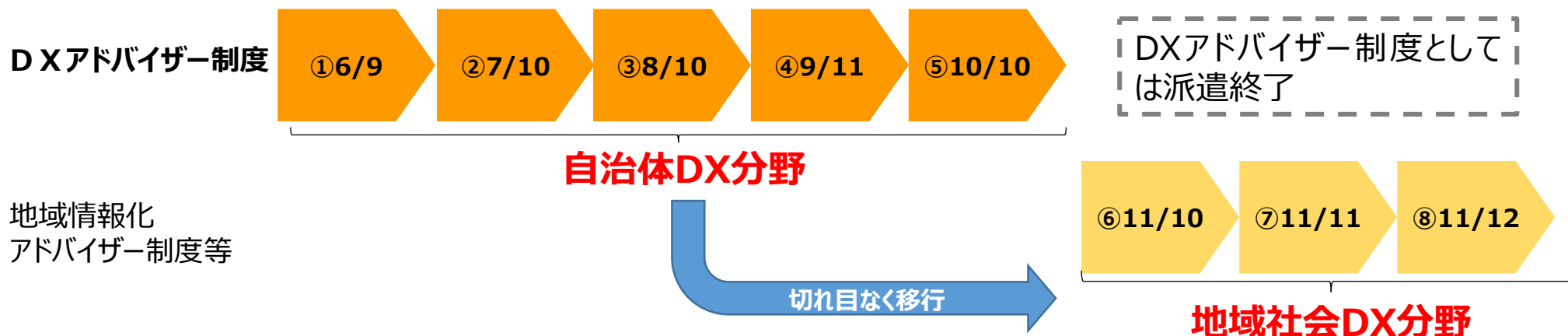
派遣団体数



【参考】DXアドバイザー制度と地域情報化アドバイザー派遣制度の併用

- 「経営・財務マネジメント強化事業」（課題対応アドバイス事業・課題達成支援事業）では、**主に自治体DX分野を念頭においた制度**であり、**年間原則5回以内**でのアドバイザーの派遣が受けることが可能です。
- 地域情報化アドバイザー派遣制度とDXアドバイザー派遣制度は併用が可能です。
例えば、**最初の5回まではDXアドバイザーの派遣を受けながら標準化等の自治体DXの取組を進め、6回目～8回目は地域情報化アドバイザー派遣を受けながら地域社会DXの取組を進める等**、両制度を併用することにより、**自治体DXから地域社会DXへ切れ目なく移行を図る**ことが可能です。

DXアドバイザー制度と地域情報化アドバイザー派遣制度の併用イメージ



地域情報化アドバイザー制度等においてアドバイザーとして活動されている方は、**地方公共団体からの推薦等により、本事業のアドバイザーとしても登録することが可能**です。

自治体情報システムの標準化・共通化などの自治体DXの分野からスマートシティなどの地域社会DXの分野まで、**地方公共団体における喫緊の課題への対応を継続的に支援**します。

- 職業人として誰もが備えておくべきデジタルに関する基礎的知識を測るため、2009年度から開始。
- 近年、**応募者数は急増中**。中でも、**DX推進のための社員のリテラシー向上を背景に、特に非IT系企業において応募者数が急増**。中でも金融・保険業においてその傾向が顕著。
- **2024年4月から、生成AI関連の問題を追加した試験を実施**。

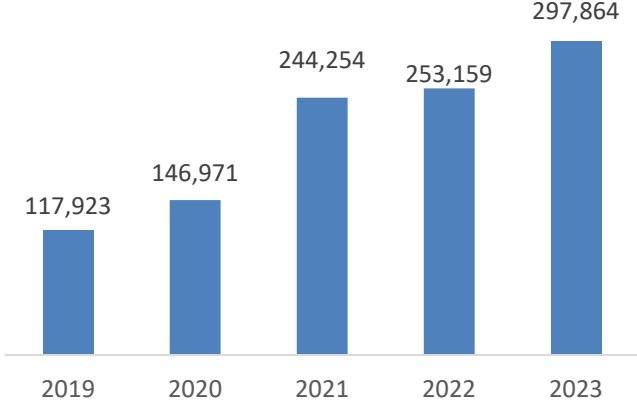
出題分野

ストラテジ系 経営全般	経営戦略、財務、法務など経営全般に関する基本的な考え方、特徴等
マネジメント系 IT管理	プロジェクトマネジメント、システム開発等IT管理に関する基本的な考え方、特徴等
テクノロジー系 IT技術	ネットワーク、セキュリティ、データベース等IT技術に関する基本的な考え方、特徴等

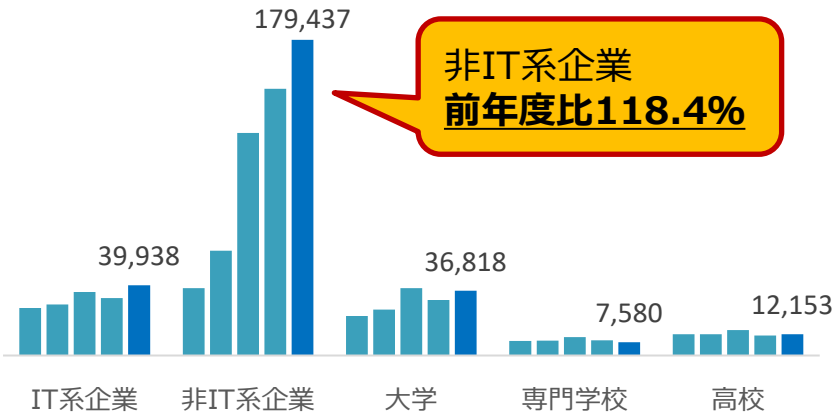
<2024年度から追加>

生成AIに関する問題追加
(出題例)
①システム開発に生成AIを活用する理由
②ハルシネーションの意味
③生成AIにおける基盤モデルの特徴

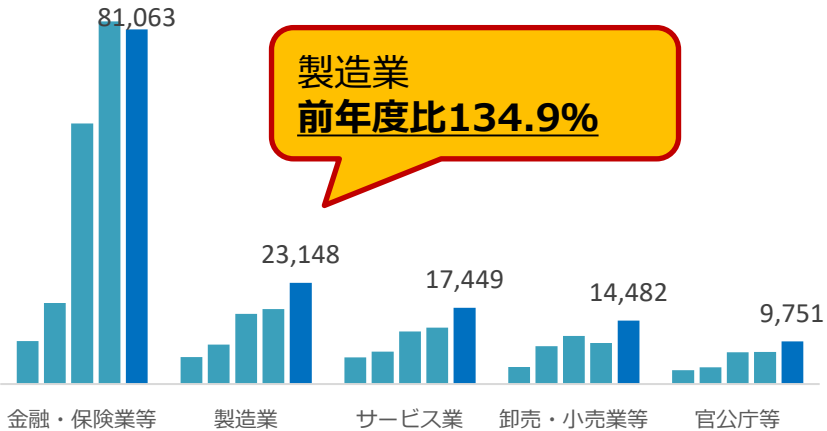
① 直近5年間応募者数推移



② 勤務先別応募者数推移

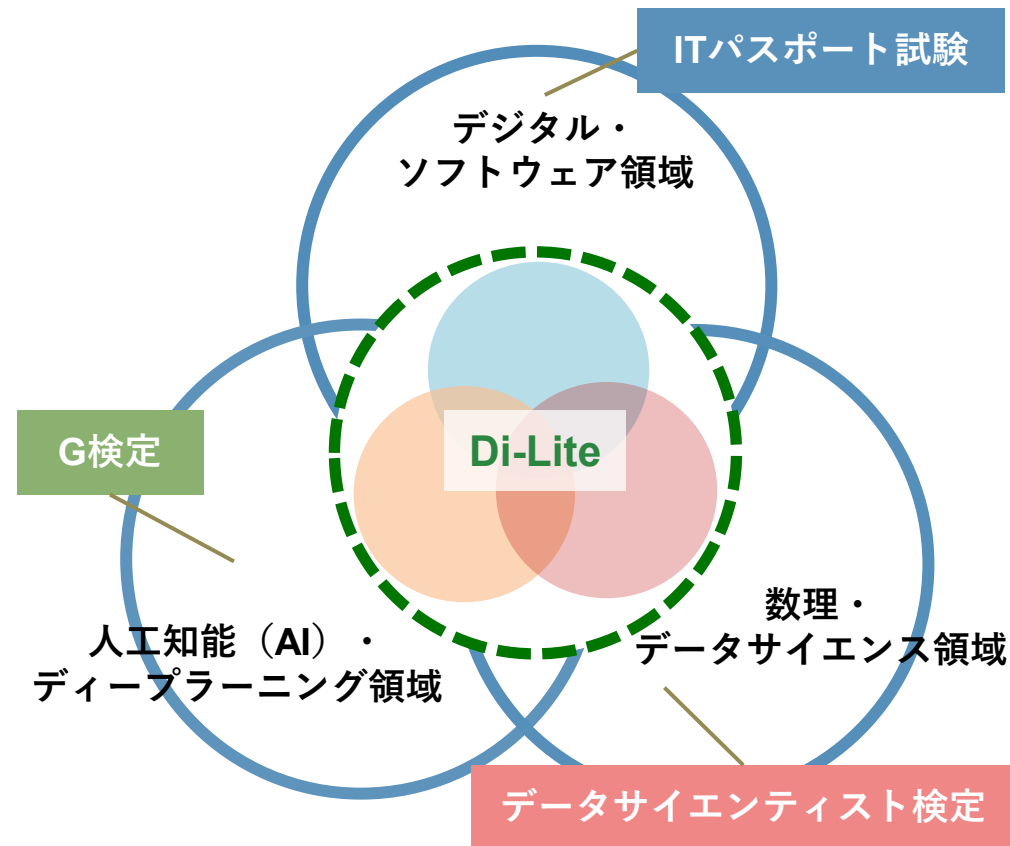


③ 非IT系上位5業種応募者数推移



- 全ビジネスパーソンがデジタルを使う人材となるために、デジタルリテラシー協議会（IPA、日本ディープラーニング協会、データサイエンティスト協会）が定義する、共通して身につけるべきデジタルリテラシー範囲。
- 「ITパスポート試験」「G検定」「データサイエンティスト検定」の3つの試験のシラバス範囲を推奨。
- 3試験の合格数に応じて「DX推進パスポート」として3種類のデジタルバッジを発行（2024年1月～）。

「Di-Lite」について



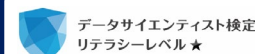
「DX推進パスポート」について



AIの技術的手法や事業活用に必要な知識・能力を体系的に学び、AI・データを活用したビジネスを推進する総合的知識を有することを証明する試験。



ITを活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべき、ITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験。



データサイエンス力・データエンジニアリング力・ビジネス力についてリテラシーレベルの総合的な実務能力と知識を有することを証明する試験。



キャッチコピーは「全員に、全体」を。

デジタル時代の全てのビジネスパーソンのためのリテラシー領域として「Di-Lite」を定義し、指し示していくことで、産業界全体でのデジタル人材育成の取り組み加速を目指す。

「全員」とは？

||

その1
「ビジネスパーソン“全員”」
その2
「DX推進を目指す“全員”」

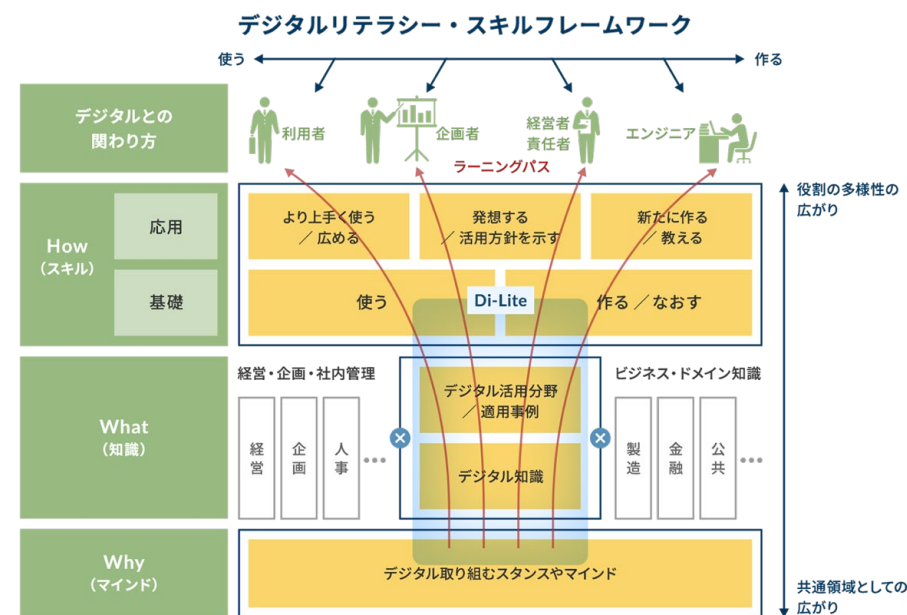
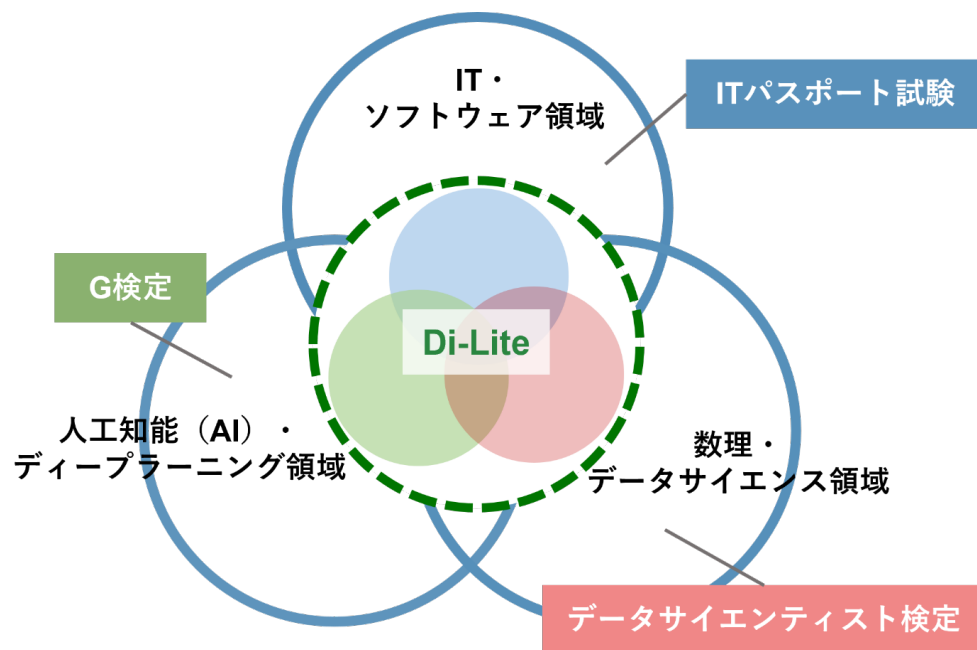
「全体」とは？

||

Di-Lite

「Di-Lite」とは？

デジタルリテラシー協議会が定義する、
全てのビジネスパーソンが持つべきデジタル時代の共通リテラシー「Di-Lite」



協議会では、Di-Lite領域に関するアップデートと啓発を行うとともに、それをベースに、様々なラーニングパスの見える化に取り組んで参ります。

「DX推進パスポート」を定義

3試験の合格数に応じ、デジタルバッジを発行。
DX推進パスポート 1・2・3と段階的に取得を推奨。

DX推進パスポート



- DX推進で重要な「使う」領域と「作る」領域を行ったり来たりするために必要な学習内容
- 全ての新社会人に必要な『ITパスポート試験』を合格し「使う」ための基礎知識を身に着けた後、DX推進人材に必要な「使って作って」の上で重要となる『G検定』と『DS検定リテラシーレベル』を取得



地域社会DX推進パッケージ事業について

総務省 情報流通行政局
地域通信振興課 デジタル経済推進室

地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域のデジタル変革を 総合的にご支援します

地域社会DX推進パッケージ事業のご案内

令和7年5月版

総務省
情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

【目次】

01

事業の概要

2 頁

02

地域社会DX推進パッケージ事業について

3 頁

- － ① - 1 計画策定支援
- － ① - 2 推進体制構築支援
- － ① - 3 地域情報化アドバイザー派遣制度
- － ② - 1 先進無線タイプ
- － ② - 2 AI検証タイプ
- － ② - 3 自動運転レベル 4 検証タイプ
- － ③ 補助事業
- － 事業スケジュール（R 7 年度）

【事業の概要】

- I C T 技術を活用した地方創生2.0の実現のため、人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会D X）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- このため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。

好事例の創出・横展開

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進無線システム活用タイプ

ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

4. 人材ハブ機能

デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

※ ① 3. 地域情報化アドバイザーはR7当初予算及びR6補正予算の内数になります。
（その他の事業については、R6補正予算により措置されております。）

【①- 1 計画策定支援】（予算：60団体程度）

地方公共団体内における**予算要求**、地域デジタル基盤活用推進事業を含む**国の支援への申請・提案**等にもご活用いただけるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図ることを目指し、3ヶ月程度の間、コンサルタント等の専門家が伴走支援します。

年間を通して複数フェーズの実施を予定しており連続支援も可能です。

注）支援先団体において計画書の作成その他の必要な作業を実施していただきます。

＜内容＞ 支援先団体のご意向も踏まえつつ、
それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

ご支援する検討事項の例

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等



1 団体当たり
3ヶ月程度の支援期間

＜対象＞ デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある
地方公共団体など

- ※ 財政力指数 1 以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外となります。
- ※ 地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象です。
- ※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限ります。

【①- 1 計画策定支援】 デジタル技術導入に向けた支援の内容

支援先団体の課題の整理状況に応じて、以下の2つの支援内容を用意しています。

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	支援対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。
支援メニュー例	・地域課題の抽出・整理 ・他地域における関連する好事例の紹介 ・デジタル技術の活用による課題解決の検討 ・ソリューション導入時期の検討 ・DX推進へ向かう組織支援の検討	・ネットワーク構成・機器等の要件の検討 ・導入・運用コストや費用対効果の検討 ・地域のステークホルダーとの連携体制の検討 ・運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組み等の検討 ・事業者とのマッチング

【①-2 推進体制構築支援】（予算：5億円程度）

専門家等を地方公共団体に派遣し、地域課題の洗い出しや深掘り、整理を実施するほか、具体的な進め方の提案や、地域DX推進体制の構築まで伴走支援し、デジタル技術による解決策の実証・実装に結びつけるとともに、各地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築します。

<対象>

都道府県と管内市区町村（※都道府県が管内の市区町村と連携して申請）

<支援内容イメージ>

①地域DX推進体制構築支援

STEP 01

課題整理・取組方針の共有

地域課題の洗い出し、深掘り、整理

STEP 02

推進体制の構築・拡充

具体的な進め方の提案、推進体制構築

- 各市町村の課題の洗い出し・深掘り
- 具体的な解決策の検討
- 都道府県・市町村等による課題の共有、取組方針の検討・共有 など
- 都道府県と市町村等の連携によるDX推進体制の構築
- 市町村のDXの進捗状況の共有
- 地域のステークホルダーの巻き込みや、事業者等とのマッチング支援 など

②実証事業、補助事業等の活用

STEP 03

解決策の実装

課題解決に資する地域DXソリューション導入等

- 具体的な地域DXの取組を実施
- 課題解決に向けた先進的ソリューションの実証
- 通信インフラの実装 など

STEP 04

改善

地域DX推進後の振り返り

- 地域DX導入後の効果測定・課題探索
- 実装後の運用準備 など

※支援期間内にSTEP01, STEP02を実施。進捗等により、具体的な地域DXの取組など、STEP03以降も実施可。

【①-2 推進体制構築支援】 申請要件及びスキーム

<申請要件>

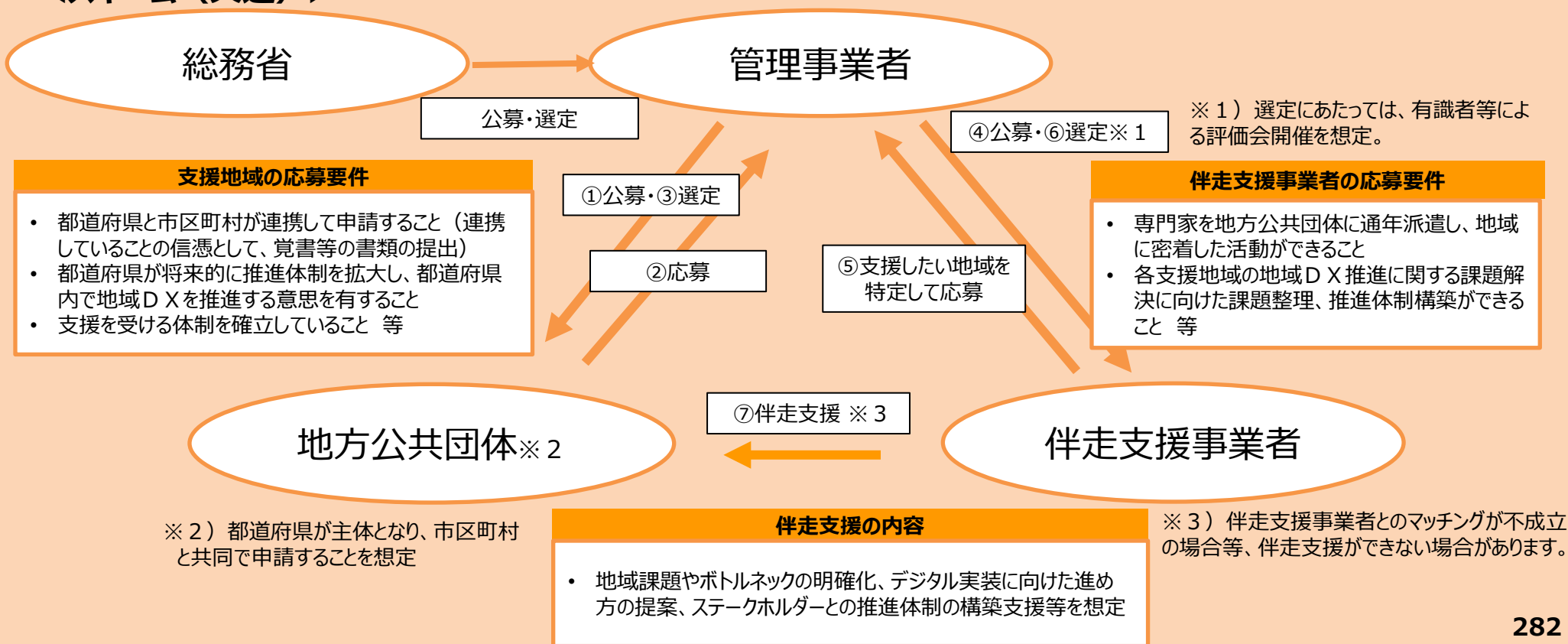
都道府県が管内の1市区町村以上と連携して申請すること。

※過去に支援地域として選定された地域（県）については、過去に申請した際よりも1以上多くの市町村と連携して申請すること。
（過去に支援地域として選定された地域の場合には、最終的な支援地域の選定における評価時に、管内の参加市町村の割合に応じて加点します）

<事業規模の上限>

上限1億円 ※過去に支援地域として選定採択された地域（県）については、上限5,000万円。

<スキーム（共通）>



【①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度】

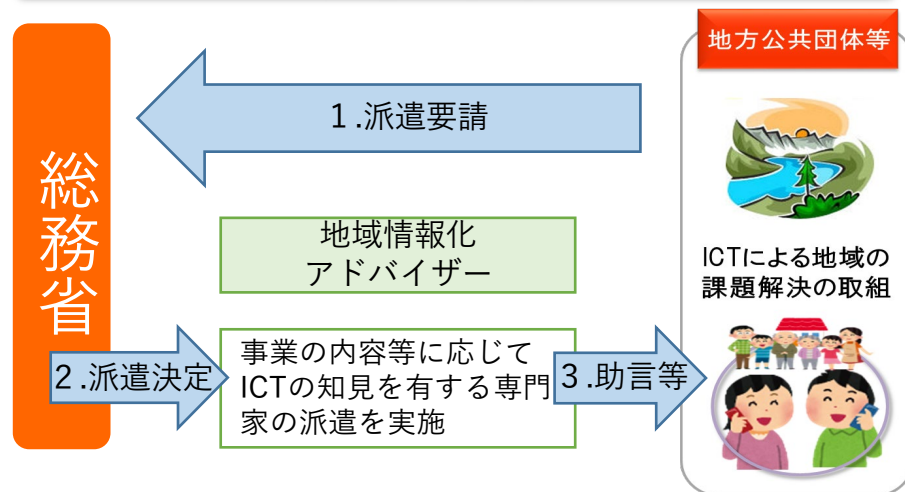
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度です。

現地派遣を含む支援であれば年間3回まで、オンライン会議のみによる支援であれば合計21時間の範囲内において、支援が可能です。

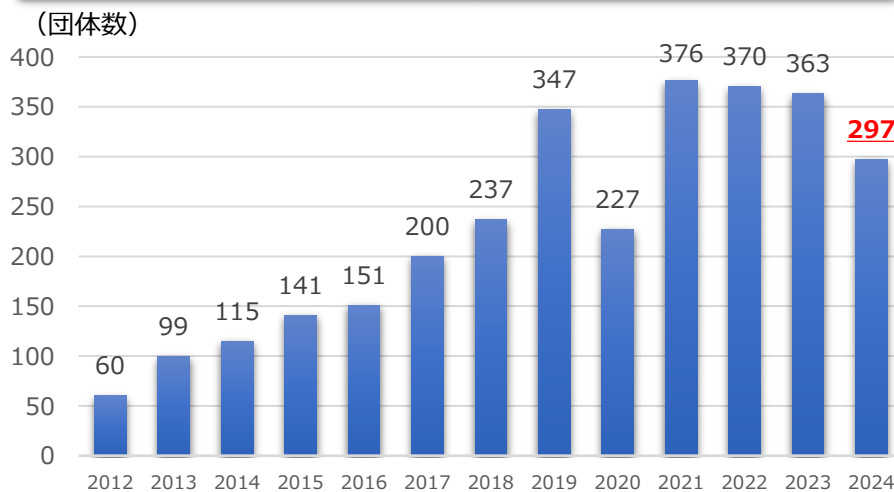
<対象>

- ◆ NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦を受けて実施します。
- ◆ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に支援を実施します。（令和7年度より支援対象を拡充）

派遣の仕組み



派遣団体数



【②- 1 先進無線タイプ】（予算：18億円程度）

ローカル 5 Gをはじめとする**新しい無線技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる無線技術>

ローカル 5 G

Wi-Fi HaLow

Wi-Fi 6E／7 などのワイヤレス通信技術 ※ 1

※ 1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※ 2
※ 3

※ 2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※ 3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくことになります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
- 新しい無線技術を活用するものであるか
（当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など）
- 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
- 先進的なソリューションであるか（先行事例との比較 など）
- 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか（地域の連携体制が構築されているか など なお、複数年にわたる実証の場合は、複数年分の計画を提示することで実装・横展開を評価）
- 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
 - ・プロジェクトの自走化の担い手として地域ICT企業が参画しているか
 - ・幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか など

【②- 1 先進無線タイプ】 対象経費の考え方

対象経費についての基本的な考え方は以下の表のとおりです。原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外となります。（消耗品・リースできない機器等を除く）

対象経費		対象外経費
ネットワーク／ソリューション機器など 実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみ対象となります。	● ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費（左記を除きます） ● 無線局開設に係る免許関係諸費用（免許申請手数料） ● 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など
取得単価が税込 10 万円未満 又は 使用可能期間が 1 年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいいます。	
リースなどで調達できない ネットワーク／ソリューション機器の購入経費	リースなどで調達できない理由（様式任意）を提出いただき、総務省の了解を得る必要があります。	
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費 など	
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費 など	

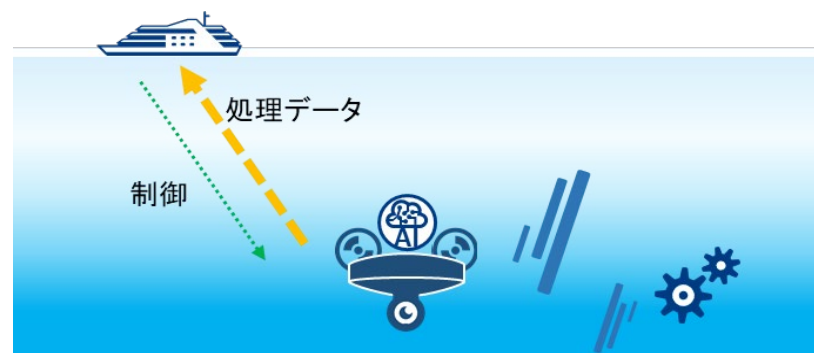
【②-2 AI検証タイプ】

通信負荷低減・通信の大容量化等によって、より高度なAIソリューションモデルの創出を実現するため、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関して検証する。

<実証イメージ>

想定される検証例

- ・ エッジAIによる通信量の低減
- ・ AI×通信技術の融合による、山奥や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立
- ・ 同一の無線ネットワークに同時に多数接続する端末における最大遅延の低遅延化等、接続の安定性が求められる、ユースケースの検証
- ・ ネットワークとAI・コンピューティングが融合等した通信インフラを活用した新たなAIの先進的なソリューションモデルの創出



(例) 海中で取得したデータをエッジAIで処理した上で、海上・地上に安定的に送信



(例) 工場等において、NWのリアルタイム制御を通じて、搬送ロボットの搬送効率を向上

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<事業規模の上限>

1億円程度

【②-3 自動運転レベル4検証タイプ】（予算：22億円程度）

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施する。

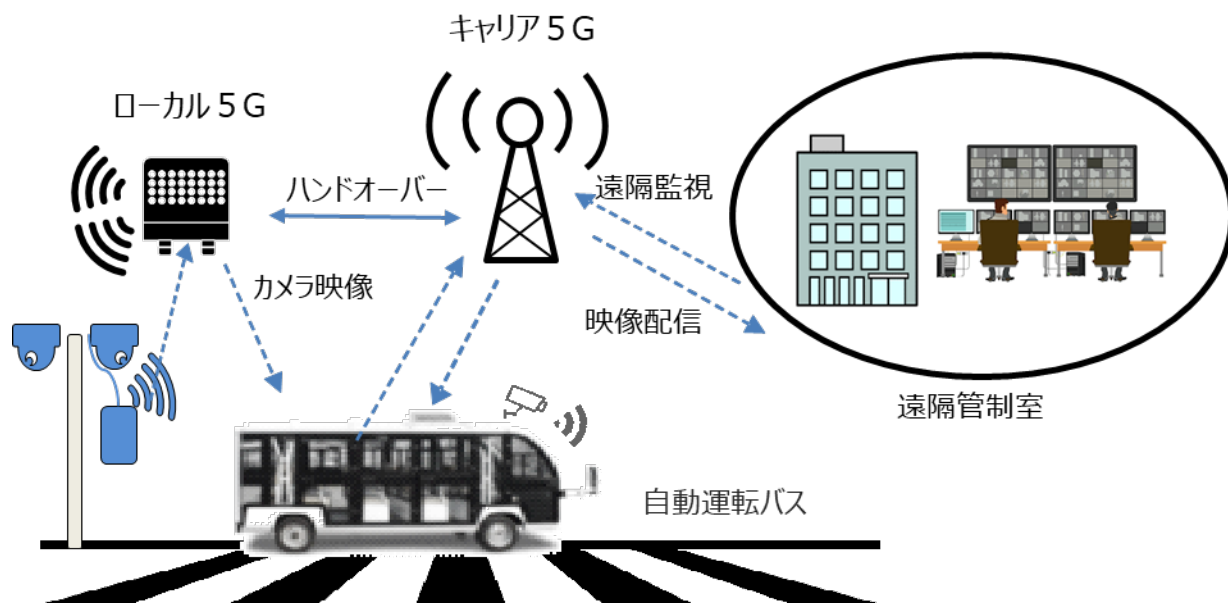
<実証イメージ>

想定される検証項目の例

- ・交差点における通信
- ・基地局間のハンドオーバー
- ・路車間通信の信頼性
- ・必要な通信帯域幅 など

想定される検証環境の例

- ・形状等の異なる物理的環境
- ・積雪・日照等の気候条件 など



<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

※地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

<事業規模の上限>

上限2.5億円程度

（参考）「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月閣議決定）（抜粋）

地域限定型の無人自動運転移動サービスを2025年度目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現し、全国に展開・実装する。

【③補助事業】（予算：8.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合限り、5か年分を上限として補助対象とします。

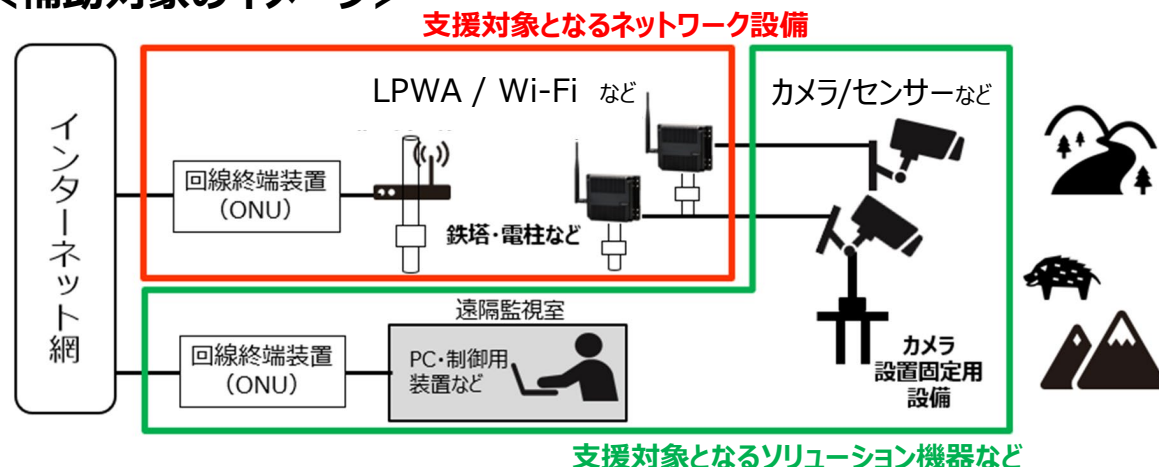
<補助率> 補助対象経費の1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

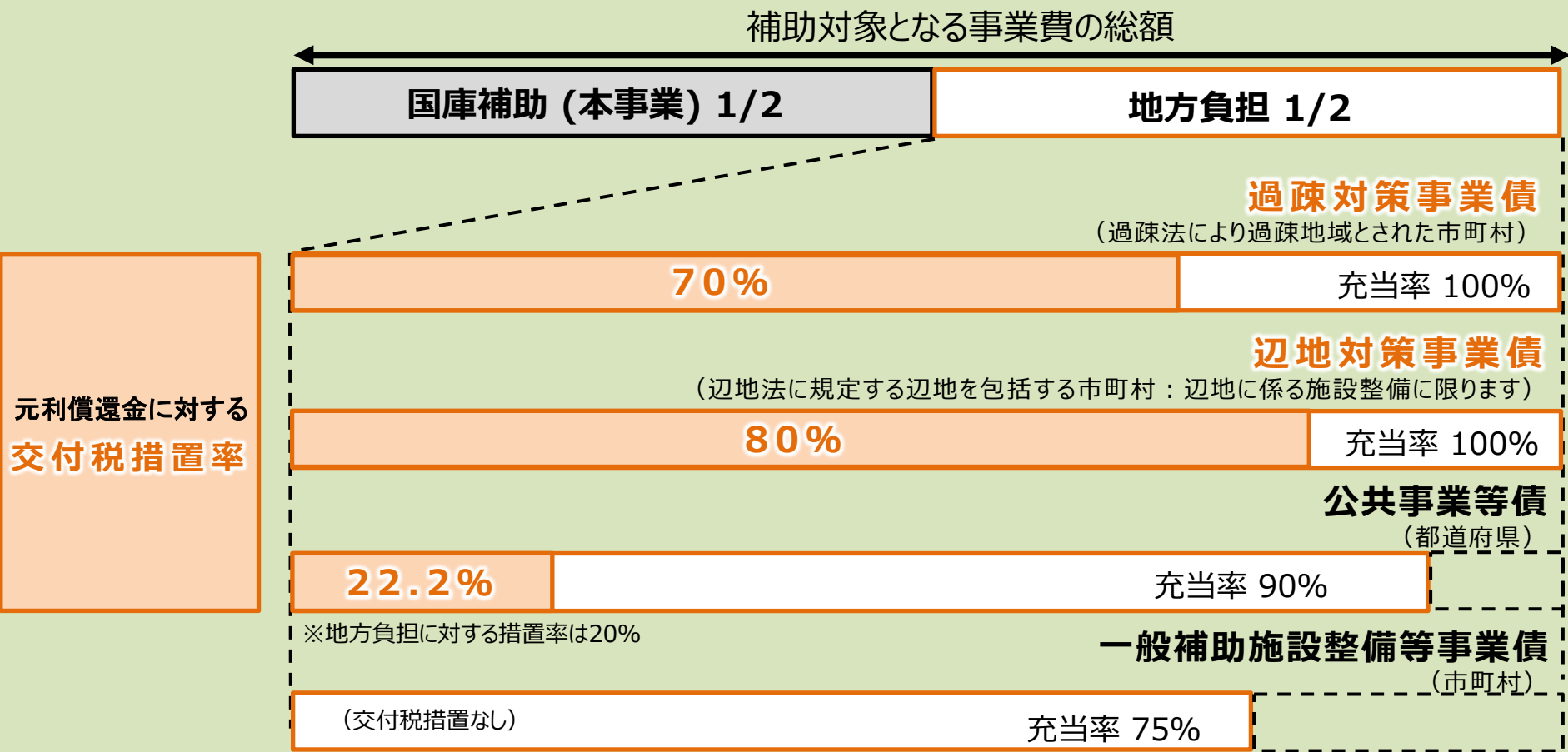
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>

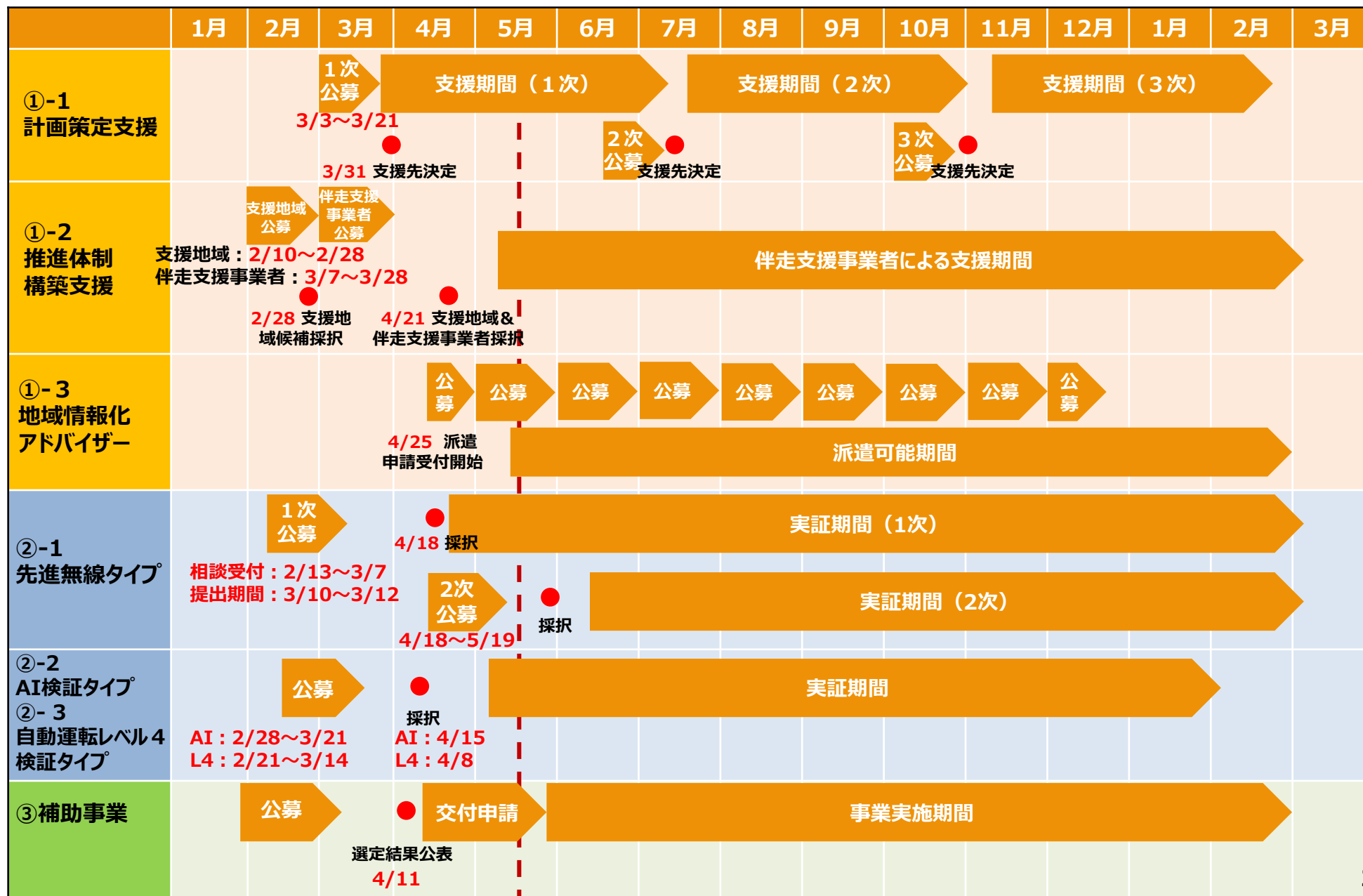


【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

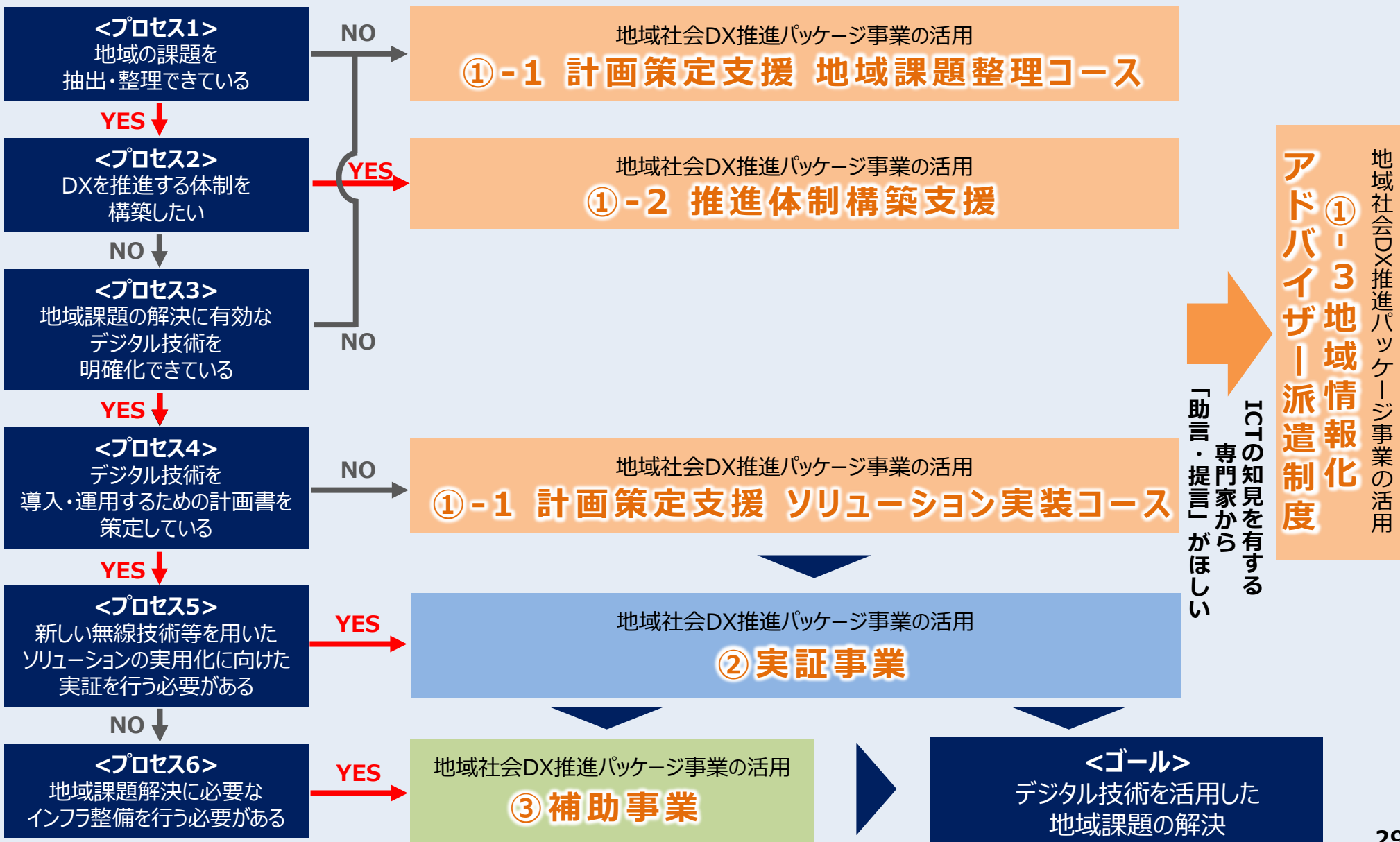
地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債を起債**することができます。



【事業スケジュール（R7年度）】



【地域社会DX推進パッケージ事業の活用フロー】



【総合通信局・総合通信事務所】

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線4714）／e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎
電話：022-221-3655／e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話：03-6238-1692／e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
電話：026-234-9933／e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
電話：076-233-4431／e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第三号館6階
電話：052-971-9405／e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
電話：06-6942-8522／e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
電話：082-222-3324／e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
電話：089-936-5061／e-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
電話：096-326-7833／e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階
電話：098-865-2304／e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

携帯電話等エリア整備事業について、 電波遮へい対策事業について

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

携帯電話等エリア整備事業

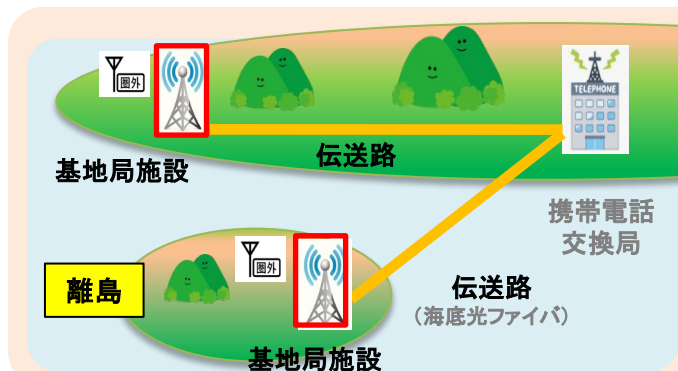
地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 （４G等）	圏外解消のため、基地局施設を 設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体 【１社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村 3/10</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村 1/5</td></tr></table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化施設整備 （５G）	４Gを利用できるエリアにおいて、 通信の高度化のため、５G基地 局を設置する場合	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【１社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

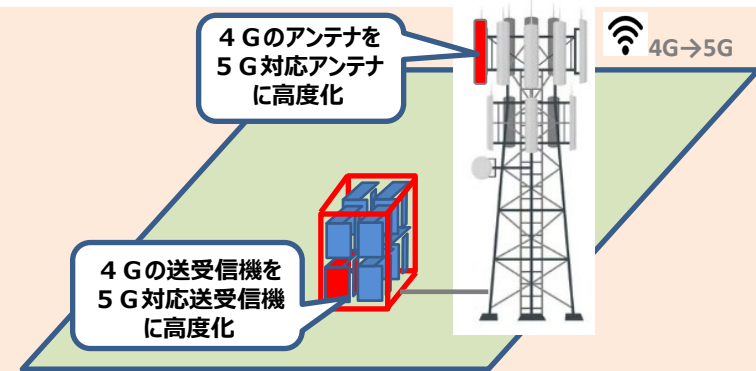
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

令和7年度予算額 1,200百万円(令和6年度当初予算 2,300百万円、令和6年度補正予算 600百万円)

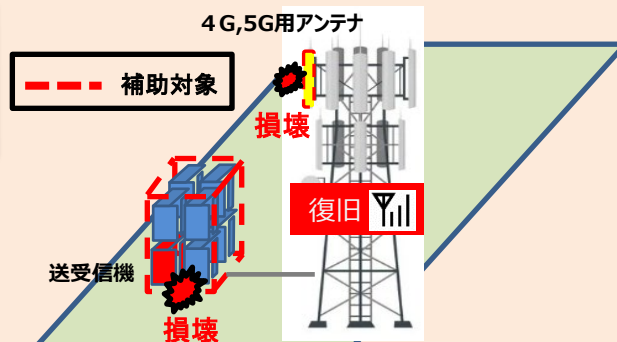
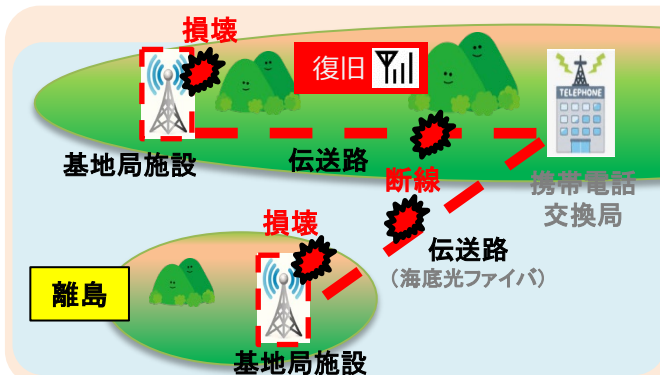
携帯電話等エリア整備事業（新規メニューの概要）

地域における通信環境の安定性を確保するため、能登半島地震等、自然災害により損壊した基地局について、過去に国が補助した施設・設備を対象に、復旧・復興支援ができる補助メニュー及び老朽化により機能低下が著しい基地局について、高度化に伴う更新を支援できる補助メニューを創設。

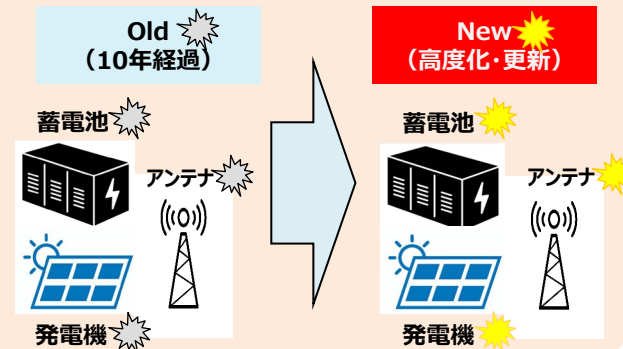
補助メニュー	補助内容	補助率						
復旧・復興支援メニュー（基地局施設復旧事業）	災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助	事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村 3/10</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村 1/5</td></tr></table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化・更新支援メニュー（基地局施設更新事業）	通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

※復旧・復興支援メニュー及び、高度化・更新支援メニューは、過去に国が補助金により整備した施設・設備等が補助対象。
 ※基地局施設、高度化施設（5G基地局）及び伝送路施設（光ファイバ）の整備費や運用費に関する補助メニューも存在。
 ※離島の場合、補助率は高上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）

基地局施設復旧事業のイメージ



基地局施設更新事業のイメージ



令和6年度補正予算：600百万円

電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体:一般社団法人、**インフラシェアリング事業者等【拡充】**、地方公共団体(都道府県)
イ 対象地域:鉄道トンネル、道路トンネル(高速道路、国直轄国道、**緊急輸送道路 ※1**)
※1 緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象に追加【拡充】
ウ 補助対象:移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
エ 負担割合:(一般社団法人等が事業主体の場合) オ 計画年度:平成11年～

○所要経費(一般会計)

令和7年度予算額 1, 200百万円
令和6年度予算額 1, 000百万円

【鉄道トンネル※2】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

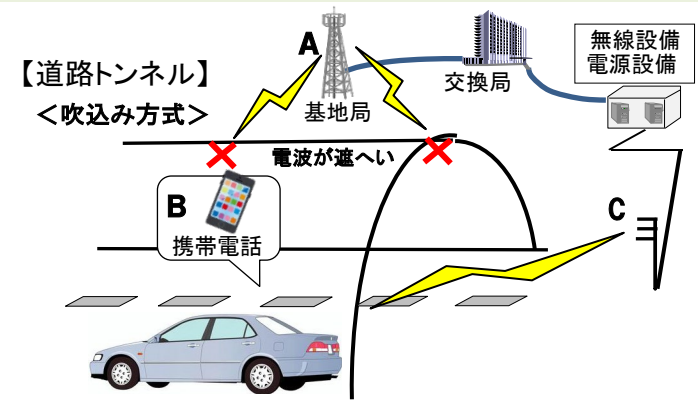
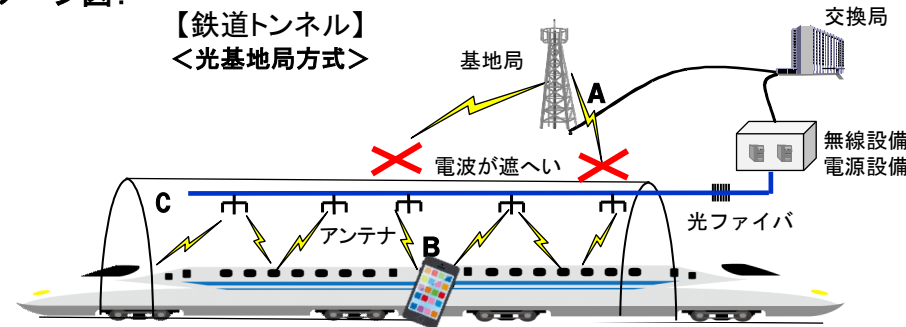
※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

(地方公共団体が事業主体の場合)

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

カ イメージ図:



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

光ファイバの整備促進等について

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課

- 通信契約の有無に関わらずCATV加入者に無線局を配布し、平時は加入者しか使用できないが非常時には加入の有無に限らず開放する仕組みを構築
- 自治体との協力により観光用や公共用Wi-Fiを整備
- ビニールハウスでのデータ収集用無線局の開設（スマート農業）
- 地域活性化を担う事業者と行政が連携して観光ツアーなどの取組を実施
- 無線LANを活用した観光体験や移住定住の促進イベントの開催
- その他、想定される事例

①通信分野（5G／ローカル5G）

5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」などの特長を持つ通信が可能となる。トラクターの自動運転、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など、様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。

また、ローカル5Gでは、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や地方自治体などの様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、多様な分野、利用形態、利用環境で活用されている。

②農業分野

各種センサー情報を活用した生育管理やAIを活用した収穫ロボット、ドローンによる農薬散布など、ICTを活用したスマート農業が進展している。

③教育分野

GIGAスクール構想に基づき、全国ほぼ全ての小・中学校において1人1台端末及び校内通信ネットワーク環境が整っており、授業でのパソコン又はタブレット端末の利用が浸透している。

④医療分野

救急車の中などからクラウドサーバに心電図のデータを送信することで病院到着前に病院で心電図を閲覧することや、テレビ電話やコミュニケーションアプリなどを活用して医師などの診断や服薬指導を受けることなどが可能となっている。

⑤防災・減災分野

センサーやドローンを活用した遠隔地からの現地の被害状況の確認や、スマートフォンで取得したGPSの位置情報などを活用した被災時における住民行動の把握などの取組が行われている。

無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

29

9

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する光ファイバ設備について民間移行とともに高度化を伴う更新を実施する場合などに、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 計画年度: 令和元年度～

オ 負担割合: (自治体の場合)

令和6年度補正予算額: 19.3億円

令和7年度当初予算額:

情報通信インフラ整備加速化パッケージの内数 39.9億円

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

(※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ

【現行上乘せなし(拡充)】

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、
1/2(その他条件不利地域)【補助メニューの追加】

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4【1/3から拡充】	3セク・民間 1/4
---------------------------	---------------

(※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4

【現行2/3(拡充)】

(※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない
場合)【現行1/2(離島)、1/3(その他の条件不利地域)(拡充)】

(※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3【現行1/3(拡充)】

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)

観光IoT

教育IoT

コワーキング
スペース

スマートモビリティ

スマートホーム

農業IoT

通信ビル

無線局
エントランス
(クロージャ等)

地域の拠点的地点

• 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

• 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。【拡充】

- 新設・高度化ともに、補助率を以下の通り拡充。

対象地域	態 様	事業主体	補助率 【現行】	補助率 【かさ上げ後】
離島	新設	自治体	4 / 5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	4 / 5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	2 / 3	3 / 4
	高度化	自治体	—	3 / 4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	1 / 2	3 / 4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	1 / 2	2 / 3
その他 条件不利地域	新設	自治体	1 / 2	同左
		第3セクター・民間	1 / 3	3 / 4
	高度化	自治体	—	1 / 2
		第3セクター・民間	1 / 3	2 / 3

- 地中化を伴う新設を実施する場合、補助率の分子に0.5を上乗せする。

※ 単独地中化の場合は一定の条件あり。

- 地方自治体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合を補助対象に追加。

- 災害復旧事業の補助対象に、通信事業者を追加。

- 既に自治体が光ファイバを整備した地域においては、人口減少等が進展する中で、自治体の費用負担や人員不足等の問題から、老朽化に対応した設備更改やサービス提供の継続が困難となる事態が懸念されるため、公設設備の民設移行を図る必要。
- そのため総務省では、成功事例の横展開を図り公設光ファイバの民間移行を一層促進するため、これまで民間移行を実施した自治体の事例集を作成し、総務省HPに公開した。(掲載自治体数:19自治体 掲載日:2024年10月31日)

参考事例

12 岐阜県飛騨市

通信

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

放送

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

地域イントラ

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

1. 基本情報

人口: 22,106 (2024年1月)

条件不利地域: 過疎地、特定農山村、豪雪

提供可能世帯数: 約2,200 (移行時点)

移行時期: 2022年4月

民設移行の理由: 設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担 等

事業者との協議期間: 2年3ヶ月

岐阜県飛騨市役所総務部総務課

0577-73-7462

jyoho@city.hida.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定
- ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮

- ・テレビのみのプランの維持、ラジオ放送の有無を考慮し譲渡先事業者を検討する必要があった。



- ・ケーブルテレビ事業の方向性について、将来的に民間移行を見据え方向を模索するという長期計画を策定し、これに基づいて時間をかけて地元内外の事業者と協議を実施した。
- ・その上で、市が要望する基本事項で合意可能な譲渡先事業者をプロポーザルで選定。追加事項等は連携協定締結後の月2～3回程度の協議の中で調整した。
- ・テレビのみのプランは新設したが、住民説明も実施の上でラジオ放送は廃止した。

- ・平成16年の市町村合併前の書類が残っていない場合も多く、財産の譲渡の書類作成が難航した。
- ・国土交通省や県の道路占用や、電力会社や通信会社に対する伝送路の共架や添架関係の処理などの手続きに時間を要した。



- ・補助金により整備した資産の譲渡については事前に総務省や農林水産省に相談し、スムーズに進められるようにした。
- ・手続きが漏れていたものについても、発覚次第定例会議で共有し、早期に対策を行うことにより対応した。

民間移行に要する期間を短縮するための取組について

- 公設光ファイバの民間移行には多くの手続きを伴い、中でも④と⑦に長期間を要し民間移行の支障となっている場合がある。
- 公設光ファイバを所有する地方公共団体は、例えば以下の取組の実施により円滑に民間移行を実施できるよう準備することが重要と考えられる。
 - ・将来的に民間移行を実施する場合に備えて資産の現況の把握を適切に実施する
 - ・市町村が道路管理者となる場合に、譲渡した電柱に係る譲渡先事業者からの道路占用許可申請に対し迅速に対応できるよう、予め庁内で情報共有を行う等

【必要となる手続きと要した月数の一例】

必要となる手続き	要した月数の例 ※全体で18ヶ月の場合
①地方公共団体と事業者間で基本条件の協議・確認	0.5ヶ月
②守秘義務協定の締結	0.5ヶ月
③事業者への情報提供、事業者における採算性判断	1ヶ月
④譲渡条件の提示・協議等（移行対象設備の数量把握・現況調査等）	4ヶ月
⑤議会審議（移行に係る費用の予算措置）	1ヶ月
⑥地方公共団体と事業者の間で覚書締結	0.5ヶ月
⑦第三者交渉（電柱等の占用許可に係る国、県、地権者等との協議）	5ヶ月
⑧譲渡条件協議（最終条件や費用等について調整）	2ヶ月
⑨議会審議（最終条件の合意）	1.5ヶ月
⑩譲渡設備の仮契約締結	0.5ヶ月
⑪財産処分手続	1ヶ月
⑫設備譲渡契約の締結	0.5ヶ月

担当者・URL等一覧①

施 策 名・URL	担当課室	担当者	電話番号
(4) ローカルスタートアップ関連施策について			
① ローカル10,000 プロジェクト等について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	(ローカル10,000プロジェクトの 制度や申請手続・スケジュールの問合せ) 問合せ専用ダイヤル		050-3526-1422 (平日9:30～ 18:00)
	(その他の問合せ) 地域政策課 伊藤、有馬、長谷川		03-5253-5523
② 創業支援施策について https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html	中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進室	森田、大崎、 平出	03-3501-1767
③地域の社会課題解決に資するスタートアップへの支援 について	経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課	溝口	03-3501-1628
④ 女性起業家育成支援等について	内閣府 男女共同参画局総務課	高野	03-5253-2111 (内線37516)
(5) 事業承継、地域企業の人材確保・育成関連施策に ついて			
① 中小企業の事業承継・M & Aの推進について	中小企業庁 事業環境部財務課	正木、薮内、 矢野	03-3501-5803
② 地域の人事部について https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html	経済産業政策局 地域経済産業政策課	山崎、大塚、 池田	03-3501-1697
③ プロフェッショナル人材事業について	内閣官房 新しい地方経済・ 生活環境創生本部事務局	廣瀬、板垣、 工藤、平岡	03-6257-1412
④ 事業承継等人材マッチング支援事業について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tiikikigyouzinzai.html	総務省地域力創造グループ 地域政策課	高橋・米原 ・長谷川	03-5253-5523
⑤総務省における多文化共生の取組について https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html	総務省自治行政局国際室	富樫、西村	03-5253-5527

担当者・URL等一覧②

施 策 名・URL	担当課室	担当者	電話番号
⑥特定地域づくり事業協同組合について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課	日比野、 高橋（舞）	03-5253-5533
（６）地域脱炭素関連施策について			
① 地域脱炭素の推進について	環境省大臣官房地域政策課	安藤	03-5521-8232
② 総務省の地域脱炭素関連施策について	総務省地域力創造グループ 地域政策課	伊藤、米原	03-5253-5523
（７）地域DX推進について			
① デジタル人材の確保について	総務省地域力創造グループ 地域情報化企画室	櫻井、椎葉	03-5253-5525
② 地域社会DX推進パッケージ事業について	総務省情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室	猿田、北村、 鎌田	03-5253-5758
③携帯電話等エリア整備事業について、電波遮へい対策事業について	総務省総合通信基盤局 電波部移動通信課	田代、広宣	03-5253-5894
④光ファイバの整備促進等について	総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課	岡、須田、 秦	03-5253-5866